

総務委員会

議案

議案第35号	令和8年度葛飾区一般会計補正予算（第1号）	（財政課長）
議案第36号	葛飾区行政手続条例の一部を改正する条例	（総務課長）
議案第37号	葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	（人事課長）
議案第39号	葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例	（税務課長）
議案第45号	（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール建築工事請負契約締結について	（契約管財課長）
議案第46号	葛飾区立鎌倉小学校外壁改修（塗装）工事請負契約締結について	（契約管財課長）
議案第47号	葛飾区立亀有中学校外壁改修（塗装）その他工事請負契約締結について	（契約管財課長）
議案第48号	都市計画道路補助第261号線（南水元）整備（その2）工事請負契約締結について	（契約管財課長）
議案第49号	八剱橋橋梁架替（その12）工事請負契約締結について	（契約管財課長）
議案第50号	柴又公園拡張部（和風庭園等）整備工事請負契約締結について	（契約管財課長）
議案第51号	災害対策用備蓄食糧品の買入れについて	（契約管財課長）
議案第52号	都市計画道路補助第276号線（細田北）整備（その1）及び排水施設（その1）工事請負契約の変更について	（契約管財課長）
報告第1号	地方自治法第179条第1項本文の規定に基づき専決処分した葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について	（税務課）

庶務報告

政策経営部・総務部共通

- (1) 汚染除去費用請求事件に係る和解勧告について (総務課長)

政策経営部・産業観光部共通

- (1) 区民と事業者の健康活動促進に係る取組状況について (健康推進都市担当課長)

施設部・産業観光部共通

- (1) 小松南小学校の改築に伴う旧松南小学校校舎の取扱いについて (施設管理課長)

政策経営部

- (1) 葛飾区後期実施計画の策定について (政策企画課長)
- (2) 葛飾区におけるSDGs各ゴールの実現に向けた令和7年度の取組結果について (SDGs推進担当課長)
- (3) 葛飾区区民サービス向上改革プログラム及び葛飾区総合戦略の策定について (経営改革担当課長)
- (4) 協働を推し進める環境づくりについて (協働推進担当課長)
- (5) 令和8年度におけるスタジアム構想の進め方について (スタジアム構想担当課長)
- (6) 令和7年度葛飾区繰越明許費の報告について (財政課長)
- (7) 令和7年度葛飾区事故繰越しの報告について (財政課長)

総務部

- (1) 葛飾区個人情報保護制度の運用状況について (総務課長)
- (2) 葛飾区情報公開制度の実施状況について (総務課長)
- (3) 専決処分(損害賠償額の決定)の報告について (総務課長)
- (4) 義務付け等請求控訴事件の上告受理申立てについて (総務課長)
- (5) 代理受診に係る移送費支給却下処分取消請求事件について (総務課長)
- (6) 葛飾区障害年金にかかる63条返還処分取消請求事件について (総務課長)
- (7) 家族介護料却下処分取消請求事件について (総務課長)

- | | | |
|------|----------------------------------------|----------|
| (8) | 慰謝料請求事件について | (総務課長) |
| (9) | 国家賠償請求事件の判決について | (総務課長) |
| (10) | 政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関するアンケートの実施結果について | (人事課長) |
| (11) | 職員に対する麻疹抗体検査の実施について | (人事課長) |
| (12) | 専決処分（契約変更）の報告について | (契約管財課長) |
| (13) | 工事契約について | (契約管財課長) |
| (14) | 令和7年度特別区税、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の不納欠損について | (収納対策課長) |

施設部

- | | | |
|-----|----------------------------------------------|------------|
| (1) | SHIBAMATA FU-TEN Bed And Localの運営に係る協議状況について | (施設管理課長) |
| (2) | 工事における検査未了事態の再発防止について | (施設整備担当課長) |

地域振興部

- | | | |
|-----|-----------------------|----------|
| (1) | マイナンバーカード交付体制の方向性について | (戸籍住民課長) |
|-----|-----------------------|----------|

産業観光部

- | | | |
|-----|----------------------------------------|----------|
| (1) | 地域経済活性化対策について | (商工振興課長) |
| (2) | 柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園拡張部の指定管理者との基本協定について | (観光課長) |

議案第36号 関係資料
総務部
令和8年6月11日

葛飾区行政手続条例の一部を改正する条例

総務課

1 改正理由

行政手続法の改正を踏まえ、公示送達の方法を改めるもの

2 改正概要

行政手続法において、行政庁が不利益処分を行うときは、これを行う前に聴聞又は弁明の機会の付与（以下「聴聞等」という。）を行う必要があるとされている。聴聞等を行う際は、その旨を書面により処分の相手方に通知する必要があるところ、その者の所在が判明しない場合にあっては、行政庁の事務所の掲示場に所定の事項を掲示することで、当該通知がその者に到達したとみなすとされている（公示送達）。

今般、行政手続法が改正され、聴聞等の通知に係る公示送達は、①公示事項を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置と併せて、②公示事項が記載された書面を行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うこととなった。

この法改正を踏まえて、趣旨を同じくする葛飾区行政手続条例においても、同様の規定とするものである。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行日

公布の日

葛飾区行政手続条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>○葛飾区行政手続条例</p> <p style="text-align: right;">平成 7 年 3 月 1 0 日 条例第 1 号</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）</p> <p>第 2 章 申請に対する処分（第 5 条—第 1 1 条）</p> <p>第 3 章 不利益処分</p> <p> 第 1 節 通則（第 1 2 条—第 1 4 条）</p> <p> 第 2 節 聴聞（第 1 5 条—第 2 6 条）</p> <p> 第 3 節 弁明の機会の付与（第 2 7 条—第 2 9 条）</p> <p>第 4 章 行政指導（第 3 0 条—第 3 6 条の 2）</p> <p>第 4 章の 2 処分等の求め（第 3 6 条の 3）</p> <p>第 5 章 届出（第 3 7 条・第 3 8 条）</p> <p>第 6 章 雑則（第 3 9 条・第 4 0 条）</p> <p>付則</p> <p> 第 1 章 総則</p> <p> （目的等）</p> <p>第 1 条 この条例は、行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 3 条第 3 項に規定する処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによつて、区の行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が区民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もつて区民の権利利益の保護に資することを目的とする。</p> <p>2 前項の処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。</p> <p style="text-align: right;">（平 2 7 条例 8 ・一部改正）</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）法令 行政手続法第 2 条第 1 号に規定する法令をいう。</p> <p>（2）法律等 法律、東京都条例又は葛飾区条例をいう。</p> <p>（3）条例等 葛飾区条例、葛飾区規則、葛飾区教育委員会規則、葛飾区条例の委任に基づく選挙管理委員会、監査委員若しくは農業委員会の定め又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 7 の 2 第 1 項若しくは地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 5 5 条第 1 項の規定に基づき東京都条例の定めるところにより東京都知事若しくは東京都教育委員会の権限に属する事務の一部を区が処理することとされた場合における当該事務の根拠となる東京都条例、東京都規則若しくは東京都教育委員会規則をいう。</p> <p>（4）執行機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員又は農業委員会をいう。</p> <p>（5）区の機関 執行機関、執行機関に置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令により権限を行使することを認められたものをいう。</p> <p>（6）行政庁 処分権限を有する区の機関をいう。</p> <p>（7）処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。</p>	<p>○葛飾区行政手続条例</p> <p style="text-align: right;">平成 7 年 3 月 1 0 日 条例第 1 号</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）</p> <p>第 2 章 申請に対する処分（第 5 条—第 1 1 条）</p> <p>第 3 章 不利益処分</p> <p> 第 1 節 通則（第 1 2 条—第 1 4 条）</p> <p> 第 2 節 聴聞（第 1 5 条—第 2 6 条）</p> <p> 第 3 節 弁明の機会の付与（第 2 7 条—第 2 9 条）</p> <p>第 4 章 行政指導（第 3 0 条—第 3 6 条の 2）</p> <p>第 4 章の 2 処分等の求め（第 3 6 条の 3）</p> <p>第 5 章 届出（第 3 7 条・第 3 8 条）</p> <p>第 6 章 雑則（第 3 9 条）</p> <p>付則</p> <p> 第 1 章 総則</p> <p> （目的等）</p> <p>第 1 条 この条例は、行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 3 条第 3 項に規定する処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによつて、区の行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が区民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もつて区民の権利利益の保護に資することを目的とする。</p> <p>2 前項の処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。</p> <p style="text-align: right;">（平 2 7 条例 8 ・一部改正）</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）法令 行政手続法第 2 条第 1 号に規定する法令をいう。</p> <p>（2）法律等 法律、東京都条例又は葛飾区条例をいう。</p> <p>（3）条例等 葛飾区条例、葛飾区規則、葛飾区教育委員会規則、葛飾区条例の委任に基づく選挙管理委員会、監査委員若しくは農業委員会の定め又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 7 の 2 第 1 項若しくは地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 5 5 条第 1 項の規定に基づき東京都条例の定めるところにより東京都知事若しくは東京都教育委員会の権限に属する事務の一部を区が処理することとされた場合における当該事務の根拠となる東京都条例、東京都規則若しくは東京都教育委員会規則をいう。</p> <p>（4）執行機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員又は農業委員会をいう。</p> <p>（5）区の機関 執行機関、執行機関に置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令により権限を行使することを認められたものをいう。</p> <p>（6）行政庁 処分権限を有する区の機関をいう。</p> <p>（7）処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。</p>

(8) 申請 条例等に基づき、行政庁の許可、認可その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

(9) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 事実上の行為

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分

ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

(10) 行政指導 区の機関又は地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者として指定を受け、公の施設の管理を行うものが、その任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。

(11) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法律効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

（平12条例55・平15条例62・平27条例8・一部改正）

（適用除外）

第3条 次に掲げる処分（条例等に基づくものに限る。）及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

(1) 議会の議決を経て、又は議会の同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分

(2) 学校において、教育の目的を達成するために、生徒、児童若しくは幼児又はこれらの保護者に対してされる処分及び行政指導

(3) 保育所において、保育の目的を達成するために、入所者又はその保護者に対してされる行政指導

(4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員又は地方公務員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導

(5) 専ら人の技能に関する検定の結果についての処分

(6) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令に基づいてされる行政指導

(7) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律等により直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導

(8) 報告又は物件の提出を命ずる処分その他区の機関の職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてさ

(8) 申請 条例等に基づき、行政庁の許可、認可その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

(9) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 事実上の行為

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分

ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

(10) 行政指導 区の機関又は地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者として指定を受け、公の施設の管理を行うものが、その任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。

(11) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法律効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

（平12条例55・平15条例62・平27条例8・一部改正）

（適用除外）

第3条 次に掲げる処分（条例等に基づくものに限る。）及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

(1) 議会の議決を経て、又は議会の同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分

(2) 学校において、教育の目的を達成するために、生徒、児童若しくは幼児又はこれらの保護者に対してされる処分及び行政指導

(3) 保育所において、保育の目的を達成するために、入所者又はその保護者に対してされる行政指導

(4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員又は地方公務員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導

(5) 専ら人の技能に関する検定の結果についての処分

(6) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令に基づいてされる行政指導

(7) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律等により直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導

(8) 報告又は物件の提出を命ずる処分その他区の機関の職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてさ

れる処分及び行政指導

(9) 第3章に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続においてされる処分及び行政指導

(平12条例55・平27条例8・一部改正)

(個別の処分等に関する適用除外)

第4条 別表の左欄に掲げる処分及び行政指導については、同表の中欄に掲げるこの条例の規定は、適用しない。

2 葛飾区条例を除く条例等に基づく処分及び行政指導で、この条例の規定を適用しないものは、執行機関が定める。

第2章 申請に対する処分

(審査基準)

第5条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準(以下「審査基準」という。)を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

(標準処理期間)

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間

(条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

(申請に対する審査及び応答)

第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者(以下「申請者」という。)に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

(拒否処分の理由の提示)

第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等の全部又は一部を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

(申請に関する情報提供)

れる処分及び行政指導

(9) 第3章に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続においてされる処分及び行政指導

(平12条例55・平27条例8・一部改正)

(個別の処分等に関する適用除外)

第4条 別表の左欄に掲げる処分及び行政指導については、同表の中欄に掲げるこの条例の規定は、適用しない。

2 葛飾区条例を除く条例等に基づく処分及び行政指導で、この条例の規定を適用しないものは、執行機関が定める。

第2章 申請に対する処分

(審査基準)

第5条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準(以下「審査基準」という。)を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

(標準処理期間)

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間

(条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

(申請に対する審査及び応答)

第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者(以下「申請者」という。)に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

(拒否処分の理由の提示)

第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等の全部又は一部を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

(申請に関する情報提供)

第9条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

(公聴会の開催等)

第10条 行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

(複数の行政庁が関与する処分)

第11条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

2 1の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

第3章 不利益処分

第1節 通則

(処分基準)

第12条 行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準(次項において「処分基準」という。)を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

(2) 前号ア及びイのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

(2) 条例等の規定上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が客観的な資料により直接証明された

第9条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

(公聴会の開催等)

第10条 行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

(複数の行政庁が関与する処分)

第11条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

2 1の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

第3章 不利益処分

第1節 通則

(処分基準)

第12条 行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準(次項において「処分基準」という。)を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

(2) 前号ア及びイのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

(2) 条例等の規定上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が客観的な資料により直接証明された

ものをしようとするとき。

- (3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。
- (4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。
- (5) 不利益処分を求める申出に基づき当該申出をした者を名宛人としてされる不利益処分をしようとするとき。
- (6) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして執行機関が定める処分をしようとするとき。

(平27条例8・一部改正)

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

(平27条例8・一部改正)

第2節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 聴聞の期日及び場所
- (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

- (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
- (2) 聴聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、**その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を区役所の門前掲示場に掲示す**

ものをしようとするとき。

- (3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。
- (4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。
- (5) 不利益処分を求める申出に基づき当該申出をした者を名宛人としてされる不利益処分をしようとするとき。
- (6) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして執行機関が定める処分をしようとするとき。

(平27条例8・一部改正)

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

(平27条例8・一部改正)

第2節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 聴聞の期日及び場所
- (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

- (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
- (2) 聴聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、**公示の方法**によって行うことができる。

ることによって行うことができる。この場合においては、
掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知が
その者に到達したものとみなす。

(平27条例8・一部改正)

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

(参加人)

第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であつて当該不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(同条第2項第6号において「関係人」という。)に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者(以下「参加人」という。)は、代理人を選任することができる。

3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(文書等の閲覧及び写しの交付)

第18条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。)は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料(以下この条において単に「資料」という。)の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を行政手続法第15条第4項に規定する総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(平27条例8・一部改正)

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

(参加人)

第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であつて当該不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(同条第2項第6号において「関係人」という。)に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者(以下「参加人」という。)は、代理人を選任することができる。

3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(文書等の閲覧及び写しの交付)

第18条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。)は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料(以下この条において単に「資料」という。)の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進

行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

- 3 行政庁は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。
- 4 当事者等は、聴聞が終結する時までには、行政庁に対し、第1項及び第2項の規定により閲覧した資料の全部又は一部について、その写しの交付を請求することができる。この場合において、写しの交付に要する費用は、当事者等の負担とする。
- 5 前項の費用の額は、葛飾区情報公開条例（平成4年葛飾区条例第30号）第11条第3項の規定により区長が定めた額とする。

（聴聞の主宰）

第19条 聴聞は、次の各号のいずれかに該当する者で行政庁が指名するものが主宰する。

- (1) 行政庁の職員
 - (2) 条例等に基づき審議会その他の合議制の機関の答申を受けて行うこととされている処分に係る聴聞にあつては、当該合議制の機関の構成員
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。
 - (1) 当該聴聞の当事者又は参加人
 - (2) 前号に規定する者の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族
 - (3) 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人
 - (4) 前3号に規定する者であったことのある者
 - (5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
 - (6) 参加人以外の関係人

（平12条例16・一部改正）

（聴聞の期日における審理の方式）

第20条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

- 2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。
- 3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。
- 5 主宰者は、必要があると認めるときは、参考人に対し、聴聞の期日に出頭を求め、意見を聴取することができる。
- 6 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。
- 7 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

（陳述書等の提出）

第21条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

- 2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに

行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

- 3 行政庁は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。
- 4 当事者等は、聴聞が終結する時までには、行政庁に対し、第1項及び第2項の規定により閲覧した資料の全部又は一部について、その写しの交付を請求することができる。この場合において、写しの交付に要する費用は、当事者等の負担とする。
- 5 前項の費用の額は、葛飾区情報公開条例（平成4年葛飾区条例第30号）第11条第3項の規定により区長が定めた額とする。

（聴聞の主宰）

第19条 聴聞は、次の各号のいずれかに該当する者で行政庁が指名するものが主宰する。

- (1) 行政庁の職員
 - (2) 条例等に基づき審議会その他の合議制の機関の答申を受けて行うこととされている処分に係る聴聞にあつては、当該合議制の機関の構成員
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。
 - (1) 当該聴聞の当事者又は参加人
 - (2) 前号に規定する者の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族
 - (3) 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人
 - (4) 前3号に規定する者であったことのある者
 - (5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
 - (6) 参加人以外の関係人

（平12条例16・一部改正）

（聴聞の期日における審理の方式）

第20条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

- 2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。
- 3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。
- 5 主宰者は、必要があると認めるときは、参考人に対し、聴聞の期日に出頭を求め、意見を聴取することができる。
- 6 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。
- 7 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

（陳述書等の提出）

第21条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

- 2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに

応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「**「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。**

(平27条例8・一部改正)

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第23条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

(聴聞調書及び報告書)

第24条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書(以下「聴聞調書」という。)を作成し、聴聞調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 聴聞調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書(以下単に「報告書」という。)を作成し、聴聞調書とともに行政庁に提出しなければならない。

4 当事者又は参加人は、聴聞調書及び報告書の閲覧を求めることができる。

5 第18条第4項及び第5項の規定は、聴聞調書及び報告書の写しの交付について準用する。この場合において、同条第4項中「当事者等は、聴聞が終結する時まで」とあるのは「当事者又は参加人は」と、「第1項及び第2項の規定により閲覧した資料」とあるのは「聴聞調書及び報告

応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第15条第3項**及び第4項**の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項**及び第4項**中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、**同項中**「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、**当該措置を開始した**日の翌日)」と読み替えるものとする。

(平27条例8・一部改正)

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第23条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

(聴聞調書及び報告書)

第24条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書(以下「聴聞調書」という。)を作成し、聴聞調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 聴聞調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書(以下単に「報告書」という。)を作成し、聴聞調書とともに行政庁に提出しなければならない。

4 当事者又は参加人は、聴聞調書及び報告書の閲覧を求めることができる。

5 第18条第4項及び第5項の規定は、聴聞調書及び報告書の写しの交付について準用する。この場合において、同条第4項中「当事者等は、聴聞が終結する時まで」とあるのは「当事者又は参加人は」と、「第1項及び第2項の規定により閲覧した資料」とあるのは「聴聞調書及び報告

書」と、「当事者等の」とあるのは「当事者又は参加人の」と読み替えるものとする。

(聴聞の再開)

第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(平27条例8・一部改正)

(聴聞を経てされる不利益処分決定)

第26条 行政庁は、不利益処分決定をするときは、聴聞調書内容及び報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

第3節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

第27条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたとときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

(平27条例8・一部改正)

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「**同項第3号**及び第4号」とあるのは「**同条第3号**」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「**同条第3項後段**」とあるのは「第29条において準用する**第15条第3項後段**」と読み替えるものとする。

第4章 行政指導

(行政指導の一般原則)

第30条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該区の機関(第2条第10号に規定する委託を受けたものを含む。)の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

(平27条例8・一部改正)

(事業者等の責務)

第31条 事業者その他の行政指導の相手方は、地方公共の秩序の維持又は環境の整備保全に支障が生じるおそれがある場合その他区民の権利利益が害されるおそれがある場合に行政指導が行われるときは、これに協力するよう努

書」と、「当事者等の」とあるのは「当事者又は参加人の」と読み替えるものとする。

(聴聞の再開)

第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(平27条例8・一部改正)

(聴聞を経てされる不利益処分決定)

第26条 行政庁は、不利益処分決定をするときは、聴聞調書内容及び報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

第3節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

第27条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたとときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

(平27条例8・一部改正)

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び**第4項並びに**第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、**同条第4項中「第1項第3号**及び第4号」とあるのは「**第28条第3号**」と、「**同項各号**」とあるのは「**同条各号**」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「**同条第4項後段**」とあるのは「第29条において準用する**第15条第4項後段**」と読み替えるものとする。

第4章 行政指導

(行政指導の一般原則)

第30条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該区の機関(第2条第10号に規定する委託を受けたものを含む。)の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

(平27条例8・一部改正)

(事業者等の責務)

第31条 事業者その他の行政指導の相手方は、地方公共の秩序の維持又は環境の整備保全に支障が生じるおそれがある場合その他区民の権利利益が害されるおそれがある場合に行政指導が行われるときは、これに協力するよう努

めなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第32条 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、区の機関は、前条に規定する行政指導の相手方が正当な理由なくこれに協力しない場合は、その旨を公表することができる。この場合において、区の機関は、あらかじめ相手方の意見を聴取しなければならない。

(申請に関連する行政指導)

第33条 申請(法律又は法律に基づく命令(告示を含む。以下同じ。))に基づき許認可等を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものを含む。)の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を真摯かつ明確に表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

(平12条例55・平27条例8・一部改正)

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第34条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する区の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第35条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、区の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

- (1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの
- (2) 既に文書(前項の書面を含む。)又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

(平27条例8・一部改正)

めなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第32条 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、区の機関は、前条に規定する行政指導の相手方が正当な理由なくこれに協力しない場合は、その旨を公表することができる。この場合において、区の機関は、あらかじめ相手方の意見を聴取しなければならない。

(申請に関連する行政指導)

第33条 申請(法律又は法律に基づく命令(告示を含む。以下同じ。))に基づき許認可等を求める行為であつて、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものを含む。)の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を真摯かつ明確に表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

(平12条例55・平27条例8・一部改正)

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第34条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する区の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第35条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、区の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

- (1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの
- (2) 既に文書(前項の書面を含む。)又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

(平27条例8・一部改正)

(複数の者を対象とする行政指導)

第36条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、区の機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

(行政指導の中止等の求め)

第36条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律等に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が法律等に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした区の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律等の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思量する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該区の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律等に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

(平27条例8・追加)

第4章の2 処分等の求め

(平27条例8・追加)

第36条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律等に置かれているものに限る。)がされていないと思量するときは、当該処分をする権限を有する区の機関又は当該行政指導をする権限を有する区の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分の根拠となる法令又は当該行政指導の根拠となる法律等の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該区の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

(平27条例8・追加)

第5章 届出

(適式な届出の効果)

(複数の者を対象とする行政指導)

第36条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、区の機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

(行政指導の中止等の求め)

第36条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律等に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が法律等に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした区の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律等の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思量する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該区の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律等に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

(平27条例8・追加)

第4章の2 処分等の求め

(平27条例8・追加)

第36条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律等に置かれているものに限る。)がされていないと思量するときは、当該処分をする権限を有する区の機関又は当該行政指導をする権限を有する区の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分の根拠となる法令又は当該行政指導の根拠となる法律等の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該区の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

(平27条例8・追加)

第5章 届出

(適式な届出の効果)

第37条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている区の機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

(不適式な届出に対する措置)

第38条 前条に規定する区の機関は、その事務所に到達した届出が条例等に定められた形式上の要件に適合していない場合は、速やかに当該届出をした者に対し補正を求めるものとする。

第6章 雑則

(苦情処理)

第39条 執行機関は、この条例の規定に違反する行為があった旨の苦情の申出があった場合は、速やかにその内容を審査し、理由があると認めるときは当該申出に係る適当な処分その他の措置を、理由がないと認めるときは当該申出をした者に対しその旨の通知をしなければならない。

(区長の責務)

第40条 区長は、この条例に関する必要な情報を区民に対し積極的に提供するよう努めなければならない。

2 区長は、この条例の趣旨に関する理解を深め、かつ、適正な運用についての必要な知識を付与するため、区の職員に対し研修を実施するものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にされた第15条第1項又は第28条の規定による通知に相当する行為は、これらの規定によりされた通知とみなす。

(東京都葛飾区情報公開条例の一部改正)

3 東京都葛飾区情報公開条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則 (中間省略)

付 則 (平成12年3月30日条例第16号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年7月5日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成14年3月29日条例第8号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年3月29日条例第33号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年12月12日条例第51号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年12月12日条例第62号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(葛飾区行政手続条例の一部改正に関する経過措置)

4 地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の地方自治法第244条の2第3項の規定により公の施設の管理の委託を受けたものが

第37条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている区の機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

(不適式な届出に対する措置)

第38条 前条に規定する区の機関は、その事務所に到達した届出が条例等に定められた形式上の要件に適合していない場合は、速やかに当該届出をした者に対し補正を求めるものとする。

第6章 雑則

(区長の責務)

第39条 区長は、この条例に関する必要な情報を区民に対し積極的に提供するよう努めなければならない。

2 区長は、この条例の趣旨に関する理解を深め、かつ、適正な運用についての必要な知識を付与するため、区の職員に対し研修を実施するものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にされた第15条第1項又は第28条の規定による通知に相当する行為は、これらの規定によりされた通知とみなす。

(東京都葛飾区情報公開条例の一部改正)

3 東京都葛飾区情報公開条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則 (中間省略)

付 則 (平成12年3月30日条例第16号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年7月5日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成14年3月29日条例第8号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年3月29日条例第33号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年12月12日条例第51号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年12月12日条例第62号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(葛飾区行政手続条例の一部改正に関する経過措置)

4 地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の地方自治法第244条の2第3項の規定により公の施設の管理の委託を受けたものが

行う指導、勧告、助言その他の行為については、前項の規定による改正前の葛飾区行政手続条例第2条第8号の規定は、この条例の施行後も、なお効力を有する。この場合においては、同号中「地方自治法（昭和22年法律第67号）」とあるのは、「地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の地方自治法」とする。

附 則（平成16年3月29日条例第13号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
付 則（平成16年12月16日条例第38号）抄
（施行期日）
- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
付 則（平成17年3月29日条例第6号）抄
（施行期日）
- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
付 則（平成27年3月27日条例第8号）
この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

（平7条例48・平9条例38・平11条例9・平12条例16・平14条例8・平14条例33・平15条例51・平16条例13・平16条例38・平17条例6・平27条例8・一部改正）

項	処分及び行政指導の区分	適用しないこの条例の規定	備考
1	葛飾区特別区税条例（昭和39年葛飾区条例第49号）の規定による処分	第2章及び第3章	
	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の法律、法律に基づく命令及び葛飾区特別区税条例の規定による区の徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導	第35条第3項及び第36条	
	特別区税の犯則事件に関して徴税吏員が行う行政指導	第4章	
2	葛飾区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例	第3章	

行う指導、勧告、助言その他の行為については、前項の規定による改正前の葛飾区行政手続条例第2条第8号の規定は、この条例の施行後も、なお効力を有する。この場合においては、同号中「地方自治法（昭和22年法律第67号）」とあるのは、「地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の地方自治法」とする。

附 則（平成16年3月29日条例第13号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
付 則（平成16年12月16日条例第38号）抄
（施行期日）
- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
付 則（平成17年3月29日条例第6号）抄
（施行期日）
- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
付 則（平成27年3月27日条例第8号）
この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。**

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の葛飾区行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例第22条第3項（第25条において準用する場合を含む。）及び第29条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。**

別表（第4条関係）

（平7条例48・平9条例38・平11条例9・平12条例16・平14条例8・平14条例33・平15条例51・平16条例13・平16条例38・平17条例6・平27条例8・一部改正）

項	処分及び行政指導の区分	適用しないこの条例の規定	備考
1	葛飾区特別区税条例（昭和39年葛飾区条例第49号）の規定による処分	第2章及び第3章	
	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の法律、法律に基づく命令及び葛飾区特別区税条例の規定による区の徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導	第35条第3項及び第36条	
	特別区税の犯則事件に関して徴税吏員が行う行政指導	第4章	
2	葛飾区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例	第3章	

	(昭和28年葛飾区条例第31号)の規定による処分				(昭和28年葛飾区条例第31号)の規定による処分		
3	葛飾区勤労福祉会館条例(昭和54年葛飾区条例第27号)第5条の規定による卓球室の使用の承認(個人の使用に係るものに限る。)	第2章		3	葛飾区勤労福祉会館条例(昭和54年葛飾区条例第27号)第5条の規定による卓球室の使用の承認(個人の使用に係るものに限る。)	第2章	
4	葛飾区障害者福祉センター条例(平成16年葛飾区条例第38号)第11条第3項又は第4項の規定による処分 葛飾区学童保育クラブ条例(昭和52年葛飾区条例第16号)第9条の規定による処分 葛飾区保育所の設置等に関する条例(昭和36年葛飾区条例第6号)第5条第2項の規定による処分	第3章。ただし、第12条及び第14条の規定は、適用する。	行政庁は、この項に掲げる処分をしようとする場合は、あらかじめ、処分の相手方となるべき者に対し、当該処分の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該処分を求める申出があったときは、この限りでない。	4	葛飾区障害者福祉センター条例(平成16年葛飾区条例第38号)第11条第3項又は第4項の規定による処分 葛飾区学童保育クラブ条例(昭和52年葛飾区条例第16号)第9条の規定による処分 葛飾区保育所の設置等に関する条例(昭和36年葛飾区条例第6号)第5条第2項の規定による処分	第3章。ただし、第12条及び第14条の規定は、適用する。	行政庁は、この項に掲げる処分をしようとする場合は、あらかじめ、処分の相手方となるべき者に対し、当該処分の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該処分を求める申出があったときは、この限りでない。
5	葛飾区ミニSL条例(昭和59年葛飾区条例第13号)の規定による処分(団体の使用に係るものを除く。)	第2章		5	葛飾区ミニSL条例(昭和59年葛飾区条例第13号)の規定による処分(団体の使用に係るものを除く。)	第2章	
6	葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例(昭和57年葛飾区条例第14号)の規定による処分	第2章及び第3章。ただし、第5条、第8条、第9条、第12条及び第14条の規定は、適用する。		6	葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例(昭和57年葛飾区条例第14号)の規定による処分	第2章及び第3章。ただし、第5条、第8条、第9条、第12条及び第14条の規定は、適用する。	
7	葛飾区体育施設条例(昭和59年葛飾区条例第5号)第6条の規定による処分(個人の使用に係るものに限る。)	第2章		7	葛飾区体育施設条例(昭和59年葛飾区条例第5号)第6条の規定による処分(個人の使用に係るものに限る。)	第2章	
8	葛飾区議会議員又は葛飾区長の選挙における選挙公報の発行に関する条例(平成6年葛飾区条例第29号)の規定による処分 葛飾区議会議員又は葛飾区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年葛飾区条例第	第3章 第2章		8	葛飾区議会議員又は葛飾区長の選挙における選挙公報の発行に関する条例(平成6年葛飾区条例第29号)の規定による処分 葛飾区議会議員又は葛飾区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年葛飾区条例第	第3章 第2章	

	30号)の規定による 処分					30号)の規定による 処分		
--	------------------	--	--	--	--	------------------	--	--

議案第37号 関係資料
総務部
令和8年6月11日

葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

人事課

1 改正理由

医師の出務時の費用弁償については、東京都地域保健事業連絡協議会により統一的な金額が定められているが、今般、その金額に見直しがあったことから、非常勤職員に対する報酬の上限金額を改めるほか、所要の改正を行うもの

2 改正概要

(1) 上限金額の改正

職員に対する報酬の額について、勤務1日につき2万9,000円を超えない範囲内だったものを3万円に改める。

(2) 災害医療サブコーディネーターの追加

災害医療コーディネーターの職にある者は報酬の額を別に規定しているが、これに災害医療コーディネーターの職務を補佐する職である災害医療サブコーディネーターを加える。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行日

公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
<p>○葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年12月21日 条例第22号</p> <p>（報酬の額）</p> <p>第2条 職員に対する報酬の額は、勤務1日につき<u>2万9,000円</u>を超えない範囲内において任命権者が葛飾区長（以下「区長」という。）と協議して定める額とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、特に必要と認めた場合においては、報酬の額を区長と協議して、時間を単位とする額又は月額で定めることができる。この場合における報酬の額は1時間当たりの額については、3,000円、月額については、31万円を超えてはならない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、災害医療コーディネーターの職にある者の報酬の額は、勤務1日につき2万8,000円を超えない範囲内において区長が定める額（1日に3時間を超えて勤務をした場合にあつては、その3時間を超えた時間に対して勤務1時間につき9,300円を超えない範囲内において区長が定める額を加算した額）とする。</p> <p style="text-align: center;">（昭42条例3・昭48条例5・昭50条例13・昭51条例11・昭53条例14・昭56条例9・昭59条例44・平元条例7・平4条例7・平26条例2・令元条例57・令7条例26・一部改正）</p>	<p>○葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年12月21日 条例第22号</p> <p>（報酬の額）</p> <p>第2条 職員に対する報酬の額は、勤務1日につき<u>3万円</u>を超えない範囲内において任命権者が葛飾区長（以下「区長」という。）と協議して定める額とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、特に必要と認めた場合においては、報酬の額を区長と協議して、時間を単位とする額又は月額で定めることができる。この場合における報酬の額は1時間当たりの額については、3,000円、月額については、31万円を超えてはならない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、災害医療コーディネーター<u>及び災害医療サブコーディネーター</u>の職にある者の報酬の額は、勤務1日につき2万8,000円を超えない範囲内において区長が定める額（1日に3時間を超えて勤務をした場合にあつては、その3時間を超えた時間に対して勤務1時間につき9,300円を超えない範囲内において区長が定める額を加算した額）とする。</p> <p style="text-align: center;">（昭42条例3・昭48条例5・昭50条例13・昭51条例11・昭53条例14・昭56条例9・昭59条例44・平元条例7・平4条例7・平26条例2・令元条例57・令7条例26・一部改正）</p> <p><u>付 則</u></p> <p>（<u>施行期日等</u>）</p> <p>1 この条例は、<u>公布の日から施行する。</u></p> <p>2 <u>改正後の葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。</u></p>

議案第39号 関係資料
総務部
令和8年6月11日

葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例

税務課

1 改正理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正をするもの

2 概要

(1) 寄附金税額控除における特例控除額の算定に係る規定の整備

【施行日 令和10年1月1日】

復興特別所得税の課税期間の延長、税率の引き下げ及び防衛特別所得税の新規創設に伴い、寄附金税額控除における特例控除額の算定に係る規定を整備する。

(2) 扶養親族等申告書の提出対象者の拡大

【施行日 令和9年1月1日】

公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、所得税における扶養親族等申告書の提出義務がない公的年金等受給者のうち、一定の要件に該当する者を申告書の提出対象とする。

(3) 医療費控除の特例の恒久化

【施行日 令和9年1月1日】

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用期限を廃止し、恒久的な措置とする。

(4) 住宅借入金等特別税額控除の特例の延長

【施行日 令和9年1月1日】

住宅借入金等特別税額控除の特例の適用期限を5年延長する。

(5) 肉用牛の売却による特例の延長

【施行日 公布の日】

肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例の適用期限を3年延長する。

(6) 優良住宅地の造成等による特例の延長

【施行日 公布の日】

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の特例の適用期限を3年延長する。

(7) 優良住宅地の造成等による特例の適用除外

【施行日 令和10年1月1日】

上記(6)の特例について、土砂災害特別警戒区域等に存する土地の譲渡に適用しないこととする。

3 新旧対照表

別紙のとおり

葛飾区特別区税条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
<p>○葛飾区特別区税条例 昭和39年11月30日 条例第49号</p> <p>（所得割の課税標準）</p> <p>第15条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（<u>以下この項及び次項並びに第20条の3において「特定配当等」という。</u>）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>5 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第20条の3において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>（昭41条例21・昭42条例30・平15条例28・平20条例21・平25条例32・平27条例29・平29条例21・令4条例24・一部改正）</p> <p>（寄附金税額控除）</p> <p>第20条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭のうち規則に定めるものを支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第18条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>（1）所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金</p>	<p>○葛飾区特別区税条例 昭和39年11月30日 条例第49号</p> <p>（所得割の課税標準）</p> <p>第15条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（<u>次項及び第20条の3において「特定配当等」という。</u>）（<u>同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。</u>）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>5 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第20条の3において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>（昭41条例21・昭42条例30・平15条例28・平20条例21・平25条例32・平27条例29・平29条例21・令4条例24・一部改正）</p> <p>（寄附金税額控除）</p> <p>第20条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭のうち規則に定めるものを支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第18条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>（1）所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金</p>

- (2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- (10) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。)
- 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(平23条例24・全改、平25条例32・令元条例18・令3条例22・令4条例24・一部改正)
(区民税の申告)

第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別

- (2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- (10) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。)
- 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(平23条例24・全改、平25条例32・令元条例18・令3条例22・令4条例24・一部改正)
(区民税の申告)

第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別

控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が90万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第24条の2第1項第3号**及び第24条の3第1項**において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第10条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の左欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

- 2 前項の規定により申告書を区長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の左欄に掲げる者を除く。）は、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかった場合において、区民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかった者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を区長の指定する期限までに提出させることができる。
- 4 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。
- 5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を区長に提出することができる。
- 6 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で区内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。
- 7 区長は、区民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第9条第1号に掲げる者のうち所得税法第26条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付される者又は同条第4項ただし書の規定により給与所得

控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が90万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第24条の2第1項第3号**並びに第24条の3第1項及び第2項第4号**において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第10条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の左欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

- 2 前項の規定により申告書を区長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の左欄に掲げる者を除く。）は、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかった場合において、区民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかった者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を区長の指定する期限までに提出させることができる。
- 4 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。
- 5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を区長に提出することができる。
- 6 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で区内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。
- 7 区長は、区民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第9条第1号に掲げる者のうち所得税法第26条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付される者又は同条第4項ただし書の規定により給与所得

若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができる者に、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

8 第9条第2号に掲げる者は、3月15日までに、賦課期日現在において、区内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他区長が必要と認める事項を申告しなければならない。

(昭41条例21・昭41条例50・昭42条例30・昭44条例20・昭45条例15・昭51条例32・昭62条例44・昭63条例19・平元条例12・平元条例22・平2条例23・平15条例28・平17条例29・平18条例33・平20条例21・平23条例24・平24条例22・平30条例28・令元条例18・令2条例15・令4条例24・令7条例40・一部改正)

(区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1) 当該給与支払者の氏名又は名称

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長

若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができる者に、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

8 第9条第2号に掲げる者は、3月15日までに、賦課期日現在において、区内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他区長が必要と認める事項を申告しなければならない。

(昭41条例21・昭41条例50・昭42条例30・昭44条例20・昭45条例15・昭51条例32・昭62条例44・昭63条例19・平元条例12・平元条例22・平2条例23・平15条例28・平17条例29・平18条例33・平20条例21・平23条例24・平24条例22・平30条例28・令元条例18・令2条例15・令4条例24・令7条例40・一部改正)

(区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1) 当該給与支払者の氏名又は名称

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。)(合計所得金額が133万円以下であるものに限る。)の氏名

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長

に提出しなければならない。

4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第36条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（平22条例19・追加、令元条例18・令2条例15・令3条例22・令4条例24・令5条例49・令7条例40・一部改正）

（区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第36条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

に提出しなければならない。

4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第36条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（平22条例19・追加、令元条例18・令2条例15・令3条例22・令4条例24・令5条例49・令7条例40・一部改正）

（区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第24条の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第9条第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

- 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。
- 3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。
- 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたと

36条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第9条第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
(3) 特定配偶者の氏名
(4) 扶養親族又は特定親族の氏名
(5) その他施行規則で定める事項

- 3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。
- 4 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。
- 5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたと

き」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(平22条例19・追加、平27条例29・令元条例18・令2条例15・令4条例24・令3条例22・令7条例40・一部改正)

付 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第3条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第17条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(平28条例54・全改、令元条例18・令3条例22・令6条例17・一部改正)

(区民税の住宅借入金等特別税額控除)

第3条の5 平成20年度から平成28年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。))が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)において、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「区民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。))を、当該納税義務者の第18条及び第19条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第20条の2及び第20条の3第1項の規定の適用については、第20条の2中「前条」とあるのは「前条並びに付則第3条の5第1項」と、同項中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第3条の5第1項」とする。

3 第1項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び区民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した区民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。))を、区長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。))に限り、適用する。

(平18条例33・追加、平20条例20・平20条例21・平21条例24・一部改正)

第3条の5の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。))において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第

き」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(平22条例19・追加、平27条例29・令元条例18・令2条例15・令4条例24・令3条例22・令7条例40・一部改正)

付 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第3条 平成30年度以後の各年度分の区民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第17条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(平28条例54・全改、令元条例18・令3条例22・令6条例17・一部改正)

(区民税の住宅借入金等特別税額控除)

第3条の5 平成22年度から令和25年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。))には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条及び第19条の規定を適用した場合の所得割の額か

(平18条例33・追加、平20条例20・平20条例21・平21条例24・一部改正)

(区民税の住宅借入金等特別税額控除)

第3条の5 平成22年度から令和25年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。))には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条及び第19条の規定を適用した場合の所得割の額か

18条及び第19条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第20条の2及び第20条の3第1項の規定の適用については、第20条の2中「前条」とあるのは「前条並びに付則第3条の5の2第1項」と、第20条の3第1項中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第3条の5の2第1項」とする。

(平21条例24・追加、平25条例32・平27条例29・平29条例21・令元条例18・令4条例24・一部改正)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第3条の6 第20条の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第18条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第8条第1項、付則第9条第1項、付則第10条第1項、付則第12条第1項、付則第13条第1項、付則第13条の2第1項又は付則第14条第1項の規定の適用を受けるときは、第20条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(平23条例24・全改、平25条例32・令元条例18・一部改正)

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。

- 2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において第23条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第15条から第20条の2まで、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

- 3 前項の規定の適用がある場合における第20条の3第1項、付則第3条の7第1項及び前条の規定の適用については、第20条の3第1項中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第4条第2項」と、付則第3条の7第1項中「前条及び」とあるのは「前条、付則第4条第2項及び」と、前条中「付則第3条の6及び」とあるのは「付則第3条の6、次条第2項及び」とする。

ら控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第20条の2及び第20条の3第1項の規定の適用については、第20条の2中「前条」とあるのは「前条並びに付則第3条の5第1項」と、第20条の3第1項中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第3条の5第1項」とする。

(平21条例24・追加、平25条例32・平27条例29・平29条例21・令元条例18・令4条例24・一部改正)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第3条の6 第20条の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第18条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第8条第1項、付則第9条第1項、付則第10条第1項、付則第12条第1項、付則第13条第1項、付則第13条の2第1項又は付則第14条第1項の規定の適用を受けるときは、第20条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(平23条例24・全改、平25条例32・令元条例18・一部改正)

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。

- 2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において第23条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第15条から第20条の2まで、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の6の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

- 3 前項の規定の適用がある場合における第20条の3第1項、付則第3条の7第1項及び前条の規定の適用については、第20条の3第1項中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第4条第2項」と、付則第3条の7第1項中「前条及び」とあるのは「前条、付則第4条第2項及び」と、前条中「付則第3条の6及び」とあるのは「付則第3条の6、次条第2項及び」とする。

(昭53条例22・全改、昭57条例21・昭59条例27・昭61条例23・平元条例12・平3条例23・平4条例29・平8条例30・平12条例54・平15条例28・平17条例28・平18条例33・平20条例21・平21条例24・平23条例24・平26条例14・平29条例21・令元条例18・令2条例15・令5条例49・令6条例18・一部改正)

(区民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第4条の2 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第20条第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第23条第4項の規定による申告書の提出(第24条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金(以下この項及び次条において「特例控除対象寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第3項において「都道府県知事等」という。)に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った都道府県知事等に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の区市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた区市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

(平27条例29・追加、令元条例18・一部改正)

第5条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合

(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第20条第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除す

(昭53条例22・全改、昭57条例21・昭59条例27・昭61条例23・平元条例12・平3条例23・平4条例29・平8条例30・平12条例54・平15条例28・平17条例28・平18条例33・平20条例21・平21条例24・平23条例24・平26条例14・平29条例21・令元条例18・令2条例15・令5条例49・令6条例18・一部改正)

(区民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第4条の2 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第20条第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第23条第4項の規定による申告書の提出(第24条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金(以下この項及び次条において「特例控除対象寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第3項において「都道府県知事等」という。)に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った都道府県知事等に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の区市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた区市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

(平27条例29・追加、令元条例18・一部改正)

第5条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合

(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除

るものとする。

(平27条例29・全改、令元条例18・一部改正)
(上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例)

- 第8条 当分の間、区民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第15条第1項及び第2項並びに第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の1第3項で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額(上場株式等に係る配当所得等の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、付則第3条の3第1項の規定は、適用しない。
- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、区民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第8条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。
- (2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第8条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。
- (4) 付則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第8条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるの

すべき額を、第20条第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(平27条例29・全改、令元条例18・一部改正)
(上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例)

- 第8条 当分の間、区民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第15条第1項及び第2項並びに第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の1第3項で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額(上場株式等に係る配当所得等の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、付則第3条の3第1項の規定は、適用しない。
- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、区民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第8条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。
- (2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の5第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第8条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。
- (4) 付則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第8条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるの

は「所得割の額並びに付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

- (5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(平20条例21・全改、平21条例24・平23条例24・平25条例32・平29条例21・令4条例24・令6条例18・一部改正)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例)

第9条 区民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得及び雑所得については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額(法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。)に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する区民税の所得割を課する。

- (1) 土地等に係る事業所得等の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。)の100分の7.2に相当する金額
 - (2) 土地等に係る課税事業所得等の金額と当該年度分の課税総所得金額との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額から、当該年度分の課税総所得金額に係る所得割の額を控除した金額の100分の110に相当する金額
- 2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第33条の3第6項に規定するものについては、適用しない。
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。
 - (2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。
 - (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は付則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第28条の4第

は「所得割の額並びに付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

- (5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(平20条例21・全改、平21条例24・平23条例24・平25条例32・平29条例21・令4条例24・令6条例18・一部改正)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例)

第9条 区民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得及び雑所得については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額(法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。)に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する区民税の所得割を課する。

- (1) 土地等に係る事業所得等の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。)の100分の7.2に相当する金額
 - (2) 土地等に係る課税事業所得等の金額と当該年度分の課税総所得金額との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額から、当該年度分の課税総所得金額に係る所得割の額を控除した金額の100分の110に相当する金額
- 2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第33条の3第6項に規定するものについては、適用しない。
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。
 - (2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の5第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。
 - (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は付則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第28条の4第

1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(4) 付則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに付則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、付則第2条の4第2項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第33条の3第8項に規定するものについては、適用しない。

(昭53条例22・全改、昭56条例40・昭59条例27・昭62条例44・平6条例22・平7条例24・平9条例22・平10条例14・平10条例35・平11条例24・平13条例40・平15条例28・平17条例29・平18条例33・平20条例21・平21条例24・平23条例24・令6条例18・一部改正)

(長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第10条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下付則第11条の2までにおいて「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額(同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。)をいい、付則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第35条第5項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び

1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(4) 付則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに付則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、付則第2条の4第2項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第33条の3第8項に規定するものについては、適用しない。

(昭53条例22・全改、昭56条例40・昭59条例27・昭62条例44・平6条例22・平7条例24・平9条例22・平10条例14・平10条例35・平11条例24・平13条例40・平15条例28・平17条例29・平18条例33・平20条例21・平21条例24・平23条例24・令6条例18・一部改正)

(長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第10条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下付則第11条の2までにおいて「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額(同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。)をいい、付則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第35条第5項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の5第1項の

付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
- (4) 付則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、付則第2条の4第2項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。
- (5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(昭53条例22・全改、昭54条例17・昭55条例21・昭56条例40・昭57条例21・昭59条例27・平元条例12・平2条例23・平3条例23・平5条例38・平6条例22・平7条例24・平7条例26・平8条例30・平9条例22・平10条例14・平10条例35・平11条例24・平11条例24・平13条例40・平14条例35・平15条例28・平16条例27・平18条例33・平20条例21・平21条例24・平23条例24・令2条例15・令6条例18・一部改正)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第11条 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

- (1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に

規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
- (4) 付則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、付則第2条の4第2項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。
- (5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(昭53条例22・全改、昭54条例17・昭55条例21・昭56条例40・昭57条例21・昭59条例27・平元条例12・平2条例23・平3条例23・平5条例38・平6条例22・平7条例24・平7条例26・平8条例30・平9条例22・平10条例14・平10条例35・平11条例24・平11条例24・平13条例40・平14条例35・平15条例28・平16条例27・平18条例33・平20条例21・平21条例24・平23条例24・令2条例15・令6条例18・一部改正)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第11条 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

- (1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に

相当する金額

(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 48万円

イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

2 前項の規定は、昭和63年度から**令和8年度**までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(昭54条例17・追加、昭55条例21・昭57条例21・昭60条例10・昭62条例44・昭63条例19・平元条例12・平元条例22・平2条例23・平3条例23・平6条例22・平7条例26・平8条例30・平10条例35・平11条例24・平13条例40・平16条例27・平18条例33・平19条例28・平21条例24・平25条例32・平26条例14・平29条例21・平30条例28・令元条例18・令2条例15・令4条例24・令5条例49・一部改正)

(短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第12条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得（同条第2項

相当する金額

(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 48万円

イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

2 前項の規定は、昭和63年度から**令和11年度**までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(昭54条例17・追加、昭55条例21・昭57条例21・昭60条例10・昭62条例44・昭63条例19・平元条例12・平元条例22・平2条例23・平3条例23・平6条例22・平7条例26・平8条例30・平10条例35・平11条例24・平13条例40・平16条例27・平18条例33・平19条例28・平21条例24・平25条例32・平26条例14・平29条例21・平30条例28・令元条例18・令2条例15・令4条例24・令5条例49・一部改正)

(短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第12条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得（同条第2項

に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額(短期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第5項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の5.4に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

- 2 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額(同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。)をいい、付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。
- 3 第1項に規定する譲渡所得で法附則第35条第7項に規定するものに係る第1項の規定の適用については、同項中「100分の5.4」とあるのは、「100分の3」とする。
- 4 第1項の場合において、同項に規定する課税短期譲渡所得金額のうち法附則第35条第7項に規定する譲渡所得に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、これらの金額を区分してそのそれぞれにつき第1項の計算を行うものとする。
- 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 - (1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。
 - (2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、**付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項**の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、**付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。
 - (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。
 - (4) 付則第2条の4の規定の適用については、同条第1

に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額(短期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第5項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の5.4に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

- 2 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額(同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。)をいい、付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。
- 3 第1項に規定する譲渡所得で法附則第35条第7項に規定するものに係る第1項の規定の適用については、同項中「100分の5.4」とあるのは、「100分の3」とする。
- 4 第1項の場合において、同項に規定する課税短期譲渡所得金額のうち法附則第35条第7項に規定する譲渡所得に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、これらの金額を区分してそのそれぞれにつき第1項の計算を行うものとする。
- 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 - (1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。
 - (2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項**及び付則第3条の5第1項**の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項**及び付則第3条の5第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。
 - (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。
 - (4) 付則第2条の4の規定の適用については、同条第1

項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

- (5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(昭53条例22・全改、昭55条例21・平7条例26・平8条例30・平9条例22・平10条例35・平16条例27・平18条例33・平20条例21・平21条例24・平23条例24・令6条例18・一部改正)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)

第13条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第15条第1項及び第2項並びに第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額(一般株式等に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第13条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、**付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項**の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、**付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第13条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

- (5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(昭53条例22・全改、昭55条例21・平7条例26・平8条例30・平9条例22・平10条例35・平16条例27・平18条例33・平20条例21・平21条例24・平23条例24・令6条例18・一部改正)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)

第13条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第15条第1項及び第2項並びに第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額(一般株式等に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第13条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項**及び付則第3条の5第1項**の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項**及び付則第3条の5第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第13条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 付則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第13条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(平元条例12・追加、平6条例22・平7条例24・平9条例22・平10条例14・平11条例24・平12条例54・平13条例40・平13条例49・平14条例35・平15条例28・平16条例27・平17条例29・平18条例33・平20条例21・平21条例24・平23条例24・平25条例32・平26条例14・令6条例18・一部改正)

(先物取引に係る雑所得等に係る区民税の課税の特例)

第14条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の7に定めるところにより計算した金額(以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額(先物取引に係る雑所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14

(4) 付則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第13条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(平元条例12・追加、平6条例22・平7条例24・平9条例22・平10条例14・平11条例24・平12条例54・平13条例40・平13条例49・平14条例35・平15条例28・平16条例27・平17条例29・平18条例33・平20条例21・平21条例24・平23条例24・平25条例32・平26条例14・令6条例18・一部改正)

(先物取引に係る雑所得等に係る区民税の課税の特例)

第14条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の7に定めるところにより計算した金額(以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額(先物取引に係る雑所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の5第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14

第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 付則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(平13条例40・追加、平15条例28・平18条例33・平20条例21・平21条例24・平23条例24・一部改正、平25条例32・旧第14条の2繰上・一部改正、令6条例18・一部改正)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第14条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、**第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項**の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項前段、第20条の2、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、**第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付

第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 付則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(平13条例40・追加、平15条例28・平18条例33・平20条例21・平21条例24・平23条例24・一部改正、平25条例32・旧第14条の2繰上・一部改正、令6条例18・一部改正)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第14条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項**及び第3条の5第1項**の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項前段、第20条の2、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項**及び第3条の5第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付

則第14条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 付則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第15条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、**第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項**の規定の適用については、第19

則第14条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 付則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第15条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項**及び第3条の5第1項**の規定の適用については、第19条中「所得割の額」と

条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項前段、第20条の2、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、**第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 付則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

（平28条例54・追加、平29条例21・令4条例24・令6条例18・一部改正）

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例）

第14条の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

あるのは「所得割の額及び付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項前段、第20条の2、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項**及び第3条の5第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 付則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

（平28条例54・追加、平29条例21・令4条例24・令6条例18・一部改正）

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例）

第14条の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

- (2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、**第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項**の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項前段、第20条の2、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、**第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 付則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。
- (5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。
- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第15条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

- (2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項**及び第3条の5第1項**の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項前段、第20条の2、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項**及び第3条の5第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 付則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。
- (5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。
- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第15条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。
- (2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、**第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項**の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項前段、第20条の2、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、**第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 付則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。
- (5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。
- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第20条の3の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第14条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第15条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とす

- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。
- (2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項**及び第3条の5第1項**の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項前段、第20条の2、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項**及び第3条の5第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 付則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。
- (5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。
- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第20条の3の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第14条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第15条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とす

る。

(平18条例33・追加・一部改正、平19条例28・平20条例21・平21条例24・平22条例19・平23条例24・一部改正、平25条例32・旧第14条の4繰上・一部改正、平28条例54・旧第14条の2繰下・一部改正、平29条例21・令4条例24・令6条例18・一部改正)

る。

(平18条例33・追加・一部改正、平19条例28・平20条例21・平21条例24・平22条例19・平23条例24・一部改正、平25条例32・旧第14条の4繰上・一部改正、平28条例54・旧第14条の2繰下・一部改正、平29条例21・令4条例24・令6条例18・一部改正)

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第23条第1項ただし書、第24条の2及び第24条の3の改正規定並びに付則第3条の改正規定及び付則第3条の5の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第20条第2項の改正規定並びに付則第3条の6及び第5条の改正規定並びに付則第11条の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(区民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の葛飾区特別区税条例（以下「新条例」という。）第24条の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第24条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の葛飾区特別区税条例第24条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の葛飾区特別区税条例付則第3条の5第1項及び第2項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、区民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第

1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

3 新条例付則第11条第4項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例付則第11条第1項の土地等の譲渡について適用する。

議案第45号	関係資料	
議案第46号	関係資料	
議案第47号	関係資料	
議案第48号	関係資料	
議案第49号	関係資料	
議案第50号	関係資料	
総	務	部
令和8年6月11日		

議決案件工事資料

契約管財課

議決案件工事箇所図

【議案第48号】

都市計画道路補助第261号線（南水元）整備（その2）工事

南水元二丁目10番先から南水元一丁目6番先まで

【議案第50号】

柴又公園拡張部（和風庭園等）整備工事

柴又七丁目19番14号

【議案第45号】

（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール建築工事

新宿三丁目328番1、2、331番2

【議案第47号】

葛飾区立亀有中学校外壁改修（塗装）その他工事

亀有一丁目23番1号

【議案第49号】

八剣橋橋梁架替（その12）工事

奥戸八丁目6番先から奥戸八丁目16番先まで

【議案第46号】

葛飾区立鎌倉小学校外壁改修（塗装）工事

鎌倉四丁目24番1号

((仮称) 葛飾区新宿地区屋内温水プール建築工事)

令和8年度

入札経過調書

案件番号	0000002338
件名	(仮称) 葛飾区新宿地区屋内温水プール建築工事
履行場所	東京都葛飾区新宿三丁目328番1、2、331番2
工期	契約締結日の翌日から令和10年7月14日まで
入札方法	施工能力審査型総合評価一般競争入札
資料配付日	令和8年4月7日
開札日時	令和8年5月19日 13時30分 電子入札
落札者名	大翔建設株式会社 代表取締役 三村 徹也 東京都葛飾区奥戸二丁目40番6号
落札金額	2,400,002,000 円

項番	企業名	入札価格(円)	価格点	施工能力 評価点	評価値	備考
1	株式会社金子工務店	2,400,068,000	0.0	19.5	19.5	
2	株式会社田辺工務店					辞退
3	大翔建設株式会社	2,400,002,000	0.0	26.5	26.5	落札
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	2,400,079,000 円
------	-----------------

(参 考)

(仮称) 葛飾区新宿地区屋内温水プール建築工事

敷 地 面 積 1,668.48平方メートル

建 築 構 造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上3階建

建 築 面 積 1,138.01平方メートル

延 べ 面 積 2,558.25平方メートル

高 さ 11.95メートル

主要諸室等

1階	待合ホール、エントランスホール、事務室
2階	更衣室、備蓄倉庫
3階	プール、採暖室、器具庫、監視員控室兼救護室、 見学スペース

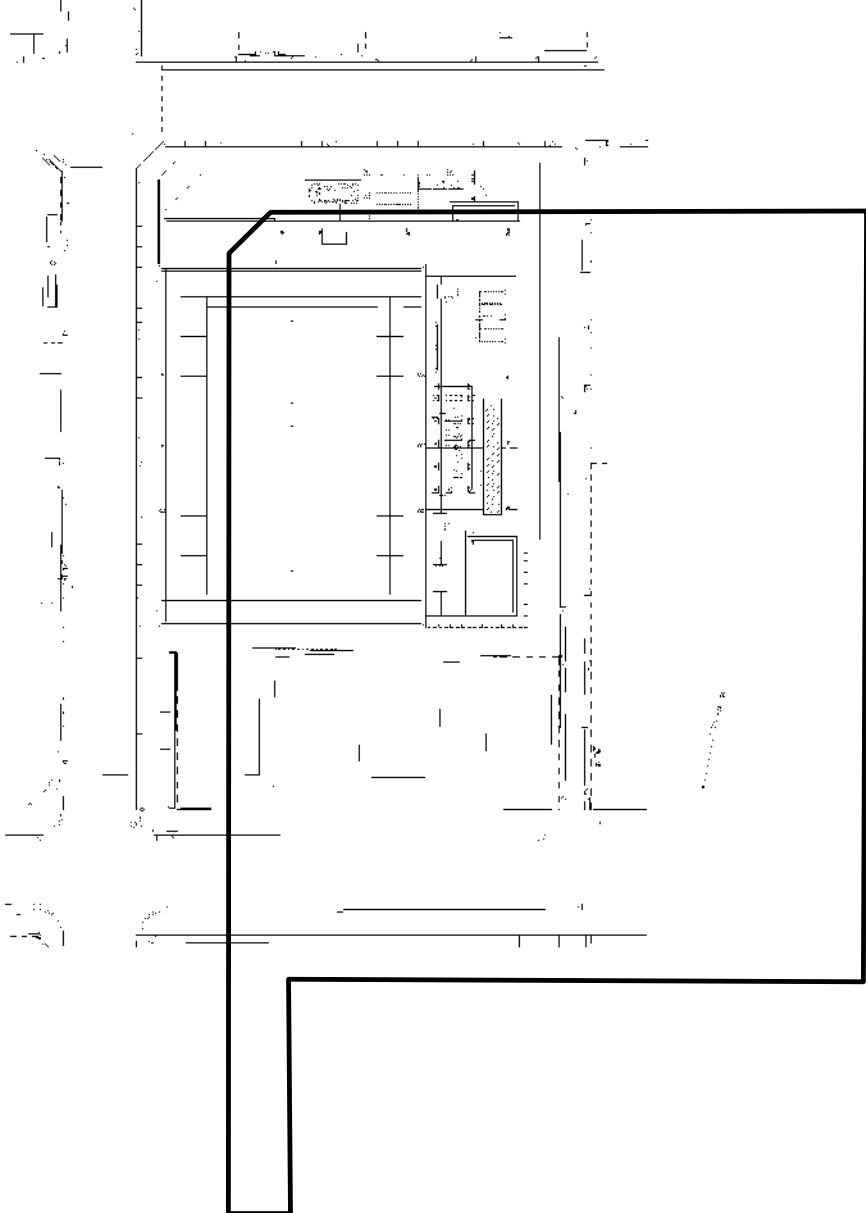
案内図



工事箇所：新宿三丁目328番 1、2、331番 2

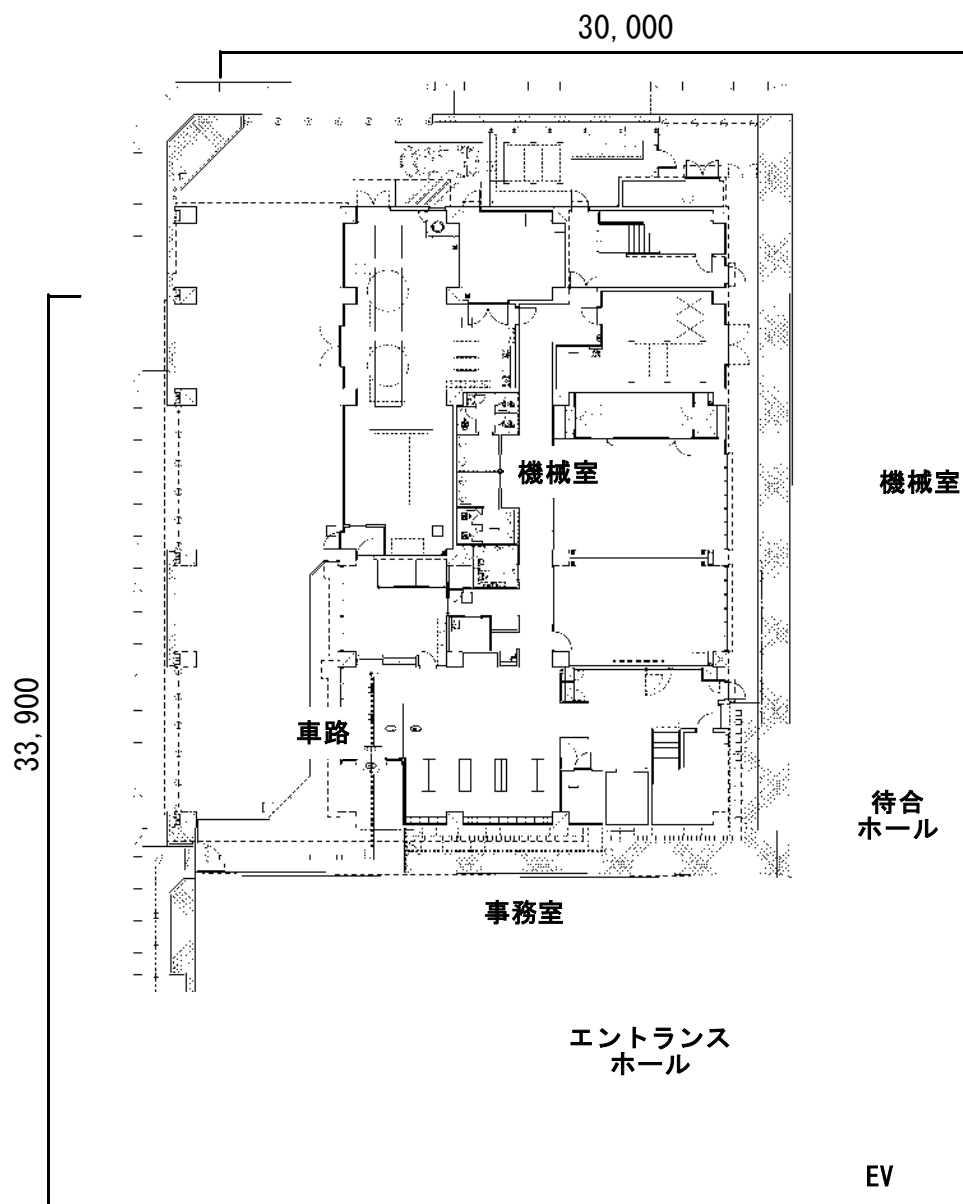
(仮称) 葛飾区新宿地区屋内温水プール建築工事

配置図



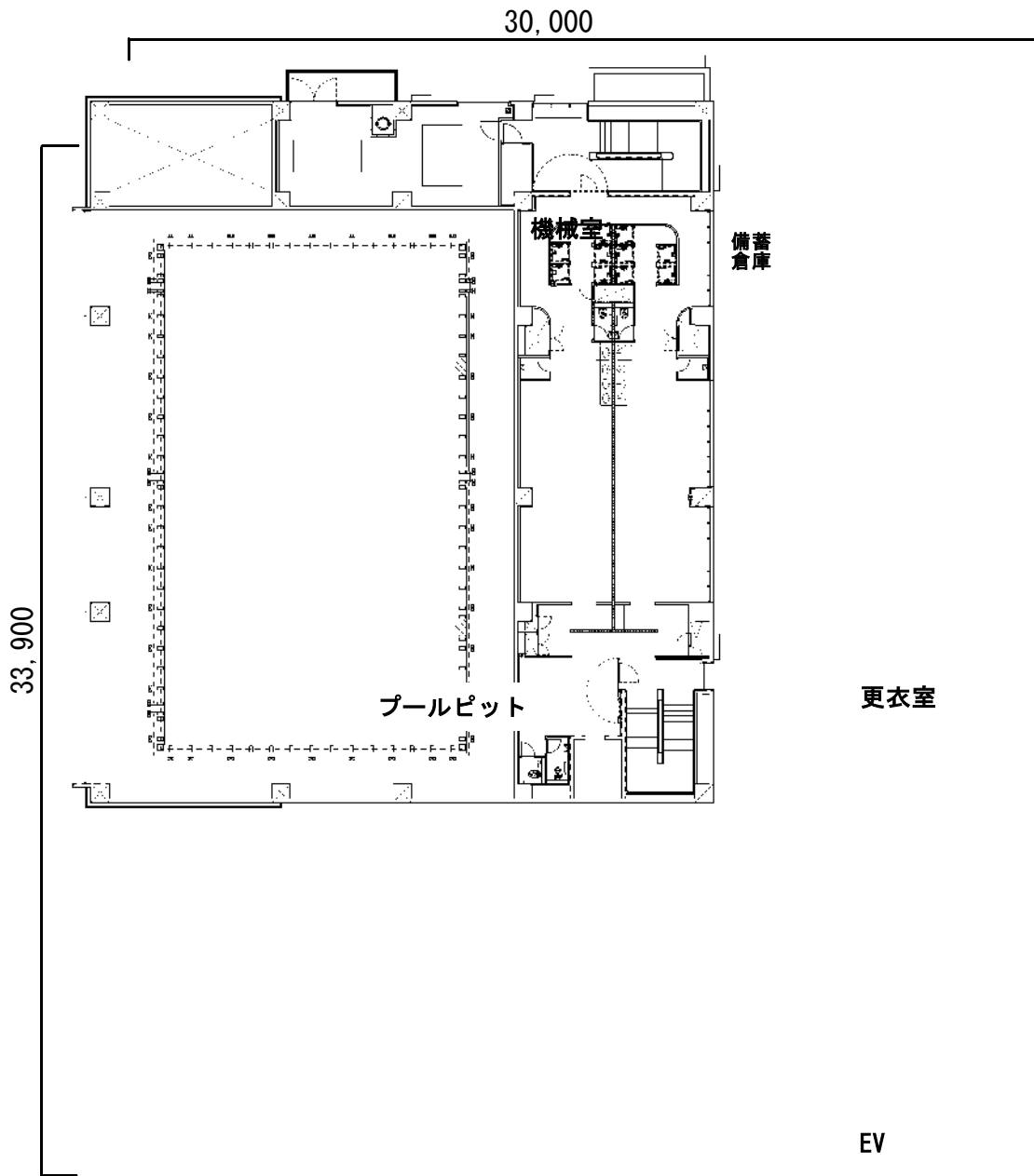
(仮称) 葛飾区新宿地区屋内温水プール建築工事

1階平面図



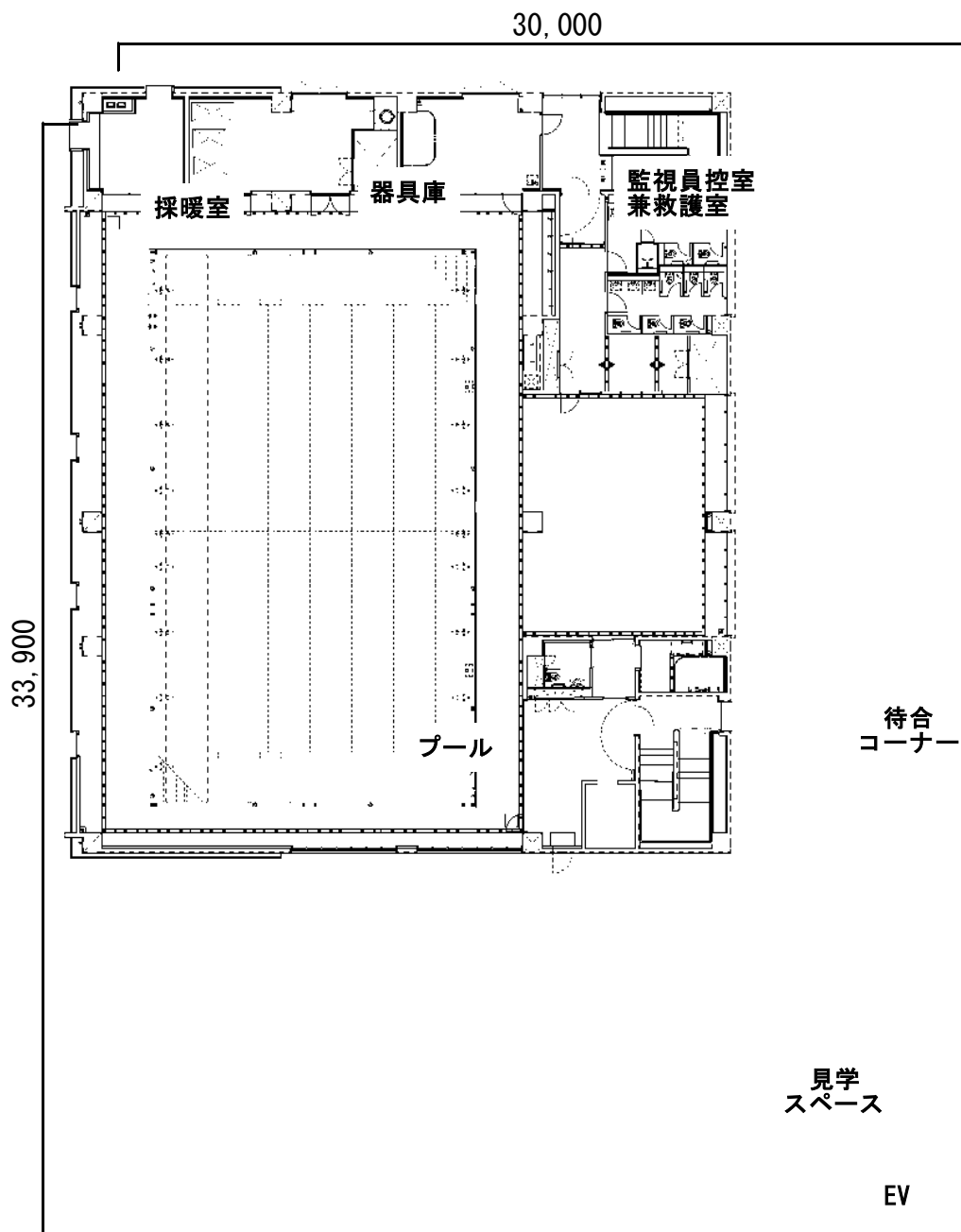
(仮称) 葛飾区新宿地区屋内温水プール建築工事

2階平面図



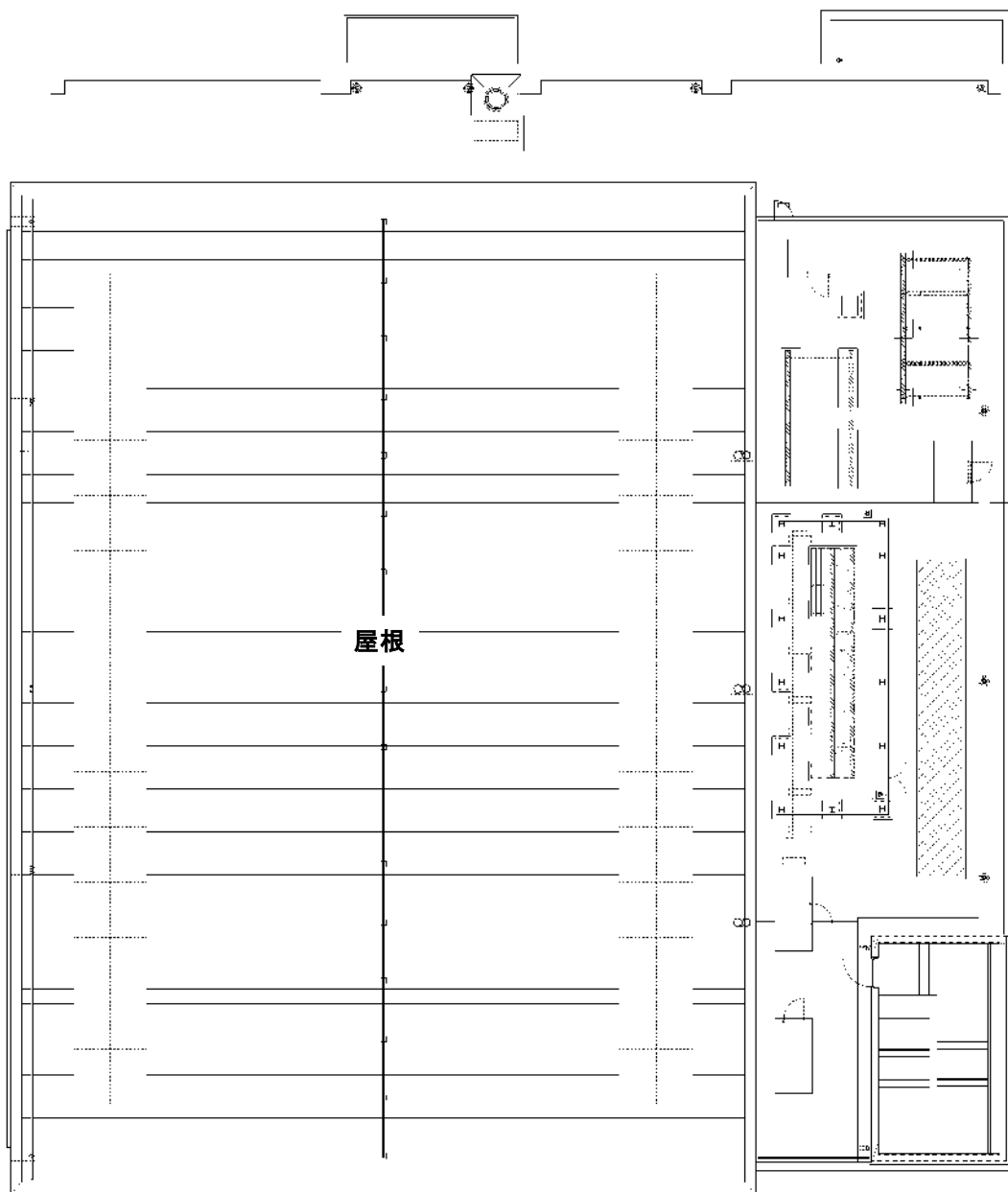
(仮称) 葛飾区新宿地区屋内温水プール建築工事

3階平面図



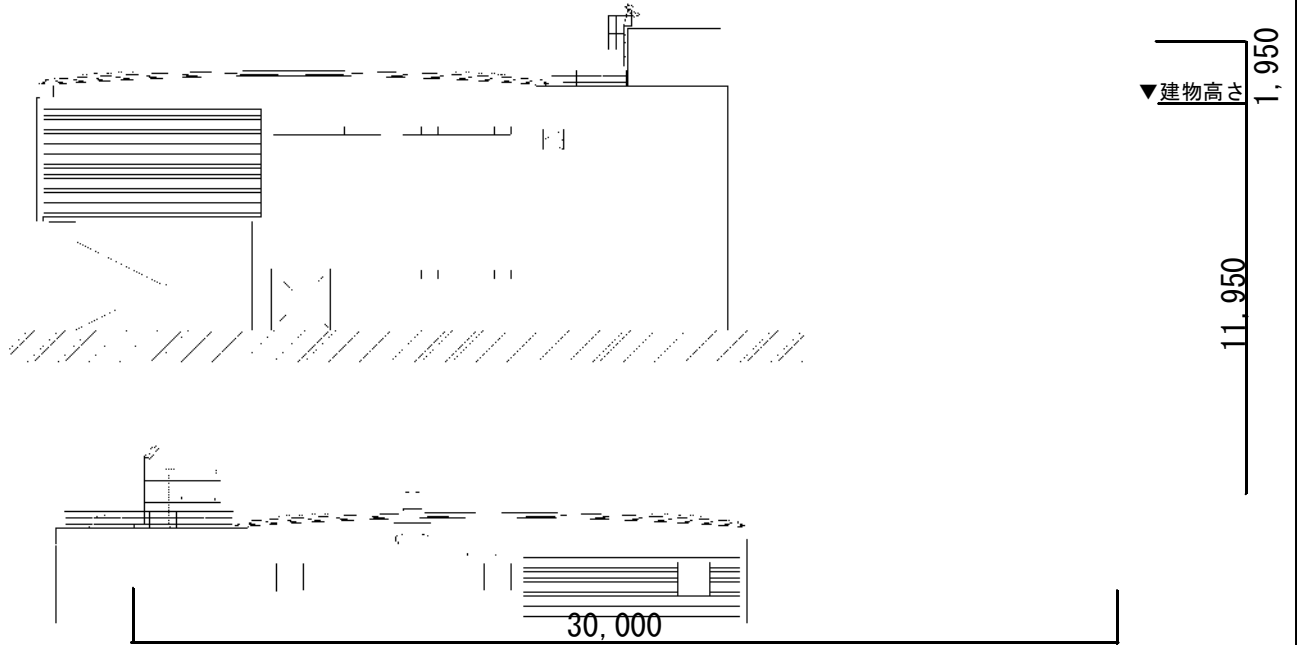
(仮称) 葛飾区新宿地区屋内温水プール建築工事

屋上平面図

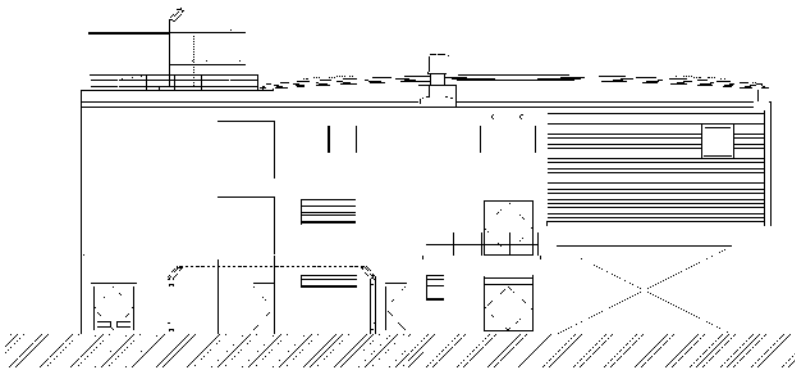


(仮称) 葛飾区新宿地区屋内温水プール建築工事

立面図（南面）

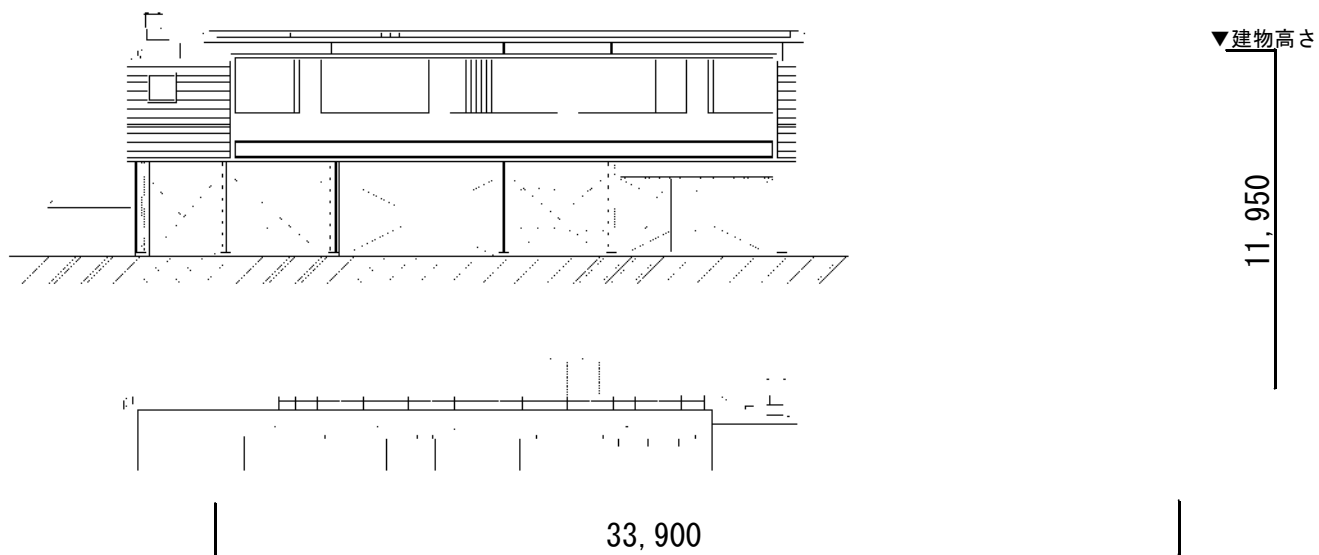


立面図（北面）

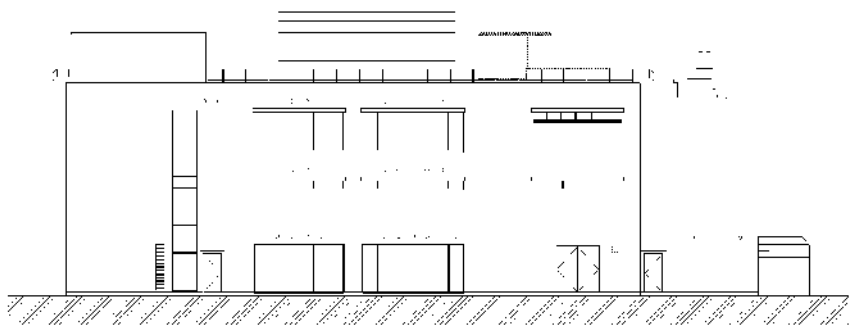


(仮称) 葛飾区新宿地区屋内温水プール建築工事

立面図（西面）



立面図（東面）



(仮称) 葛飾区新宿地区屋内温水プール建築工事

外観パース



(仮称) 葛飾区新宿地区屋内温水プール建築工事

(葛飾区立鎌倉小学校外壁改修(塗装)工事)

令和8年度

入札経過調書

案件番号	0000002346
件名	葛飾区立鎌倉小学校外壁改修(塗装)工事
履行場所	東京都葛飾区鎌倉四丁目24番1号
工期	契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで
入札方法	施工能力審査型総合評価一般競争入札
資料配付日	令和8年4月14日
開札日時	令和8年5月15日 13時30分 電子入札
落札者名	笹崎塗装株式会社 代表取締役 深野 朋子 東京都葛飾区新小岩三丁目28番20号
落札金額	181,401,000 円

項番	企業名	入札価格(円)	価格点	施工能力 評価点	評価値	備考
1	グローリー防水工業株式会社 葛飾営業所					辞退
2	近藤建装工業株式会社					辞退
3	笹崎塗装株式会社	181,401,000	0.0	30.0	30.0	落札(くじ引き)
4	清水ペイント株式会社	181,401,000	0.0	30.0	30.0	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	181,401,000 円
------	---------------

(参 考)

葛飾区立鎌倉小学校外壁改修（塗装）工事

外壁塗装改修工事 面積 3,980.20平方メートル

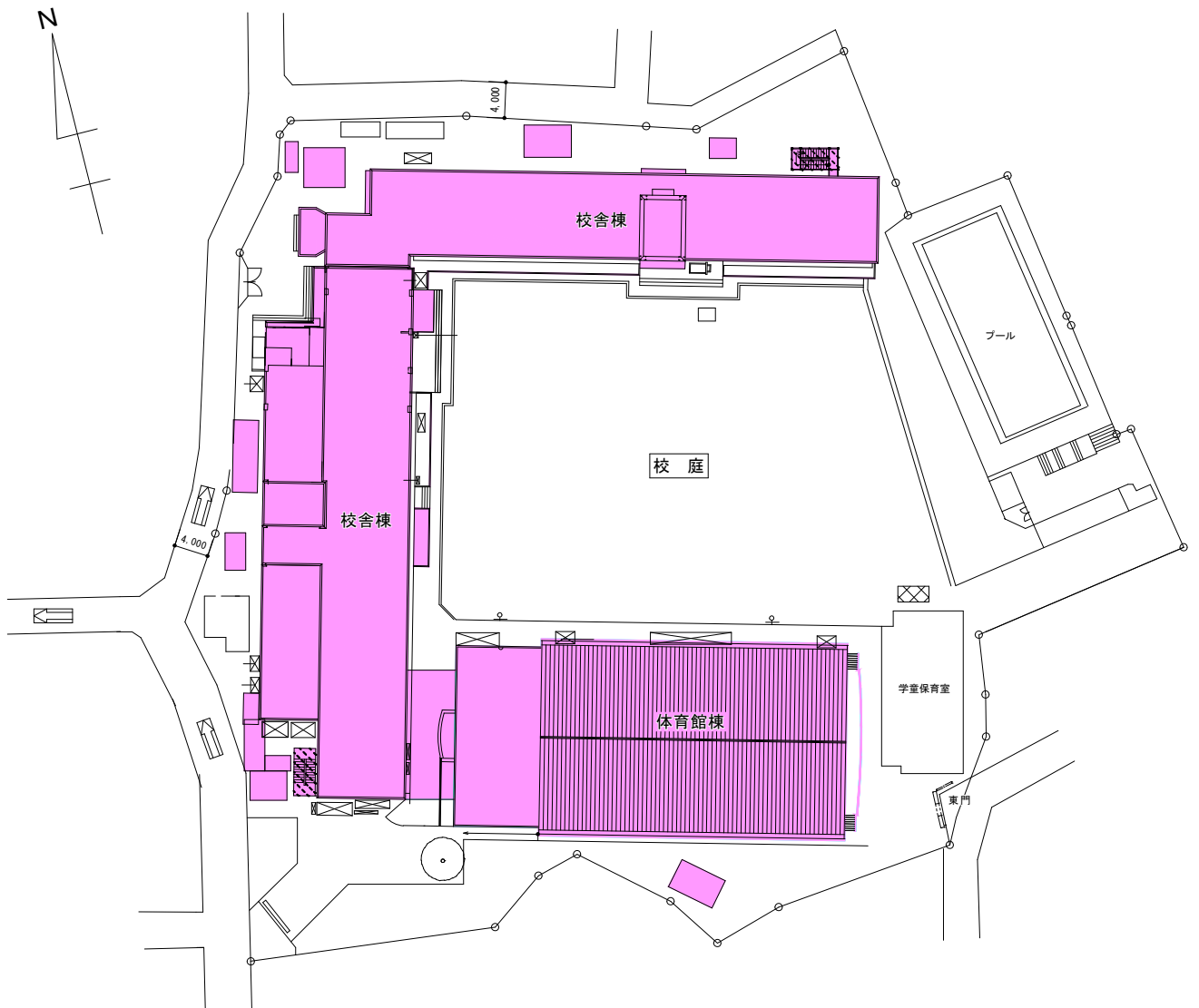
防水改修工事 面積 369.00平方メートル

案内図



葛飾区立鎌倉小学校外壁改修（塗装）工事

配置図



葛飾区立鎌倉小学校外壁改修（塗装）工事

(葛飾区立亀有中学校外壁改修(塗装) その他工事)

令和8年度

入札経過調書

案件番号	0000002347
件名	葛飾区立亀有中学校外壁改修(塗装) その他工事
履行場所	東京都葛飾区亀有一丁目23番1号
工期	契約締結日の翌日から令和9年3月12日まで
入札方法	施工能力審査型総合評価一般競争入札
資料配付日	令和8年4月15日
開札日時	令和8年5月18日 13時30分 電子入札
落札者名	清水ペイント株式会社 代表取締役 深野 正治 東京都葛飾区高砂一丁目23番3号
落札金額	222,915,000 円

項番	企業名	入札価格(円)	価格点	施工能力 評価点	評価値	備考
1	グローリー防水工業株式会社 葛飾営業所					辞退
2	近藤建装工業株式会社					辞退
3	笹崎塗装株式会社					辞退
4	清水ペイント株式会社	222,915,000	0.0	30.0	30.0	落札
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	223,058,000 円
------	---------------

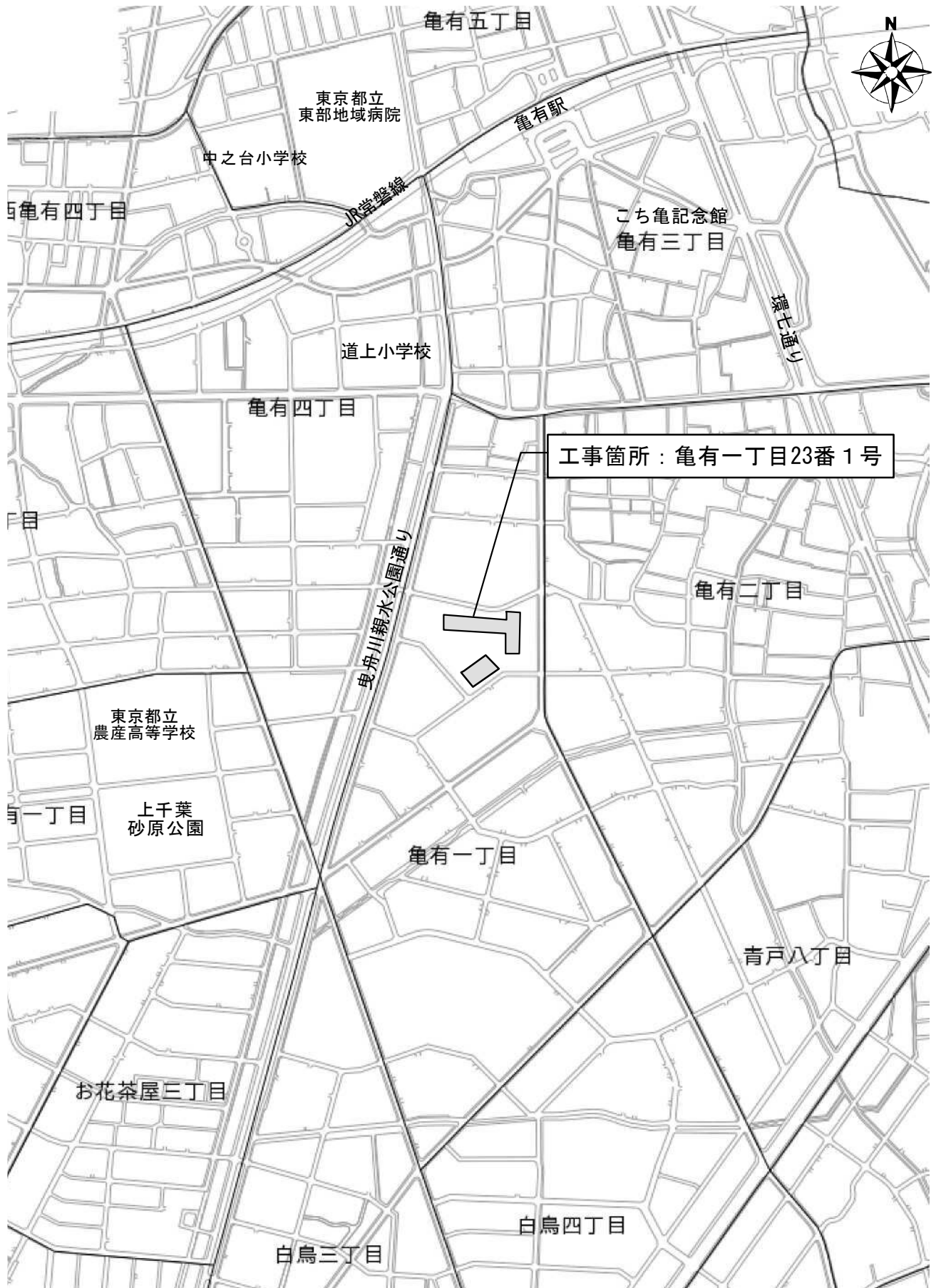
(参 考)

葛飾区立亀有中学校外壁改修（塗装）その他工事

外壁塗装改修工事 面積 6,872.90平方メートル

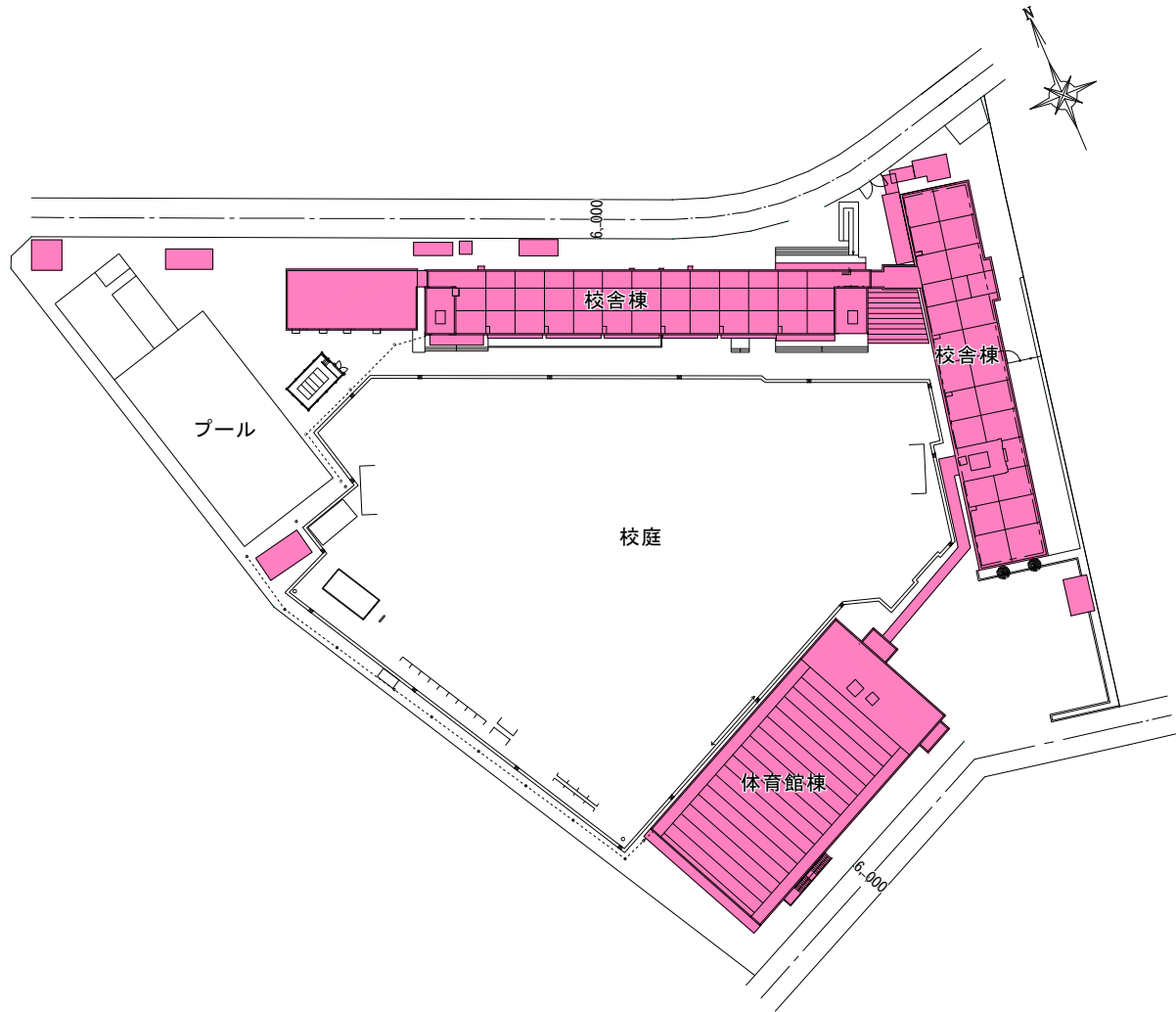
防水改修工事 面積 744.00平方メートル

案内図



葛飾区立亀有中学校外壁改修（塗装）その他工事

配置図



葛飾区立亀有中学校外壁改修（塗装）その他工事

(都市計画道路補助第261号線(南水元)整備(その2)工事)

令和8年度

入札経過調書

案件番号	0000002589
件名	都市計画道路補助第261号線(南水元)整備(その2)工事
履行場所	東京都葛飾区南水元二丁目10番先から南水元一丁目6番先まで
工期	契約締結日の翌日から令和10年5月15日まで
入札方法	施工能力審査型総合評価一般競争入札
資料配付日	令和8年4月13日
開札日時	令和8年5月14日 13時30分 電子入札
落札者名	宗明建設株式会社 代表取締役 木内 竜平 東京都葛飾区西水元一丁目15番4号
落札金額	293,150,000 円

項番	企業名	入札価格(円)	価格点	施工能力 評価点	評価値	備考
1	株式会社歩土建工業	291,830,000	7.7	18.0	25.7	
2	有限会社小針土木					辞退
3	成和建设株式会社					辞退
4	宗明建設株式会社	293,150,000	7.3	20.5	27.8	落札
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	319,172,700 円
------	---------------

(参 考)

都市計画道路補助第261号線（南水元）整備（その2）工事

道路整備工事 延長 367.50メートル

案内図



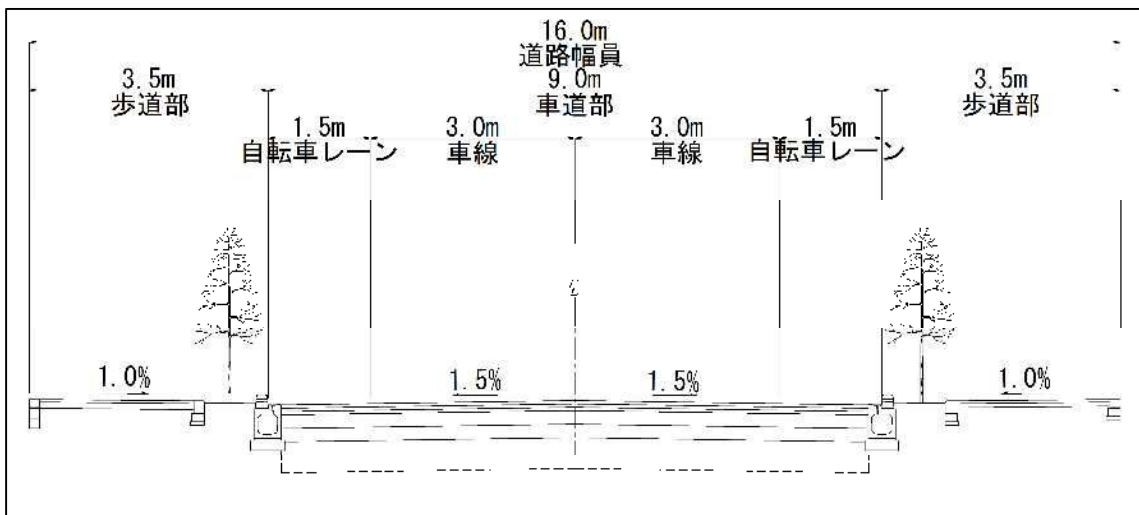
工事箇所：南水元二丁目10番先から南水元一丁目6番先まで

都市計画道路補助第261号線（南水元）整備（その2）工事

平面図



標準横断図



都市計画道路補助第261号線（南水元）整備（その2）工事

(八劔橋橋梁架替 (その12) 工事)

令和8年度

入札経過調書

案件番号	0000002592
件名	八劔橋橋梁架替 (その12) 工事
履行場所	東京都葛飾区奥戸八丁目6番先から奥戸八丁目16番先まで
工期	契約締結日の翌日から令和9年7月27日まで
入札方法	施工能力審査型総合評価一般競争入札
資料配付日	令和8年4月14日
開札日時	令和8年5月15日 13時30分 電子入札
落札者名	成和建设株式会社 代表取締役 渡邊 義美 東京都葛飾区東新小岩三丁目11番16号
落札金額	238,480,000 円

項番	企業名	入札価格 (円)	価格点	施工能力 評価点	評価値	備考
1	有限会社小針土木					辞退
2	成和建设株式会社	238,480,000	0.0	25.5	25.5	落札
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	238,493,200 円
------	---------------

(参 考)

八劔橋橋梁架替（その12）工事

取付道路工事

軽量盛土設置工 延長 101.00メートル

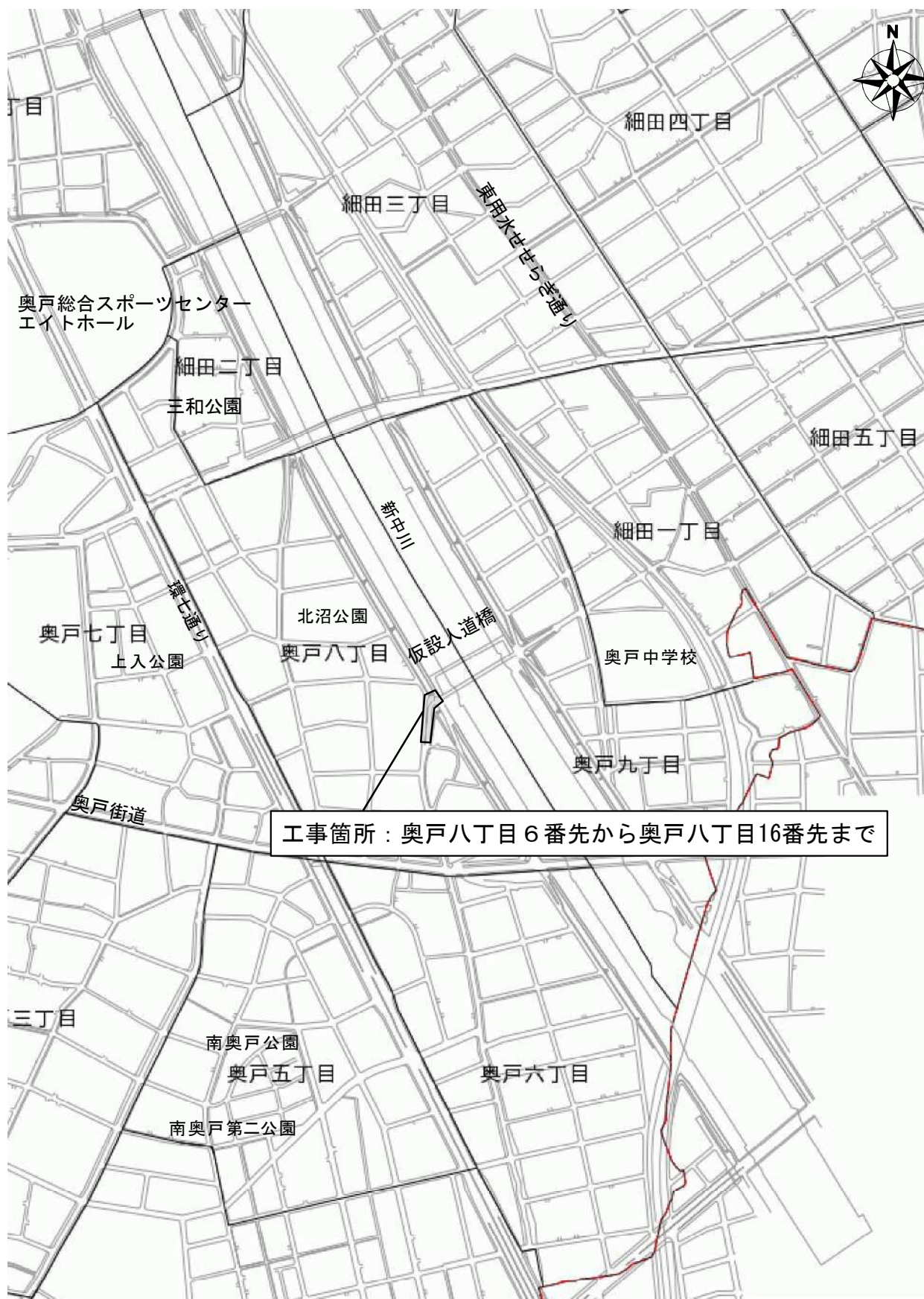
アスファルト舗装工 面積 1,180.00平方メートル

防護柵設置工 延長 113.80メートル

護岸整備工事

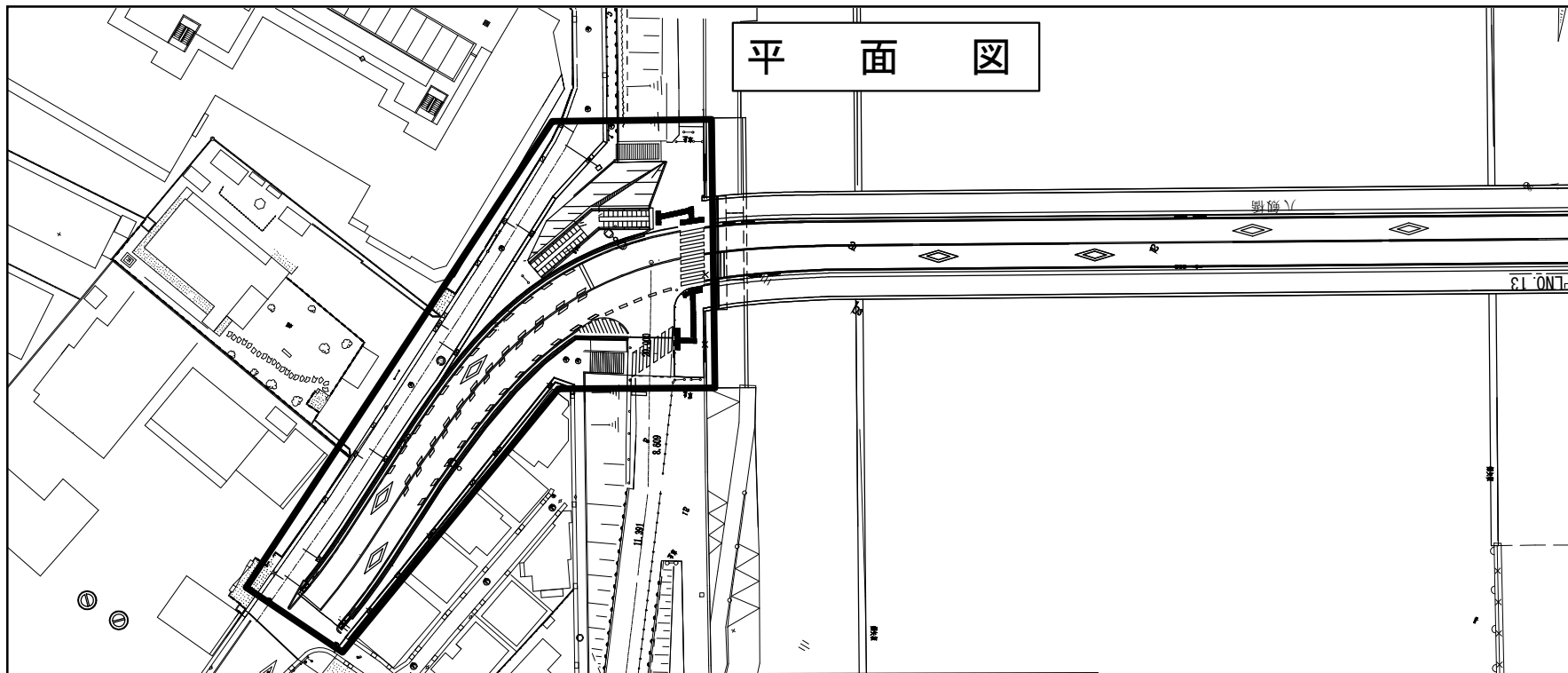
高圧噴射攪拌工 面積 213.00平方メートル

案内図

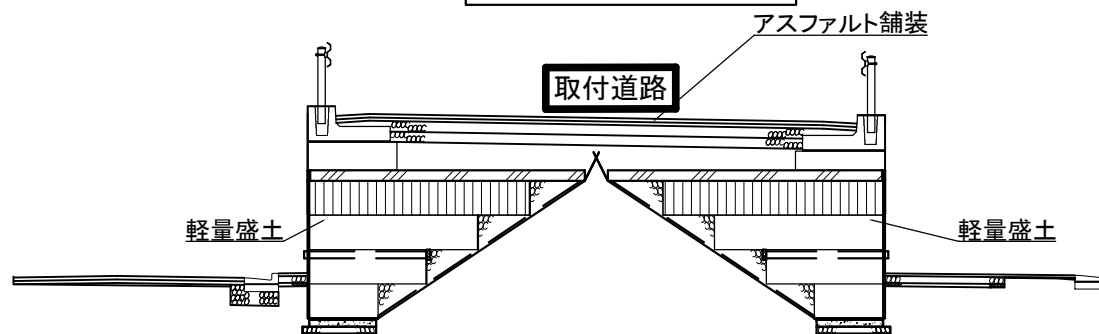


八剣橋橋梁架替（その12）工事

平面図



断面図



凡例

□ : 工事対象

八剱橋橋梁架替（その12）工事

(柴又公園拡張部 (和風庭園等) 整備工事)

令和8年度

入札経過調書

案件番号	0000002591
件名	柴又公園拡張部 (和風庭園等) 整備工事
履行場所	東京都葛飾区柴又七丁目19番14号
工期	契約締結日の翌日から令和9年5月31日まで
入札方法	施工能力審査型総合評価一般競争入札
資料配付日	令和8年4月13日
開札日時	令和8年5月14日 14時30分 電子入札
落札者名	東香園株式会社 代表取締役 池田 重信 東京都葛飾区小菅三丁目5番23号
落札金額	234,630,000 円

項番	企業名	入札価格 (円)	価格点	施工能力 評価点	評価値	備考
1	葛飾エクステリア株式会社	234,850,000	0.1	23.0	23.1	
2	株式会社桂造園	234,905,000	0.0	20.5	20.5	
3	株式会社山溪緑地					辞退
4	東香園株式会社	234,630,000	0.1	26.0	26.1	落札
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	235,121,700 円
------	---------------

(参 考)

柴又公園拡張部（和風庭園等）整備工事

公園工事 面積 1,301.72平方メートル

公園整備

植栽	高木植栽	18本	
	中木植栽	1本	
	低木植栽	78株	
	生垣	延長 60.80メートル	
	張芝	面積 372.00平方メートル	
	園路広場	半たわみ性舗装	面積 358.00平方メートル
園路広場	真砂土塗布舗装	面積 179.00平方メートル	
	州浜	面積 20.00平方メートル	
	乱張り舗装	面積 40.00平方メートル	
	インターロッキングブロック舗装	面積 25.00平方メートル	
	管理施設	門扉	3基
		木柵	延長 40.70メートル
サイン		12基	
階段		1箇所	
フェンス		延長 13.40メートル	
水景施設	池泉	一式	
	水琴窟	一式	
	パーゴラ	1基	
電気設備	分電盤	1面	
	フットライト	10基	
	公園灯	3基	
	コンセントポール	2基	
	防犯カメラ	1台	

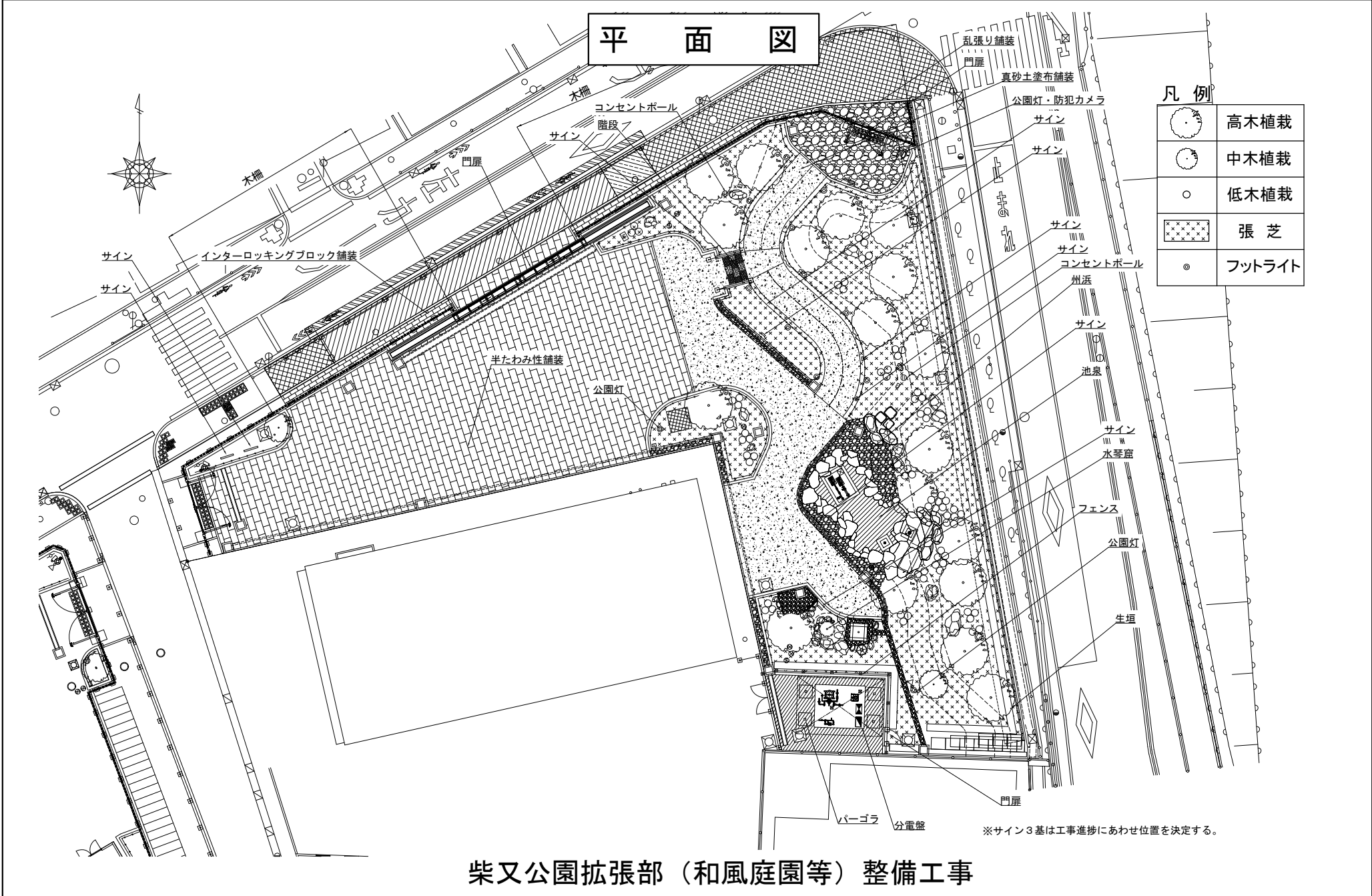
案内図



工事箇所：柴又七丁目19番14号

柴又公園拡張部（和風庭園等）整備工事

平面図



凡例

	高木植栽
	中木植栽
	低木植栽
	張芝
	フットライト

※サイン3基は工事進捗にあわせ位置を決定する。

柴又公園拡張部（和風庭園等）整備工事

議案第51号 関係資料
総務部
令和8年6月11日

災害対策用備蓄食糧品の買入れについて

契約管財課

1 買入れの目的

区内に配備している災害対策用備蓄食糧品の入替え時期が到来したため、新たに
買入れれるもの

2 買入れる物品、数量及び納品先

(1) ビスケット (1箱60食)	小計 1,645箱
ア 小学校 (19校 各38箱)	722箱
イ 中学校 (13校 各38箱)	494箱
ウ 旧学校 (2校 各38箱)	76箱
エ 備蓄倉庫 (4箇所 各32箱~162箱)	328箱
オ 葛飾区文化会館	25箱
(2) アルファ化米 (1箱50食)	小計 830箱
ア 小学校 (2校 各20箱)	40箱
イ 中学校 (2校 各20箱)	40箱
ウ 旧学校 (2校 各20箱)	40箱
エ 備蓄倉庫 (4箇所 各58箱~330箱)	710箱
	合計 2,475箱

3 納期

令和8年12月28日

令和8年度

入札経過調書

案件番号	0000002669
件名	災害対策用備蓄食糧品の買入れ
納入場所	葛飾区指定の場所
納入期限	令和8年12月28日
入札方法	制限付一般競争入札
資料配付日	令和8年5月7日
開札日時	令和8年5月15日 13時30分 電子入札
落札者名	社会福祉法人東京コロニー 東京コロニー 理事 近藤 章夫 東京都葛飾区金町二丁目8番20号
落札金額	35,821,440 円

項番	企業名	第1回目 入札価格 (円)	第2回目 入札価格 (円)	第3回目 入札価格 (円)	第4回目 入札価格 (円)	備考
1	エビスマ株式会社	36,176,760				
2	社会福祉法人東京コロニー 東京コロニー	35,821,440				落札
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	36,533,700 円
------	--------------

議案第52号 関係資料
総務部
令和8年6月11日

都市計画道路補助第276号線（細田北）整備（その1）及び排水施設（その1）工事請負契約の変更について

契約管財課

1 工事件名

都市計画道路補助第276号線（細田北）整備（その1）及び排水施設（その1）工事請負契約

2 契約の相手

東京都葛飾区東新小岩七丁目24番12号

尾花興業株式会社

代表取締役 尾花 弘行

3 変更内容

(1) 変更前契約金額

4億9,464万5,800円

(2) 変更後契約金額

5億4,867万7,800円

4 変更理由

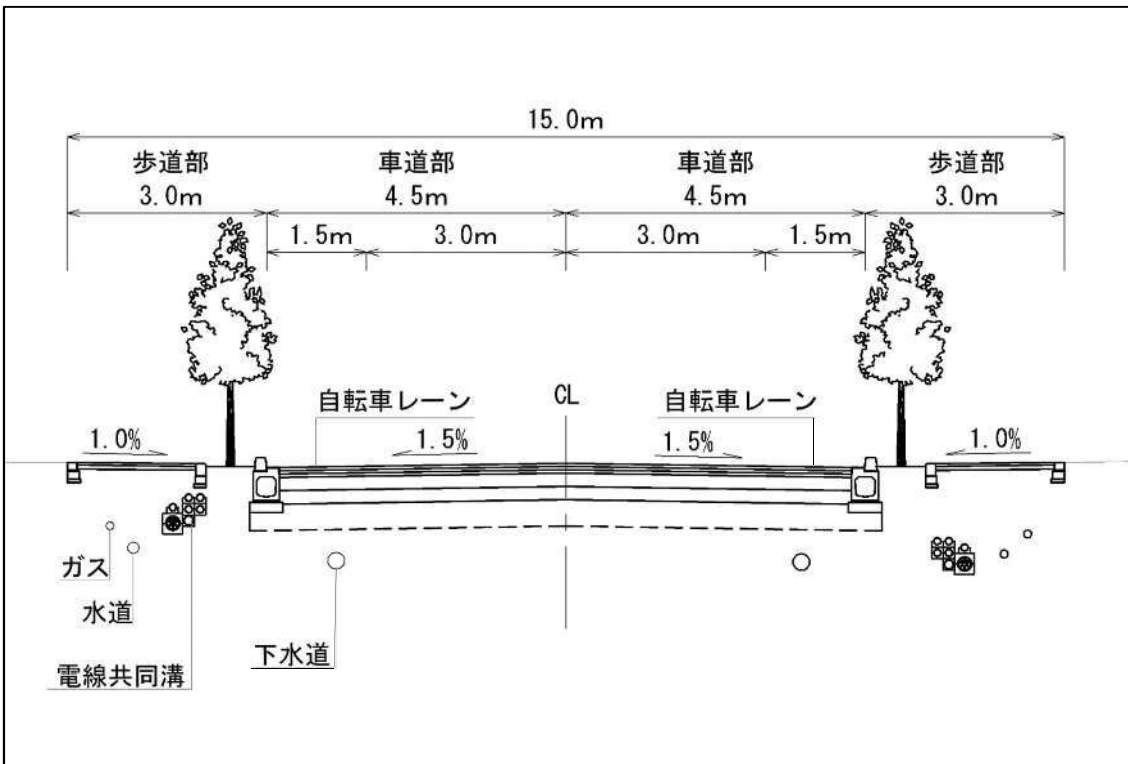
(1) 地下水位が高く、下水道本管に接続している取付管を撤去できず残置することとしたため、取付管の劣化や損傷による下水道管への土砂流入を防止する充填材の注入を実施する。

(2) 労務単価及び資材価格が上昇したため、工事請負契約約款に規定するインフレスライド条項を適用する。

平面図



標準横断図



都市計画道路補助第276号線（細田北）整備（その1）
及び排水施設（その1）工事

報告第1号 関係資料
総務部
令和8年6月11日

地方自治法第179条第1項本文の規定に基づき専決処分した葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について

税務課

1 報告の理由

地方自治法第179条第1項本文の規定に基づき、令和8年3月31日に葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、報告し承認を求めるもの

2 概要

(1) 軽自動車税環境性能割の廃止

国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減し、手続の簡素化を図るため、令和7年度末をもって環境性能割を廃止する。なお、環境性能割の廃止に伴い、軽自動車税種別割の名称を軽自動車税とする。

(2) 軽自動車税のグリーン化特例の適用期限の延長

三輪以上の電気軽自動車等を取得した場合における軽自動車税のグリーン化特例について、現行の軽課措置を2年延長し、令和10年3月31日までとする。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行日

令和8年4月1日

葛飾区特別区税条例新旧対照表（関連部分抜粋）

改正前	改正後
<p>○葛飾区特別区税条例 昭和39年11月30日 条例第49号</p> <p>（軽自動車税の納税義務者等）</p> <p>第37条 <u>軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u></p> <p><u>2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p><u>3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</u> (昭51条例32・平12条例54・平30条例28・一部改正)</p> <p>（軽自動車税のみなす課税）</p> <p>第38条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、<u>軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を<u>三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p><u>3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p><u>4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u> (平30条例28・追加)</p> <p>（種別割の課税免除）</p> <p>第38条の3 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、<u>種別割</u>を課さない。</p> <p>(1) 公益のため直接専用するものと区長が認めるもの</p> <p>(2) 商品であって使用しないもの</p> <p>(3) 原動機付自転車及び小型特殊自動車を製造又は販売する者が車体試験のため規則で定める標識を表示して</p>	<p>○葛飾区特別区税条例 昭和39年11月30日 条例第49号</p> <p>（軽自動車税の納税義務者等）</p> <p>第37条 <u>軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。</u></p> <p><u>2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。</u> (昭51条例32・平12条例54・平30条例28・一部改正)</p> <p>（軽自動車税のみなす課税）</p> <p>第38条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>(平30条例28・追加)</p> <p>（軽自動車税の課税免除）</p> <p>第38条の3 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、<u>軽自動車税</u>を課さない。</p> <p>(1) 公益のため直接専用するものと区長が認めるもの</p> <p>(2) 商品であって使用しないもの</p> <p>(3) 原動機付自転車及び小型特殊自動車を製造又は販売する者が車体試験のため規則で定める標識を表示して</p>

使用するもの

(平30条例28・旧第38条繰下、令4条例24・一部改正)

(環境性能割の課税標準)

第38条の4 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(平30条例28・追加)

(環境性能割の税率)

第38条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの100分の3

(平30条例28・追加、令3条例19・一部改正)

(環境性能割の徴収の方法)

第38条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(平30条例28・追加)

(環境性能割の申告納付)

第38条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を区長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を区長に提出しなければならない。

(平30条例28・追加)

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第38条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくして申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、区長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(平30条例28・追加)

(環境性能割の減免)

第38条の9 区長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第46条の2第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(平30条例28・追加)

(種別割の税率)

使用するもの

(平30条例28・旧第38条繰下、令4条例24・一部改正)

(軽自動車税の税率)

第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ウ及びオに掲げるものを除く。） 年額 2,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

エ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

オ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(イ) 三輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 1万800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

c 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

(3) 二輪の小型自動車 年額 6,000円

2 軽自動車等の使用に対して課する種別割の税率は、前項の規定にかかわらず、当該各号に規定する税率の7割に相当する額とする。

(昭40条例23・昭50条例35・昭51条例32・昭54条例17・昭59条例27・昭60条例10・平3条例11・平9条例22・平26条例14・平30条例28・令5条例49・令7条例36・一部改正)

(種別割)の賦課期日及び納期)

第40条 種別割の賦課期日は4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月11日から同月31日までとす

第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ウ及びオに掲げるものを除く。） 年額 2,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

エ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

オ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(イ) 三輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 1万800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

c 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

(3) 二輪の小型自動車 年額 6,000円

2 軽自動車等の使用に対して課する軽自動車税の税率は、前項の規定にかかわらず、当該各号に規定する税率の7割に相当する額とする。

(昭40条例23・昭50条例35・昭51条例32・昭54条例17・昭59条例27・昭60条例10・平3条例11・平9条例22・平26条例14・平30条例28・令5条例49・令7条例36・一部改正)

(軽自動車税)の賦課期日及び納期)

第40条 軽自動車税の賦課期日は4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月11日から同月31日までとす

る。

(昭56条例40・昭60条例5・平30条例28・一部改正)

(種別割の徴収の方法)

第42条 **種別割**は、普通徴収の方法によって徴収する。

(平30条例28・一部改正)

(種別割に関する申告又は報告)

第43条 **種別割**の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則**第33号の4の2様式**による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を区長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者に**ついては**施行規則**第33号の4の2様式**による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者に**ついては**施行規則第33号の5様式による申告書を区長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者に**ついては**施行規則**第33号の4の2様式**による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者に**ついては**施行規則第34号様式による申告書を区長に提出しなければならない。

4 第38条第1項に規定する軽自動車等の売主は、区長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を区長に提出しなければならない。

- (1) 当該軽自動車等の買主の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地
- (2) 当該軽自動車等の買主の勤務先又は事務所若しくは事業所の名称及び所在地
- (3) 当該軽自動車等の所有権を当該軽自動車等の買主へ移転する旨の通知の発送の有無
- (4) 当該軽自動車等の占有の有無
- (5) その他区長が必要と認める事項

(昭51条例32・昭56条例40・平15条例28・平16条例27・平30条例28・一部改正)

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第44条 軽自動車等の所有者等又は第38条第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、区長が定める。

する。

(昭56条例40・昭60条例5・平30条例28・一部改正)

(**軽自動車税**の徴収の方法)

第42条 **軽自動車税**は、普通徴収の方法によって徴収する。

(平30条例28・一部改正)

(**軽自動車税**に関する申告又は報告)

第43条 **軽自動車税**の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則**第33号の4様式**による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を区長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者に**あつては**施行規則**第33号の4様式**による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者に**あつては**施行規則第33号の5様式による申告書を区長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者に**あつては**施行規則**第33号の4様式**による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者に**あつては**施行規則第34号様式による申告書を区長に提出しなければならない。

4 第38条第1項に規定する軽自動車等の売主は、区長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を区長に提出しなければならない。

- (1) 当該軽自動車等の買主の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地
- (2) 当該軽自動車等の買主の勤務先又は事務所若しくは事業所の名称及び所在地
- (3) 当該軽自動車等の所有権を当該軽自動車等の買主へ移転する旨の通知の発送の有無
- (4) 当該軽自動車等の占有の有無
- (5) その他区長が必要と認める事項

(昭51条例32・昭56条例40・平15条例28・平16条例27・平30条例28・一部改正)

(**軽自動車税**に係る不申告等に関する過料)

第44条 軽自動車等の所有者等又は第38条第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、区長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(昭51条例32・昭56条例40・平16条例27・平23条例24・平30条例28・一部改正)

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第45条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となった者は、区長に対し、第43条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示(区長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。)をしてその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

2 法第445条、第38条の2若しくは第38条の3第1号又は**第37条第3項ただし書**の規定によって**種別割**を課されない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、区内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、区長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。**種別割**を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条、第38条の2若しくは第38条の3第1号又は**第37条第3項ただし書**の規定によって**種別割**を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3 第38条の3第3号の規定によって車体試験のため原動機付自転車又は小型特殊自動車を使用しようとする者は、区長に対し、試乗用標識交付申請書を提出してその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。

4 前項の規定に基づく標識の交付は、区長が特別の理由があると認める場合を除き、営業者1人について1枚とする。

5 区長は、第1項又は第2項の規定により交付を受けた標識について必要があると認めるときは、規則の定めるところにより、標識の更新を行うことができる。

6 区長は、前各項の規定により標識を交付する場合においては、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、あわせて、その旨を記載した証明書を交付するものとする。

7 第1項、第2項又は第5項の規定により交付を受けた標識は、第8項又は第9項の規定により返納するまでの間は、区長の指示に従い、これを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見やすい箇所に常に取り付けていなければならない。

8 第1項又は第5項の標識及び第6項の証明書の交付を受けた後において当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等でなくなった者は、区長に対し、第43条第3項の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識及び証明書を返納しなければならない。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(昭51条例32・昭56条例40・平16条例27・平23条例24・平30条例28・一部改正)

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第45条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となった者は、区長に対し、第43条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示(区長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。)をしてその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

2 法第445条、第38条の2若しくは第38条の3第1号又は**第37条第2項ただし書**の規定によって**軽自動車税**を課されない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、区内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、区長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。**軽自動車税**を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条、第38条の2若しくは第38条の3第1号又は**第37条第2項ただし書**の規定によって**軽自動車税**を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3 第38条の3第3号の規定によって車体試験のため原動機付自転車又は小型特殊自動車を使用しようとする者は、区長に対し、試乗用標識交付申請書を提出してその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。

4 前項の規定に基づく標識の交付は、区長が特別の理由があると認める場合を除き、営業者1人について1枚とする。

5 区長は、第1項又は第2項の規定により交付を受けた標識について必要があると認めるときは、規則の定めるところにより、標識の更新を行うことができる。

6 区長は、前各項の規定により標識を交付する場合においては、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、あわせて、その旨を記載した証明書を交付するものとする。

7 第1項、第2項又は第5項の規定により交付を受けた標識は、第8項又は第9項の規定により返納するまでの間は、区長の指示に従い、これを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見やすい箇所に常に取り付けていなければならない。

8 第1項又は第5項の標識及び第6項の証明書の交付を受けた後において当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等でなくなった者は、区長に対し、第43条第3項の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識及び証明書を返納しなければならない。

9 第2項又は第5項の標識及び第6項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が区内に所在しなくなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有しないこととなったとき又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して、**種別割**が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、区長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

10 第3項の標識及び第6項の証明書の交付を受けた者は、規則の定めるところにより、その標識及び証明書を返納しなければならない。

11 第1項、第2項、第3項又は第5項の標識の交付を受けた者は、その標識をき損し、若しくは亡失し、又はま滅したときは、直ちに、その旨を区長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識のき損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として、200円を納めなければならない。

12 第1項、第2項、第3項又は第5項の標識は、これを譲渡し、貸し付け、又は不正使用してはならない。

(昭52条例21・昭56条例40・昭58条例16・平9条例22・平12条例54・平15条例28・平30条例28・一部改正)

(種別割の減免)

第46条 区長は、**種別割**の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であって必要があると認める者に対し、**種別割**を減免する。

- (1) 災害その他これに類する理由により生活が困難となった者
- (2) 生活保護法により扶助を受ける者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事情がある者

2 前項の規定により**種別割**の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。ただし、区長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、**種別割**を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 軽自動車等の種別
- (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）
- (3) 主たる定置場
- (4) 原動機の型式
- (5) 原動機の総排気量又は定格出力（第39条第1項第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）
- (6) 用途
- (7) 形状

9 第2項又は第5項の標識及び第6項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が区内に所在しなくなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有しないこととなったとき又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して、**軽自動車税**が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、区長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

10 第3項の標識及び第6項の証明書の交付を受けた者は、規則の定めるところにより、その標識及び証明書を返納しなければならない。

11 第1項、第2項、第3項又は第5項の標識の交付を受けた者は、その標識をき損し、若しくは亡失し、又はま滅したときは、直ちに、その旨を区長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識のき損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として、200円を納めなければならない。

12 第1項、第2項、第3項又は第5項の標識は、これを譲渡し、貸し付け、又は不正使用してはならない。

(昭52条例21・昭56条例40・昭58条例16・平9条例22・平12条例54・平15条例28・平30条例28・一部改正)

(軽自動車税の減免)

第46条 区長は、**軽自動車税**の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であって必要があると認める者に対し、**軽自動車税**を減免する。

- (1) 災害その他これに類する理由により生活が困難となった者
- (2) 生活保護法により扶助を受ける者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事情がある者

2 前項の規定により**軽自動車税**の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。ただし、区長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、**軽自動車税**を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 軽自動車等の種別
- (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）
- (3) 主たる定置場
- (4) 原動機の型式
- (5) 原動機の総排気量又は定格出力（第39条第1項第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）
- (6) 用途
- (7) 形状

(8) 車両番号又は標識番号

3 第1項の規定により種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。

(平15条例28・平27条例49・平30条例28・令6条例20・令7条例36・一部改正)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第46条の2 区長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)

(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに区長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳(以下この項において「療育手帳等」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢

(3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係

(8) 車両番号又は標識番号

3 第1項の規定により軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。

(平15条例28・平27条例49・平30条例28・令6条例20・令7条例36・一部改正)

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第46条の2 区長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)

(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

2 前項第1号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに区長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳(以下この項において「療育手帳等」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢

(3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係

- (4) 身体障害者手帳、療育手帳等又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度
- (5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件
- (6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的
- 3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。
- 4 第1項第2号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示（区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- 5 前条第3項の規定は、第1項の規定により種別割の減免を受けている者について準用する。
- （昭49条例19・全改、昭54条例17・昭55条例21・昭58条例16・平2条例23・平7条例26・平8条例9・平9条例22・平11条例24・平12条例83・平15条例28・平27条例49・平30条例28・令6条例20・令7条例36・一部改正）
- 第4節 特別区たばこ税
- （昭60条例5・全改、平元条例12・改称）

付 則

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第5条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車
が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 東京都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第5条の4の規定により読み替えられた第38条の7第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによ

- (4) 身体障害者手帳、療育手帳等又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度
- (5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件
- (6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的
- 3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。
- 4 第1項第2号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示（区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- 5 前条第3項の規定は、第1項の規定により軽自動車税の減免を受けている者について準用する。
- （昭49条例19・全改、昭54条例17・昭55条例21・昭58条例16・平2条例23・平7条例26・平8条例9・平9条例22・平11条例24・平12条例83・平15条例28・平27条例49・平30条例28・令6条例20・令7条例36・一部改正）
- 第4節 特別区たばこ税
- （昭60条例5・全改、平元条例12・改称）

付 則

るものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(平30条例28・追加、令元条例18・旧第5条の2線下・一部改正、令3条例22・一部改正、令5条例49・旧第5条の2の2線下・一部改正)

(軽自動車税の環境性能割の非課税、課税免除及び減免の特例)

第5条の3 当分の間、軽自動車税の環境性能割において地方税法第445条第2項の規定の適用を受けるべき軽自動車は、第38条の2の規定にかかわらず、東京都が同法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして区長が定める三輪以上の軽自動車とする。

2 当分の間、第38条の3の規定は、軽自動車税の環境性能割について適用しない。

3 区長は、当分の間、第38条の9の規定にかかわらず、東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして区長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、東京都における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(平30条例28・追加、令2条例15・一部改正)

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第5条の4 第38条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「区長」とあるのは、「東京都知事」とする。

(平30条例28・追加)

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第5条の5 区は、東京都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として東京都に交付する。

(平30条例28・追加)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第5条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第38条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第38条の5(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(平30条例28・追加、令元条例18・令5条例49・一部改正)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

(軽自動車税の税率の特例)

第6条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の**法第444条第3項**に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第39条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第1項第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	1万800円	1万2,900円
第1項第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車が**令和4年4月1日から令和8年3月31日までの**間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第1項第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	1万800円	2,700円
第1項第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の**法第446条第1項第3号**に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が**令和4年4月1日**から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、**当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割**に限り、同条第1項第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上の**ガソリン軽自動車**（前項の規定の適用を受けるものを除き、**営業用の乗用のものに限る。**）に対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が**令和4年4月1日**から**令和7年3月31日**までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、**当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割**に限り、同条第1項第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

（平27条例29・全改、平26条例14（平27条例29）・平28条例54・平29条例21・令元条例18・平30条例28・令3条例22・令5条例49・一部改正）

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第6条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の**道路運送車両法第60条第1項後段の規定**による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第39条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第1項第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	1万800円	1万2,900円
第1項第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車が**令和7年4月1日から令和10年3月31日までの**間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第1項第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	1万800円	2,700円
第1項第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の**同項**に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が**令和7年4月1日**から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、**令和8年度分の軽自動車税**に限り、同条第1項第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

（平27条例29・全改、平26条例14（平27条例29）・平28条例54・平29条例21・令元条例18・平30条例28・令3条例22・令5条例49・一部改正）

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第6条の2 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 2 区長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第40条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第43条及び第44条の規定を除く。）を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（令元条例18・全改・一部改正、令3条例22・令5条例49・一部改正）

第6条の2 区長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 2 区長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第40条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第43条及び第44条の規定を除く。）を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（令元条例18・全改・一部改正、令3条例22・令5条例49・一部改正）

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の葛飾区特別区税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例（平成26年葛飾区条例第14号）の一部を次のように改正する。

付則第5条中「の種別割」を削る。

庶務報告 No. 1
政策経営部・総務部
令和8年6月11日

汚染除去費用請求事件に係る和解勧告について

政策企画課
総務課

次のとおり、汚染除去費用請求事件について、裁判所より和解勧告があったため、今後の方針について報告するもの

1 訴訟事件の表示

- (1) 事件名 令和6年(ワ)第13864号 汚染除去費用請求事件
- (2) 裁判所 東京地方裁判所
- (3) 原告 学校法人東京理科大学
- (4) 被告 葛飾区
- (5) 請求の趣旨(概要)

被告は、原告に対し、金7億8,405万8,000円及びこれに対する令和6年3月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うこと。

2 本件の経緯

- (1) 区は原告に対し、葛飾区新宿六丁目3602番4及び同6の土地(本件土地)を、平成30年2月23日付け売買契約(本件契約)により2,088,498,211円で譲渡した。
本件契約第13条は土壤汚染の存在が判明した場合の費用負担について規定していた(本件条項:詳細は別紙1のとおり)。
- (2) 原告は、本件土地から土壤汚染対策工事を令和4年12月までに行い、土壤汚染について令和5年2月17日付けで区に対して784,058,000円を請求した。
区は原告に対し、本件契約締結前に、基準値を上回る自然的原因であるヒ素等の土壤汚染が存在していることを説明しており(平成20年6月「新宿六丁目地区における大学整備公募要項」に付随する「物件説明書」:別紙1のとおり)、土地の引渡日以後に存在が判明したものではないことから、原告が負った土壤汚染

の対策費用について負担できない旨回答した（(1)、(2)については政策経営部が令和5年3月20日の総務委員会で庶務報告済）。

(3) 原告は、汚染除去費用を請求すべく、区を相手方として、令和6年3月5日付けで東京地方裁判所に調停を申立てたが、当事者間に合意が成立する見込みがないため、同裁判所は、令和6年5月15日に調停を不成立とした。これを受けて、原告は、同年5月28日付けで本件訴訟を提起した（以上につき、総務部が令和6年4月9日、6月12日、7月22日の総務委員会で庶務報告済）。

(4) 訴訟提起後、令和8年3月24日までに口頭弁論期日1回及び弁論準備手続期日12回が裁判所で行われ、原・被告の主張・立証が行われた。

裁判所は、双方の主張・立証を踏まえて、次項に述べる和解勧告を行った。

3 裁判所の和解勧告

令和8年3月25日に以下の和解勧告が書面（別紙2のとおり）で行われた。

(1) 裁判所の和解勧告内容の趣旨

被告は、原告に対し、金6億円を支払う

(2) 理由

区の主張は、「原告に対し、本件契約締結前に、基準値を上回る自然的原因であると素等の土壌汚染が存在していることを物件説明書で説明しているのだから、本件契約後に対策費用を要する土壌汚染の存在が判明しても、本件条項にいう引渡日以後に関係法令の基準に適合しない土壌汚染の存在が判明した場合に当たらない」と主張する。

しかし、本件条項にいう「土壌汚染の存在が判明した場合」とは、「対策費用を要する土壌汚染の存在が判明した場合」をいうものと解するのが自然である。

区は原告に、「対策費用を要する土壌汚染の存在がうかがわれる」との説明は行ってはいるが、本件条項を、引渡日以降に対策費用を要する土壌汚染の存在が判明した場合には原告の負担とする合意であったと解することは困難である。

4 区の今後の方針

本件訴訟は、原告と区との本件条項の解釈の相違により生じたものである。裁判所から和解勧告という形で本件条項の解釈が示され、区に支払義務があるとの判断が示されたものであるので、裁判所からの和解勧告に応じることとしたい。

5 今後の予定

令和8年第三回区議会定例会において、和解及び補正予算に係る議案を提出する予定である。

【参考】契約書等（抜粋）

平成30年2月23日付け区と東京理科大学との土地譲渡契約書

（土壌汚染）

第13条 引渡日以後、この契約の締結日における土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項第1号に定める基準又はその他関係法令（条例を含む。）に定める基準（以下「関係法令の基準」という。）に適合しない土壌汚染の存在が判明した場合の費用負担は、次のとおりとする。

- 一 土壌汚染の調査に係る費用は、原則として乙の負担とする。
 - 二 検出された有害物質に係る土壌汚染対策法又はその他関係法令（条例を含む。）に準拠した対策費用は、甲及び乙はその方法を協議し、決定するものとする。この場合における対策工事に必要とされる対策費用は、平成35年（2023年）2月22日までに甲に通知したものに限り、甲はその責めを負うものとする。
 - 三 甲及び乙は、前号に規定する対策工事の方法及び甲が負担する対策費用を決定したときは、別途契約を締結し、工事の完了確認及び費用の支払方法等に係る事項について定めるものとする。
- 2 本件土地において、この契約の締結日以後所轄官庁の指導又は法令の改正若しくは変更等により新たに土壌汚染調査又は対策工事等が必要となったときは、当該調査又は当該対策工事等に要する費用は、原則として乙の負担とする。
- 3 第1項に基づく甲の費用負担の取扱いについては、原則として甲の積算に基づくものとし、これによりがたいときは、その状況により別途甲乙が協議して定める。

平成20年6月「新宿六丁目地区における大学整備公募要項」に付随する「物件説明書」

・その由来が自然的原因であるとの判断により上記手続において対策範囲外としたため、本物件の一部（地山以深）に、基準値を上回るヒ素等を含む土壌が存在しています。建物建設工事、地中埋設管設置工事等、当該土地の開発に係る掘削工事の際に発生した建設発生土に含まれる自然由来による汚染土壌を、場外において適切に処分するために要する費用については、選定法人の負担となります。

令和6年（ワ）第13864号

裁判所和解案メモ

令和8年3月25日

東京地方裁判所民事第43部合A1係

前日期日で裁判所が提案した現時点での双方の主張立証を踏まえた和解についての考え方は、次のとおりである。

1 本件の主要な争点

本件土地について基準を超える砒素及びふっ素が存在するという土壤汚染（本件土壤汚染）の対策費用について、本件契約（甲17）13条1項2号により被告がその責めを負うか否か。

具体的には、本件土壤汚染が「引渡日（平成30年2月23日）以後、…基準に適合しない土壤汚染の存在が判明した」（要件②）といえるか否か。

2 結論

本件土壤汚染の具体的内容が判明したのは令和4年3月23日の調査結果判明時であり、これは引渡日以降であるから、要件②を満たす。

3 理由の骨子

- (1) 本件契約13条1項2号の文言（「引渡日以後、…基準に適合しない土壤汚染の存在が判明した場合に費用負担」）によれば、対策費用を要する土壤汚染の存在が判明した場合と解するのが自然である。対策費用を要するか否か不明な土壤汚染の存在がうかがわれていたが、引渡日以後に対策費用を要することが判明した場合には買主負担とする合意であったと解するには、契約文言が不足しており、そのような合意があったと解釈することは困難といわざるを得ない。
- (2) 本件契約13条を設けるに至った次のような経緯からすると、原告被告間では、本件契約の時点では、契約締結前に判明していた法令の基準を超える土壤

汚染の対策費用は、自然由来のものも含め被告が負担することを当然の前提としつつ、本件土地についてそのような土壤汚染はないとの認識であったことがうかがえ、上記(1)の解釈と整合する。

ア 自然由来の土壤汚染が土壤汚染対策法の規制対象外であった当時（第一回目契約）には、契約締結日前に判明している土壤汚染については、被告が費用を負担すると明示し（第一回目契約13条1項）、その後判明した対策費用も期限を設けて被告が負担するとし（同条2項2号）、自然由来のものが判明したときは協議するとされていた（同項4号）。

イ 自然由来の土壤汚染が規制対象となったとき（第二回目契約）に、既に土壤汚染対策は完了しているとして、旧13条1項が削除された。

ウ 第二回目契約や本件契約の際に、被告が本件訴訟において既に判明していたとする自然由来の土壤汚染について、原告被告間で話題になった形跡がない。

エ これらによれば、第二回目契約以降は、第一回目契約時の規制対象土壤汚染と同様、自然由来のものも含む規制対象土壤汚染について、引渡日前に判明していたものの対策費用は売主である被告負担、その後期限内に判明したものの調査費用は買主である原告負担、対策費用は売主である被告負担とする合意であったと合理的に解釈できる。

オ 被告は、第一回目契約における13条1項を削除したのは、表層部分についての対策が終了したからだと主張するが、そのことから、法改正により対策を要することとされた自然由来の土壤汚染の対策について被告が本来負担するものではないこととするとの認識が被告側にもあったといえるものはない。このことは、公募要項の物件説明書の記載を訂正したことからも明らかである。

カ 本件土壤汚染は砒素及びふっ素が関係法令の基準を超えて存在していたというものであるところ、本件契約締結前にその存在を認識し得たものとして、

①公募要項の物件説明書の記載、②乙21、22による調査結果があるが、次のとおり、いずれも本件契約13条1項2号にいう「引渡日以後、…判明した」ものでないとするに足りない。

①（「本物件の一部（地山以深）に、基準値を上回るヒ素等を含む土壌が存在しています。」）は、公募要項対象土地全体に関する記載であり、そのどの部分にあるのか、本件土地部分にあるのか、地山以深というのが具体的にどの程度の深さの部分なのか等の詳細が明らかでなく、これをもって、本件土地に対策費用を要する法令の基準を超える土壌汚染があることが判明していたというのは困難である。また、この記載は、自然由来のものが規制対象外であった当時、対策費用が発生したとしても選定法人の負担となることの注意喚起をするものであったと解されるが、法改正後の平成23年にこの記載は削除されていることから明らかなどおり、被告においても、注意喚起の必要がなくなったと整理されたと解される。

②（乙21、22）は、本件土地に隣接する第一回目土地に関するものであり、本件土地そのものでなく、隣地である本件土地に対策費用を要する土壌汚染が存在していることが判明していたということは困難である。

4 その他の論点について

被告は、要件②を満たしていても、要件④（有害物質に係る関係法令に準拠した対策費用について、被告及び原告間で方法を協議し、決定されたこと）を満たしていないと主張するが、要件①～③を満たした場合に、要件④を満たさなければ、原告が対策費用を被告に請求できないとすれば、要件①～③を定めた意味がなくなる。要件④を満たさない場合には、本件のように訴訟等によって請求することができることを前提としたものと解するのが相当である。

5 和解案の提案

以上の検討を踏まえ、被告が原告に対し、本件解決金として6億円を支払うという内容の和解をすることを提案する。

【参考】裁判所和解案メモにおける要件①～④

- ① 本件契約締結日である平成 30 年 2 月 23 日に関係法令の基準に適合しない
土壌汚染が存在していること
- ② 本件土壌汚染が引渡日（平成 30 年 2 月 23 日）以後、基準に適合しない土壌
汚染の存在が判明したこと
- ③ 対策工事に必要とされる対策費用について、原告が平成 35 年（令和 5 年）
2 月 22 日までに被告に通知したこと
- ④ 有害物質に係る関係法令に準拠した対策費用について、被告及び原告間で
方法を協議し、決定されたこと

区民と事業者の健康活動促進に係る取組状況について

健康推進都市担当課
産業経済課

1 趣旨

区民等が自然に楽しく健康に関する行動をとることができる環境づくりを進め、誰もが生き生きと健やかに暮らせるまちづくりを推進するため、健康アプリ「モンチャレ」の活用及び区内事業者の健康経営推進に取り組んでおり、その取組状況を報告するもの

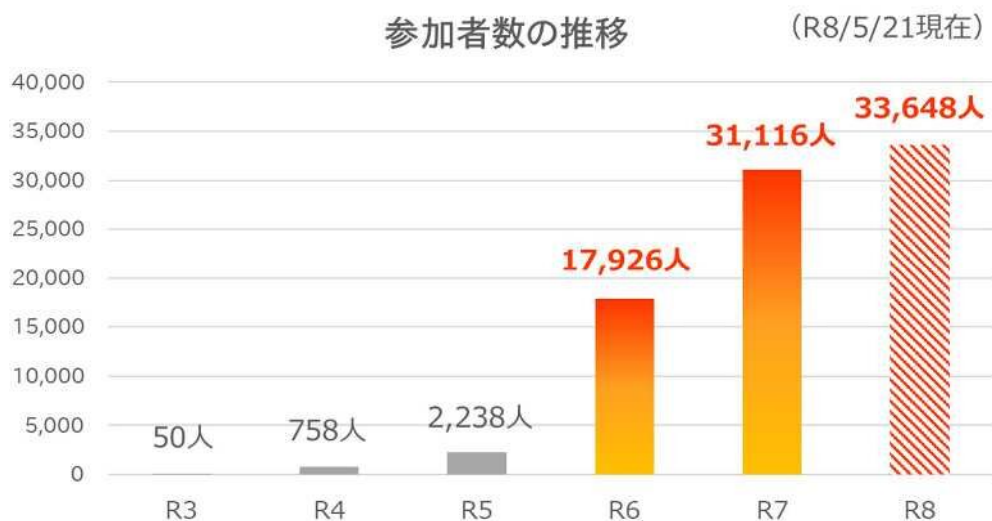
2 モンチャレの取組状況

(1) 主な実績

ア 参加者数

33,648人（令和8年5月21日現在）

広報媒体やSNS広告の活用、インセンティブ「かつしかPAY」の設定、東京健康UP1usとの連携等により、令和8年3月時点で参加者は3万人を超え、令和8年度の計画上の目標を前倒して達成した。



イ ポイントの付与・利用状況

(ア) モンチャレポイントの付与状況（累計）

令和7年3月31日	18,155,704ポイント
令和8年3月30日	96,265,554ポイント
令和8年5月18日	110,242,035ポイント

内訳は日々の健康記録や基準歩数の達成によるポイントが大半を占めるが、ポイント付与対象事業の拡大に伴い、講座・教室の受講や施設利用の割合が4.8%（令和7年3月31日時点）から7.8%（令和8年5月18日時点）に上昇した。また、アンケートによると、74.9%が「ポイントがもらえるから」を参加の動機として挙げている。

(イ) かつしかPAYへの交換状況

令和7年度は、かつしかPAYへの即時交換が可能となり利便性が向上し、交換件数が大幅に増加した。

	交換件数	交換金額
令和6年度	6,658件	4,939,000円
令和7年度	72,869件	43,098,858円

ウ 連携事業の実績

(ア) 東京健康UP1usとの連携

令和7年度、東京都が都民の健康づくりを支援するため区市町村の健康ポイント事業と連携して実施する事業「東京健康UP1us」に参加した。

令和7年度申請件数 5,842件

(イ) ポイント付与対象事業の拡大

自治町会活動やSDGs推進に資する取組など、健康分野以外の事業を通じてモンチャレの認知・利用を促し、無理なく自然に健康づくりに取り組んでもらうため、ポイント付与対象事業を庁内外へ拡大した。

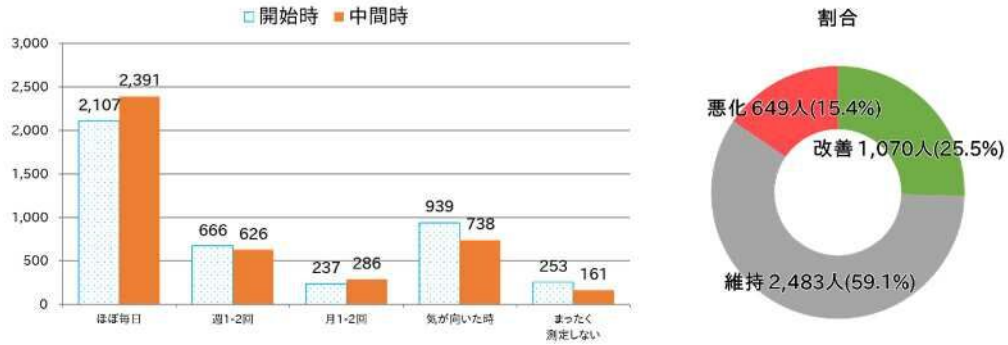
令和7年3月31日	約130事業
令和8年5月18日	約340事業

エ 参加者の意識と行動の変容

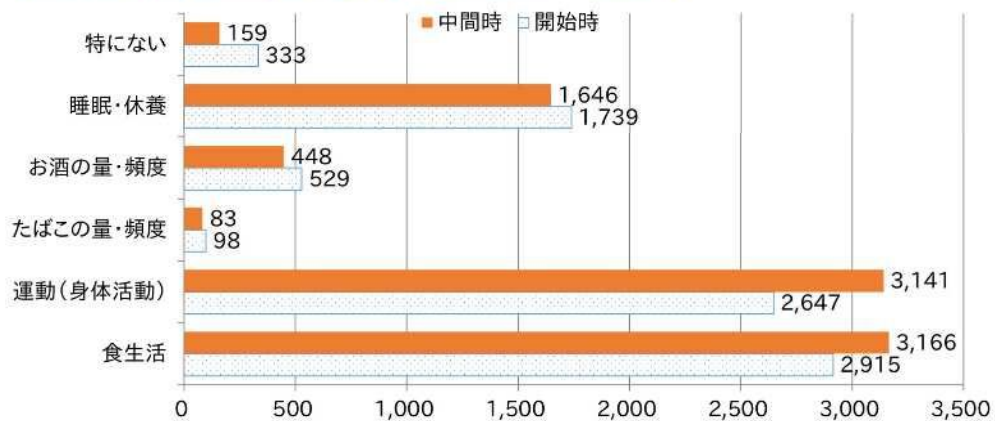
アプリ利用開始時と中間時に実施したアンケートに両方回答した4,202名を対

象に分析した結果、体重の測定頻度の向上や、運動・食生活への関心の高まりとともに、生活習慣で何も気を付けていない層が半減するなど、健康づくりに対する意識の向上と行動の変化が見られた。

【体重測定頻度の変化(n=4,202)】



【生活習慣で気を付けていること(複数回答, n=4,202)】

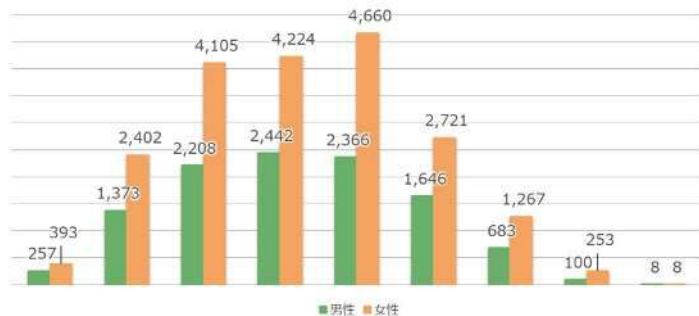


(2) 今後の取組

ア 参加者の拡大・定着

健康寿命の延伸や社会保障費の抑制に繋げるため、引き続き参加者の裾野拡大と継続利用の促進を図る。特に男性参加者の割合が低いため、働く世代の男性を対象としたSNS広告の強化や区内事業者を通じたモンチャレ活用の促進に取り組むとともに、キャンペーン等を通じ楽しく継続できる仕組みを強化する。

モンチャレ参加者性別内訳
R8/3/31現在



イ 東京健康UP1usとの連携

令和8年6月下旬から、令和7年度に引き続き東京都と連携し、モンチャレの参加者拡大を図る。

(ア) 連携内容

民間決済サービスのポイントに交換可能な1,000東京ポイント及び都内協賛店で利用可能な優待カードの提供

(イ) 対象者

対象期間中にモンチャレポイントを1,000ポイント貯めた参加者

(ウ) 対象期間

令和8年4月1日から同年12月31日まで（なお、申請期間は令和9年1月31日まで）

(エ) 周知方法

広報かつしか、区公式HP・SNS、モンチャレアプリ等で幅広く周知を行う。

ウ モンチャレ出張相談の実施

モンチャレアプリの操作に不慣れな方や利用方法に不安のある方を対象に、登録方法や利用に関する相談に対面で対応する「モンチャレ出張相談」を実施する。

実施日	場所
令和8年5月18日（月）	柴又学び交流館
令和8年7月7日（火）	水元学び交流館
令和8年11月11日（水）	堀切地区センター
令和9年1月28日（木）	亀有学び交流館
令和9年3月19日（金）	新小岩地域活動センター（にこわ新小岩）

3 区内事業者における健康経営促進の取組状況

区内事業者の健康経営を推進するための事業として、令和6年10月から、従業員の健康づくりに積極的に取り組む事業者を区として認証する「健康経営優良事業者認証制度」を開始した。あわせて、本制度の認知度を高め、健康経営への取組を促

すため、本制度の認証をあっせん要件の一つとする区制度融資「健康経営等応援融資」を創設し、融資を取り扱う金融機関を通じての事業周知も行っている。

また、認証事業者の取組を区ホームページ等で広くPRするとともに、区と協定を締結した生命保険会社と連携して健康経営の基本を学ぶセミナーを開催した。

(1) 実績

ア 認証事業者数（令和8年5月21日時点） 301事業者

イ 健康経営等応援融資（令和8年4月末時点）

実行件数 210 件 実行総額 1,589,125千円

ウ 健康経営セミナー

タイトル：これから始める健康経営セミナー

日時：令和7年9月11日（木）18時30分～20時

会場：テクノプラザかつしか

内容：健康経営の社会的背景、進め方、メリット、他社事例等を解説

講師：アクサ生命保険株式会社 横浜FA支社

マネージャー 長谷 健二 氏

シニアフィナンシャルプランアドバイザー 稲葉 達也 氏

参加者数：8名（5事業者）

エ 認証事業者の取組PR

広報かつしか令和7年12月25日号、及び区ホームページに、認証事業者である丸良建設株式会社（東新小岩）の取材記事を掲載

(2) 今後の取組

引き続き認証事業者への取材・記事掲載を実施するとともに、アクサ生命保険会社と連携しながら、区内事業者の健康経営に関する意識の向上・取組の推進を図っていく。

庶務報告 No. 1
施設部・産業観光部
令和8年6月11日

小松南小学校の改築に伴う旧松南小学校校舎の取扱いについて

施設管理課

産業経済課

1 趣旨

小松南小学校の改築に当たり、改築期間中の仮校舎用地として旧松南小学校敷地を活用することから、現在、旧松南小学校校舎を利用している東京シューレ葛飾中学校との普通財産貸付契約の終了及び新小岩創業支援施設の終了について報告するもの

2 東京シューレ葛飾中学校

(1) 概要

不登校を経験した子どもが自分のペースで学べる学びの多様化学校

(2) 設置者

学校法人東京シューレ学園

(3) 種別

私立中学校（学びの多様化学校）

(4) 開校年月及び定員

平成19年4月・120名

(5) 契約種別

普通財産貸付契約

(6) 契約終了日

令和9年3月31日

(7) その他

当該校については令和9年4月以降、江戸川区内で運営を継続予定

3 新小岩創業支援施設

(1) 概要

区内における新たな事業分野の創出と多様な事業の展開を促進するため、創業予定又は創業後5年未満の事業者を対象に事務所の貸出を行う施設として平成15年度に開設

(2) 施設規模

全14室(12室〔33.75㎡〕月額29,300円、2室〔67.5㎡〕月額58,800円)

(3) 終了日

令和9年3月31日

(4) その他

現在の施設入居者は令和9年3月31日までに使用期間が満了する。今後の創業者支援については、施設の終了を踏まえて新たな施策を検討していく。

4 小松南小学校改築事業終了後の旧松南小学校の敷地活用について

改築事業終了後の跡地活用については、地域要望及び庁内の意向を引き続き把握し、活用開始時期の状況を踏まえて決定していく。

【参考】小松南小学校改築スケジュール(予定)

令和8年9月	旧松南小学校一部改修・一部解体設計業務委託に係る補正予算案の計上
令和8年12月	旧松南小学校一部改修・一部解体設計業務委託着手
令和9年度	旧松南小学校敷地での仮校舎整備工事着手
令和12年度	旧松南小学校敷地での仮校舎運営開始 小松南小学校敷地での新校舎整備工事着手
令和16年度以降	新校舎竣工
令和17年度以降	旧松南小学校敷地の跡地活用

庶務報告 No. 1
政策経営部
令和8年6月11日

葛飾区後期実施計画の策定について

政策企画課

1 計画策定の目的

本区は、「夢と誇りあるふるさと葛飾」と「区民との協働による、いつまでも幸せに暮らせるまちづくり」の実現に向け、令和3年度から10年間を計画期間とする「葛飾区基本計画」に基づき政策・施策を着実に進めている。

この基本計画を着実に推進するため、令和6年度からの4年間の年次計画を明らかにした中期実施計画を策定し、区民・事業者・団体等の葛飾に集う多様な主体と区が、協働を推し進めながら、基本計画の理念である「夢と誇りあるふるさと葛飾」の実現に向けて事業展開しているところである。

本年度は、中期実施計画の3年次目に当たることから、プロジェクトや施策、計画事業の進捗状況と社会経済状況の変化等を踏まえ、令和9年度からの4年間を計画期間とする後期実施計画を策定する。

2 計画策定の基本的な考え方

計画の策定に当たっては、中期実施計画の進捗状況、成果指標の達成状況などを評価・分析し、その結果を反映するほか、「葛飾区SDGs推進計画」に定める

「SDGsかつしか未来プロジェクト」の取組や「4 計画策定の視点」を踏まえ、新規計画事業の事業化や現計画事業の拡充・再構築などの見直しを行い、計画期間内における計画事業の具体的な事業内容や年次計画を定める。

また、計画事業は、基本計画の施策体系に沿って位置付け、政策・施策の達成に向けて重点的に取り組むものとする。

3 計画期間

令和9年度から令和12年度までの4年間

4 計画策定の視点

(1) 人口動向

近年、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県の「東京圏」は、転入超過が続いており、特に東京都においては、外国人及び20代を中心とした若年層の流入が顕著である。

本区の人口は、令和6年以降増加基調が明確となり、令和8年1月現在では472,558人となっている。特に外国人人口については、平成31年1月現在の21,849人から一貫して増加傾向が続いており、令和4年以降は増加ペースが加速し、令和8年1月現在では32,541人と、コロナ禍前の水準を大きく上回る状況となっている。

今後、長期的には総人口は減少局面を迎え、徐々に人口減少が進み、生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（15歳未満）が減少し、老年人口（65歳以上）の増加基調が続く見通しである。

(2) 社会経済動向

近年、雇用環境の改善や賃上げの進展を背景に、我が国の経済は緩やかな回復基調が続いている。地域活動やイベント、観光、文化等の社会経済活動はおおむね回復しており、個人消費についても、物価高騰による下押しの影響を受けつつ、インバウンド需要の拡大などを下支えとして、持ち直しの動きが見られる。特別区交付金の原資となる市町村民税法人分についても、企業収益の改善を背景に、総じて堅調な推移が続いている。

一方、ウクライナ情勢の長期化や中東地域の不安定化等を背景に、エネルギー価格や原材料価格の高止まりと、人手不足の深刻化や原材料の供給不足が一部で見られるなど、区民生活や事業者に影響を及ぼしている。

また、高齢化の進展に伴い、医療・介護・福祉等の社会保障関係費は今後も増加傾向にあるほか、小・中学校をはじめとする公共施設の老朽化に対応した計画的な更新・再整備や再開発事業の進展による街づくりへの支援が必要となっている。

これらを踏まえると、行政需要は中長期的に増大していくことが見込まれ、引

き続き持続可能な行財政運営が求められる状況にある。

(3) 後期実施計画策定の方向性

近年、東京圏では転入超過が続く一方、直近では転入超過数が縮小しているほか、流入人口の内訳は外国人や20代を中心とした若年層が主であり、子育て世代の一部は周辺地域へ転出するなど、人口構造の変化が進行している。こうした状況を踏まえ、若年層の定住促進と子育て世代に選ばれる環境整備を進めるとともに、外国人住民の増加に対応した多文化共生の取組などを推進しながら、各分野の施策を横断的に見直し、総合的なまちづくりが必要である。

また、少子高齢化の進行と高齢者人口の増加が見込まれる中、安心して福祉サービスを受けることができる環境づくりに加え、あらゆる世代がスポーツや運動習慣を取り入れ、健康でいきいきと暮らし続けられるよう、中年層の健康づくりや高齢者の社会参加を推進し、生涯を通じて活躍できる環境づくりが必要である。

さらに、あらゆる世代の方々が「住んでみたい、住み続けたい」と思えるまちづくりに向けて、魅力的な駅周辺拠点の形成や新交通システムの整備、バス交通の充実などにより誰もが移動しやすい環境づくりを進めるとともに、物価高騰や人手不足の影響、外国人の増加による地域の多様化も踏まえ、区内産業振興をはじめ地域の活性化に取り組みながら、生活者の視点から生活環境の向上を図っていく必要がある。

このため、区民第一、現場第一を基本姿勢として区民ニーズの把握に努めるほか、生成AIなどのデジタル技術の活用等により区民サービスの利便性向上を図りながら効果的・効率的な行財政運営を図るとともに、多様な区民との協働を一層推進しながら、本区の持続可能な発展に向け、新たな視点や発想をもって策定を進めるものである。

5 策定スケジュール（予定）

令和8年6月 計画事業等調書作成依頼

9月 中期実施計画進捗状況等を区議会報告

10月 秋のトップヒアリング（計画事業等調書を活用）

12月 後期実施計画（素案）を区議会報告、パブリック・コメント手続
の実施

令和9年2月 後期実施計画（案）を区議会報告

3月 後期実施計画策定

庶務報告 No. 2
政策経営部
令和8年6月11日

葛飾区におけるSDG s各ゴールの実現に向けた
令和7年度の取組結果について

SDG s 推進担当課

1 趣旨

本区は、令和3年に策定した「葛飾区基本計画」の基本方針の1つである「区民との協働による、いつまでも幸せに暮らせるまちづくり」の下、持続可能なまちづくりを進めている。

この間、SDG s（持続可能な開発目標）の達成に向けて施策の総合的な推進を図るため、区長を本部長とする葛飾区SDG s推進本部を設置し、「葛飾区SDG s推進計画（以下「推進計画」という。）を策定したほか、区民・事業者等に向けた普及啓発や職員の理解促進等、全庁を挙げて様々な取組を展開してきたところである。

この度、令和7年度のSDG s推進に向けた取組状況をまとめたため、報告するもの

2 SDG s各ゴールの実現に向けた取組について

推進計画において、SDG sの実現に向けて本区が更に推し進めるべき取組の方向性を示すとともに、区民・事業者等の多様な主体との連携・協働を進めていくために共有する指針を定め、「葛飾区中期実施計画」においてSDG sかつしか未来プロジェクトの具体化を図ったところである。

推進計画を踏まえたSDG s各ゴールの実現に向けた主な取組状況について、別紙1のとおり取りまとめた。

3 普及啓発等の取組

SDG sの実現に向けては、職員一人一人がSDG sの趣旨を十分に理解し、庁

内連携を図りながら各施策・事務事業の取組を進めていくことが必要である。また、区民・事業者等はもとより、未来の子どもたちに対しても、その考え方を広く周知・啓発することで、持続可能な社会の担い手を育てていくことが重要である。

区民・事業者等の多様な主体と区が連携し、協働しながら、SDGsが目指す経済・社会・環境の全ての面における発展に向けた取組を進められるよう、以下のとおりSDGsに関する様々な普及啓発活動を実施した。

(1) 健康アプリ「モンチャレ」事業との連携による取組

モンチャレ内の機能を活用し、区民等がSDGsの推進に資する講座やイベントに参加した際にポイントを付与したほか、SDGsに資する区民の活動状況や意識に関するアンケートへの回答に対してポイントを付与した。詳細は、別紙2のとおりである。

(2) 各課におけるイベント等の取組

各課が実施するイベントにおける啓発冊子（SDGsについて考えようinかつしか）やバッジの配布などを通じた啓発や職員出前講座等の実施により、SDGsに関する理解と行動変容の促進を図ってきた。具体的な普及啓発活動については、別紙3のとおりである。

(3) 葛飾区SDGs宣言事業

区内のSDGs活動を促進するため、SDGs達成に向け目標を決め宣言した事業者等に「SDGs宣言証」を発行し、取組内容を区公式ホームページ等で発信している。事業者が葛飾区SDGs宣言をすることにより、人材確保や社会貢献・信頼獲得、持続可能な経営、新たな事業機会の創出等につなげていく。

令和7年度には新たに211事業者が宣言を行い、令和7年度末時点における累計宣言事業者数は372事業者となった。

葛飾区におけるSDGs各ゴールの実現に向けた 取組状況について（令和7年度）





貧困をなくそう

計画事業として「生活困窮者自立支援事業」などを行っているほか、生活保護やひとり親家庭自立支援などを行っています。あらゆる貧困を無くし、誰もが平等に教育や医療を受けられる社会を実現する取組を行っています。

計画事業の主な取組

生活困窮者自立支援事業

生活に困窮する区民に対して、就労支援や家計改善、住居確保給付金の支給などを行い、自立した生活を送れるよう支援するとともに、複合的な課題を抱えた世帯等についてくらしのまるごと相談窓口と連携しながら、世帯全体の自立に向けた支援を実施しました。

住民税均等割非課税世帯等重点支援給付金給付事業

令和6年度及び令和7年度の住民税均等割が非課税又は均等割のみ課税となった世帯に対し、給付金を支給しました。

社会的養護経験者（ケアリーバー）の経済的負担に対する支援

社会的養護経験者が自立して生活するために必要となる費用の一部を支度金として支給しました。

くらしのまるごと相談事業

高齢・障害・子ども・生活困窮等の世帯の様々な悩みを総合的に受け止め、その人らしく地域で暮らしていくことができる支援体制を構築しました。また、多機関連携の強化を図るため、区職員のほか、外部機関の職員が参加できる研修を実施しました。

子ども・若者支援体制の充実

高等学校卒業程度認定試験合格支援講座受講費の助成を実施するとともに、受験料及び無料塾通学者を対象とした交通費・教材費を助成対象に追加し、制度の充実を図りました。

修学旅行費・一部副教材費等の無償化

修学旅行や移動教室、副教材等の無償化を実施し、義務教育期間にかかる子育て世帯の経済的負担を軽減しました。

その他事業の主な取組

事業名	
母子及び父子福祉資金貸付	生活寮家賃助成
生活保護	かつしか出産応援給付金給付事業
受験生チャレンジ支援貸付事業	妊婦支援給付金等給付事業
火災等災者見舞金支給	児童手当等事業
ひとり親家庭自立支援（給付金）	ひとり親家庭等医療費助成
入院助産	養育費の受け取り支援事業
母子及び父子福祉応急小口資金貸付	就学援助
生計困難者等利用者負担額軽減	学校給食費の完全無償化
高額介護サービス費等貸付金	

関係団体との主な取組

事業・取組等の名称	関係団体等
防災意識啓発事業	自治町会
地域別地域防災会議事業	自治町会
市民消火隊事業	自治町会
葛飾区防災活動団体助成事業	区内における防災活動団体
学校避難所運営訓練・防災訓練事業 （防災活動拠点での訓練も含む）	自治町会・小中学校
傾聴ボランティア	葛飾区シニア・ピア・傾聴ボランティアの会「きかせて」
理大祭における認知症普及啓発ブ ースの出展	高齢者総合相談センター水元・水元公園・新宿・金町、 東京理科大学（理大祭実行委員会）
認知症サポーター養成講座	高齢者総合相談センター
オレンジ交流会かるがも家族	民生委員、高齢者総合相談センター堀切・お花茶屋
葛飾区高齢者の見守りに関する協 定	葛飾郵便局、葛飾新宿郵便局、亀有信用金庫、東栄信 用金庫、生活協同組合コープみらい他・全 29 事業者
社会参加セミナー	おーぷんはうす金町
子ども・子育てフェスタかつしか	かつしか子育てネットワーク、子ども・子育てフェス タかつしか実行委員会
子ども・若者活動団体支援	地域活動団体、地域活動団体のネットワーク
里親家庭の支援や里親制度の普及 啓発を目的とした児童相談所との 協働での行事や研修の開催	NPO 法人 東京養育家庭の会 葛飾つばさ支部



飢餓をゼロに

計画事業として「農地保全支援事業」などを行っているほか、栄養指導事業やかつしかの元気食堂推進事業などを行っています。誰もが栄養のある食事をとることができるよう、栄養不足を解消する取組や地球環境を守りながら農業を進める取組を行っています。

計画事業の主な取組

子ども・若者活動団体支援

社会生活を営む上で様々な困難や事情を有する子ども・若者を支援するため、引き続き、子ども食堂の運営等を行う地域活動団体への助成を実施しました。

学校給食費の完全無償化

児童・生徒の心身の健全な発達と保護者負担の軽減を目的に、学校給食費の完全無償化を実施しました。また、食物アレルギー等の理由により、弁当を持参している児童・生徒の保護者や、国立等の特別支援学校に在籍する区内の児童・生徒の保護者に対し、当該保護者の経済的負担を軽減するために補助を行いました。

農地保全支援事業

貴重な都市農地を残すため、特定生産緑地制度による指定を円滑に進めながら、防災や環境保全等の多様な機能を持つ都市農地への区民理解を深め、その機能の発揮に資する事業を実施し、貴重なオープンスペースである農地の保全を図りました。

その他事業の主な取組

事業名	
営農集団研究活動助成	有機農業推進事業
葛飾産野菜品評会事業	農業基本構想推進事業
葛飾産野菜販売促進事業	葛飾産野菜PR経費助成
農業委員会運営	農業体験支援事業
ふれあいレクリエーション農園事業	農業オリエンテーリング事業

関係団体との主な取組

事業・取組等の名称	関係団体等
農業応援サポーター	農業委員会、千葉大学園芸学部、JA 東京スマイル営農研究会、JA 東京スマイル農業協同組合、東京都
JA 東京スマイル葛飾直売部会	JA 東京スマイル、葛飾元気野菜直売所、農業改良普及センター、農林総合研究センター
かつしかルール推進事業	東京聖栄大学（生ごみの減量）
かつしかの元気食堂推進事業 かつしかの元気食堂推進協議会	東京聖栄大学、かつしかの元気食堂認定店、葛飾区食育ボランティア
子ども・若者活動団体支援（再掲）	地域活動団体、地域活動団体のネットワーク



すべての人に健康と福祉を

計画事業として「区民と事業者の健康活動促進事業」を行っているほか、がん対策の総合的な推進や感染症予防対策、高齢者の介護予防事業などを行っています。

病気を予防したり、適切な医療・福祉制度を整えたりすることなどにより、誰もが健康で幸せな生活を送れる社会を実現する取組を行っています。

計画事業の主な取組

区民と事業者の健康活動促進事業

健康に関するデータを分析・評価できるスマートフォンアプリを区民等に提供し、健康に関心が低い方も楽しく自然と健康になれる環境を整備しました。また、区内事業者の健康経営を推進しました。

がん対策の総合的な推進

受診率向上のため、がん検診の一律無料化を実施しました。また、肺がん検診の読影に、画像処理・解析 AI を導入し、精度管理の向上を図りました。

感染症対策の強化

高齢者带状疱疹ワクチンが定期接種に移行したことに伴い、50 歳以上 64 歳未満の定期接種の対象とならない層の感染予防ニーズに対応するため、令和 7 年度においても引き続き区独自の接種助成を実施し、発症予防と重症化防止を目的とした区民の健康保持と福祉の向上を図りました。

くらしのまるごと相談事業（再掲）

高齢・障害・子ども・生活困窮等の世帯の様々な悩みを総合的に受け止め、その人らしく地域で暮らしていくことができる支援体制を構築しました。また、多機関連携の強化を図るため、区職員のほか、外部機関の職員が参加できる研修を実施しました。

認知症施策の推進

「葛飾区認知症と共に生きるまちづくり条例」を制定し「葛飾区認知症施策推進計画」の策定をしました。

高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業・高齢者の保健事業

65 歳から 74 歳を対象とした耳の健康診査を行うとともに、高齢者への補聴器購入費助成額や対象者を拡充し、加齢性難聴の早期発見・早期対応を図りました。

ベビーカー購入等費用助成事業

子育て世帯の移動に関する負担軽減を図り、外出を促進するため、3歳未満の子どもを育てる家庭に対して、ベビーカー・抱っこ（おんぶ）紐・ベビースリング・ヒップシートの購入やレンタル費用の一部を助成しました。

児童相談の充実

新たな地域でショートステイ・トワイライトステイ施設を開所しました。

その他事業の主な取組

事業名	
熱中症予防対策事業（高齢者）	健康相談窓口
薬物乱用防止啓発	食育月間等普及啓発
精神保健相談	自殺対策事業
特定健康診査・特定保健指導事業	生活習慣病予防教室
障害児・者歯科診療	休日・土曜応急診療事業（固定診療所）
小児初期救急平日夜間診療事業委託	心身障害者医療費助成
難病等医療費助成	結核患者の治療成功率向上事業
患者相談窓口の運営	在宅医療の推進
ウイルス肝炎検査事業	エイズ・性感染症対策
子どもの予防接種事業	高齢者の予防接種事業
感染症予防対策	かつしかあんしんネットワーク事業
介護予防・生活支援サービス事業	家族介護者支援事業
くつろぎ入浴事業	高齢者虐待防止事業
配食サービス事業（高齢者）	地域包括支援センター運営委託
母子健康診査事業	子ども医療費助成事業

関係団体との主な取組

事業・取組等の名称	関係団体等
江戸川堤防のイネ科花粉症対策	イネ科花粉症を学習するグループ、金町三和自治会
熱中症対策に関する取組	大塚製薬株式会社首都圏第一支店
小地域福祉活動推進委員会（19地区）	小地域福祉活動推進委員会（町会役員、民生・児童委員、地区センター、高齢者総合相談センター等）
認知症啓発カード「わかっていてね、わたしの想い」の作成	葛飾区医師会、いずみホームケアクリニック（認知症疾患医療センター）、認知症の人と家族の会東京都支部
もの忘れ予防健診	葛飾区医師会、葛飾アクティブ.COM
NPO 法人が実施するふれあい共食会事業	中・西会、東京聖栄大学

自主グループが実施する栄養講座及び共食会事業	区が支援する高齢者等サロン、東京聖栄大学
介護予防・健康長寿講座	高齢者の通いの場、高齢者総合相談センター、リハビリ専門職等が所属する区内医療機関及び区内介護サービス事業所、東京都栄養士会
脳力（のうぢから）リーダースキルアップ講座	脳力トレーニングリーダー59名、自主グループ22団体
筋力向上トレーニングリーダー養成講座、筋力向上トレーニングリーダースキルアップ講座	筋力向上トレーニングリーダー251名、自主グループ72団体
回想法トレーナースキルアップ講座	回想法トレーナー47名、自主グループ14団体
うんどう教室、地域指導員スキルアップ講座	地域指導員39名
健美操(けんびそう)リーダースキルアップ講座	健美操リーダー29名、自主グループ1団体
葛飾区における地域包括ケアシステムの推進に向けた共同研究に関する協定	東京理科大学
通所型住民主体サービスB	あおぞら等
東京都薬物乱用防止推進葛飾地区協議会	区立中学校 PTA 連合会、区立小学校 PTA 連合会、葛飾区消費者団体連合会、葛飾区薬剤師会、葛飾区民生委員・児童委員協議会、亀有防犯協会、葛飾防犯協会、葛飾区青少年育成地区委員会会長連絡協議会など
災害医療コーディネーター、災害歯科医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター及び災害柔整リーダーの設置	葛飾区医師会、葛飾区歯科医師会、葛飾区薬剤師会、東京都柔道整復師会葛飾支部、平成立石病院
葛飾区医師会災害対策委員会	葛飾区医師会
葛飾区歯科医師会災害対策委員会	葛飾区歯科医師会
葛飾区薬剤師会災害対策委員会	葛飾区薬剤師会
葛飾区食品衛生推進員	葛飾区食品衛生協会
衛生管理の推進と情報共有	葛飾区環境衛生協会
かつしかの元気食堂推進事業 かつしかの元気食堂推進協議会	東京聖栄大学、かつしかの元気食堂認定店、葛飾区食育ボランティア
乳がんに対する知識の普及啓発	葛飾区医師会、Ruban Rose（乳がん患者会）、さんばはうす葛飾、日本対がん協会
葛飾区健康づくり推進員事業	葛飾区健康づくり推進協議会
精神障害者及び家族向けサポート事業 精神保健に関する講演会等	心のつばめ会
体験型グループホームの運営補助（令和6年度～）	アムネかつしか
難病患者会支援	葛飾区パーキンソン病友の会「げんき会」

子ども・子育てフェスタかつしか(再掲)	かつしか子育てネットワーク、子ども・子育てフェスタかつしか実行委員会
ヤングケアラー等に係るピアサポート等活動費助成	ヤングケアラー等を支援する団体
子育てひろばスタンプラリー	子育てひろばのある保育施設等
入園相談会	幼稚園・保育施設
ハローベビー教室・パパママ学級	さんばはうす葛飾
子育て支援ボランティア派遣事業 (事業説明会、ボランティア養成講座周知・運営費の補助)	共生会 希望の家
社会的養育推進への取組	東京愛育苑向島学園、共生会 希望の家
葛飾区内小学校通学6ヶ年間無欠席児童表彰	東京葛飾東ライオンズクラブ
ふれあいスポーツ事業	葛飾区卓球連盟、バドミントン協会
体育施設の管理運営、スポーツ振興等の自主事業	葛飾区体育施設指定管理者
葛飾区スポーツ推進委員協議会	葛飾区スポーツ協会、青少年育成地区委員会、連合葛飾地区協議会
かつしかふれあいRUNフェスタ実行委員会	葛飾区スポーツ協会、葛飾区陸上競技協会、葛飾区スポーツ推進委員協議会、東四つ木地区連合町会、四つ木地区連合町会、堀切自治町会連合会、新小岩北地区連合町会、新小岩地区連合自治町会、葛飾区青少年育成地区委員会会長連絡協議会、葛飾区観光協会、葛飾区商店街連合会、東京商工会議所葛飾支部、葛飾区工場団体連合会
かつしかスポーツフェスティバル実行委員会	葛飾区スポーツ協会、葛飾区スポーツ推進委員協議会、葛飾区青少年育成地区委員会、葛飾区子ども会育成会連合会、葛飾区ジュニアリーダークラブ
かつしかスポーツ大会総合開会式実行委員会	葛飾区スポーツ協会
ポッチャ区民大会、レクリエーションポッチャ教室、ジュニアポッチャ教室	葛飾区ポッチャ協会
サッカーの普及推進	葛飾区サッカー協会、南葛 SC、FC バルセロナ葛飾アカデミー、リガーレヴィア葛飾
区民体育大会	葛飾区スポーツ協会(同協会加盟団体を含む)
地域スポーツクラブ推進	こやのエンジョイくらぶ、オール水元スポーツクラブ
葛飾区障害者スポーツ普及検討委員会	区内特別支援学校、葛飾区スポーツ協会、障害者スポーツ団体、葛飾区スポーツ推進委員協議会、地域スポーツクラブ、医療関係団体、葛飾区体育施設指定管理者、障害福祉施設団体



質の高い教育をみんなに

計画事業として「総合的な学力向上事業」を行っているほか、ICTを活用した図書館サービスや家庭教育支援事業などを行っています。

誰もが平等に質の高い教育を受けられるようにする取組を行っています。

計画事業の主な取組

総合的な学力向上事業～次世代に活躍する人材の育成～

中学校 10 校において、映像教材を活用した学習を推進するとともに、小学 5 年生から中学 2 年生の「読み解く力」を育むことを目指し、新聞記事を教材にしたワークシートを導入しました。また、かつしかチャレンジプログラムに理数分野コースを追加しました。

かつしかグローバル人材育成事業

イングリッシュチャレンジプログラムを 3 コースに、英語検定料助成を中学 1・2 年生で 1 回、中学 3 年生で 2 回に拡大しました。

学校施設等を活用した放課後子ども支援事業

「かつしかプラス」の実施校を 4 校から 8 校に拡大するとともに、「夏季一時学童」は 2 クラブで受入枠を拡大するなど、放課後等の子どもの居場所の充実に取り組みました。

不登校対策プロジェクト

ふれあいスクール明石の受入対象を拡大（区内在住の小学 1 年生以上）しました。また、校内サポートルームを新たに小学校 2 校、中学校 5 校に開設するとともに、令和 8 年度の全中学校開設に向け中学校 5 校において準備に取り組みました。さらに、小学校 2 校に登校サポーターを配置しました。

発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実

発達上の支援が必要な子どもの学習環境の向上のため、一部の学校にデジタル教材を試験導入しました。

就学前教育の質向上の推進

区内の教育・保育施設を対象に、日常の保育を他園の保育者に見学してもらう公開保育を実施し、前向きな意見等をもらう取組を支援することで、各園が相互に学び合いながら就学前教育の質の向上を目指す取組を推進しました。また、各園の特色ある幼児教育の取組を支援し、好事例の横展開を図るほか、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動の実践を支援しました。

修学旅行費・一部副教材費等の無償化（再掲）

修学旅行や移動教室、副教材等の無償化を実施し、義務教育期間にかかる子育て世帯の経済的負担を軽減しました。

その他事業の主な取組

事業名	
IT・活動情報サロン	生きがい支援講座事業
子ども発達センター事業	区立幼稚園管理運営
私立幼稚園運営費助成	特色ある幼児教育助成
子ども未来プラザ管理運営	かつしかグローバル人材育成事業
科学教育センター運営	特色ある学校づくり推進
教職員研修	学習センター（学校図書館）運営
水泳指導の充実	就学相談
移動教室、体験教室	中学生職場体験事業
スクールカウンセラー派遣事業	スクールソーシャルワーカー派遣事業
教育相談	特別支援教育推進事業
日光林間学園管理運営	奨学資金貸付
家庭教育支援事業	子ども読書活動推進
電子図書館運営事業	

関係団体との主な取組

事業・取組等の名称	関係団体等
リリオ亀有リノベーションプロジェクト	都市再生機構、新都市ライフホールディングス、トレック（運営事業者）
①税に関する絵はがきコンクール ②標語 ③書道展 ④作文	①葛飾法人会 ②葛飾間税会 ③葛飾青色申告会 ④葛飾納税貯蓄組合連合会
葛飾の美術家展	葛飾区美術会、キョードーファクトリー・キョードー東京・シミズオクト共同事業体
葛飾吹奏楽団 定期演奏会他	葛飾吹奏楽団（シンフォニックウィンドオーケストラ、マーチングバンド、ジュニアバンド）、キョードーファクトリー・キョードー東京・シミズオクト共同事業体
葛飾フィルハーモニー管弦楽団 定期演奏会他	葛飾フィルハーモニー管弦楽団、キョードーファクトリー・キョードー東京・シミズオクト共同事業体
葛飾現代書展	葛飾現代書展実行委員会、キョードーファクトリー・キョードー東京・シミズオクト共同事業体
かつしか演劇祭	かつしか演劇祭実行委員会、キョードーファクトリー・キョードー東京・シミズオクト共同事業体
ゆめコンサート	ゆめコンサート実行委員会、キョードーファクトリー・キョードー東京・シミズオクト共同事業体

シンフォニーヒルズ少年少女合唱団定期演奏会	キョードーファクトリー・キョードー東京・シミズオクト共同事業体
地域コンサート (文化芸術創造のまちかつしか推進事業助成金)	各地域のまちづくり協議会や自治町会などの地域団体、キョードーファクトリー・キョードー東京・シミズオクト共同事業体
かつしかシンフォニーヒルズ等、区内施設での作品展示	葛飾区美術会、写団『ニューかがやき』
児童館まつり(24館)	児童館運営協議会
ヤングケアラー等に係るピアサポート等活動費助成(再掲)	ヤングケアラー等を支援する団体
(仮称)子ども未来プラザ白鳥の整備	白鳥児童館運営協議会
人形劇の開催	人形劇団みるく座
バス乗り方教室	区内バス事業者・区立小学校 令和7年度は以下の団体 ・京成バス東京 ・奥戸小学校 ・川端小学校 ・東武バスセントラル ・飯塚小学校
区立日光林間学園の管理運営	国際自然大学校・宮ビルサービス共同体
学校改築懇談会(柴又地域、小松南小学校)	自治町会、学校評議員、青少年委員、PTA等
東四つ木地域における学校適正規模の取組	東四つ木地域学校づくり検討懇談会(東四つ木地区連合町会、青少年育成東四つ木地区委員会、東四つ木地区民生委員児童委員協議会、学校評議員、PTA、青少年委員、学校地域応援団、同窓会等)
葛飾区教育委員会と東京理科大学との連携事業に関する協定	東京理科大学
学校施設等開放	運営委員会(スポーツ推進委員協議会、青少年委員会、PTA、婦人団体連合会、スポーツ協会、自治町会、青少年育成地区委員会等)
学校ボランティア	東京聖栄大学
小学校狂言教室の実施	東京亀有ライオンズクラブ
プログラミング教育における連携・協力	タカラトミー、e-Craft
子どもまつり	葛飾区子ども会育成会連合会他30団体
かつしか少年キャンプ	葛飾区子ども会育成会連合会
ジュニア・リーダー講習会	葛飾区子ども会育成会連合会
少年の主張大会	青少年育成地区委員会
珠算大会	東京珠算教育連盟葛飾支部
にいじゅくプレイパーク	にいじゅくプレイパークの会(青少年育成地区委員会、青少年委員、子ども会育成会、PTA、民生・児童委員、自治町会等)

放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）	運営委員会（自治町会、青少年育成地区委員会、青少年委員、PTA、民生・児童委員、子ども会育成会、学校開放運営委員会等）
学校地域応援団	小・中学校地域応援団 71 団体
ポニースクールかつしか	ハーモニセンター
葛飾区民総合芸術祭典・葛飾区民文化祭	葛飾区文化協会、葛飾区合唱連盟（区民文化祭のみ）
合唱祭	葛飾区合唱連盟
リーダー育成等	部落解放同盟東京都連合会葛飾支部
かつしか進路フェア	かつしか進路フェア実行委員会
堀切大凧揚げ大会	堀切大凧揚げ大会実行委員会
かつしか区民大学 団体連携講座	葛飾学校図書館ボランティア連絡会、あそぼ★かつしか、かつしか子ども・若者応援ネットワーク、さんばはうす葛飾、東京都社会保険労務士会葛飾支部、東京都鍼灸師会葛飾支部、東京司法書士会、葛飾区社会福祉協議会
かつしか区民大学 東京都立高等学校公開講座	葛飾ろう学校、葛飾盲学校
地域教育機関連携事業	共栄学園、東京聖栄大学、鬼木医療学園、日本数学検定協会、東京理科大学
郷土と天文の博物館 ボランティア「葛飾探検団」	街の変化の調査・記録・普及に関心のあるボランティアの方々
区文化財保護推進委員会	地域の文化財の保護、活用に関心のある各地区（19 地区）から推薦を受けた方々
博物館まつり（博物館こどもまつり、博物館秋まつり）	田んぼサポーター、川漁師ファンクラブ、古瀬の自然と文化を守る会、田んぼ倶楽部
葛飾昔ばなし研究会 「紙芝居を見て楽しもう」「夏休み紙芝居大会」	葛飾昔ばなし研究会
サークル活動体験会	亀有・柴又・水元学び交流館の利用団体
ロビーコンサート	亀有・柴又・水元学び交流館を利用する音楽団体
おはなし会	柴又語りの会、柴又おはなしころりん
子ども食育クッキング	キッズキッチン協会、パン・和菓子の会、おやじの会、高木屋老舗
子どもたちのオープンスペース空手	村上孝利氏
そうさく教室	アトリエかつび
NPO との協働による子ども文化芸術教室	葛飾ものがたり文化の会
かつしか区民大学 区民運営委員会企画講座	かつしか区民大学区民運営委員会
キャプテン翼CUPかつしか	南葛 SC、葛飾区サッカー協会
わんぱく相撲葛飾区大会	東京青年会議所、奥戸二丁目町会鼓育会、葛飾区子ども会育成会連合会、東京聖栄大学、葛飾区ジュニアリーダークラブ、葛飾白鳥相撲教室

おはなし会・絵本読み聞かせ	各図書館の読み聞かせボランティア
図書館での学習会・交流会等の活動	葛飾図書館友の会
点訳物の作成	かつしか点訳の会
音訳物の作成	葛飾音訳ボランティアの会
ブックスタート事業	ブックスタートボランティア
南葛 SC との連携事業	南葛 SC
東京理科大学との連携事業	東京理科大学
東京聖栄大学との連携事業	東京聖栄大学
宅配サービス	各図書館の宅配ボランティア



ジェンダー平等を実現しよう

計画事業として「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）応援事業」を行っているほか、配偶者暴力防止事業や相談事業（女性の自立支援等）などを行っています。

性別にかかわらず、誰もが、社会のあらゆる場面において、対等な立場で個性と能力を発揮できる社会の実現に向けた取組を行っています。

計画事業の主な取組

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）応援事業

区民一人一人が、それぞれの希望に応じて「仕事」と子育て・介護・地域活動などといった「仕事以外の生活」の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることができるよう、区民と事業者向け講座の開催や情報誌の作成・配布、イベントでの啓発活動を実施しました。

また、企業におけるワーク・ライフ・バランスを推進するため、就業規則改正のアドバイザー派遣に加え、区独自の企業認定制度の創設など支援事業の充実を図りました。

避難行動要支援者対策等の充実

避難行動要支援者の特性に合わせた支援を提供するため、医療従事者、民間福祉施設関係者を交えた検討会を立ち上げ、避難行動要支援者の避難先等に係る検討を進めました。また、学校等避難所での生活が困難な妊産婦、乳児のための避難所について、施設の設置や支援体制の構築を進めました。

ゆりかご葛飾の推進

育児世帯へ月 1 回訪問して 3,300 円相当の育児支援品を提供する「かつしかハッピーお届け隊事業」を実施しました。

産後ケア事業の充実

産後ケア事業の体制を見直し、時間ごとの区分にすることで、サービスの標準化を図りました。また、誰もが産後ケアを利用できるように実施医療機関を拡大し、産後ケア事業を充実させることで母親の身体的回復と心理的な安定を促進しました。

その他事業の主な取組

事業名	
パルフェスタ	相談事業（女性の自立支援等）
男女平等推進センター図書資料室運営	男女平等推進審議会等運営
女性相談	子育てひろばの設置

子育てひろば事業運営	子育て家庭等家事サポーター派遣事業
ベビーシッター利用支援事業	金町子どもセンター事業
ひとり親家庭相談	私立母子生活支援施設措置
母子等緊急一時保護	私立母子生活支援施設運営支援費助成

関係団体との主な取組

事業・取組等の名称	関係団体等
男女平等推進施策への取組	かつしか女性会議
女性のための防災対策等検討委員会の開催	葛飾区婦人団体連合会、消防団、かつしか女性会議
子育てひろばいろは・親子カフェアリス	ワーカーズコープ
ハローベビー教室・パパママ学級(再掲)	さんばはうす葛飾
ひだまりひろば	社会福祉法人 大龍会



安全な水とトイレを世界中に

計画事業として「災害時協力井戸設置助成」を行っているほか、水質汚濁監視測定や公衆便所維持管理などを行っています。

全ての人が安全な水とトイレを利用できるようにし、衛生的な環境を確保する取組を行っています。

計画事業の主な取組

学校避難所の防災機能の強化

災害時の断水や設備破損に備えて、避難所となる小・中学校にマンホールトイレの整備を行うとともに、マンホールトイレの水利を確保するため、令和7年度は、5校の井戸整備を進めました。

災害時協力井戸設置助成

災害時に支援が必要となる方が入所・通所している福祉施設等では、断水に備えて生活用水の確保が重要になります。このような施設に井戸を設置し、災害時には区民にも使用できるよう措置する場合に、井戸設置にかかる費用を助成します。令和7年度は、1件の助成をしました。

災害対策本部運営の強化

令和6年1月1日に発生した能登半島地震での課題を踏まえ、新たに災害用シャワーを購入し、避難生活者の衛生環境の維持と、避難所の断水や設備破損が発生した場合にも対応できる環境整備の取組を開始しました。

公共施設のトイレ環境整備の推進・快適な学校環境の整備

地域コミュニティ施設や公園及び学校施設等の和式トイレの洋式化などにより、施設を利用する誰もが快適に過ごすことのできる環境を整備しました。

その他事業の主な取組

事業名	
学校避難所受水槽緊急遮断装置設置	公衆便所維持管理
し尿収集運搬	浄化槽関係事務

関係団体との主な取組

事業・取組等の名称	関係団体等
東立石緑地公園で中川に親しむ集い	葛飾法人会、第5、6地域事業部
環境美化の日 「クリーン作戦」	<p>【参加呼びかけ先】 自治町会、小・中学校、その他関係協力団体（高齢者クラブ連合会、葛飾区スポーツ協会、観光協会など）</p> <p>【関係協力機関】 国土交通省、東京都建設局第五建設事務所、首都高速道路、葛飾警察署、亀有警察署</p>
災害対策本部図上訓練	警察、消防、自衛隊、東京都
応急対策連絡会	葛飾防災協力会、葛飾造園災害対策協議会、葛飾建築協会、東京都建築士事務所協会葛飾支部、葛飾電気防災協力会、東京都塗装工業協同組合葛飾支部、東京都管工事工業協同組合葛飾支部、葛飾メンテナンス災害対策協議会、葛飾空衛会、東京都トラック協会葛飾支部、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合東京支部、バンダイロジパル、郵便局、一般社団法人A Z-C O Mネットワーク
家具転倒防止器具取付支援事業・ガラス飛散防止フィルム貼付支援事業	葛飾建築協会
花いっぱいのもちづくり	花いっぱいのまちづくり推進協議会、花いっぱいでおもてなしサポーター、花いっぱいレポーター、フラワーメリーゴーランド協議会
環境問題懇談会・清掃懇談会の実施、ごみゼロかつしか・ごみスリムの発行等	葛飾清掃協力会、葛飾東清掃協力会



エネルギーをみんなにそしてクリーンに

計画事業として「区民の環境行動推進」を行っているほか、公共施設における省エネ改修の推進（区の環境行動推進）や商店街装飾灯LED化事業費助成などを行っています。

電気やガスなどのエネルギーを、安く安定して使うことができる社会にし、さらに、環境にやさしいエネルギーを増やす取組を行っています。

計画事業の主な取組

区民の環境行動推進・事業者の環境行動推進

工口助成金制度の充実や、区内の再生可能エネルギーの推進等に取り組むとともに、区民や事業者が省エネ行動を率先できるよう、環境意識の醸成とインセンティブの提供を行いました。また、五泉市と協働して、小学生の親子を対象とした五泉市自然体験ツアーを実施しました。

区の環境行動推進

公共施設における省エネ改修については、空調設備の高効率化（二上小学校ほか1校、地域福祉・障害者センターほか）、照明設備のLED化（水元中学校ほか17校、葛飾にいじゅくみらい公園ほか18園ほか）、太陽光発電システムの設置（二上小学校ほか1校）を進めました。

省エネ住宅等普及促進事業

ゼロエミッションかつしかの実現に向けて、健康と環境に大きく貢献する住宅の高断熱化や省エネ・再エネ設備の設置を一層推進させるため、設計者・施工者・区が協働しながら、高断熱で快適な省エネ・再エネ健康住宅の普及を促進しました。

その他事業の主な取組

事業名	
商店街装飾灯LED化事業費助成	公衆浴場ガス化等支援事業

関係団体との主な取組

事業・取組等の名称	関係団体等
環境美化の日 「クリーン作戦」(再掲)	<p>【参加呼びかけ先】 自治町会、小・中学校、その他関係協力団体(高齢者クラブ連合会、葛飾区スポーツ協会、観光協会など)</p> <p>【関係協力機関】 国土交通省、東京都建設局第五建設事務所、首都高速道路、葛飾警察署、亀有警察署</p>
葛飾区地球温暖化対策地域協議会	三協物産、葛飾区商店街連合会、葛飾区自治町会連合会 他 25 団体
再生可能エネルギー電力の普及	エナーバンク
かつしか省エネ・再エネ健康住宅普及促進連絡会(かつエネ)	葛飾区内設計事務所・東京都建築士事務所協会葛飾支部・葛飾建築協会



働きがいも経済成長も

計画事業として「区内産業人材育成支援事業」を行っているほか、雇用支援事業や製造業顕彰事業などを行っています。

経済成長を進めるとともに、全ての人が働きがいのある、人間らしい仕事(ディーセント・ワーク)ができる社会を目指す取組を行っています。

計画事業の主な取組

使いやすい預かり保育の充実

保育施設における延長保育の実施や、私立幼稚園等における教育時間前後や三季休業中の預かり保育の実施、使いやすい一時保育の仕組みの構築を通じて、多様な働き方への対応はもとより、子どもの集団保育の経験や親のリフレッシュ、レスパイトを目的とした利用など、子どもの最善の利益の実現を図りながら、保育施設利用者、幼稚園利用者、家庭で子どもを保育する保護者、それぞれが使いやすい預かり保育の充実を図りました。

送迎保育ステーションモデル事業

保育園の送迎時に駅前でお子さんを預かり、保育園へのバス送迎を行う送迎保育ステーションを設置することにより、保育園利用者の送迎負担の軽減を図り、子育てと就労の両立を支援しました。

区内産業人材育成支援事業

区内企業が技術・技能・知識等の習得を目的として実施する人材育成活動や物流事業者等の免許取得にかかる経費の一部を助成し、多様な技術ニーズに対応できる人材を増やすことで、区内産業の活性化を推進しました。また、外国人労働者を日本語学校に通わせる経費やオンライン学習の経費を対象に加えるほか、大型特殊車両の免許取得に係る費用の助成などを新たに実施しました。

雇用支援事業

ワークスかつしかの就労支援機能をしごと発見プラザかつしかに統合しました。また、区内事業所における働きやすい職場環境づくりや就業規則の作成・改正に関する支援を行い人材確保・人材定着のための環境整備を推進しました。

その他事業の主な取組

事業名	
中小企業勤労者生活資金融資事業	ひとり親家庭自立支援（就労支援）
シルバー人材センター助成	シニア就業支援事業費助成
通所施設就労支援事業助成	若者の社会参加支援事業委託

商店街地域活性化事業費助成	プレミアム付商品券発行事業費助成
デジタルプレミアム付商品券発行事業費助成	商店街共通商品券発行事業費助成
職人会まつり	商業まつり事業費助成
商店街ポイントカード推進事業費助成	商店街地域連携イベント経費助成
商店街販売促進事業	商店街連合会助成
商店街チャレンジ戦略支援事業	伝統産業保護育成事業
商店街装飾灯管理費助成	ものづくり企業地域共生事業費助成
プレス機器安全点検助成	技術継承セミナー事業
中小企業デジタル化支援事業	内職相談あっせん事業
雇用・就労促進事業	中小企業勤労者福利共済事業
労務管理支援事業	観光事業運営委託
製造業顕彰事業	

関係団体との主な取組

事業・取組等の名称	関係団体等
葛飾区産業フェア	葛飾区産業フェア運営委員会、葛飾区産業フェア実行委員会、テクノプラザかつしか運営共同事業体
町工場見本市	テクノプラザかつしか運営共同事業体、製造業を営む中小企業
まちあそび人生ゲーム IN 葛飾	青戸商店会連合会、タカラトミー、青戸自治町会連合会、葛飾区青少年育成青戸地区委員会、出雲まちあそび研究所
葛飾区認定製品販売会 (かつしかミライテラス)	伝統工芸品や和・洋菓子等を取り扱う区内中小企業
機械要素技術展	機械要素・加工技術に関連した事業を行っている区内中小企業
ビジネス相談会、ビジネスセミナー	東京都中小企業診断士協会
葛飾区伝統産業職人会まつり	葛飾区伝統産業職人会（区伝統工芸士及び葛飾区伝統工芸品を取り扱う事業者）
障害者施設自主生産品販売所の運営	自主生産品販売所協議会（製品を生産する障害者施設と製品を販売する NPO 法人葛飾幼児グループ）
企業内就労訓練事業	ミマスクリーンケア、アムネかつしか「あすなるの家」
共同受注窓口の運営	（社福）東京コロニー 東京都葛飾福祉工場



産業と技術革新の基盤を作ろう

計画事業として「葛飾ブランド支援事業」を行っているほか、伝統産業販路拡大支援事業や創業支援事業などを行っています。

産業の活性化を図りながら、持続可能な産業化の促進や新たな産業を生み出すインフラを整備する取組を行っています。

計画事業の主な取組

葛飾ブランド支援事業

区内製造業者が開発した優良製品・技術に「葛飾ブランド」を付し、それらの製品等の持つエピソードを基にしたストーリー集「葛飾町工場物語」を作成・配布するとともに、展示会への出展や専用ホームページなどによるPRを行い、販路拡大を図りました。また、認定事業者が自社製品等のPR力を高めるため、プロモーションのスキル取得を支援しました。

伝統産業販路拡大支援事業

伝統産業職人会等が葛飾区の伝統工芸品を広く知らしめ、販売の機会を拡大することを目的に、区内外会場で展示販売する催しを開催・参加するための経費や、ECサイトで販売する経費の一部を助成しました。

創業支援事業

区と関係機関・団体が協働し、区内で創業を目指す方に、創業前から創業後の経営安定までの間、情報やノウハウの提供、資金融資、人材確保などについて一貫した支援を行いました。また、新規で初心者向け創業セミナーを開催するとともに、区内創業者を対象とした交流会を継続的に開催するなど、創業支援の強化を図りました。

事業承継支援事業

区と関係機関・団体が協働し、地域産業の優れた技術を引き継ぎ、区民の雇用を確保するため、情報やノウハウの提供、資金融資などにより、円滑な事業承継に向けた支援を行いました。また、相談窓口を一本化し、事業承継に精通した専門家によるワンストップの相談体制を整備しました。

区内中小企業デジタル化支援事業

区内中小企業に対して、デジタル導入のための合同セミナーや個別相談会、補助金の交付を行うとともに、伴走的な支援を実施することで、企業のデジタル化を促進し、業務の効率化や生産性向上を図りました。

その他事業の主な取組

事業名	
創業支援施設管理運営	産業見本市開催事業
葛飾区認定製品販売会事業	異業種交流会支援事業
見本市出展等経費助成	見本市共同出展事業
製品性能試験費用等助成	知的所有権取得助成
フードフェスタ	産業団体活性化イベント経費助成
産業フェア事業	地域産業振興会館運営委託
中小企業融資事業	公衆浴場設備改善費等助成
東四つ木工場ビル	大店立地法事務
産学公連携事業	雇用・就労促進事業
労務管理支援事業	優良従業員表彰事業

関係団体との主な取組

事業・取組等の名称	関係団体等
大学との連携協力	東京理科大学、東京聖栄大学
建築 IoT モニタリングシステムによる 応急危険度判定支援に関する共同研究	東京理科大学
劇団葛飾座	テクノプラザかつしか運営共同事業体
かつしかFMラジオ企画	テクノプラザかつしか運営共同事業体
ゆ²（ゆーゆ）ほのかちゃん	葛飾区浴場組合連合会
区民結婚式	東京都美容生活衛生同業組合（葛飾支部 葛飾北支部）
フードフェスタ	葛飾区フードフェスタ実行委員会、テクノプラザかつしか運営共同事業体
J aぱんカップ	葛飾区商店街連合会、葛飾区商店街振興組合連合会
肉フェスタ	葛飾区商店街連合会、葛飾区商店街振興組合連合会
放置自転車追放、自転車の適正利用の啓発活動	東京葛飾バイコロジー推進協議会
葛飾区自転車 TS マーク取得費用助成金 交付事業	東京都自転車商協同組合本田支部及び亀有支部
公共駐車場の管理運営	指定管理者（タイムズ 24・ソーリンググループ、タイムズ 24 株式会社・タイムズサービス株式会社連合体）



人や国の不平等をなくそう

計画事業として「多文化共生社会の推進」を行っているほか、人権・多様性への理解促進事業や障害者差別解消推進などを行っています。

あらゆる差別や偏見を無くし、誰もが、互いの個性や文化の違いを認め合う社会の実現に向けた取組を行っています。

計画事業の主な取組

バリアフリー事業

葛飾区全域で、施設整備や心のバリアフリーなど、総合的なバリアフリー化の方針を示す「移動等円滑化促進方針」を策定し区全体でバリアフリーの考え方を共有しながら取組を推進しました。また、金町駅圏の移動円滑化（バリアフリー）基本構想の改定に向けた検討を進めるとともに、京成立石駅圏の重点整備地区内に計画されている都市計画道路補助 274 号線の整備を進めました。

多文化共生社会の推進

日本語教室（入門・初級）のクラス数を増加するとともに、ボランティア日本語教室の立ち上げを支援しました。また、日本人区民と外国人区民が円滑なコミュニケーションを図るため、日本人区民に対し、「やさしい日本語」の講座の開催や普及啓発を進めました。

障害者スポーツの推進

東京 2025 デフリンピックに向けて、競技体験やパネル展示などを実施するとともに、大会に出場する葛飾区トップアスリートを区民が応援できる機会を設けました。

避難行動要支援者対策等の充実

避難行動要支援者をはじめとした災害時要配慮者の方の命を守るため、高齢者や障害者、在宅人工呼吸器使用者などの避難行動要支援者等が災害時に適切な避難行動を行うための「個別避難計画」「災害時個別支援計画」の策定・見直しを進めました。また、「災害時個別支援計画」を作成した在宅人工呼吸器使用者について、各家庭における非常用電源を確保するため、蓄電池の購入費等を助成しました。

その他事業の主な取組

事業名	
各種講座（人権・男女平等）	部落解放同盟東京都連合会葛飾支部助成
外国人各種相談	精神保健相談
中国残留邦人等支援	障害者差別解消推進
移動支援事業等委託（身体障害・知的障害）	重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業

相談支援事業所運営費等助成	自立生活支援事業
障害福祉サービス利用計画作成	介護・訓練等給付
日常生活用具給付（身体障害・知的障害）	補装具給付（自立支援）
住宅設備改善費助成	手話相談
手話通訳者等派遣事業	重度脳性麻ひ者介護人派遣
重度心身障害者（児）手当	心身障害者手当国制度分
心身障害者福祉手当	身障者手帳交付・相談事務
おむつ支給・使用料助成（障害者）	移動支援事業委託（精神障害）
自立支援給付（精神障害・難病）	精神保健福祉手帳交付
日常生活用具給付（精神障害・難病）	基幹相談支援センター事業所支援事業委託
障害児通所給付	国民年金

関係団体との主な取組

事業・取組等の名称	関係団体等
かつしか国際交流まつり	かつしか国際交流まつり実行委員会、キョードーファクトリー・キョードー東京・シミズオクト共同事業体
国際交流ボランティア登録制度	国際交流事業に関心のあるボランティアスタッフの方々



住み続けられるまちづくりを

計画事業として「民間建築物耐震診断・改修事業」を行っているほか、公害発生源規制・指導や空家等対策、バス交通の充実などを行っています。

誰もが安全に必要なサービスを受けられ、住みやすいまちづくりの取組を行っています。

計画事業の主な取組

民間建築物耐震診断・改修事業

建築士による地域説明会や個別相談を通じ、耐震化の必要性に関する意識啓発及び知識の普及を図るとともに、助成制度の周知を進め、民間建築物の耐震化促進に取り組みました。また、木造住宅を対象とした耐震改修及び建替え等に係る助成金を拡大し、障害のある方が居住する世帯に助成金を加算する制度を設け、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを推進しました。

バス交通の充実

区内バス交通の維持・充実に向け、バス運転手の確保や定着促進に向けた待遇改善や採用活動、女性が働きやすい職場環境整備を積極的に行うバス事業者を支援しました。

小型車両活用デマンド交通事業

持続可能な公共交通の構築に向けて、移動需要に対応した交通手段を検討するため、小型車両を活用したデマンド交通の実証運行を行いました。

空家等対策

適切な管理が行われていない空家等に対する措置を行うとともに、空家等に関する相談体制の整備、老朽化等により倒壊の危険がある特定空家等の除却費助成などを実施しました。

地盤の液状化対策

利用しやすいさの向上を目的に、液状化対策助成金の交付申請手続きを見直し、事業者や区民の負担軽減を図ることで、制度の活用促進と液状化対策の推進につなげました。

亀有・柴又地域観光拠点施設活用推進事業

令和7年3月に開館したこち亀記念館の活用や、令和8年度にオープンする予定の柴又川甚まちなみ館の準備を進め、新たな観光客層の誘客や来訪者の回遊性向上、地域のより一層のにぎわい創出につながる魅力ある事業を実施しました。

東新小岩運動場の敷地活用

民間事業者へのヒアリングを実施し、本敷地の活用のアイデアや収益性等の確認を行うとともに、住民との意見交換等の取組を進めました。

新金線を活用した新交通推進事業

新小岩・金町・高砂といった区内の拠点を南北につなぐ地域交通ネットワークの構築に向け、新金線の複線用地を活用して専用道を整備し、BRT の手法のもとに新たな交通システムの構築を目指していくこととする「新金線を活用した新たな交通システム整備構想」を策定しました。

その他事業の主な取組

事業名	
防災計画推進	公園再生事業
水防関係の訓練	街路灯管理
防災行政無線	細街路拡幅整備事業
民間建築物バリアフリー化整備費助成	ブロック塀等撤去工事費等助成
東京都福祉のまちづくり条例、指導、助言	民間建築物アスベスト対策事業
区営住宅管理	区民住宅管理
高齢者等民間賃貸住宅入居支援	ガラス飛散防止対策
交通安全施設設置管理	家具転倒防止対策
放置自転車総合対策	通電火災防止対策
自転車駐車場管理運営	道路修繕
消防団（本田・金町）助成	橋梁補修
防災市民組織等育成	公園再生事業
地域防災活動支援	自治町会世帯助成
地域コミュニティ施設管理運営	

関係団体との主な取組

事業・取組等の名称	関係団体等
中野甘藍(キャベツ)をきっかけとした細田地区のまちおこし	細田小学校、細田三丁目町会、商店街
大規模災害等に備えた各種協定	葛飾弁護士倶楽部、東京税理士会葛飾支部、東京都建築士事務所協会葛飾支部、東京都宅地建物取引業協会葛飾区支部、東京土地家屋調査士会葛飾支部、東京司法書士会城北支部、東京都行政書士会葛飾支部、東京都社会保険労務士会葛飾支部
不動産取引相談、測量相談	東京都宅地建物取引業協会葛飾区支部、東京土地家屋調査士会葛飾支部
Shibamata Fu-ten Bed and Local における災害協定及び地域交流	R.project、神明会、金町消防署
被災建築物応急危険度判定訓練の実施	東京都建築士事務所協会葛飾支部
協力事業者用の避難所応急修繕用資機材の整備	応急対策連絡会 (葛飾建築協会、葛飾電気防災協力会、葛飾塗装安全協会、東京都管工事工業協同組合葛飾支部、葛飾メンテナンス災害対策協議会、葛飾空衛会)
自治町会への各種助成金	自治町会

地区まつり助成	地区自治町会連合会、自治町会、地域活動団体
地域活動団体事業費助成金	地域活動団体
地区センターまつり	地区自治町会連合会、まちづくり懇談会、自治町会、地域活動団体
地域住民活動拠点の提供（公有財産の無償貸付）	青戸共和会、小菅西自治会、小菅東自治会
環境美化地区支援	自治町会、まちづくり懇談会、東京聖栄大学
都営高砂四丁目アパート（高砂団地自治会）移動販売	東京都、高砂団地自治会、民間事業者
まちづくり懇談会	地区内の公共的団体（自治町会・地区委員会・子供会育成会、高齢者クラブ等）、その他地域に関心ある団体・個人
都営高砂一丁目アパート（高砂一丁目団地自治会）移動販売	東京都、高砂一丁目団地自治会、民間事業者
高砂一丁目町会移動販売	高砂一丁目町会、民間事業者
安全・安心まちづくりに関する協定	葛飾区介護サービス事業者協議会他 28 団体
安全で安心な地域社会を築くための地域活動等に対する各種支援	自治町会、PTA、商店会、防犯ボランティア団体など
地域安全活動連絡会	自治町会、消費者団体連合会、青少年育成地区委員会、民生委員児童委員協議会、保護司会、商店街連合会、東京商工会議所葛飾支部など
柴又フロリズ通りフェスティバル	柴又フロリズ通りフェスティバル実行委員会
住宅の無料修繕ボランティア	葛飾建築協会、葛飾空衛会
葛飾区合同水防訓練	区内消防署、消防団、地元町会など
水元公園地域活性化協議会	地元自治会代表、葛飾区観光協会、葛飾区商店街連合会、水元公園環境活動団体、一般社団法人葛飾区スポーツ協会、葛飾区青少年育成地区委員会、水元公園菖蒲まつり実行委員会、かつしか若手産業人会
サイクル&バスライド（バス利用者用駐輪場）の整備	区内バス事業者
企業送迎車両活用事業	シグマ（平和橋自動車教習所運営会社）
細田循環バス(細 02)運行事業	京成バス、京成バス東京
地域主体交通（グリーンスローモビリティ）の導入	東立石グリス口運営協議会
地域乗合交通運行事業	日立自動車交通
小型車両活用デマンド交通の導入（実証運行）	東京無線協同組合 東都タクシー無線協同組合
一般社団法人金町みらい協議会	金町地区商店会連合会・他 6 商店会、金町地区連合町会・他 10 自治町会、三菱地所、マックスポケット等
堀切地区まちづくり推進協議会	堀切自治町会連合会、堀切商店連合会
京成高砂～江戸川駅付近連続立体交差事業、高砂駅周辺のまちづくり	高砂地区開発協議会

新小岩北地域まちづくり協議会	新小岩北地域（JR 総武線以北の東新小岩一～八丁目及び西新小岩一～五丁目に属する区域）の14自治町会及び2商店会
新小岩南地域まちづくり協議会	新小岩南地域（JR 総武線以南の新小岩一～四丁目に属する区域）の6自治町会及び9商店会
東立石四丁目まちづくり協議会	東立石地区連合町会の各町会長等
四ツ木駅周辺地域街づくり協議会	四つ木一丁目西町会・中町会、四つ木町会、東四つ木南町会、渋江東町会、木根川町会、まいろーど商店街、渋江商店街
震災復興まちづくり訓練	訓練実施地区の自治町会、区民
西新小岩五丁目地区まちづくり推進協議会	まちづくり推進協議会（地区内の土地・建物等の権利者、自治町会、区）
地域力向上しんこい Wa(エリアプラットフォーム)	地域まちづくり団体、民間事業者等 29 団体
一般社団法人新小岩エリアマネジメント	新小岩北地域まちづくり協議会、新小岩南地域まちづくり協議会、地域力向上しんこい Wa（エリアプラットフォーム）
「子どもを犯罪から守る」まちづくり活動支援事業	子どもを犯罪から守るまちづくり活動推進会
わがまち楽習会	自治町会や社会教育関係団体など、地域で活動する様々な団体
学び交流館まつり	柴又・亀有・水元の各学び交流館利用団体協議会
柴又宵フェスタ	柴又帝釈天・柴又神明会
こち亀記念館での地域連携	こち亀記念館運営協議会（R8以降はこち亀記念館地域協議会）、区内企業、亀有地域の小中学校・町会・商店会など



つくる責任、つかう責任

計画事業として「資源循環による環境負荷の低減促進」を行っているほか、資源回収や粗大ごみ収集運搬などを行っています。

ものを作ったり、使ったりするときに、資源を無駄にしないで地球環境に配慮する取組を行っています。

計画事業の主な取組

資源循環による環境負荷の低減促進

一部地域においてモデル事業を先行して実施した製品プラスチックの分別回収・資源化を区内全域で実施することで、製品プラスチックを燃やすことなくごみの減量につなげました。

かつしかルール推進事業

区民・事業者・区の三者で構成する「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」を牽引役として、三者が協働してごみの減量や3Rを推進するための体制をつくり、主体的に取り組むことで持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進しました。

緑のリサイクル事業

区の事業活動で発生する公園の剪定枝をチップ材にし、公園内の植え込みに撒くなど再利用することで、環境負荷の低減を図りました。

その他事業の主な取組

事業名	
有料ごみ処理券販売	集団回収促進支援
各種講座事業（ごみ減量・3R）	拠点回収促進
環境学習事業（ごみ減量・3R）	燃やすごみ・プラスチック製容器包装等収集運搬
3R推進パートナー事業	粗大ごみ収集運搬
資源とごみの収集カレンダー等作成	資源回収
不用品交換情報等情報発信	動物死体処理
イベント等による普及啓発（ごみ減量・3R）	集積所美化等排出指導
ごみ減量・清掃フェア	緑のリサイクルセンター事業
ごみ減量・リサイクル推進協議会	事業系ごみ自己処理促進
生ごみ処理機等購入助成	放置自転車リサイクル
図書館で利用を終えた本の保育園への贈与事業	

関係団体との主な取組

事業・取組等の名称	関係団体等
リサイクルコーナーの運営	葛飾区消費者の会
かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会	かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会、区民啓発活動部会、事業者活動部会
理大祭実行委員会	東京理科大学
ごみ減量や3 Rの推進、分別の徹底などに関する啓発	かつしか3 Rサポーターの会
かつしかルール推進事業（再掲）	東京聖栄大学（生ごみの減量） ライフコーポレーション株式会社（古布の資源化）
かつしかエコライフプラザ管理運営事業	原町成年寮、葛飾区シルバー人材センター
葛飾区放置自転車リサイクル事業	東京都自転車商協同組合本田支部及び亀有支部



気候変動に具体的な対策を

重点事業として「気候変動適応策の推進」を行っているほか、地球温暖化対策推進や地域防災活動支援、水害対策の強化などを行っています。

気候変動やそれに伴う災害に立ち向かうため、具体的な対策を考え、今すぐ行動に移せるための取組を行っています。

計画事業の主な取組

区民の環境行動推進・事業者の環境行動推進（再掲）

エコ助成金制度の充実や、区内の再生可能エネルギーの推進等に取り組むとともに、区民や事業者が省エネ行動を率先できるよう、環境意識の醸成とインセンティブの提供を行いました。また、五泉市と協働して、小学生の親子を対象とした五泉市自然体験ツアーを実施しました。

区の環境行動推進（再掲）

公共施設における省エネ改修については、空調設備の高効率化（二上小学校ほか1校、地域福祉・障害者センターほか）、照明設備のLED化（水元中学校ほか17校、葛飾にいじゅくみらい公園ほか18園ほか）、太陽光発電システムの設置（二上小学校ほか1校）を進めました。

気候変動適応策の推進

温室効果ガスの排出量を抑制する取組（緩和策）に合わせ、温暖化やそれに伴う気候変動に適応し、被害を回避・軽減する取組（適応策）を推進しました。熱中症対策実行計画を踏まえ、気候変動への適応について、各種事業と連携して実施しました。

その他事業の主な取組

事業名	
環境月間普及啓発	気候変動対策推進

関係団体との主な取組

事業・取組等の名称	関係団体等
葛飾区における既存公共施設の断熱改修	東京大学 工学系研究科建築学専攻 前真之サステイナブル建築デザイン研究室
葛飾区地球温暖化対策地域協議会（再掲）	三協物産、葛飾区商店街連合会、葛飾区自治町会連合会 他25団体
新潟県五泉市との森林整備による連携（カーボンオフセット事業）	新潟県五泉市

環境学習事業「五泉市自然体験ツアー」	新潟県五泉市
秋田県鹿角市との森林整備による連携 (カーボンオフセット事業)	秋田県鹿角市
「多摩の森」活性化プロジェクト (森林環境譲与税の活用に係る都内連携に関する協定)	「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会(東京都内参加自治体および東京都)



海の豊かさを守ろう

本区は直接海には接していませんが、中川や荒川等、東京湾に流れ込む河川に囲まれています。区民、地域団体、事業者、他自治体等と連携・協働して河川沿岸部のごみ拾いや知識の共有、住民参加の場づくり等を行う河川愛護活動や河川浄化運動等によって川の水質や生態系を維持・改善し、海の水質や海洋生態系の保全に貢献しています。ごみや生活排水などによる海洋汚染や過剰な漁獲などを防ぎ、海と海の資源を守ることにつながる取組を行っています。



陸の豊かさを守ろう

計画事業として「生物多様性の保全」を行っているほか、野鳥等の保護・被害対策や樹木保全事業、緑と花のまちづくり事業などを行っています。

緑や自然を守り、生きものを大切にすることで、陸の生態系を保護する取組を行っています。

計画事業の主な取組

川を活かした街づくり

高砂橋から上流の国土交通省が管理する中川において、河川空間の賑わい創出を図るため、国の「かわまちづくり支援制度」を活用して、国土交通省が河岸沿いに通路等の整備を行い、区はテラスとして利用を促進し、飲食等を楽しめる拠点整備、災害時だけでなく、平常時にも活用できる船着場や河川・水辺空間までの動線整備等、かわを身近に感じることができる水辺空間の整備の検討を進めます。

令和7年度は、中川を身近に感じてくつろぎ親しむ疑似体験や地域団体による催しなどを河川・水辺空間を活用して行い、賑わい創出に向け、「中川かわまちづくり」の機運醸成を図りました。

生物多様性の保全

「第2次生物多様性かつしか戦略」や「第2次生物多様性かつしか戦略実行計画」に基づき、環境学習や自然環境調査等を通じて生物多様性の保全の重要性の啓発を進めました。また、メダカの保全と担い手の育成を目的とした「里親制度」の検討・試行を行いました。

「全国みどりと花のフェアかつしか」の開催

国、東京都等の関係自治体、地域住民及び事業者等との連携・協働により、令和7年度はプレイベントの実施や既存イベントと連携してPRを行い、機運醸成を図るとともに、会場整備や花苗の調達、イベントの計画など、令和8年度のフェア開催に向けた準備を進めました。また、例年皇室関係者の御臨席を賜る全国「みどりの愛護」のつどいの開催に向けても準備を進めました。

緑と花のまちづくり事業

新規モデル事業として道路に面する公開性の高い自宅などにプランターを設置できる個人を対象に花苗とプランターを配付し、より身近に花を感じられる空間を創出しました。

その他事業の主な取組

事業名	
動物適正飼養推進	河川浄化運動
堀切菖蒲園管理運営委託	自然保護区域維持管理
上千葉砂原公園ふれあい動物広場運営業務委託	野鳥等の保護・被害対策
屋上・壁面緑化推進	地域間交流事業
生垣化推進	河川愛護活動
グリーンバンク事業	アメリカシロヒトリ防除対策事業
樹木保全事業	生産緑地の指定
緑化意識事業	金魚展示場管理運営
緑化指導事業	

関係団体との主な取組

事業・取組等の名称	関係団体等
区内を流れる河川をきれいにし、住環境を良好にする活動	葛飾の川をきれいにする会
荒川クリーンエイド	葛飾区少年軟式野球連盟、クリーンエイド事務局を通じて参加希望のあった企業・団体・個人など
葛飾区緑化推進協力員	区民 65 名（公募、自治町会等の推薦）
葛飾区生物多様性推進協議会	水元ネイチャープロジェクト他 51 団体・個人
区内の自然環境を保全する活動	水元ネイチャープロジェクト
新八水路の魚類調査	自主生物調査団
中川かわまちづくり事業	沿川自治町会、商店街連合会、金町みらい協議会、高砂地区開発協議会



平和と公正をすべての人に

計画事業として「地域安全活動支援事業」を行っているほか、非核平和都市宣言関連事業や児童虐待対策事業などを行っています。

あらゆる暴力や犯罪がなく、子ども等の安全が確保された、平和で公正な社会をつくる取組を行っています。

計画事業の主な取組

地域安全活動支援事業

犯罪や事故の発生を減らし区民の安全を守るため、関係団体との連携を図りながら、区民・地域への啓発・情報提供、各種犯罪の被害防止、地域で行われる自主活動や防犯設備の整備に対する支援などを推進し、安全な地域社会の形成を図りました。

防犯対策の強化

全国的に高齢者等をターゲットにした特殊詐欺や強盗事件等が発生していることから、個人の住宅（戸建て・集合住宅）や共同住宅の防犯対策に要した費用の一部を引き続き助成しました。また、自治町会を対象に実施していた「地域の防犯診断」について、商店会も対象とすることで、地域の防犯力の更なる向上に取り組みました。

消費者対策推進事業

区民が自立した消費者として行動できるよう、消費者問題に取り組んでいる団体の活動を支援するとともに、消費生活情報の提供、消費者講座等の学習機会の確保など、様々な取組を推進しました。また、区内小・中学校等と連携し、出前教室や出前寄席などを通じて早期の消費者教育の充実を図りました。

成年後見制度を中心とした権利擁護支援の充実

成年後見制度の利用促進等に取り組むとともに、身近に頼れる親族のいない高齢者等に対して、入院・入所の際の支援や死後事務までをトータルでサポートする「やすらぎ安心サポート事業」を実施しました。また、エンディングノートと連動した「終活情報登録事業」を新たに実施しました。

その他事業の主な取組

事業名	
非核平和都市宣言関連事業	葛飾原爆被爆者の会助成
子どもの権利擁護事業	社会を明るくする運動
保護司会助成	行政評価（外部評価）
夜間・休日窓口受付業務	公文書管理
個人情報保護	情報公開
行政不服審査会	法務事務
コールセンター運営	区公式ホームページ管理
報道機関への情報提供	区民相談事務
広聴会（自治町会長連絡会・区民と区長との意見交換会実施事務）	子ども区議会
区長へのはがき（陳情・要望・苦情処理事務）	税証明発行事務
印鑑登録事務	戸籍事務
住民基本台帳記録事務	監査委員
選挙管理委員会	選挙啓発
広報かつしかの発行	

関係団体との主な取組

事業・取組等の名称	関係団体等
行政相談	葛飾区行政相談委員協議会
犯罪予防活動及び青少年の非行防止活動への支援	葛飾区保護司会
消費者被害防止駅前キャンペーン	葛飾区消費者団体連合会、葛飾区消費生活支援サポーター
葛飾区消費生活展	葛飾区消費生活展実行委員会(葛飾区消費者団体連合会)・企業・事業所・他自治体・地域団体・葛飾区消費生活支援サポーター
NPO 法人が実施する市民成年後見制度	かつしか市民後見センター
はたちのつどい	ジュニア・リーダークラブ、青少年委員 他
山本亭防空壕の特別公開イベント	葛飾昔ばなし研究会
葛飾区明るい選挙推進協議会	葛飾区明るい選挙推進協議会



パートナーシップで目標を達成しよう

企業や団体、個人など、様々な立場の人が協力し、SDGsの達成に向けて行動していくために、「葛飾区基本構想」において「協働によるまちづくり」を理念として掲げ、全ての計画事業等を区民・事業者等の多様な主体と協働しながら進めています。

区の実践や地域の活動・魅力の情報発信、意見交換会・勉強会等の実施を通じて協働意識・郷土意識を醸成するなど、更なる協働の推進に向けた環境づくりを行っています。

計画事業の主な取組

婚活支援事業

結婚を希望する独身男女の出会いの場を積極的に創出する事業（婚活イベント）を行う非営利団体に対して助成を行いました。

東京理科大学等との産学公連携推進事業

区内企業と東京理科大学等との間で産学公連携体制を促進するため、大学の有する先端的研究機能と葛飾の町工場が得意とする製造・加工技術との連携交流を推進しました。また、産学公共同による製品開発事業の研究結果を展示会に出展し、共同研究事例のPRを行いました。

地域力向上支援

自治町会を中心とした地域活動を支える多様なコミュニティによる地域力を向上させ、地域コミュニティの活性化を目指します。そのため、自治町会の伴走型支援を行う区職員を新たに配置するとともに、町会加入支援や地域イベントに対する助成の拡大等を行いました。

協働を押し進める環境づくり

葛飾区協働事例集や協働事例映像、職員出前講座などを通じて、区政や協働の取組を効果的に発信するとともに、葛飾協働まちづくり表彰や協働のまち葛飾下町川柳コンクールを実施することで、郷土愛や地域への想いを育み、協働意識を醸成しました。また、「葛飾みんなの協働サイト」を活用して、活動者同士の交流を促進しながら新たな協働の担い手にも情報を発信しました。

その他事業の主な取組

全ての事務事業

関係団体との主な取組

事業・取組等の名称	関係団体等
公共用地の有効活用（相撲部屋）	二子山部屋、九重部屋、大島部屋
民間事業者との包括協定	タカラトミー、あいおいニッセイ同和損害保険、京成電鉄
自治体との包括協定	秋田県鹿角市、新潟県五泉市
各種基幹統計調査	自治町会、葛飾区登録調査員 農協及び農業事業者、区内事業所、調査対象世帯
地域広帯域移動無線アクセスシステム（地域 BWA）の整備	東京アンテナ工事
区政の情報発信	ジェイコム
かつしか異業種交流会	区内で活動を行う事業者
婚活支援事業	婚活イベントを行う団体

令和7年度における健康アプリ「モンチャレ」事業との連携による取組

1 講座・イベント

	講座・イベント名	ポイント付与期間	付与人数(人)
1	廃食用油回収(7月)	7月1日～7月31日	138
2	夏の子ども向け環境講座	7月28日～7月29日	6
3	葛飾元気野菜直売所の利用	8月1日～8月31日	639
4	科学教育センターへの来館	8月1日～8月31日	2
5	在宅療養セミナー	9月26日	4
6	介護予防事業	10月1日～10月31日	128
7	うんどう教室	10月1日～10月31日	8
8	かつしかスポーツフェスティバル	10月13日	69
9	かつしか健康食育フェア	10月19日	62
10	防犯講演会	11月22日	6
11	子ども・子育てフェスタかつしか	11月29日	22
12	廃食用油回収(12月)	12月1日～12月31日	4
13	人権週間記念講演会	12月6日	6
14	多文化共生セミナー	1月18日	15
15	廃食用油回収(2月)	2月1日～2月28日	5
16	マンション向け防災講座	2月7日、2月14日	4
17	パルフェスタ2026映画上映会	3月7日	20

(合計) 1,138

※1講座・イベントにつき20ポイントを上乗せで付与

2 アンケート

(1) 実施概要

	期間	回答者数(人)
第1回	令和7年7月14日～8月31日(49日間)	474
第2回	令和7年10月2日～10月31日(30日間)	716
第3回	令和8年1月7日～1月31日(25日間)	5,162

(合計) 6,352

※1回答につき20ポイント付与

(2) 実施結果

ア SDGsに資する行動

	設問	回答率 (%)
1	マイバッグやマイボトルを活用する	84.4
2	ごみをきちんと分別して捨てる	83.3
3	シャワーや蛇口の水を出しっぱなしにしない	80.0
4	エアコンの設定温度に気をつける	78.7
5	照明やテレビをこまめに消す	75.7
6	ものを壊さないよう大切に使うようにする	75.7
7	かつしか PAY を利用して地域で買い物する	75.3
8	購入した食品は、無駄なく使い切る	65.6
9	モンチャレで貯まったポイントをかつしか PAY に交換して、区内のお店で利用する	60.8
10	お店で「手前取り」や「見切り品購入」をする	55.5
11	地元で作られた食べ物や商品を買うようにする	50.4
12	お祭りや商店街のイベントに参加して買い物をする	50.1
13	省エネ型の家電を選んで購入する	49.2
14	地元産の食品や商品を買って、地元のお店や中小企業を応援する	44.0
15	銀行などから届く書類をオンライン版に切り替える	38.2
16	ワークライフバランスを意識しながら、仕事に取り組み、生活をしている	34.4
17	デジタル技術を活用して、生活を便利にしたり、仕事を効率化する	26.3
18	省エネ家電に買い替える	25.5
19	急ブレーキ・急アクセルをしないエコ運転をする	24.5
20	仕事や仕事以外で、新しい技術や知識を習得し、自身のスキルアップを図っている	21.5
21	地域の祭りやイベントなどの地域活動に参加したり、お手伝いをする	15.6
22	募金活動に協力する	15.5
23	地域の清掃活動や環境活動に参加する	14.3
24	サステナブル認証の商品を選んで購入する	12.3
25	ボランティアや NPO 活動に参加する	10.8

26	ICT を活用して効率よく働き、生産性を高める	10.8
27	フェアトレード製品を買って、生産者や労働者を支援する	7.1
28	飲み会のときは「3010 運動」を実践する	4.6
29	地域に住む外国人と交流しながら、他国の文化や習慣を理解する	3.6
30	区のクラウドファンディングに協力する	3.1
31	地域や社会の課題解決を図る企業等に対し、寄付やクラウドファンディングへの出資を行う	2.8

イ SDG s に対する意識

	設問	回答率 (%)
1	SDG s は、持続可能な社会を作っていくためにも、とても重要なことである	57.5
2	自分もできる限りSDG s に貢献したいと思う	56.1
3	小さな行動でも、SDG s に貢献できていると感じている	45.0
4	SDG s は環境以外にも、社会・経済など幅広い分野の取組も重要だと思っている	24.6
5	SDG s について、もっと知りたい(学びたい) と思っている	21.3
6	自分の周りでも、SDG s の取組が進んでいると感じている	15.9
7	SDG s について、言葉としては知っているが、内容がわかりづらいと感じる	14.4
8	企業等の利益やPRに、SDG s が利用されている印象がある	14.0
9	SDG s について、具体的に何から始めればいいのかわからない	11.4
10	SDG s は社会に強制されている感じがして、あまり好きではない	4.3
11	SDG s は、自分にはあまり関係ないと感じる	1.8

令和7年度におけるSDGsに関する普及啓発活動

No.	期間	イベント名	担当課	普及啓発活動の概要
1	4月1日、10月1日	まなびぷらすの発行	生涯学習課	講座情報に各講座ごとの関連するSDGsアイコンを掲載
2	5月21日、7月2日、 9月4日、11月19日、 1月21日、3月4日	だんご虫Time (ひきこもり当事者及び家族の交流の場)	くらしのまるごと相談課	SDGsマークを活用したのぼり旗の設置
3	5月～10月	日本語教室(入門・初級)	文化国際課	SDGsマークを活用したチラシ等の配布
4	7月4日	葛飾区におけるSDGsの取組について (職員出前講座)	政策企画課	青戸小学校5年生及び6年生を対象としたSDGs普及啓発講座
5	7月16日～27日	リサイクル市(お花茶屋図書館)	中央図書館	SDGsマークを活用したチラシ等の配布
6	7月～11月	環境問題懇談会・清掃懇談会	清掃事務所	SDGsの啓発物品の配布、SDGsの概要や清掃事業に関連する取組について解説
7	7月～1月	耳の健康診査申込者向け受診券の送付	健康推進課	SDGsマークを活用した受診券(はがき)の送付
8	8月23日、3月1日	やさしい日本語講座	文化国際課	SDGsマークを活用したチラシ等の配布
9	8月～1月	日本語教室(初級)	文化国際課	SDGsマークを活用したチラシ等の配布
10	9月	ボランティア日本語教室立ち上げ講座	文化国際課	SDGsマークを活用したチラシ等の配布
11	9月～1月	日本語教室(入門)	文化国際課	SDGsマークを活用したチラシ等の配布
12	10月12日	第53回葛飾区消費生活展	産業経済課 消費生活センター	SDGsマークを活用したチラシ等の配布、解説パネルの設置
13	10月12日	第53回葛飾区消費生活展	くらしのまるごと相談課	SDGsマークを活用したのぼり旗の設置
14	10月12日	かつしかスポーツフェスティバル2025	生涯スポーツ課	SDGsマークを活用したチラシ等の配布、SDGsマークを活用した看板やのぼり旗の設置、SDGs啓発品の配布、解説パネルの設置、SDGsブースの設置
15	10月17日～19日、 10月24日～26日	産業フェア	商工振興課	SDGsマークを活用したチラシ等の配布、パンフレットの配布、ポスターの掲示
16	10月18日～19日	かつしか演劇祭	文化国際課	SDGsマークを活用したチラシ等の配布
17	10月19日	かつしか健康食育フェア	健康推進課	SDGsマークを活用したチラシ等の配布、SDGsマークを活用した看板やのぼり旗の設置、SDGsの啓発物の配布
18	10月24日～26日	産業フェア	人権推進課	SDGs冊子及びリーフレットの配布
19	10月25日	学校給食展	学務課	SDGs解説パネルの設置

No.	期間	イベント名	担当課	普及啓発活動の概要
20	11月8日～9日	聖栄葛飾祭	政策企画課	SDGsの啓発物品の配布、SDGs解説パネルの設置、SDGsブースの設置
21	11月12日～25日	女性に対する暴力をなくす運動	人権推進課	SDGs冊子の配布、SDGsポスター展示
22	11月14日～20日	細田循環バス無料乗車イベント	交通政策課	SDGsマークを活用したチラシ等の配布
23	11月15日～16日	かつしかフードフェスタ	商工振興課	JTブースでSDGsの啓発物品の配布、SDGs解説パネルの設置、SDGsブースの設置
24	11月15日～21日	葛飾現代書展	文化国際課	SDGsマークを活用したチラシ等の配布
25	11月16日	第36回かつしかボランティアまつり	くらしのまると相談課	SDGsマークを活用したのぼり旗の設置
26	11月18日	区町連視察研修	地域振興課	SDGsマーク入りパンフレットの配布
27	11月22日	けんこう第一！これからのかつしかの住まい～こどももお年寄りも、みんなにやさしい家～	建築課	SDGsの啓発物品の配布、SDGs解説パネルの設置、SDGsブースの設置
28	11月22日～23日	葛飾地区理大祭2025	政策企画課	SDGsの啓発物品の配布、SDGs解説パネルの設置、SDGsブースの設置
29	11月23日	ごみ減量・清掃フェアかつしか	リサイクル清掃課	SDGsマークを活用したポスターの掲示
30	11月～12月	ボランティア日本語教室立ち上げ講座	文化国際課	SDGsマークを活用したチラシ等の配布
31	11月～1月	日本語教室（入門）	文化国際課	SDGsマークを活用したチラシ等の配布
32	1月30日	葛飾区におけるSDGsの取組について（職員出前講座）	政策企画課	上小松小学校4年生を対象としたSDGs普及啓発講座
33	1月	企業向け人権啓発紙の配布	人権推進課	SDGsマーク入り啓発紙の配布
34	3月5日	かつROOM（ひきこもり当事者会）	くらしのまると相談課	SDGsマークを活用したのぼり旗の設置
35	3月7日	パルフェスタ	人権推進課	SDGsマークを活用したのぼり旗の設置、SDGs冊子の配布
36	通年	人権・多様性に関するパンフレットの配布	人権推進課	SDGsマーク入りパンフレットの配布（講座や街頭啓発等の際に配布）
37	通年	くらまる出張相談会	くらしのまると相談課	SDGsマークを活用したのぼり旗の設置

庶務報告 No. 3
政策経営部
令和8年6月11日

葛飾区区民サービス向上改革プログラム及び葛飾区総合戦略の策定について

経営改革担当課

1 概要

基本計画に掲げる施策を着実に推進していくためには、社会の変化に対応した行財政運営が不可欠である。今般、後期実施計画の策定と合わせ、区民サービスを一層向上させていくという視点に立ち、効果的・効率的な行財政運営の実現に向けた方向性を示し、取組を推進していくものとして、新たな葛飾区区民サービス向上改革プログラム（以下「新プログラム」という。）を策定する。

また、国においては今般、今後の地方創生施策をより実効性のあるものとするため、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を変更し、「地方創生に関する総合戦略（2025年度～2029年度）」を策定した。本区においてもこれを踏まえ、新たな葛飾区総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定する。

2 計画期間

令和9年度から令和12年度までの4年間

3 区の実行財政を取り巻く動向と区民サービス向上改革プログラム策定の視点

今後、現区民サービス向上改革プログラム（令和6年度～令和9年度）（以下「現プログラム」という。）の取組状況及び以下の視点を踏まえ、策定に向け検討を進めていく。

- (1) 人口構造の変動や社会経済情勢の変化が流動的である中、地域課題の変化を的確に捉え、従来の考え方や業務手法にとらわれることなく常に事務事業を更新し、サービスの実装へつなげる行政運営が求められる。
- (2) 社会全体の急速なDXの進展を踏まえ、区においてもオンライン化やRPA、生成AIの活用などの取組を先進的に進めている。技術革新から社会実装までの

スピードが更に加速する中、業務環境・区民サービスそれぞれにおいて今後も積極的に新たな技術の活用を進めていくとともに、DXの取組を単なるシステムの導入に留めず、業務改革・サービス改善に結び付けていくことが重要となる。

- (3) 特別区全体の職員採用試験倍率の低下傾向が継続するなど、人材の確保が従来にも増して困難な状況である。限られた人員の中で業務量・専門性の増加に対応していくため、人材の育成や職員が担うべき判断・調整・伴走などの領域への集中化、定型的業務の効率化・DXの両立により、効率的な執行基盤を構築していく必要がある。
- (4) 公共施設の更新需要が増加する中、利用ニーズの変化や財政状況の推移を踏まえ、更新・改修の平準化や、機能の集約、複合化、用途の見直しを組み合わせた施設配置と総量の最適化を図っていく必要がある。
- (5) 義務的経費は引き続き高水準で推移するとともに、公共施設の更新や駅周辺の再開発の進捗などによる投資的経費の増加、物価・賃金上昇の影響による委託料や維持管理費の上昇など、自治体コスト全体が増加傾向にある。外部環境の不確実性を前提としながら、引き続き、新たな行政需要にも対応できる財政基盤を確保していく必要がある。

4 総合戦略の策定について

国は、今後の地方創生施策をより実効性のあるものとするため、「地方創生に関する総合戦略（2025年度～2029年度）」（令和7年12月23日閣議決定）を策定し、若者や女性に選ばれる地域づくり、AI・デジタルなどの新技術の徹底活用と社会実装、都市・地方の共生関係の強化と人材循環の促進などを掲げている。本区においても、後期実施計画の策定と合わせ、「地方創生に関する総合戦略（2025年度～2029年度）」を踏まえながら新たな総合戦略を策定する。

5 策定スケジュール（予定）

令和8年9月	現プログラム進捗状況を区議会報告
令和8年12月	新プログラム（素案）及び総合戦略（素案）を区議会報告 パブリック・コメント手続の実施

令和9年2月 新プログラム（案）及び総合戦略（案）を区議会報告

令和9年3月 新プログラム及び総合戦略策定

庶務報告 No. 4
政策経営部
令和8年6月11日

協働を推し進める環境づくりについて

協働推進担当課

葛飾区基本構想では、その理念として「協働によるまちづくり」を掲げている。地域に集う多様な主体との協働によるまちづくりを進めていくため、区では、区の現状や取組などの情報の発信をはじめ、様々な協働の活動を広く周知しながら協働意識を高め、その活動の広がりを図ってきたところである。

そこで、次のとおり、協働を推し進める環境づくりについて、令和7年度の実績及び今後の取組を報告する。

1 協働推進担当課による協働の取組

(1) 協働の取組の発信

協働の取組の更なる広がりを図るため、自治町会や区民活動団体、NPO、事業者等（以下「区民等」という。）が地域で行っている様々な活動（以下「地域活動」という。）を取りまとめ、その発信を行うもの

ア 葛飾区協働事例映像（DVD等）の制作

令和7年度の実績は、別紙1のとおり

イ 葛飾区協働事例集の発行

令和7年度の実績は、別紙2のとおり

(2) 葛飾協働まちづくり表彰の実施

地域活動に係る功績を称えることにより、活動意欲の向上を図り、協働による区政を推進することを目的として実施するもの。令和7年度の被表彰者一覧は、別紙3のとおり

(3) 葛飾みんなの協働サイトの運営

地域活動の内容やイベント、ボランティア募集などの情報の発信や共有ができるよう、「葛飾みんなの協働サイト」を運営するもの。事務局からも補助制度等、様々な情報の発信を行い、協働サイトの会員数の増加を図り、協働活動を広く周知し

ていく。

(4) 協働のまち葛飾下町川柳コンクールの実施

ことばを通じて郷土愛や連帯感、協働意識を高め、協働のまち葛飾を推進することを目的として実施するもの。令和7年度は「かつしかの未来」をテーマに実施し、719人1,242句の応募から入賞・入選作品36句（別紙4のとおり）を決定した。

(5) 広報かつしかを活用した協働の取組の発信

協働の取組を更に広く区民に広げていくため、地域活動を取材し、広報かつしかに掲載するもの。令和7年度の実績は、別紙5のとおり

2 各課による協働の取組

(1) 協働職員研修の実施

職員の「協働」に対する理解を深め、その必要性や取組姿勢を共有していくことを目的として、人事課が研修を実施するもの。令和7年度は、新任研修や採用2年目職員を対象に研修を実施し、地域で活動する団体に講師として登壇いただくなど、協働意識の醸成を図った。

(2) 葛飾区職員出前講座の実施

区の現状や取組などを広く発信すること等を目的に、各課が実施するもの。令和7年度は、76の講座編成で実施したほか、時間や場所にとらわれずに受講できる「オンライン版職員出前講座」を区公式YouTubeで配信した。令和7年度の実績は、別紙6のとおり

(3) 区民等との協働による各課の様々な取組

上記の取組状況のほか、各課が区民等との協働により実施した主な事業、取組、制度等は、別紙7のとおり

3 今後の取組

(1) 協働の取組の発信

令和7年度まで情報発信の取組として、協働事例集や事例映像を年1回作成していたが、それぞれが一つの冊子・映像としてまとまっており、特定の分野の活動だけを知りたい人や見たい人に情報が届きづらい課題があった。そのため、令和8年

度からは、発行形式を次のとおり変更する。

ア 協働事例リーフレット（年4回発行）

冊子からリーフレット形式に変更するとともに、1年度につき4事例を取材し、1事例ずつ深く掘り下げて取組を紹介する。

イ 協働事例映像

協働事例リーフレットで取り上げた団体の活動をショート動画として作成し分かりやすく紹介することで、さまざまな世代へ活動の周知向上を図る。

(2) 協働アーカイブデータの整理・公開

過去の協働事例集や事例映像などのデータを「子育て」「防災」といったインデックス（見出し）を付けて分類することで、誰もが活用しやすいよう整理する。

(3) モンチャレポイントを活用した担い手の確保

自治町会活動などの地域活動における担い手不足を解消するため、モンチャレポイントをインセンティブとして活用している。防災訓練や地域活動に参加する担い手にはポイントを上乘せして付与するほか、自治町会がモンチャレを活用したボランティア募集の仕組みを構築し、試行的に実施している。

令和 7 年度 葛飾区協働事例映像（DVD 等）について

地域で行われている協働の取組事例（5 事例）を紹介する葛飾区協働事例映像を制作し、「区民と区長との意見交換会」で上映したほか、区公式 YouTube で配信するなど、本区の協働の取組を区民に広く発信するもの

1 構成（5 事例）

- (1) 区民が安心して乗れる身近な交通手段に（東武バスセントラル）
- (2) 災害時に応急修繕で地域住民を守る（応急対策連絡会 避難所部会）
- (3) 更なる魅力的なまちの実現を目指して（金町みらい協議会）
- (4) 「メイド・イン葛飾」彩発見！（葛飾区産業フェア運営委員会）
- (5) ウェルピアまつり・かつしかボランティアまつり（葛飾区社会福祉協議会）

2 活用方法

- (1) 区民と区長との意見交換会（全 3 回）における上映
 - ア 令和 7 年 8 月 19 日（火）青戸地区センター（参加者：11 名）
 - イ 令和 7 年 8 月 23 日（土）水元学び交流館（参加者：13 名）
 - ウ 令和 7 年 8 月 26 日（火）にこわ新小岩（参加者：26 名）
- (2) 区公式 YouTube による動画配信（視聴回数：1,047 回※）
※令和 8 年 3 月 31 日現在
- (3) イベント等での上映
 - ア 区民ホール 令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 3 月 31 日（火）
 - イ 消費生活展 令和 7 年 10 月 12 日（日）
 - ウ 葛飾地区理大祭 令和 7 年 11 月 22 日（土）から 11 月 23 日（日）
 - エ 葛飾協働まちづくり表彰式 令和 8 年 3 月 26 日（木）
 - オ 川柳コンクール表彰式 令和 8 年 3 月 30 日（月）
- (4) 職員職層研修における上映

令和 7 年度 葛飾区協働事例集の発行

番号	題 名	名称	推薦部
1	体操から歌声喫茶、落語にマージャンまで！ シニアが無料で楽しめるイベントを毎月開催	西五みんな健康教室	地域振興部
2	ウィーン市フロリズドルフ区との友好からはじまった笑顔と花、音楽があふれる柴又の新しいおまつり	柴又フロリズ通りフェスティバル実行委員会	
3	古布を燃やすごみではなく、資源として活用 お買い物ついでにエコ活動！	株式会社 ライフコーポレーション	環境部
4	共に笑顔で暮らすために、地域による“ゆるやかな見守り”で相互の支え合い	高砂共笑会	福祉部
5	今も昔も「銭湯」は身近な社交場！ 体操や脳トレで、身体も心も元気に	ふれあい銭湯 (東京都公衆浴場業生活衛生同業組合葛飾支部)	
6	30年以上の熱中症啓発活動や研究開発ノウハウを活かした「熱中症対策アンバサダー®講座」を職員に実施	大塚製薬株式会社 首都圏第一支店	健康部
7	ここは「みんなの居場所、みんなの食卓」 暖かい食事から子どもたちの未来を育てる	kuuma (くーま)	子育て支援部
8	親子で安心して過ごせる居場所「ひだまりひろば」 母子生活支援施設の専門性を活かし、子育て世帯の孤立を防ぐ	社会福祉法人 大龍会	
9	大きな屋根の下から聞こえる、子どもたちの元気な笑い声 家庭的な環境で暮らしと成長を支える	社会福祉法人東京愛育苑 向島学園	児童相談部

番号	題名	名称	推薦部
10	立石駅と四ツ木駅を中心に運行中！ 誰でも無料で乗れる“地域の足”	一般社団法人 東立石グリスロ運 営協議会	都市整備 部
11	葛飾区の住宅を快適で安心、健康的 な住まいに！ 体験型イベントやセミナーで省エネ 健康住宅の普及を目指す	かつしか省エネ再 エネ健康住宅普及 促進連絡会	
12	子どもたちの努力と健康を祝福！ 区内の小学校6年間無欠席児童を表 彰	東京葛飾東ライオ ンズクラブ	教育委員 会事務局
13	伝統文化に触れることで、子どもた ちの豊かな心を育む！ 区内の小学6年生の児童に狂言教室 を実施	東京亀有ライオン ズクラブ	
14	「いつでも」「誰でも」「いつまでも」 楽しめる生涯スポーツ バレーボー ルの魅力を伝えるため昭和23年から 活動	葛飾区バレーボー ル連盟	

(掲載順)

令和 7 年度 葛飾協働まちづくり表彰

1 内訳

団体・グループ 27 件

事業者 1 件

2 被表彰者一覧

番号	区分	名称	推薦部
1	団体・グループ	一般社団法人 葛飾建築協会	施設部
2		一般社団法人 東京都建築士事務所協会葛飾支部	
3		葛飾電気防災協力会	
4		東京都管工事工業協同組合葛飾支部	
5		葛飾空衛会	
6		東京都塗装工業協同組合葛飾支部	
7		葛飾メンテナンス災害対策協議会	施設部・都市整備部
8		アジアと交流する市民の会	地域振興部
9		葛飾区美術会	
10		西五みんなで健康教室	
11		冬の堀切菖蒲園 和の光のおもてなし実行委員会	
12		自主生物調査団	環境部
13		西新小岩リバーハイツ団地自治会	

番号	区分	名称	推薦部
14	団体・グループ	うんどう教室地域指導員	福祉部
15		柴又ふれあいネット	
16		かつしか子ども食堂・居場所づくりネットワーク	子育て支援部
17		特定非営利活動法人 東京養育家庭の会葛飾つばさ支部	児童相談部
18		一般社団法人 東立石グリスロ運営協議会	都市整備部
19		葛飾防災協力会	
20		葛飾造園災害対策協議会	
21		東京葛飾東ライオンズクラブ	教育委員会事務局
22		東京亀有ライオンズクラブ	
23		葛飾区ボウリング連盟	
24		葛飾区グラウンド・ゴルフ協会	
25		葛飾区ダンススポーツ連盟	
26		葛飾区インディアカ連盟	
27		葛飾区ゴルフ協会	
28	事業者等	社会福祉法人 大龍会	子育て支援部

(所管課順)

第9回 協働のまち葛飾 下町川柳コンクール
テーマ 「かつしかの未来」

応募区分	賞名	作品	
一般の部	区長賞	未来ある 子どもを育てる 共助の輪	
	葛飾川柳連盟会長賞	多様性 受けて葛飾 色になる	
	特別賞	縁あって 住んだかつしか 夢無限	
	入 選		あたたかさ 変わらず変わる 葛飾区
			シニアにも まだ伸び代が 用意され
			新庁舎 見上げ千ベロ 復活へ
			みな主役 住み続けたい まちづくり
			お腹の子 のびのび育て 葛飾で
			花いっぱい 咲かせみらいの 葛飾区
			子から孫 ものづくりの灯 いつまでも
			ゆめ未来 読む知る語る 広報誌
	下町の 未来をのせて 蹴るシュート		
中学生の部	区長賞	葛飾に 描く未来の キャンバス図	
	教育長賞	この街は 心が開く 魔法ドア	
	葛飾川柳連盟会長賞	葛飾区 緑たくさん 情豊か	
	入 選		葛飾で 育ち旅立つ 私達
			次世代の 笑顔生まれる ものづくり
			あの場所に 帰りたくなる 葛飾区
			葛飾の 翼を世界の リーグへ
			技術力 世界に誇る 町工場
			かつしかは 技と革新 つむぐまち
			僕たちが みんなで背負う この街を
葛飾区 歴史を守り 変えていく			
	葛飾区 子供の未来を 背負ってる		

応募区分	賞名	作品	
小学生の部	区長賞	シュートして 夢を未来へ つなぐ街	
	教育長賞	だれにでも みらい花さく かつしか区	
	葛飾川柳連盟会長賞	みらいもね はながいっぱい ふふふのふ	
	入 選		おばあちゃん 100年先も 安心よ
			葛飾の 未来は僕らに 任せてね
			未来地図 葛飾に描く 夢の橋
			めぐる音 未来をつなぐ シンフォニー
			再開発 もっと住み良い 街になる
			下町の 風情残そう 未来にも
			かつしかは 都市と緑の 共存だ
			ぼくのゆめ キャプテンつばさになりたいな
	かつしかく みんなはばたく せいちょうだ		

広報かつしか「協働のまち葛飾」の掲載について

広報かつしかにおいて「協働のまち葛飾」を掲載し、地域で活動する団体の活動内容や活動に対する思いなどを伝えるもの

【掲載実績】

令和7年4月25日号	日本語ボラボラ教室
6月25日号	亀有地区商店街協議会
10月25日号	かつしか国際交流まつり実行委員会
12月25日号	高砂共笑会（高砂地区小地域福祉活動推進委員会）
令和8年3月25日号	柴又さくらまつり実行委員会

令和 7 年度 葛飾区職員出前講座実施結果について

1 実施回数

157 回

平日 102 回 (内、夜間 18 回)

休・祝日 55 回

2 延受講者数

5,316 人

3 内訳

No.	講座名	担当課	実施回数	受講者数
1	災害から生き延びるために ～葛飾区民の心構え～	危機管理課	64	2,582
2	区民第一！現場第一！「すぐやる課」～ハチの生態と対処法～	すぐやる課	24	1,181
3	正しいごみの分け方・出し方講座	清掃事務所	19	404
4	デジタル活用支援講座	DX 戦略課	18	234
5	かつしかの歴史と文化・天文講座	生涯学習課	3	71
6	高齢者福祉サービスについて	高齢者支援課	3	50
7	「やさしい日本語」を知っていますか？	文化国際課	3	48
8	くらしのまるごと相談事業について	くらしのまるごと相談課	2	213
9	葛飾区における SDGs の取り組みについて	政策企画課	2	123
10	障害福祉サービス等について① ※身体障害者、知的障害者に関する こと	障害福祉課	2	86
11	葛飾区が多文化共生社会実現に向けた取り組みについて	文化国際課	2	60

No.	講座名	担当課	実施回数	受講者数
12	介護保険の仕組み	介護保険課	2	26
13	身近な水害対策について	調整課	2	22
14	ご存知ですか？障害者差別解消法	障害福祉課	2	2
15	住民参加型福祉サービスについて	社会福祉協議会 福祉サービス課	1	48
16	児童虐待の予防	子ども家庭支援課	1	44
17	葛飾区が持っている公共建築物についてのお話	施設管理課	1	26
18	認知症サポーター養成講座	高齢者支援課	1	24
19	広聴活動とその対応事例などについて	すぐやる課	1	20
20	オールかつしかで取り組む気候変動対策	環境課	1	20
21	「ヤングケアラー」のこと知っていますか？	子育て政策課	1	16
22	葛飾区児童相談所の取り組みについて	児童相談課	1	12
23	食育について	健康推進課	1	4

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

※講座名は令和7年度出前講座一覧より

4 オンライン版・職員出前講座

総視聴回数：34,438回

(内訳)

No.	講座名	視聴回数 (※)	アップロード日
1	アシナガバチの生態	14,336	令和3年7月5日
2	ミツバチの生態	10,235	令和3年5月25日
3	スズメバチの生態	2,494	令和3年8月25日
4	葛飾区都市計画マスタープラン	1,960	令和6年3月26日
5	葛飾区長が語る 葛飾区基本計画	1,275	令和3年10月18日
6	水害ハザードマップについて学ぼう！	1,266	令和3年8月30日
7	SDGsってなに？	1,105	令和5年1月13日
8	葛飾区長が語る 葛飾区基本構想（フルバージョン）	677	令和3年10月13日
9	水害ハザードマップ（解説編）で命を守るための情報の集め方を学ぼう！	609	令和3年8月30日
10	葛飾区長が語る 葛飾区基本構想（背景・理念・将来像）	481	令和3年10月13日

(視聴回数順)

※令和8年3月31日現在

各課における区民等との協働による主な事業・取組等
(令和3年～令和7年度の過去5年間)

政策経営部

令和8年3月末時点

No	課	事業・取組等の名称	目的	関係団体等
1	政策企画課	リリオ亀有リノベーションプロジェクト	リリオ亀有リリオ館の開設から20年を節目として、リリオ館7階部分を商業テナントによる事業展開だけでなく、公民連携による賑わいの創出、知育、食育文化の発信等によって集客でき、かつ、ビル内の他のフロアへのシャワー効果が期待できる事業を展開することにより、リリオ館及び周辺地域の活性化を図る。	都市再生機構、新都市ライフホールディングス、トレック（運営事業者）
2	政策企画課	公共用地の有効活用（相撲部屋）	市街地整備事業の活用のため取得した用地のうち、すぐに活用の見込みがない土地を他の用途へ転用し、有効活用を図るものである。さらに、地域と関係団体との交流を通し、地域活性化を図っていく。	二子山部屋、九重部屋、大島部屋
3	政策企画課	民間事業者との包括協定	それぞれの資源を有効に活用し、緊密な連携・協力により、区民サービスの向上及び地域の活性化を図る。	タカラトミー、あいおいニッセイ同和損害保険、京成電鉄
4	政策企画課	自治体との包括協定	それぞれの魅力や特性を最大限に活かし、相互理解を深め、防災、文化、観光等の各分野において緊密な連携・協力により、区民サービスの向上及び地域の活性化を図る。	秋田県鹿角市、新潟県五泉市
5	政策企画課	大学との連携協力	連携することで相互の発展を図る。	東京理科大学、東京聖栄大学
6	政策企画課	各種基幹統計調査	統計法に基づき、国が実施する各種基幹統計調査の法定受託事務。各調査の目的に基づく調査票を配布し、その回答を東京都を通じて、国へ報告する。	自治町会、葛飾区登録調査員 農協及び農業事業者、区内事業所、調査対象世帯
7	政策企画課	東栄信用金庫との協働によるSDGsの推進	令和5年2月に締結した「SDGsの推進に関する協定」に基づき、区と東栄信用金庫との協働によるSDGsの更なる推進を目指すことを目的とする。	東栄信用金庫
8	D X 戦略課	地域広帯域移動無線アクセスシステム（地域BWA）の整備	災害時及び平常時の情報通信基盤を整備する。	東京アンテナ工事

※関係団体等の名称は法人格を省略しています。

総務部

No	課	事業・取組等の名称	目的	関係団体等
1	広報課	区政の情報発信	広く知ってもらいたい区政に関する情報を、テレビ放送を活用し、より広い周知につなげる。	ジェイコム
2	広報課	中野甘藍(キャベツ)をきっかけとした細田地区のまちおこし	キャベツ発祥の地としての細田の魅力を再発見し、区民に細田地域への愛着を深めてもらうとともに、細田地域の価値を区内外にPRする。	細田小学校、細田三丁目町会、商店街
3	広報課	葛西城戦士カツラギ ※令和3年度で廃止	区内唯一の城址である葛西城跡は、当時の暮らしを研究する上で重要な遺跡として都の史跡になっている。葛西城戦士カツラギの活動により区民に地域の歴史資源について知ってもらう。	葛西城戦士カツラギプロジェクトチーム
4	すぐやる課	大規模災害等に備えた各種協定	葛飾区地域防災計画に基づき、災害発生時に円滑な区民生活の復興を図るため、無料の各種専門相談等の支援活動を実施する。	葛飾弁護士倶楽部、東京税理士会葛飾支部、東京都建築士事務所協会葛飾支部、東京都宅地建物取引業協会葛飾区支部、東京土地家屋調査士会葛飾支部、東京司法書士会城北支部、東京都行政書士会葛飾支部、東京都社会保険労務士会葛飾支部
5	すぐやる課	行政相談	国の行政に対する意見や要望、意見の実現や解決を図るため、総務大臣の委嘱を受けた有識者が区民の相談に応じる。	葛飾区行政相談委員協議会
6	すぐやる課	不動産取引相談、測量相談	住民福祉の向上のため、無償で区民の不動産取引や測量に関する相談に応じ、適切な助言・指導を行う。	東京都宅地建物取引業協会葛飾区支部、東京土地家屋調査士会葛飾支部
7	人権推進課	男女平等推進施策への取組	男女平等意識を根付かせ、男女平等社会が実現することを目的としている。	かつしか女性会議
8	税務課	東立石緑地公園で中川に親しむ集い	公園の利用度の向上により地域住民の交流が促進される。また、環境や防災意識の向上を図ることで地域社会へ貢献している。	葛飾法人会、第5、6地域事業部
9	税務課	①税に関する絵はがきコンクール ②標語 ③書道展 ④作文	税の啓発・広報活動及び租税教育の推進を図る。	①葛飾法人会 ②葛飾間税会 ③葛飾青色申告会 ④葛飾納税貯蓄組合連合会

施設部

No	課	事業・取組等の名称	目的	関係団体等
1	施設管理課	Shibamata Fu-ten Bed and Localにおける災害協定及び地域交流	①葛飾区地域防災計画に基づき、災害の発生により公共交通機関が運行停止になり、帰宅することが困難な者の安全確保を図るため、災害対策上の協力を行う。 ②地元商店会等との連携及び地域との交流を図る。	R. project、柴又神明会、金町消防署
2	営繕課	被災建築物応急危険度判定訓練の実施	「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、震災時の迅速な避難所開設・運営が図れるよう、区有建築物の応急危険度判定の実地訓練を行う。	東京都建築士事務所協会 葛飾支部
3	営繕課	協力事業者用の避難所応急修繕用資機材の整備	「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、各協定団体は震災発生時に避難所施設の点検・応急修繕を行うこととなっている。 迅速に避難所施設の応急修繕を図れるよう、修繕用資機材を区内各第一順位避難所に整備する。	応急対策連絡会 (葛飾建築協会、葛飾電気防災協力会、葛飾塗装安全協会、東京都管工事工業協同組合葛飾支部、葛飾メンテナンス災害対策協議会、葛飾空衛会)
4	営繕課	葛飾区における既存公共施設の断熱改修	葛飾区における既存公共施設の改修・修繕に際し、断熱化工事を行う場合の省エネ効果を明らかにするための研究を行うこと。	東京大学 工学系研究科建築学専攻 前真之サステイナブル建築デザイン研究室
5	営繕課	建築IoTモニタリングシステムによる応急危険度判定支援に関する共同研究	建築IoTモニタリングシステムを活用して、災害発生時の建物の状態を早期に把握することで、速やかに応急危険度判定を実施すべき公共施設の抽出に資する研究を行うこと。	東京理科大学

地域振興部

No	課	事業・取組等の名称	目的	関係団体等
1	地域振興課	ふるさと葛飾盆まつり ※令和6年度で廃止	多くの区民に親しまれている盆踊りを通じて区民同士の絆や連帯感、ふるさと葛飾への愛着をさらに深めてもらうとともに、葛飾の良さや魅力を内外に発信するために開催する。	自治町会連合会、商店街連合会、東京商工会議所葛飾支部、観光協会、青少年育成地区委員会会長連絡協議会、日本舞踊連盟、新舞踊連盟
2	地域振興課	自治町会への各種助成金	自治町会の各種事業を支援し、活動の活性化を図る。	自治町会
3	地域振興課	地区まつり助成	区内の各地区で自主的に行われる地区まつりに対して助成することにより、心ふれあうまちづくりの形成と促進を図る。	地区自治町会連合会、自治町会、地域活動団体
4	地域振興課	地域活動団体事業費助成金	地域活動団体が区民を対象として行う地域や社会に貢献する事業を支援する。	地域活動団体
5	地域振興課	地区センターまつり	地区センター利用団体の活動成果を発表する場を提供することで、住民相互のふれあいと地域の活性化を支援する。	地区自治町会連合会、まちづくり懇談会、自治町会、地域活動団体
6	地域振興課	犯罪予防活動及び青少年の非行防止活動への支援	犯罪のない安全で安心な社会を目指し、犯罪や非行が発生しないよう家庭での教育機能や地域における連帯感を高めるなどの犯罪予防活動の推進を図ることを目的としている葛飾区保護司会に対し、建物の行政財産使用許可及び対象事業費の一部補助を行う。	葛飾区保護司会
7	地域振興課	地域住民活動拠点の提供（公有財産の無償貸付）	地域住民活動の拠点となる施設を貸与し、地域活動の推進を図る。	青戸共和会、小菅西自治会、小菅東自治会
8	地域振興課	環境美化の日「クリーン作戦」	ごみを拾い、区民一人ひとりが「まち」を挙げて美化活動に参加することによって、「ごみを捨てない」という美化意識を深めるとともに、地域における美化活動の一層の発展を図ることを目的とする。また、皆で協力してポイ捨て等の防止に取り組み、きれいで清潔なまちをつくるための「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」の趣旨を広く周知する。	【参加呼びかけ先】自治町会、小・中学校、その他関係協力団体（高齢者クラブ連合会、葛飾区スポーツ協会、観光協会など） 【関係協力機関】国土交通省、東京都建設局第五建設事務所、首都高速道路、葛飾警察署、亀有警察署
9	地域振興課	環境美化地区支援	地域における自主的実践活動を支援することにより、美化意識の高揚を図るとともに、豊かな明るい環境づくりを促進する。	自治町会、まちづくり懇談会、東京聖栄大学

No	課	事業・取組等の名称	目的	関係団体等
10	地域振興課	都営高砂四丁目アパート（高砂団地自治会）移動販売	団地居住者の日常的な食料品購入の不便さを緩和し、安心して住み続けることと、コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。	東京都、高砂団地自治会、民間事業者
11	地域振興課	まちづくり懇談会	自分達の住むまちをもう一度見直し、評価して、どのようにまちづくりを行っていくか話し合い、地域の特性に合わせた住みよいまちづくりを推進する。	地区内の公共的団体（自治町会・地区委員会・子供会育成会、高齢者クラブ等）、その他地域に関心ある団体・個人
12	地域振興課	都営高砂一丁目アパート（高砂一丁目団地自治会）移動販売	団地居住者の日常的な食料品購入の不便さを緩和し、安心して住み続けることと、コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。	東京都、高砂一丁目団地自治会、民間事業者
13	地域振興課	高砂一丁目町会移動販売	高砂一丁目区域居住者の日常的な食料品購入の不便さを緩和し、安心して住み続けることと、コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。	高砂一丁目町会、民間事業者
14	危機管理課	女性のための防災対策等検討委員会の開催	避難所運営や備蓄物資の配布などにおいて、男女共同参画の視点を取り入れた女性が主体的な担い手となる防災体制の確立を目指す。	葛飾区婦人団体連合会、消防団、かつしか女性会議
15	運用訓練担当課	災害対策本部図上訓練	区の災害対応力の強化、地域防災計画の実効性の検証を目的とする。	警察、消防、自衛隊、東京都
16	運用訓練担当課	応急対策連絡会	災害発生時の道路交通の確保、重要拠点となる区有施設の危険度判定、点検補修及びラストワンマイルの物資輸送を円滑に実施するために、具体的な情報共有手段や災害対策活動を確立することを目的とする。	葛飾防災協力会、葛飾造園災害対策協議会、葛飾建築協会、東京都建築士事務所協会葛飾支部、葛飾電気防災協力会、東京都塗装工業協同組合葛飾支部、東京都管工事工業協同組合葛飾支部、葛飾メンテナンス災害対策協議会、葛飾空衛会、東京都トラック協会葛飾支部、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合東京支部、バンダイロジパル、郵便局、AZ-COMネットワーク
17	地域防災担当課	防災意識啓発事業	災害に備えた地域の自助・共助力の向上を図る。	自治町会
18	地域防災担当課	地域別地域防災会議事業	災害対応について検討する、地域住民が主体となる会議体の設置を支援することで、地域防災力の強化を図る。	自治町会

No	課	事業・取組等の名称	目的	関係団体等
19	地域防災担当課	市民消防隊事業	大地震における同時多発型の火災に対処するためには、地域住民による自主防災活動が不可欠であるため、自治町会を母体とした防災市民組織を育成し、防災行動力の向上を図る。	自治町会
20	地域防災担当課	家具転倒防止器具取付支援事業・ガラス飛散防止フィルム貼付支援事業	災害時に、家具類の転倒や割れて飛散したガラスによる負傷が多いことから安全確保対策の推進を図る。	葛飾建築協会
21	地域防災担当課	防災活動団体助成事業	長年にわたり区内の若年層に対して防災活動支援を行う非営利団体の活動を支援することを図る。	区内における防災活動団体
22	地域防災担当課	学校避難所運営訓練・防災訓練事業（防災活動拠点での訓練も含む）	災害時に地域住民の共助により避難所の開設・運営や防災活動拠点の活用が行われるよう、平常時から訓練や資器材の点検等を行うことで、地域の防災活動力の向上を図る。	自治町会・小中学校
23	生活安全担当課	安全・安心まちづくりに関する協定	「犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり」の実現に寄与する。	葛飾区介護サービス事業者協議会他28団体
24	生活安全担当課	安全で安心な地域社会を築くための地域活動等に対する各種支援	地域防犯力を向上させ、安全・安心に暮らせる環境づくりを進める。	自治町会、PTA、商店会、防犯ボランティア団体など
25	生活安全担当課	地域安全活動連絡会	地域社会における犯罪及び事故の発生を未然に防止するための活動を推進するとともに、関係機関が相互に連携し、安全な地域社会を築く。	自治町会、消費者団体連合会、青少年育成地区委員会、民生委員児童委員協議会、保護司会、商店街連合会、東京商工会議所葛飾支部など
26	文化国際課	葛飾の美術家展	区民に質の高い美術作品に触れる機会の提供及び、区内で活動する芸術家の区民への認知と活動支援などを目的とする。	葛飾区美術会、キョードーファクトリー・キョードー東京・シミズオクト共同事業体
27	文化国際課	かつしか国際交流まつり	区在住の外国人と日本人の交流機会の創出及び、区における多文化共生社会の実現などを目的とする。	かつしか国際交流まつり実行委員会、キョードーファクトリー・キョードー東京・シミズオクト共同事業体

No	課	事業・取組等の名称	目的	関係団体等
28	文化国際課	葛飾吹奏楽団 定期演奏会他	定期開催の演奏会及び、フェスをはじめとした様々なイベントの出演による区民が音楽を楽しむ機会の提供などを目的とする。	葛飾吹奏楽団（シンフォニックウィンドオーケストラ、マーチングバンド、ジュニアバンド）、キョードーファクトリー・キョードー東京・シミズオクト共同事業体
29	文化国際課	葛飾フィルハーモニー管弦楽団 定期演奏会他	定期開催の演奏会及び、地区センターをはじめとした区の施設でのコンサートの実施による区民が音楽を楽しむ機会の提供などを目的とする。	葛飾フィルハーモニー管弦楽団、キョードーファクトリー・キョードー東京・シミズオクト共同事業体
30	文化国際課	葛飾現代書展	書道作品の展示会や書道パフォーマンスといったイベントによる区民が書道芸術に直接触れる機会の提供などを目的とする。	葛飾現代書展実行委員会、キョードーファクトリー・キョードー東京・シミズオクト共同事業体
31	文化国際課	かつしか演劇祭	様々な演劇団体を招聘し区民が演劇を鑑賞する機会の創出及び区の演劇文化の発展支援などを目的とする。	かつしか演劇祭実行委員会、キョードーファクトリー・キョードー東京・シミズオクト共同事業体
32	文化国際課	ゆめコンサート	子ども（小学校～大学）に音楽を発表する機会を提供し、各校の触れ合いを通じながら切磋琢磨し、音楽レベルをアップさせていくとともに、感受性を豊かに育む。	ゆめコンサート実行委員会、キョードーファクトリー・キョードー東京・シミズオクト共同事業体
33	文化国際課	シンフォニーヒルズ少年少女合唱団定期演奏会	定期演奏会やクリスマスコンサート等の演奏会の実施、区内外の合唱イベントへの参加により、区民に質の高い合唱を楽しむ機会を提供する。	キョードーファクトリー・キョードー東京・シミズオクト共同事業体
34	文化国際課	地域コンサート（文化芸術創造のまちかつしか推進事業助成金）	区内で実施する音楽コンサートにかかる事業費を助成することで、区内における文化芸術活動を推進させるとともに、誰もが身近な地域で文化芸術に触れ親しむことができる「文化芸術創造のまちかつしか」を実現させる。	各地域のまちづくり協議会や自治町会などの地域団体、キョードーファクトリー・キョードー東京・シミズオクト共同事業体
35	文化国際課	柴又フロリズ通りフェスティバル	区とウィーン市フロリズドルフ区の友好の証である柴又の「フロリズ通り」及び「フロリズ花壇」を会場に交流事業を実施することで、友好都市の文化や両区の友好交流を区内外に広くPRするとともに、両区の友好親善・交流を推進する。	柴又フロリズ通りフェスティバル実行委員会

No	課	事業・取組等の名称	目的	関係団体等
36	文化国際課	国際交流ボランティア登録制度	外国語が堪能な方や外国人との交流に関心のある方をボランティアとして登録し、通訳や翻訳、ホームステイ事業、日本語教育等に協力してもらうことで、区内における国際交流の促進及び地域における多文化共生社会を実現させる。	国際交流事業に関心のあるボランティアスタッフの方々
37	文化国際課	かつしかシンフォニーヒルズ等、区内施設での作品展示	区民に質の高い美術作品に触れる機会の提供及び、区内で活動する芸術家の区民への認知と活動支援などを目的とする。	葛飾区美術会、写団『ニューかがやき』

産業観光部

No	課	事業・取組等の名称	目的	関係団体等
1	産業経済課	劇団葛飾座	一般参加型のイベントを実施し、多くの方に身近な施設としてテクノプラザかつしかに関心を持ってもらうことで、利用のきっかけづくりとし、稼働率、来館者数の増加につなげる。	テクノプラザかつしか運営共同事業体
2	産業経済課	かつしかFMラジオ企画	地域盛上げ施策の一環として、区内企業、団体等を訪問して、様々な分野を紹介する。	テクノプラザかつしか運営共同事業体、かつしかFM
3	産業経済課	農業応援サポーター	新たな農業の担い手を支援するとともに、「農のあるまちづくり」の観点に立って農家と区民の交流を活性化し、都市農業の振興と農地の保全に資することを目的とする。	農業委員会、千葉大学園芸学部、JA東京スマイル営農研究会、JA東京スマイル、東京都
4	産業経済課	JA東京スマイル葛飾直売部会	葛飾農業を継続させ、更に活性化を図り発展させていくため、区内産野菜のPRや高齢化等により市場への出荷に対応しにくくなった農業者の販売経路の確立などを目的とする。	JA東京スマイル、葛飾元気野菜直売所、農業改良普及センター、農林総合研究センター
5	産業経済課	消費者被害防止駅前キャンペーン	国が定める「消費者月間」に合わせキャンペーンを行うことで、区民に悪質商法等に対する危機意識を持っていただく。	葛飾区消費者団体連合会、葛飾区消費生活支援サポーター
6	産業経済課	リサイクルコーナーの運営	物資の有効活用と、区民の節約やごみ減量意識の高揚、啓発を目的とする。	葛飾区消費者の会
7	産業経済課	葛飾区消費生活展	消費生活展は、毎年、統一テーマを決めたうえで、『自立した消費者』を啓発するため開催している。	葛飾区消費生活展実行委員会(葛飾区消費者団体連合会)・企業・事業所・他自治体・地域団体・葛飾区消費生活支援サポーター
8	産業経済課	消費者の日特別講演会	昭和43年5月30日に消費者基本法が施行され、昭和53年に国が5月30日を「消費者の日」と定めた。この日を記念して、消費生活の安定と向上を目的として特別講演会を開催している。	葛飾区消費者団体連合会、葛飾区消費生活支援サポーター
9	商工振興課	葛飾区産業フェア	区の産業を区民に紹介し、区内産業を理解してもらうとともに、産業と区民のふれあいを深める。	葛飾区産業フェア運営委員会、葛飾区産業フェア実行委員会、テクノプラザかつしか運営共同事業体
10	商工振興課	町工場見本市	区内製造業の中小企業を集め、関係団体と協働して区の主催する見本市を区外で開催することにより、区内外の発注企業との商談の機会の充実を図り、新規顧客の開拓を支援する。また、出展を通じて、企業の商品力の向上、商談スキルの習得、マーケティング力の強化などによる総合的な企業体質強化を支援する。	テクノプラザかつしか運営共同事業体、製造業を営む中小企業

No	課	事業・取組等の名称	目的	関係団体等
11	商工振興課	かつしかフードフェスタ	区内に数多くある飲食業・食品製造業を支援して、商店街の活性化を図るとともに、新たな観光資源を創出するために区内内外に対し区が誇る食文化の魅力を発信する。	葛飾区フードフェスタ実行委員会、テクノプラザかつしか運営共同事業体
12	商工振興課	葛飾区認定製品販売会 (かつしかミライテラス)	今を生きる区内産業の卓越した技術や価値ある商品を未来へとつなげ、引き継いでいく。	伝統工芸品や和・洋菓子等を取り扱う区内中小企業
13	商工振興課	ゆ ² (ゆーゆ) ほのかちゃん	浴場組合連合会のキャラクターとして、親しみやすさを演出しすることで、銭湯の認知度を高め利用促進を促す。	葛飾区浴場組合連合会
14	商工振興課	おもちゃ病院	玩具メーカーが多くあることで有名な区の産業特色を活かし、壊れた「おもちゃ」に新しい生命を与えることで、子どもたちの「おもちゃを大切に作る心」を育てる。	かつしかおもちゃの会
15	商工振興課	機械要素技術展	日本最大級の機械要素の展示会である機械要素技術展に葛飾区として出展し、一定の技術を持ち、商談が見込まれる区内企業を公募し、販路拡大の支援と、中小企業の集積地としての区のPRを図る。	機械要素・加工技術に関連した事業を行っている区内中小企業
16	商工振興課	葛飾区伝統産業館 ※令和5年度で閉館	伝統工芸品の展示や即売、実演を行い、区の伝統産業をPRする。	「葛飾区伝統産業職人会」の有志
17	商工振興課	葛飾ゴム工業会	葛飾区産業フェアのゴム産業ブース企画・運営や会員企業向け勉強会・技術継承セミナーの開催等を行い、区内ゴム工業の健全な発展に寄与する。	区内および近隣のゴム関連製品を取り扱う事業者
18	商工振興課	亀有地区商店街協議会	亀有地区全体の活性化につながるようなイベントの企画・運営することを目的とする。	亀有地区の7商店街
19	商工振興課	葛飾区浴場組合連合会	公衆浴場の維持管理や銭湯文化の継承等を目的とする。	区内の銭湯
20	商工振興課	かつしか異業種交流会	①会員企業間相互による技術・知識の交流や経営情報の交換、②新製品・新技術の開発素地を醸成することや地域産業の活性化に寄与することを目的とする。	区内で活動を行う事業者
21	商工振興課	区民結婚式	美容業界の力を集結し、区民へ人生の思い出をプレゼントする。また、美容師の技術の向上を図る。	東京都美容生活衛生同業組合（葛飾支部、葛飾北支部）
22	商工振興課	葛飾区伝統産業職人会まつり	昔ながらの伝統と磨き抜かれた技を持つ区内伝統産業職人で構成する団体として、区内伝統産業の継承と普及活動に取り組む。	葛飾区伝統産業職人会 (区伝統工芸士及び葛飾区伝統工芸品を取り扱う事業者)

No	課	事業・取組等の名称	目的	関係団体等
23	商工振興課	まちあそび人生ゲームIN葛飾	区と包括協定を締結した企業と商店街が協働・連携して、地域活性化につながる取組を実施する際にかかる費用の一部を助成することにより、区内商業及び地域経済の活性化に繋げる。	青戸商店会連合会、タカラトミー、青戸自治町会連合会、葛飾区青少年育成青戸地区委員会、出雲まちあそび研究所
24	商工振興課	J a ぱんカップ	商店街の活性化にかかる費用の一部を助成することにより、区内商業及び地域経済の活性化に繋げる。	葛飾区商店街連合会、葛飾区商店街振興組合連合会
25	商工振興課	肉フェスタ	商店街の活性化にかかる費用の一部を助成することにより、区内商業及び地域経済の活性化に繋げる。	葛飾区商店街連合会、葛飾区商店街振興組合連合会
26	観光課	観光文化センター、山本亭の管理運営、観光振興事業の実施	民間のノウハウを活用し、利用者サービスの向上と施設の効果的・効率的な管理運営を図る。	葛飾区観光文化施設運営共同事業体
27	観光課	寅さんサミット	①各地域ならではの生活文化や産業、風俗慣習、民俗芸能などの地域資源を集約・披露し、各地域及び来場者が相互に交流を図る機会を創出する。②各地域が大切にしている日本の原風景の価値や魅力を発信し、各地域の活性化に貢献する。③風景や人情など各地域が持つ価値や魅力を再発見・再認識し、地域住民が郷土愛やふるさとへの愛着を深めていただく機会を創出する。④映画「男はつらいよ」を愛する人々が集い、交流し、つながっていくことのできる機会を創出する。⑤将来に続くイベントとし、同じ思いを持つ地域の輪を広げていくことのできるイベントとして育てていく。	寅さんサミット実行委員会（葛飾区観光協会、東京商工会議所葛飾支部、葛飾区商店街連合会、柴又神明会、かつしか異業種交流会、葛飾柴又寅さん記念館、葛飾エフエム放送）
28	観光課	おいでよ亀有事業	亀有地域の自治町会や商店会等と協働し、亀有駅前等でイルミネーションの装飾や集客イベントを実施することで、まち全体のにぎわいの創出や、観光客の誘客及び地域活性化を図る。	おいでよ亀有実行委員会（亀有地区の自治町会及び商店街・会等、葛飾区観光協会、JR亀有駅）、都立葛飾商業高等学校
29	観光課	ライティング・コラボレーションかなまち事業	金町地域の自治町会や商店会等と協働し、イルミネーションの装飾や地方と連携したマーケットを実施することで、まち全体のにぎわいの創出や、観光客の誘客及び地域活性化を図る。	ライティング・コラボレーションかなまち実行委員会（金町駅北口周辺地区まちづくり協議会（R5.11.1～「金町みらい協議会」へ名称変更）、金町地区の自治町会及び商店街・会など、JR金町駅、京成金町駅、地域のボランティア）

No	課	事業・取組等の名称	目的	関係団体等
30	観光課	きらめきの街・新小岩事業	新小岩地域の自治町会や商店会等と協働し、新小岩駅を中心としたイルミネーションとイベントを実施することで、まち全体のにぎわいの創出や、観光客の誘客を図る。	きらめきの街・新小岩南地域実行委員会（新小岩南地区の自治町会及び商店街・会など、JR新小岩駅）、きらめきの街・新小岩北地域実行委員会（新小岩北地区の自治町会及び商店街・会など、東京聖栄大学、JR新小岩駅）
31	観光課	「葛飾柴又」重要文化的景観イベント	都内で初めて国の重要文化的景観として選定された「葛飾柴又の文化的景観」の認知度を高め、国内外に向けてその魅力を発信する。	柴又帝釈天題経寺、葛飾区観光協会、柴又神明会、柴又まちなみ協議会
32	観光課	「こち亀」キャラクター活用観光振興事業	「こち亀」ゆかりの亀有を国内外へ情報発信することで区の認知度を高めるとともに、葛飾観光への動機づけを行い、観光客の誘客を図る。	亀有地区商店街協議会、アリオ亀有
33	観光課	柴又のまちなみの保存・継承・発展	柴又帝釈天周辺地区の景観を守る地域ルールである「街並み景観ガイドライン」を策定運営し、下町情緒豊かな門前町「柴又」の歴史・文化・まちなみの保存・継続・発展を図る。	柴又まちなみ協議会
34	観光課	葛飾菖蒲まつり	堀切・水元地区において、観光振興とともに地域住民の連帯を深め、地域の活性化を図る。	葛飾菖蒲まつり中央実行委員会、堀切かつしか菖蒲まつり運営協議会水元公園葛飾菖蒲まつり実行委員会
35	観光課	葛飾納涼花火大会	区民の観光レクリエーションと区の観光振興を目的として実施する。	葛飾納涼花火大会実行委員会（葛飾区観光協会）
36	観光課	『キャプテン翼』キャラクター活用観光振興事業	『キャプテン翼』を活かした観光振興事業を戦略的に実施し、区の観光地としての魅力を高める。	まいろード四つ木商店街振興組合、京成四ツ木駅、南葛SC
37	観光課	「モンチッチ」活用観光振興事業	「モンチッチ」を活用して、区とその近隣地域を結ぶ路線バスの車体にラッピングを実施し、またJR新小岩駅周辺で関連イベントを行うことにより、区の認知度を高めるとともに、「モンチッチに会えるまち かつしか」の魅力を高め、葛飾観光への動機づけを行い、観光客の誘客を図る。	セキグチ
38	観光課	「リカちゃん」等活用観光振興事業	「リカちゃん」等を活用し、区内を運行する路線バスにラッピング等を実施するとともに、タカラトミーコンテンツを活用した事業を実施し、区の認知度を高めるとともに葛飾観光への動機づけを行い、観光客の誘客を図る。	タカラトミー

No	課	事業・取組等の名称	目的	関係団体等
39	観光課	観光まちづくり（イベント実施・情報発信）	観光イベントの実施や観光情報の発信により、区に観光客を誘客し、観光による区内の活性化と産業振興を図る。	葛飾区観光協会
40	観光課	観光まちづくり（助成）	イベントに係る経費を助成することで観光による区内の活性化を図る。	葛飾区観光協会
41	観光課	冬の堀切菖蒲園和の光のおもてなし	堀切地域のシンボルである堀切菖蒲園において、ライトアップイベントを行い、冬の時期にも観光客が訪れるよう魅力を創出する。	冬の堀切菖蒲園和の光のおもてなし実行委員会（堀切自治町会連合会、堀切商店連合会、葛飾区観光協会、堀切かつしか菖蒲まつり運営協議会、堀切観光ガイドアイリス会）
42	観光課	柴又宵フェスタ	柴又の文化的景観をPRする事業として、かつて柴又で行われた縁日の前夜からにぎやかに一夜を過ごす「宵庚申」を参考にした、食・お酒・音楽などを楽しむイベント。商店街と連携して実施したものの。	柴又帝釈天・柴又神明会
43	観光課	こち亀記念館での地域連携	亀有地域の観光拠点として整備した「こち亀記念館」を、地域活性化のツールとして活用していくもの	こち亀記念館地域協議会（R7までは運営協議会）、区内企業、亀有地域の小中学校・自治町会・商店会など

環境部

No	課	事業・取組等の名称	目的	関係団体等
1	環境課	区内を流れる河川をきれいにし、住環境を良好にする活動	区内の川をきれいにするための諸活動を推進する。	葛飾の川をきれいにする会
2	環境課	葛飾区緑化推進協力員	葛飾区緑の保護と育成に関する条例で位置づけられ、区内の緑化推進のため設置されている。	区民65名（公募、自治町会等の推薦）
3	環境課	葛飾区地球温暖化対策地域協議会	区民、事業者及び区等の協働によって、区内における地球温暖化対策の推進を図ることにより、日常生活における温室効果ガスを削減し、もって地球温暖化の防止に寄与する。	三協物産、葛飾区商店街連合会、葛飾区自治町会連合会 他25団体
4	環境課	葛飾区生物多様性推進協議会	区内の生物多様性に関する活動を推進する。	水元ネイチャープロジェクト他50団体等
5	環境課	花いっぱいのもちづくり	区民・団体・事業者及び区が連携し、協働で花いっぱいのもちづくり活動の拡大・活性化を図る。	花いっぱいのもちづくり推進協議会、花いっばいでおもてなしサポーター、花いっばいレポーター、フラワーメリーゴーランド協議会
6	環境課	区内の自然環境を保全する活動	区内の豊かな自然環境を保全するとともに区民に対して環境保全の大切さを認識してもらう。	水元ネイチャープロジェクト
7	環境課	江戸川堤防のイネ科花粉症対策	河川堤防及びその周辺のイネ科植物の生育調査等を実施することで、イネ科由来の花粉症による健康被害を防ぐ。	イネ科花粉症を学習するグループ、金町三和自治会
8	環境課	再生可能エネルギー電力の普及	再生可能エネルギー電力の利用拡大により、二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的とする。	エナーバンク
9	環境課	新潟県五泉市との森林整備による連携（カーボンオフセット事業）	五泉市の森林整備に協力することにより、区内で排出する二酸化炭素と森林が吸収する二酸化炭素を相殺するカーボンオフセットの取組を行う。	新潟県五泉市
10	環境課	秋田県鹿角市との森林整備による連携（カーボンオフセット事業）	鹿角市の森林整備に協力することにより、区内で排出する二酸化炭素と森林が吸収する二酸化炭素を相殺するカーボンオフセットの取組を行う。	秋田県鹿角市
11	環境課	「多摩の森」活性化プロジェクト（森林環境譲与税の活用に係る都内連携に関する協定）	持続可能な森林の循環の確立に向け、都内の参加自治体が共同で、多摩地域の森林の整備・保全活動を行うとともに、「多摩の森」自然体験ツアー等を行う。	「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会（東京都内参加自治体および東京都）
12	環境課	環境学習事業「五泉市自然体験ツアー」	森林整備事業で連携している新潟県五泉市との森林整備を軸とした地域間交流を通じて、気候変動対策の啓発を行う。	新潟県五泉市

No	課	事業・取組等の名称	目的	関係団体等
13	環境課	新八水路の魚類調査	区の重要な自然環境の一つである新八水路で定期的に魚類調査を行い、その現況を継続して調査・周知するとともに、区と協働して区内の子どもたちに魚類調査体験を実施し、環境教育の普及啓発も行っている。	自主生物調査団
14	リサイクル清掃課	かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会	区民・事業者・区の三者が協働し、それぞれの役割を認識し、ごみの発生抑制やリサイクルを推進する。また、区民団体や事業者の自主的な取組の推進やごみ減量キャンペーンによる啓発活動を行う。	かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会、区民啓発活動部会事業者活動部会
15	リサイクル清掃課	理大祭実行委員会	区民が、ごみ減量・3R等の正しい知識・情報を習得する機会と場を提供し、普段の生活での意識的・積極的な行動の推進を図る。	東京理科大学
16	リサイクル清掃課	ごみ減量や3Rの推進、分別の徹底などに関する啓発	ごみ減量や3Rの推進、分別の徹底などに関する普及啓発を図る。	かつしか3Rサポーターの会
17	リサイクル清掃課	かつしかルール推進事業	家庭から排出される生ごみに多く含まれる食べ残しや調理残渣等の減量を目的とする。 毎年約2,000トンの古布が燃やすごみとして焼却されているため、古布を資源として回収することで、古布の資源化と燃やすごみの削減を図ることを目的とする。	東京聖栄大学（生ごみの減量） ライフコーポレーション株式会社（古布の資源化）
18	リサイクル清掃課	かつしかエコライフプラザ管理運営事業	障害者の福祉向上・就労支援（働くことの楽しさや喜びなどの生き甲斐の創出）及び区のごみ減量の促進を目的とする。	原町成年寮、葛飾区シルバー人材センター
19	清掃事務所	環境問題懇談会・清掃懇談会の実施、ごみゼロかつしか・ごみスリムの発行等	区の清掃事業の推進に協力してその円滑な遂行を図ることにより、区民の生活環境を清潔にし、公衆衛生の向上に寄与する。	葛飾清掃協力会、葛飾東清掃協力会

福祉部

No	課	事業・取組等の名称	目的	関係団体等
1	福祉管理課	住宅の無料修繕ボランティア	高齢者・障害者の方が普段の生活に支障をきたすことのないよう、ご自宅を無料で修繕し、安心して暮らすことができるようにする。	葛飾建築協会、葛飾空衛会
2	福祉管理課	NPO法人が実施する市民成年後見制度	身近な市民の立場で成年後見活動を行うことで、判断能力が低下した方でも、地域で自分らしく生活できるように支援する。	かつしか市民後見センター
3	福祉管理課 (社会福祉協議会)	小地域福祉活動推進委員会 (19地区)	地域住民が主体となり、身近な地域で「ふれあう」「支えあう」「助けあう」しくみを築き、安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを目指す。	小地域福祉活動推進委員会 (町会役員、民生・児童委員、地区センター、高齢者総合相談センター等)
4	高齢者支援課	傾聴ボランティア	シニア・ピア・傾聴ボランティア養成講座で傾聴の基本を学んだボランティアが同世代の方の自宅を訪問し、寄り添い、話を聞くことで、高齢者の孤独感や不安感を癒やし、軽減する。	葛飾区シニア・ピア・傾聴ボランティアの会「きかせて」
5	高齢者支援課	理大祭における認知症普及啓発ブースの出展	認知症高齢者や家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、幅広い世代に対して認知症に対する正しい理解を広める。	高齢者総合相談センター 水元・水元公園・新宿・金町、東京理科大学 (理大祭実行委員会)
6	高齢者支援課	認知症サポーター養成講座	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して手助けをする認知症サポーターを養成する。	高齢者総合相談センター
7	高齢者支援課	認知症啓発カード「わかっていてね、わたしの想い」の作成	認知症の人を介護している家族や地域住民等様々な立場の人が、認知症の人の気持ちを知り、認知症の方の日頃の対応や声掛けの仕方を学ぶ。	葛飾区医師会、いずみホームケアクリニック (認知症疾患医療センター)、認知症の人と家族の会東京都支部
8	高齢者支援課	もの忘れ予防健診	区内の実施医療機関において、医師による問診と簡単な検査を行い、認知症の疑いを早期に発見し、適切な支援につなげる。	葛飾区医師会、葛飾アクティブ.COM
9	高齢者支援課	オレンジ交流会かるとも家族	高齢者の引きこもり防止や認知症高齢者と家族を支える。	民生委員、高齢者総合相談センター堀切・お花茶屋
10	高齢者支援課	葛飾区高齢者の見守りに関する協定	日頃から高齢者と接触することが多い事業者と連携して見守りを行うことにより、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続ける地域社会の実現を目指す。	葛飾郵便局、葛飾新宿郵便局、亀有信用金庫、東榮信用金庫、生活協同組合コープみらい他・全29事業者
11	地域包括ケア担当課	NPO法人が実施するふれあい共食会事業 ※令和4年度で廃止	地域で孤立しがちな高齢者に健康に配慮した食事を提供することをきっかけに、高齢者の悩みや困りごとにも話し合える地域の懇談の場とする。	中・西会、東京聖栄大学
12	地域包括ケア担当課	自主グループが実施する栄養講座及び共食会事業	高齢者でも簡単に作ることができる栄養バランスが取れた食事を紹介・提供することで、健康な食生活の重要性やフレイル予防に関する意識を高めていく。	区が支援する高齢者等サロン、東京聖栄大学

No	課	事業・取組等の名称	目的	関係団体等
13	地域包括ケア担当課	介護予防・健康長寿講座	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けた取組として、地域の自主グループが運営する高齢者の通いの場に、リハビリ専門職等が訪問することで、介護予防や健康づくりに対する意識を高めていく。	高齢者の通いの場、高齢者総合相談センター、リハビリ専門職等が所属する区内医療機関及び区内介護サービス事業所、東京都栄養士会
14	地域包括ケア担当課	脳力（のうちから）トレーニングリーダー養成講座、脳トレリーダースキルアップ講座	記憶力・理解力・判断力・注意分割力を養う脳力トレーニングプログラムを組み合わせることで、脳の特に前頭前野への刺激を与え、脳の活性化を図る。	脳力トレーニングリーダー64名、自主グループ22団体
15	地域包括ケア担当課	筋力向上トレーニングリーダー養成講座、筋力向上トレーニングリーダースキルアップ講座	椅子を使い、ゆっくりとした動作で行う運動（ひざの屈伸運動や背伸びの運動など）により、日常生活に必要な筋力の向上を図る。	筋力向上トレーニングリーダー251名、自主グループ72団体
16	地域包括ケア担当課	回想法トレーナー養成講座、回想法トレーナースキルアップ講座	自分の体験を語り合い、過去のことに思いを巡らせることで脳を活性化し、認知症の予防を図る。	回想法トレーナー47名、自主グループ14団体
17	地域包括ケア担当課	うんどう教室地域指導員養成講座、地域指導員スキルアップ講座	区内5公園に設置した専用のうんどう器具を使って体を動かすことで、高齢者がいつまでも元気で自立した生活を送れるようにする。	地域指導員39名
18	地域包括ケア担当課	社会参加セミナー	シニア世代の社会参加のきっかけ・仲間づくりや、ボランティアなど地域活動のための知識や技術を習得することを支援する。	おーぷんはうす金町
19	地域包括ケア担当課	健美操（けんぴそう）講座、健美操リーダー養成講座、健美操リーダースキルアップ講座	椅子に腰かけ、筋肉や五臓六腑にかかわるつぼを意識しながらゆったりと動く体操で、身体機能の維持や向上を図る。	健美操リーダー29名、自主グループ1団体
20	地域包括ケア担当課	葛飾区における地域包括ケアシステムの推進に向けた共同研究に関する協定	葛飾区における高齢者の日常生活を取り巻く課題を明らかにし、住み慣れた地域で暮らし続けることのできる地域社会づくりについて研究を行う。	東京理科大学
21	地域包括ケア担当課	通所型住民主体サービスB	健康年齢の維持・向上を目的とし、高齢者が自主サークル活動として、講師指導のもと「健康体操・脳トレ等」を定期的実施し、健康的な日常生活で地域との「ふれあい」「支えあい」を推進するために、継続的に活動している。	あおぞら等
22	障害福祉課	障害者施設自主生産品販売所の運営	区内の障害者施設が作っている自主生産品の販売網を拡大するとともに、地域住民との交流の場とすることで障害者への理解を促進する。	自主生産品販売所協議会（製品を生産する障害者施設と製品を販売するNPO法人葛飾幼児グループ）
23	障害福祉課	障害者余暇活動支援事業	障害者の余暇活動を支援する。	未来空間ぼむぼむ
24	障害福祉課	企業内就労訓練事業	障害者に就労訓練の機会・場を提供する。	ミマスクリーンケア、アムネかつしか「あすなるの家」

No	課	事業・取組等の名称	目的	関係団体等
25	障害福祉課	共同受注窓口の運営	複数の障害者施設が共同で業務を受注することにより、より多くの作業の受注を可能にする。	東京コロニー 東京都葛飾福祉工場
26	障害福祉課	葛飾区障害者就労支援センター登録者へのパソコン指導 ※令和3年度で廃止	障害者就労支援センター登録者の就職に向けたスキルアップを図る。	たま企画
27	障害者施設課	障害者パソコン講習会	パソコンの基本操作方法の習得支援を行い、障害者の社会参加を促進する。	ユニコムかつしか
28	障害者施設課	高次脳機能障害者ミニデイサービス	高次脳機能障害者へのトレーニングを通して、当事者、家族、ボランティア間の相互交流を図るとともに、社会参加を促進する。	高次しょうぶ
29	国保年金課	葛飾区残薬調整支援事業	薬剤師の服薬管理及び薬学指導により区民の健康増進並びに医療費の適正化を図る。	葛飾区薬剤師会
30	国保年金課	無料年金セミナー	区民に対して、年金制度の正しい理解の一助となることを目指す。	東京都社会保険労務士会 葛飾支部、日本年金機構 葛飾年金事務所

健康部

No	課	事業・取組等の名称	目的	関係団体等
1	地域保健課	東京都薬物乱用防止推進葛飾地区協議会	将来を担う若者にまで薬物汚染が拡大するなど、薬物乱用は大きな社会問題になっており、協議会の行う「薬物乱用防止」に向けた啓発活動を通じて、区民が安心、安全に暮らせる社会の実現に寄与する。	区立中学校PTA連合会、区立小学校PTA連合会、葛飾区消費者団体連合会、葛飾区薬剤師会、葛飾区民生委員・児童委員協議会、亀有防犯協会、葛飾防犯協会、葛飾区青少年育成地区委員会会長連絡協議会など
2	地域保健課	災害医療コーディネーター、災害歯科医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター及び災害柔整リーダーの設置	大規模災害時において、区長の要請を受けて医療救護活動拠点に参集し、医学的な見地から助言を行い、区内の災害医療におけるコーディネートを行う。	葛飾区医師会、葛飾区歯科医師会、葛飾区薬剤師会、東京都柔道整復師会葛飾支部、平成立石病院
3	地域保健課	葛飾区医師会災害対策委員会	災害時における医療体制について、一人でも多くの傷病者を救うべく、緊急医療救護体制の強化（機能強化、通信体制の確立、医療資器材の確保等）を図る。	葛飾区医師会
4	地域保健課	葛飾区歯科医師会災害対策委員会	災害時において、歯科的応急措置が必要な傷病者を一人でも多く救うべく、歯科医療救護体制の強化（歯科医療を要する傷病者に対する応急措置、トリアージの協力、検視検案に際しての協力）を図る。	葛飾区歯科医師会
5	地域保健課	葛飾区薬剤師会災害対策委員会	災害時において、医薬品の調剤が必要な傷病者を一人でも多く救うべく、医薬品体制の強化を図る。	葛飾区薬剤師会
6	生活衛生課	葛飾区食品衛生推進員	食品等事業者の食品衛生の向上に関する自主的な活動を推進し、地域の食品衛生の向上を図ることで、区民の食生活の安全に寄与する。	葛飾区食品衛生協会
7	地域保健課	熱中症対策に関する取組	区民の熱中症予防を強化するため、大塚製薬株式会社が持つ専門知識や啓発資材を活用し、職員の知識向上と区民への効果的な普及啓発を進めることを目的とする。	大塚製薬首都圏第一支店
8	生活衛生課	衛生管理の推進と情報共有	理美容所等の会員施設ごとの自主的な衛生管理を徹底し、その状況を区へ報告するなど、公衆衛生の向上に寄与することを目的としている。	葛飾区環境衛生協会
9	健康推進課	かつしかの元気食堂推進事業 かつしかの元気食堂推進協議会	誰もが身近な飲食店で栄養バランスの整った食事をとれるように、外食や中食の食環境を整備することで地域に根差した食育を推進し、区民の健康の維持・増進を図ることを目的としている。	東京聖栄大学、かつしかの元気食堂認定店、葛飾区食育ボランティア

No	課	事業・取組等の名称	目的	関係団体等
10	健康推進課	乳がんに対する知識の普及啓発	乳がんに対する知識を普及させ予防につなげることで、乳がんの早期発見や患者を増やさないことを目的としている。	葛飾区医師会、Ruban Rose（乳がん患者会）、さんばはうす葛飾、日本対がん協会
11	健康推進課	葛飾区健康づくり推進員事業	自らの健康づくりとともに、区と協力して活動することで、区民の健康寿命の延伸を目指すことを目的としている。	葛飾区健康づくり推進協議会
12	健康推進課	腎臓病に対する知識の普及 ※令和6年度で廃止	広く区民に慢性腎臓病に対する知識を普及させて重症化を予防し、透析患者を増やさないことを目的としている。	葛飾区地域腎友会
13	保健予防課	精神障害者及び家族向けサポート事業 精神保健に関する講演会等	精神障害者の治療継続と家族の精神的負担軽減を図るため、精神障害者及びその家族のこころの相談と病気回復を目指した活動を行う。 精神障害者を対象に講演会、ピア交流会等を行うことによって、心の健康に関する普及啓発を行う。	心のつばめ会
14	保健予防課	地域生活支援拠点等の整備（令和5～6年度） 体験型グループホームの運営補助（令和6年度～）	精神障害のある方が地域で医療を継続し、安定した地域生活を送ることができるよう、相談、体験宿泊、緊急一時入所、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりといった地域生活支援拠点等を整備していく。 地域生活支援拠点等の機能をもつ事業所を整備する「社会福祉法人アムネかつしか」への支援を行う。	アムネかつしか
15	保健予防課	難病患者会支援	当事者の視点で、パーキンソン病の方が地域で安心して暮らせるまちづくりとともに考える。 患者会としてパーキンソン病の区民やその家族を支援する。	葛飾区パーキンソン病友の会「げんき会」

子育て支援部

No	課	事業・取組等の名称	目的	関係団体等
1	子育て政策課	しらとりこどもまつり	「子ども達の健全育成は地域から」の理念のもとに、地域が一体となって、子どもからお年寄りまでが安心して住める街、活力とふれあいのある地域社会を実現する。	しらとりこどもまつり実行委員会
2	子育て政策課	児童館まつり（24館）	児童の健全育成を図る。	児童館運営協議会
3	子育て政策課	子ども・子育てフェスタかつしか	区内の子育ち・子育て支援を行う団体が集まり、団体の活動紹介やワークショップ等を実施することで、団体活動や子育て支援策の周知を行うとともに、子どもが様々な大人と関わりながら遊び育つきっかけづくりとする。	かつしか子育てネットワーク、子ども・子育てフェスタかつしか実行委員会
4	子育て政策課	子ども・若者活動団体支援	社会生活を営む上で、様々な困難や事情を有する子ども・若者（おおむね39歳まで）を支援する地域活動団体の活動を支援するとともに、区と地域活動団体との連携を深め、子ども・若者の健やかな育成を図る。	地域活動団体、地域活動団体のネットワーク
5	子育て政策課	ヤングケアラー等に係るピアサポート等活動費助成	ヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者）及びその家族（以下「ヤングケアラー等」という。）に対して、孤立防止や心の負担軽減等のために、法人格を有する団体が行うピアサポート等の悩み相談や、悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置・運営・支援等の取組に必要な経費を助成する。	ヤングケアラー等を支援する団体
6	子育て政策課	（仮称）子ども未来プラザ白鳥の整備	（仮称）子ども未来プラザ白鳥の整備に向けた設計検討にあたり、地域住民の意見を反映することを目的とする。	白鳥児童館運営協議会
7	子育て政策課	子育てひろばスタンプラリー	子育てひろばスタンプラリーをきっかけに、地域の子育てひろばを知ってもらい、親子で楽しむ子育てひろばを利用するきっかけにする。また、イベントを通じて地域の子育てひろば同士の顔の見える関係を作る。	子育てひろばのある保育施設等
8	子育て政策課	入園相談会	幼稚園・保育施設の事業紹介の機会を設け、保護者の事業理解や入園先の選択を支援する。また、子育て支援につなげるイベントを通じて関係機関施設同士の顔の見える関係を作る。	幼稚園・保育施設
9	子育て政策課	婚活支援事業費補助	結婚を希望する若者に多様な出会い及び交流の場を積極的に創出する団体に対し、経費の一部を補助することで、区内における婚活支援の活性化を図る。	婚活イベントを行う団体

No	課	事業・取組等の名称	目的	関係団体等
10	子育て応援課	ひだまりひろば	区の相談機関に直接繋がりにくい子育て家庭に寄り添うことで、育児不安や悩みを地域で受け止めることができると同時に、相談内容によっては区の相談支援部門に繋ぐなど、区の関係部署との連携体制を構築している。	大龍会

児童相談部

No	課	事業・取組等の名称	目的	関係団体等
1	子ども家庭支援課	人形劇の開催	①子育てをする親同士の仲間づくり、②子育てひろばの利用促進、③子どもたちの情緒を育むこと等を目的とする。	人形劇団みるく座
2	子ども家庭支援課	子育てひろばいろは・親子カフェアリス	①地域の中で楽しく子育てができる場や子育て仲間を広げる場の提供、②子育てに関する悩みの解消等を目的とする。	ワーカーズユープ
3	子ども家庭支援課	ハローベビー教室・パパママ学級	安全な分娩、妊娠中の不安解消や出産前からパートナーと協力して出産や育児に備えることにより、円滑な育児開始を図る。	さんばはうす葛飾
4	子ども家庭支援課	小・中学生などへの居場所の提供、金町子どもセンターまつり実行委員等ボランティア活動 ※令和5年度で廃止	イベントや学習支援などを通じ、子どもたちを支援する。	ハーフタイム
5	子ども家庭支援課	子育て支援ボランティア派遣事業（事業説明会、ボランティア養成講座周知・運営費の補助）	妊婦や未就学児がいる家庭に研修を受けたボランティアが定期的に訪問し、親の話をゆっくり聴きながら一緒に子育てを行い、親が心の安定を取り戻し、地域へと踏み出し、他の機関や人々とのつながるきっかけづくりを支援する。	共生会 希望の家
6	児童相談課	社会的養育推進への取組	様々な事情で家庭での生活が難しい子どもたちが、子どもの権利を大切にされた家庭的な雰囲気の中で健全に生活し、社会的に自立できるように支援を行うことで家庭調整・家庭復帰・養育家庭（里親）委託を目指す。	東京愛育苑向島学園、共生会 希望の家
7	児童相談課	里親家庭の支援や里親制度の普及啓発を目的とした児童相談所との協働での行事や研修の開催	里親家庭は様々な事情で実家庭での生活が難しい社会的養護の児童を家庭に迎え入れ、子どもたちが安全に生活できるように環境を整え、安心して生活できる場として養育をしている。 中途養育を担う中で生じる喜びや悩みを共有する場を提供し、ピアで支えあうことを目的としている。	東京養育家庭の会 葛飾つばさ支部

都市整備部

No	課	事業・取組等の名称	目的	関係団体等
1	調整課	荒川クリーンエイド	荒川下流域のゴミを「拾う」から「捨てさせない」仕組みづくりについて考えながら、河川環境を守ることを目的としている。	葛飾区少年軟式野球連盟、クリーンエイド事務局を通じて参加希望のあった企業・団体・個人など
2	調整課	葛飾区合同水防訓練	台風や集中豪雨による河川の氾濫や内水氾濫から区民の生命・財産を守るため、水防工法の知識・技術の習得・向上を図る。	区内消防署、消防団、地元自治町会など
3	調整課	水元公園地域活性化協議会	地元と一体となり、都立水元公園等の活性化を図る。	地元自治町会代表、葛飾区観光協会、葛飾区商店街連合会、水元公園環境活動団体、葛飾区スポーツ協会、葛飾区青少年育成地区委員会、水元公園葛飾菖蒲まつり実行委員会、かつしか若手産業人会
4	調整課	中川かわまちづくり事業	高砂橋から新宿六丁目付近までの国土交通省が管理する中川において、国の「かわまちづくり支援制度」を活用し、ハード施策（テラスや拠点等の整備）とソフト施策（河川敷地の多様な利用の実現）の両面から、川を活かした街づくりを推進していく。	沿川地区の自治町会、商店会、まちづくり団体など
5	交通政策課	サイクル&バスライド（バス利用者用駐輪場）の整備	バス利用者の利便性向上及びバス利用の促進を図る。	東武バスセントラル
6	交通政策課	放置自転車追放、自転車の適正利用の啓発活動	自転車利用の更なる拡大と正しい自転車利用の啓発を行う。	東京葛飾バイコロジー推進協議会
7	交通政策課	交通遺児のためのチャリティーイベント、交通安全の啓発活動 ※令和2年度より活動休止	交通ルールの厳守と交通事故の撲滅を目指す。	亀有交通安全婦人友の会
8	交通政策課	葛飾区放置自転車リサイクル事業	自転車の再利用による資源の有効活用と障害者の職の確立を推進する。	東京都自転車商協同組合 本田支部及び亀有支部
9	交通政策課	企業送迎車両活用事業	地域住民の外出支援・促進を図る。	シグマ（平和橋自動車教習所運営会社）
10	交通政策課	葛飾区自転車TSマーク取得費用助成金交付事業	①区民が所有する自転車の点検整備・保険加入を促進する。②付帯する賠償保険で被害者に対する救済措置を行う。	東京都自転車商協同組合 本田支部及び亀有支部

No	課	事業・取組等の名称	目的	関係団体等
11	交通政策課	細田循環(細02)バス運行事業	区民の移動の更なる利便性向上を図る。	京成バス、京成バス東京
12	交通政策課	公共駐車場の管理運営	利用者サービスの向上と施設の効果的・効率的な管理運営を図る。	タイムズ24・ソーリンググループ、タイムズ24・タイムズサービス連合体
13	交通政策課	地域主体交通（グリーンスローモビリティ）の導入	高齢者等の移動手段を確保すること。	東立石グリスロ運営協議会
14	交通政策課	バス乗り方教室	バスの乗り方を学ぶとともに、バス運転手の死角体験など、交通安全意識を向上させる	区内バス事業者・区立小学校 令和7年度は以下の団体 ・京成バス東京 ・奥戸小学校 ・川端小学校 ・東武バスセントラル ・飯塚小学校
15	交通政策課	小型車両活用デマンド交通の導入（実証運行）	地域における移動手段を確保すること。	東京無線協同組合 東都タクシー無線協同組合
16	交通政策課	地域乗合交通運行事業	地域における移動手段を確保すること。	日立自動車交通
17	都市計画課	金町みらい協議会	金町にかかわる幅広い世代が、希望と生きがいを感じ「活力に満ちたまち」として、みらいにつながるまちづくりの実現を目指すため、地域と連携しながら、賑わいの創出や地域の価値向上を図る。	金町地区商店会連合会・他6商店会、金町地区連合町会・他10自治町会、三菱地所、マックスボケット等
18	都市計画課	堀切地区まちづくり推進協議会	堀切地区まちづくり構想にもとづく、京成本線荒川橋梁架替事業や密集市街地整備促進事業などのまちづくり推進のため、意見交換や情報提供の場とし、地区内の自治町会、商店会、地域住民、関係団体との相互による協働を推進していくこと。	堀切自治町会連合会、堀切商店連合会
19	都市計画課	京成高砂～江戸川駅付近連続立体交差事業、高砂駅周辺のまちづくり	高砂駅周辺の「開かずの踏切」解消と鉄道立体化を見据えた街づくりを推進する。	高砂地区開発協議会
20	都市計画課	新小岩北地域まちづくり協議会	新小岩北地域の均衡ある発展を指向し、地域の再開発や環境の整備などを目標に、自らのまちづくりについて研究・協議を行うとともに、関係団体と協力して、安全で住みよい文化的なまちづくりの推進を図る。	新小岩北地域（JR総武線以北の東新小岩一～八丁目及び西新小岩一～五丁目に属する区域）の14自治町会及び2商店会

No	課	事業・取組等の名称	目的	関係団体等
21	都市計画課	新小岩南地域まちづくり協議会	新小岩南地域の均衡ある発展を指向し、地域の再開発や環境の整備などを目標に、自らのまちづくりについて研究・協議を行うとともに、関係団体と協力して、安全で住みよい文化的なまちづくりの推進を図る。	新小岩南地域（JR総武線以南の新小岩一～四丁目に属する区域）の6自治町会及び9商店会
22	都市計画課	東立石四丁目まちづくり協議会	古き良き善隣関係が温存されている一方で、道路、住環境、防災面で問題を抱えている東立石四丁目地区において、良き特性を伸展し、問題ある環境を改善し「災害に強く、安心・快適に居住できるまちづくり」を推進する。	東立石地区連合町会の各町会長等
23	都市計画課	四ツ木駅周辺地域まちづくり協議会 ※令和2年度より活動休止	地域開発にともなう諸問題（高速道路乗り入れ、京成四ツ木駅の高架化と整備、駅前広場の整備、地下鉄乗り入れ）の今後の展望と促進について協議し、地元の発展と住民の安全で住みよい文化的な街づくりの推進を図る。	四つ木一丁目西町会・中町会、四つ木町会、東四つ木南町会、渋江東町会、木根川町会、まいろーど商店街、渋江商店街
24	都市計画課	震災復興まちづくり訓練	区内各地域において地域住民と区が協働して震災復興まちづくり訓練を実施することで、復興についての意識啓発や、震災後の迅速かつ円滑な復興まちづくりに必要な「地域力」を高める。	訓練実施地区の自治町会、区民
25	都市計画課	西新小岩五丁目地区まちづくり推進協議会	区が令和4年4月に策定した「西新小岩五丁目地区防災街づくり計画」の実現に向け、地区内の土地・建物等の権利者、自治町会と区との協働による防災まちづくりを推進するものとする。	まちづくり推進協議会（地区内の土地・建物等の権利者、自治町会）
26	都市計画課	地域力向上しんこいWa（エリアプラットフォーム）	新小岩地域のエリアマネジメントを推進するために、地域主体の持続可能な地域経営に繋がるまちづくりの将来像を示す未来ビジョンを策定することと、ビジョンを実現するため、エリア関係者で情報と課題を共有するとともに、官民連携によるまちづくりを推進し、新小岩の新たな魅力と価値を創出・維持・向上させていくことを目的として、令和6年8月に設立された。	地域まちづくり団体、民間事業者等（29団体）
27	都市計画課	新小岩エリアマネジメント	地域力向上しんこいWa（以下「エリプラ」という。）が策定した、しんこいWa未来ビジョンで掲げる将来像「まちのWaつくろう！新小岩」の実現を目指し、地域住民、商店街、企業、行政等が連携し、新小岩地域（概ね、新小岩、東新小岩、西新小岩の範囲）内でのエリアマネジメント事業や地域内で活動する団体の支援、エリプラの運営支援等を行うことをもって、地域の魅力と価値の向上並びに持続可能なまちづくりに寄与することを目的とする。	新小岩北地域まちづくり協議会、新小岩南地域まちづくり協議会、地域力向上しんこいWa（エリアプラットフォーム）

No	課	事業・取組等の名称	目的	関係団体等
28	住環境整備課	空家等の有効活用、適正管理等の推進に関する協定	区と協定締結団体が相互に連携・協力し、空家等の所有者等への意識啓発、助言等を行うことにより、空家等の有効活用、適正管理等を推進する。	葛飾弁護士倶楽部、東京土地家屋調査士会葛飾支部、東京司法書士会城北支部、東京都宅地建物取引業協会葛飾区支部、全日本不動産協会東京都本部城東第一支部、東京都建築士事務所協会葛飾支部、東京都行政書士会葛飾支部、京成電鉄、葛飾区シルバー人材センター
29	建築課	災害に強いまちづくり 民間建築物の耐震化事業	災害に強いまちづくりを推進するため、民間建築物の耐震化を促進する。	東京都建築士事務所協会葛飾支部
30	道路管理課	葛飾区違反広告物除却協力員制度	区内の道路上における違反屋外広告物の除却を行うことによって、まちの安全な歩行空間の形成及び美観風致を図る。	ナイスかめあり、上宿町会ボランティア協力会、新小岩第五環境美化協力会、新小岩第一ボランティア協力員会、新小岩第三自治会除却協力員部会、新小岩第四自治会除却協力員部会、白鳥西町会防犯グループ除却協力員部会、西水元グループ
31	建築課	かつしか省エネ・再エネ健康住宅普及促進連絡会（かつエネ）	区役所と葛飾区内の設計事務所・施工者・事務所協会等が情報を共有し、協力しながら省エネ・断熱住宅などの普及促進を図っていく。	葛飾区内設計事務所・東京都建築士事務所協会葛飾支部・葛飾建築協会
32	公園課	地域開放型花壇、花いっぱい花壇	花壇管理活動を通して、地域住民の交流を深めるとともに、公園の安全・安心の向上、公園の美化を図る。	地元有志43団体

教育委員会

No	課	事業・取組等の名称	目的	関係団体等
1	学校施設課	区立日光林間学園の管理運営	利用者サービスの向上と施設の効果的・効率的な管理運営を図る。	国際自然大学校・宮ビルサービス共同体
2	教育総務課	学校施設等開放	各学校の学校開放の円滑な運営と、地域の実情に応じた自主的・効果的な利用促進を図る。	運営委員会（スポーツ推進委員協議会、青少年委員会、PTA、婦人団体連合会、スポーツ協会、自治町会、青少年育成地区委員会等）
3	教育総務課	葛飾区内小学校通学6ヶ年間無欠席児童表彰	6年間無欠席で通学した小学6年生を表彰することにより、対象児童の努力と健康をお祝いするもの	東京葛飾東ライオンズクラブ
4	学校施設整備担当課	東四つ木地域における学校適正規模の取組	東四つ木地域（木根川小学校、渋江小学校、中川中学校）の学校適正規模を確保し、学校教育環境の充実に向けた取組の推進を図る。	東四つ木地域学校づくり検討懇談会（東四つ木地区連合町会、青少年育成東四つ木地区委員会、東四つ木地区民生委員児童委員協議会、学校評議員、PTA、青少年委員、学校地域応援団、同窓会等）
5	学校施設整備担当課 （施設部よりR7移管）	学校改築懇談会（宝木塚小学校、常盤中学校、柴又地域、小松南小学校）	①改築における基本的な方針に関すること ②その他、改築の基本設計に反映する必要な事項に関すること について、広く意見を聴くことを目的とする。	学校評議員、青少年委員、PTA、自治町会等
6	教育指導課	葛飾区教育委員会と東京理科大学との連携事業に関する協定	「葛飾区教育委員会と東京理科大学との連携事業に関する協定書」に基づき、区と東京理科大学が相互に協力することで、区の教育環境の充実を図る。	東京理科大学
7	教育指導課	学校ボランティア	「葛飾区教育委員会と東京聖栄大学との連携協力に関する協定書」に基づき、区と東京聖栄大学が相互に協力することで、区の教育環境の充実を図る。	東京聖栄大学
8	教育指導課	小学校狂言教室の実施	「豊かな感性と創造性の育成」のために芸術文化と直接触れ合う体験を展開	東京亀有ライオンズクラブ
9	学校教育推進担当課	プログラミング教育における連携・協力	区立小学校及び保田しおさい学校におけるプログラミング教育の充実及び推進を図る。	タカラトミー、e-Craft
10	地域教育課	子どもまつり	子どもたちが自然の中で、より多くの友だちとふれあい、のびのびと健やかに成長する。	葛飾区子ども会育成会連合会他30団体

No	課	事業・取組等の名称	目的	関係団体等
11	地域教育課	かつしか少年キャンプ	野外での生活体験や自然体験、集団活動を通して、自ら課題を見つけ、学ぶ力を身につける。	葛飾区子ども会育成会連合会
12	地域教育課	ジュニア・リーダー講習会	子ども会活動についての基礎・技術を学びながら、子ども会のインリーダーとして子ども会を自主的に運営していけるジュニア・リーダーを育成する。	葛飾区子ども会育成会連合会
13	地域教育課	少年の主張大会	青少年が日ごろ考えていることや、自分の将来について発表する機会を提供する。	青少年育成地区委員会
14	地域教育課	珠算大会	大人の頭脳の活性を高めるといわれる「珠算」を通じて、親子や世代間のふれあいと青少年の健全育成が地域で広がることに寄与する。	東京珠算教育連盟葛飾支部
15	地域教育課	はたちのつどい	二十歳としての自覚を促すとともに、新しい門出の祝福を目的に開催する。	ジュニア・リーダークラブ、青少年委員 他
16	地域教育課	にいじゅくプレイパーク	豊かな遊びを通じて、創造性・協調性・自主性・社会性を身に付ける。	にいじゅくプレイパークの会（青少年育成地区委員会、青少年委員、子ども会育成会、PTA、民生・児童委員、自治町会等）
17	放課後支援課	放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）	自由遊びや学習、文化・スポーツなどの体験活動、異学年や大人との交流を通して、子どもたちの自主性、社会性及び創造性を育み、地域の教育力向上を図る。	運営委員会（自治町会、青少年育成地区委員会、青少年委員、PTA、民生・児童委員、子ども会育成会、学校開放運営委員会等）
18	地域教育課	学校地域応援団	学校の求めに応じて、これまで学校と地域が築いてきた様々な学校支援の活動を継承しながら、学校・家庭・地域が一体となって学校の教育活動を支える。	小・中学校地域応援団71団体
19	地域教育課	ポニースクールかつしか	異年齢の子どもたちがポニーの世話や乗馬体験、子ども同士やスタッフとの交流を通じて豊かな人格形成を図る。	ハーモニイセンター
20	生涯学習課	葛飾区民総合芸術祭典・葛飾区民文化祭	各団体間の交流を深め、文化活動を活性化させるとともに、日本の伝統文化の継承活動への関心や参加意欲を高める。	葛飾区文化協会、葛飾区合唱連盟（区民文化祭のみ）
21	生涯学習課	合唱祭	練習成果を発表する場を提供することで、活動の活性化と技術の向上を図るとともに、区民が合唱活動への関心と参加意欲を高めることで、区の芸術文化の向上と発展を目指す。	葛飾区合唱連盟
22	生涯学習課	リーダー育成等	同和地区出身者と区民との交流を通して、人権問題に対する意識を高めるとともに、理解を深める。	部落解放同盟東京都連合会葛飾支部

No	課	事業・取組等の名称	目的	関係団体等
23	生涯学習課	かつしか進路フェア	中学生が進路選択を考える機会の一助として実施する。	かつしか進路フェア実行委員会
24	生涯学習課	堀切大凧揚げ大会	堀切地域の子どもたちや住民が相互に交流を図り、伝統文化である凧を通して郷土愛の精神を培い、地域の活性化を目指す。	堀切大凧揚げ大会実行委員会
25	生涯学習課	「子どもを犯罪から守る」まちづくり活動支援事業	まちの中にある犯罪を誘発する環境的要因を改善する取組を通し、住民自身の手によるまちづくり活動へと発展していくことを目指す。	子どもを犯罪から守るまちづくり活動推進会
26	生涯学習課	かつしか区民大学 団体連携講座	区民の学習機会の拡充と、「地域に貢献できる人材育成」を進めるために実施する。	葛飾学校図書館ボランティア連絡会、あそぼ★かつしか、かつしか子ども・若者応援ネットワーク、さんばはうす葛飾、東京都社会保険労務士会葛飾支部、東京都鍼灸師会葛飾支部、東京司法書士会、葛飾区社会福祉協議会
27	生涯学習課	かつしか区民大学 東京都立高等学校公開講座	区内の教育機関と連携し、区民の学習機会を拡充する。	葛飾ろう学校、葛飾盲学校
28	生涯学習課	地域教育機関連携事業	区内外の教育機関や民間生涯学習関連事業者との連携協力を進め、教育機関等のノウハウを活かした公開講座等を開催し、区民の学習機会の拡充を図る。	共栄学園、東京聖栄大学、鬼木医療学園、日本数学検定協会、東京理科大学
29	生涯学習課	郷土と天文の博物館 天文ボランティア	郷土かつしかの自然と人間の歴史や、宇宙を身近なものとして体験する「場」である郷土と天文の博物館において活動を行うことで、葛飾らしさのある地域文化の一層の発展を図る。	天文普及事業に関心のあるボランティアの方々
30	生涯学習課	郷土と天文の博物館 ボランティア「葛飾探検団」	「かつしか」やその周辺を対象として住宅・店舗・工場などの建物や川・道・路傍の石碑、寺社などをたずね歩きながら、明治・大正・昭和へと「かつしか」の様子がどのように変化したのかを記録し、葛飾の近代遺産の記録化（アーカイブス）と語り伝えていくことを目的とする。そして、博物館ボランティアとして博物館や区内をフィールドとして、区民、特に葛飾区の小中学生とその保護者を対象に葛飾区のうつりかわりや昔の街の「歴史や文化」を伝えていく。	街の変化の調査・記録・普及に関心のあるボランティアの方々
31	生涯学習課	郷土と天文の博物館 考古学ボランティア	郷土かつしかの自然と人間の歴史や、宇宙を身近なものとして体験する「場」である郷土と天文の博物館において活動を行うことで、葛飾らしさのある地域文化の一層の発展を図る。	考古学に関心のあるボランティアの方々

No	課	事業・取組等の名称	目的	関係団体等
32	生涯学習課	区文化財保護推進委員会	区内文化財の保存、活用、普及を目的とする。	地域の文化財の保護、活用に関心のある各地区（19地区）から推薦を受けた方々
33	生涯学習課	葛飾酒作り本舗 ※令和3年度で廃止	都市と農村との交流を通じて日本酒を作る環境を守り、あわせて、かつて酒作りできた区の環境と歴史を語り伝えていく。	那倉米の会、矢澤酒造店
34	生涯学習課	博物館祭り（博物館こどもまつり、博物館秋まつり）	様々な体験を通じた教育普及を目的とする。	田んぼサポーター、川漁師ファンクラブ、古瀬の自然と文化を守る会、田んぼ倶楽部
35	生涯学習課	葛飾昔ばなし研究会 「紙芝居を見て楽しもう」「夏休み紙芝居大会」	葛飾区の歴史や文化について、葛飾区の昔話をもとに普及することを目的とする。	葛飾昔ばなし研究会
36	生涯学習課	わがまち楽習会	学びと交流によるひとづくり・まちづくりを推進するために実施する。	自治町会や社会教育関係団体など、地域で活動する様々な団体
37	生涯学習課	サークル活動体験会	区民へのサークル活動の普及と、サークル活動の成果の還元、団体活動の活性化と会員の拡大を目的とする。	亀有・柴又・水元学び交流館の利用団体
38	生涯学習課	ロビーコンサート	学び交流館を利用している音楽サークルに発表の機会を提供するとともに、区民に身近なところで気軽に音楽に親しむ機会を提供する。	亀有・柴又・水元学び交流館を利用する音楽団体
39	生涯学習課	おはなし会	柴又学び交流館利用団体にボランティア活動の場を提供するとともに、子ども達が「聞く力、言葉から想像する力、本に親しむ心、コミュニケーション力」を醸成する機会を提供する。	柴又語りの会、柴又おはなしころりん
40	生涯学習課	学び交流館まつり	学び交流館利用団体が活動成果を発表するとともに、地域住民との親睦と交流を図る。	柴又・亀有・水元の各学び交流館利用団体協議会
41	生涯学習課	ふれあいスポーツ事業	区民が身近な所で気軽にスポーツに親しむ機会を提供する。	葛飾区卓球連盟、バドミントン協会
42	生涯学習課	子ども食育クッキング	異年齢との交流を図りながら、児童期から料理を作る喜びや、楽しさを体験し、食材の知識や料理づくりの基礎を学ぶことを通して、料理に親しみ、食への関心を育む契機とする。	キッズキッチン協会、パン・和菓子の会、おやじの会、高木屋老舗
43	生涯学習課	子どもたちのオープンスペース空手	空手を通して礼儀を学び、基礎体力を強化し、犯罪への免疫力を高めるとともに、参加者相互の交流を図り家族で楽しむ機会等も提供する。	村上孝利氏

No	課	事業・取組等の名称	目的	関係団体等
44	生涯学習課	そうさく教室	小学生・親子・幼児が「ものづくり」の楽しさを味わい、創意工夫する力を養うことを目的とする。	アトリエかつび
45	生涯学習課	NPOとの協働による子ども文化芸術教室	小学生が自己表現力を養い、文化芸術に親しむ機会とするため。また地域の大人との交流を通して、まちづくりの将来の担い手を養成する。	葛飾ものがたり文化の会
46	生涯学習課	かつしか区民大学区民運営委員会企画講座	区民大学の重点方針の1つである「区民の参画、協働による運営」を進める。	かつしか区民大学区民運営委員会
47	生涯学習課	山本亭防空壕の特別公開イベント	「葛飾柴又の文化的景観」及びその重要な構成要素のひとつである山本亭の魅力を広く知っていただくとともに、終戦や東京大空襲の時期と合わせて、山本亭に保存された貴重な戦争遺跡を公開し、戦争について考える機会とするもの	葛飾昔ばなし研究会
48	生涯スポーツ課	体育施設の管理運営、スポーツ振興等の自主事業	民間ノウハウを活用し、利用者サービスの向上と施設の効果的・効率的な管理運営を図る。	住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同事業体
49	生涯スポーツ課	葛飾区スポーツ推進委員協議会	区のスポーツ振興を図る。	葛飾区スポーツ協会、青少年育成地区委員会、連合葛飾地区協議会
50	生涯スポーツ課	かつしかふれあいRUNフェスタ実行委員会	子どもから高齢者までの誰もが参加できるスポーツの機会を提供し、スポーツ実施率の向上や健康増進に取り組むきっかけづくりとするとともに、これを契機に、多世代の交流や地域の交流、さらには、区民や関係団体等との協働をより一層推し進め、スポーツによる元気なまちづくりに繋げていく。	葛飾区スポーツ協会、葛飾区陸上競技協会、葛飾区スポーツ推進委員協議会、東四つ木地区連合町会、四つ木地区連合町会、堀切自治町会連合会、新小岩北地区連合町会、新小岩地区連合自治町会、葛飾区青少年育成地区委員会会長連絡協議会、葛飾区観光協会、葛飾区商店街連合会、東京商工会議所葛飾支部、葛飾区工場団体連合会
51	生涯スポーツ課	かつしかスポーツフェスティバル実行委員会	家族や地域との関わり合いや連帯感を深めるとともに、広く区民に対して運動やスポーツに接する機会と場を提供し、区民一人ひとりが自らの健康やスポーツへの関心と意識を高める。	葛飾区スポーツ協会、葛飾区スポーツ推進委員協議会、葛飾区青少年育成地区委員会、葛飾区子ども会育成会連合会、葛飾区ジュニアリーダークラブ
52	生涯スポーツ課	かつしかスポーツ大会総合開会式実行委員会	子どもから高齢者までの方が、スポーツに親しみ思い出に残るイベントとして実施する。また、生涯にわたりスポーツを楽しみ継続するきっかけづくりとする。	葛飾区スポーツ協会

No	課	事業・取組等の名称	目的	関係団体等
53	生涯スポーツ課	キャプテン翼CUP かつしか	青少年の健全育成と地方創生を目的とする。また、漫画『キャプテン翼』ゆかりの地からチームを招待して交流会などを開催し、区および地方の魅力を全国に発信し、自治体間の交流を深め、地域活性化を図る。	南葛SC、葛飾区サッカー協会
54	生涯スポーツ課	わんぱく相撲葛飾区大会	子ども達にスポーツの機会をより多く与え、心身の鍛練と健康の増進や地域コミュニティの構築を図る。	東京青年会議所、奥戸二丁目町会鼓育会、葛飾区子ども会育成会連合会、東京聖栄大学、葛飾区ジュニアリーダークラブ、葛飾白鳥相撲教室
55	生涯スポーツ課	ボッチャ区民大会、レクリエーションボッチャ教室、ジュニアボッチャ教室	パラリンピックの正式種目であるボッチャの普及活動を行い、地域に根差したスポーツとして多くの区民のスポーツ参加機会を拡充させる。	葛飾区ボッチャ協会
56	生涯スポーツ課	サッカーの普及推進	区内の多世代におけるサッカー競技の普及と競技力向上によるスポーツ振興を図る。	葛飾区サッカー協会、南葛SC、FCバルセロナ葛飾アカデミー、リガレヴィア葛飾
57	生涯スポーツ課	区民体育大会	区内で活動している競技団体を集約し、日頃の練習の成果を発揮できる場を提供する。	葛飾区スポーツ協会（同協会加盟団体を含む）
58	生涯スポーツ課	地域スポーツクラブ推進	自分に合った形でスポーツや文化活動を楽しむ場や機会を提供する。	こやのエンジョイくらぶ、オール水元スポーツクラブ
59	生涯スポーツ課	葛飾区障害者スポーツ普及検討委員会	区内の障害者スポーツ関係団体のネットワークを構築し、障害者スポーツ普及に必要な事項について検討を行うことを目的に設置。	区内特別支援学校、葛飾区スポーツ協会、障害者スポーツ団体、葛飾区スポーツ推進委員協議会、地域スポーツクラブ、医療関係団体、葛飾区体育施設指定管理者
60	中央図書館	ビジネス相談会、ビジネスセミナー	就職・転職を目指す区民の支援や起業・開業を考えている区民の支援を目的とする。	東京都中小企業診断士協会
61	中央図書館	おはなし会・絵本読み聞かせ	ボランティアによる子ども読書活動の推進を目的とする。	各図書館の読み聞かせボランティア
62	中央図書館	図書館での学習会・交流会等の活動	図書館でのボランティア活動や学習会・交流会等を通じて、区民のための人づくりまちづくりとしての図書館であり続けるように守り、育て、生涯学習の場としてともに学ぶことを目的とする。	葛飾図書館友の会

No	課	事業・取組等の名称	目的	関係団体等
63	中央図書館	点訳物の作成	図書館資料等の点訳活動で視覚障害者への資料の提供を行う。また、子どもたちを対象とした図書館のイベントに参画し、点字の普及啓発に寄与する。	かつしか点訳の会
64	中央図書館	音訳物の作成	図書館資料等の音訳活動で視覚障害者並びに読書の困難な方等に資料や情報の提供を行う。	葛飾音訳ボランティアの会
65	中央図書館	南葛SCとの連携事業	読書活動の推進及び南葛SCのPRを目的とする。	南葛SC
66	中央図書館	東京理科大学との連携事業	区内大学図書館の関連資料を集めたキャンパスコレクションの設置などを通して、専門分野に対する区民の関心を高め、大学図書館を身近なものに感じてもらえるようにする。また、読書活動の推進を図るため、ブックシェアや講演会を実施する。	東京理科大学
67	中央図書館	東京聖栄大学との連携事業	区内大学図書館の関連資料を集めたキャンパスコレクションの設置などを通して、専門分野に対する区民の関心を高め、大学図書館を身近なものに感じてもらえるようにする。また、読書活動の推進を図るため、ブックシェアや学生による読み聞かせ、講演会を実施する。	東京聖栄大学
68	中央図書館	宅配サービス	心身の障害・病気・高齢等で、図書館への来館が困難な方へ、図書館資料を提供することを目的とする。	各図書館の宅配ボランティア
69	中央図書館	ブックスタート事業	発達段階に応じた取組として、保健所と協力して行うブックスタート事業を実施することにより、乳幼児期からの読書習慣の形成を図るため。	ブックスタートボランティア

選挙管理委員会事務局

No	課	事業・取組等の名称	目的	関係団体等
1	選挙管理委員会事務局	葛飾区明るい選挙推進協議会	有権者が常日頃から政治と選挙に深い関心と高い意識をもち、投票参加と選挙違反のないきれいな選挙の実現を目的とする。	葛飾区明るい選挙推進協議会

令和8年度におけるスタジアム構想の進め方について

スタジアム構想担当課

1 令和8年度の進め方について

令和8年度は、これまでに実施した基礎調査や民間事業者等へのヒアリング結果を踏まえ、大学教授等の有識者（8名程度）による会議体を設置し、スタジアムの将来像や方向性、理念等からなる「スタジアムのあるべき姿」及び、それを具体化した「スタジアム構想」についての取りまとめを行う。

2 有識者会議の設置概要

(1) 委員構成（予定）

	区分	所属
1	スポーツ政策	日本女子体育大学及び東京理科大学
2	都市計画・防災	東京理科大学
3	地域連携・大学スポーツ団体	日本私立学校振興・共済事業団
4	地域スポーツ団体	公益財団法人 東京都サッカー協会
5	地域スポーツ団体	一般社団法人 葛飾区スポーツ協会
6	地域経済団体	東京商工会議所葛飾支部
7	公認会計士	

(2) 実施スケジュール（予定）

7月上旬以降、年6回（予定）実施する。

3 令和9年度以降の進め方について

令和8年度に取りまとめる予定の「スタジアムのあるべき姿」及び「スタジアム構想」を踏まえ、公募等、次の段階に向けた取組を進めていく。また、進捗に応じて住民説明会の開催や、パブリックコメントの実施、地元自治町会を含む地域団体との意見交換も引き続き丁寧に実施する。

庶務報告 No. 6
政策経営部
令和8年6月11日

8 葛政財第56号
令和8年5月28日

葛飾区議会議長

梅沢 とよかず 殿

葛飾区長 青木 克徳

令和7年度葛飾区繰越明許費の報告について

このことについて、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和7年度葛飾区一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
2	総務費	3 区民費	地域コミュニティ施設管理運営経費	43,000,000	42,945,000	0	0	42,945,000
4	福祉費	1 社会福祉費	総務事務経費	415,684,000	415,611,000	0	0	415,611,000
4	福祉費	2 高齢者福祉費	総務事務経費	21,272,000	21,272,000	0	0	21,272,000
4	福祉費	3 児童福祉費	総務事務経費	14,755,000	14,755,000	0	0	14,755,000
4	福祉費	3 児童福祉費	認証保育所運営助成等経費	2,948,000	2,948,000	0	1,029,000	1,919,000
4	福祉費	3 児童福祉費	私立児童福祉施設措置等経費	36,424,000	36,424,000	0	29,307,000	7,117,000
4	福祉費	3 児童福祉費	児童館管理運営経費	61,500,000	59,609,000	0	0	59,609,000
6	産業経済費	1 産業振興費	総務事務経費	420,868,000	420,868,000	0	0	420,868,000
6	産業経済費	1 産業振興費	亀有・柴又地域観光拠点施設管理運営経費	11,152,000	11,152,000	0	864,000	10,288,000
6	産業経済費	1 産業振興費	観光施設建設経費	89,992,000	80,680,000	0	0	80,680,000
7	都市整備費	3 道路橋梁費	道路橋梁新設改良経費	93,527,000	85,164,000	0	51,000,000	34,164,000

令和7年度葛飾区一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
8 教育費	2 小学校費	校舎建設経費	116,400,000	116,387,000	0	67,962,000	48,425,000
8 教育費	6 社会教育費	放課後支援事業経費	3,329,000	3,329,000	0	0	3,329,000
8 教育費	6 社会教育費	文化財保護事業経費	25,603,000	10,231,000	0	5,072,000	5,159,000
合 計			1,356,454,000	1,321,375,000	0	155,234,000	1,166,141,000

令和8年5月28日提出

葛飾区長 青木 克徳

令和7年度葛飾区一般会計繰越明許費繰越計算書説明資料

(単位：円)

款	項	目	事業名	区分	繰越明許費 議決額	翌年度繰越額	翌年度繰越額の内訳				
							予算額 A	支出済額 B	不用額 C	差引残高 A-(B+C)	
2	総務費	3 区民費	3 地域活動費	地域コミュニティ施設管理運営経費	工事請負費	43,000,000	42,945,000	43,000,000	0	55,000	42,945,000
4	福祉費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	総務事務経費	職員手当等	973,000	973,000	973,000	0	0	973,000
					旅費	5,000	5,000	5,000	0	0	5,000
					需用費	100,000	100,000	100,000	0	0	100,000
					役員費	9,606,000	9,533,000	9,606,000	73,000	0	9,533,000
					委託料	85,000,000	85,000,000	85,000,000	0	0	85,000,000
					負担金補助及び交付金	320,000,000	320,000,000	320,000,000	0	0	320,000,000
4	福祉費	2 高齢者福祉費	1 高齢者福祉総務費	総務事務経費	負担金補助及び交付金	21,272,000	21,272,000	21,272,000	0	0	21,272,000
4	福祉費	3 児童福祉費	1 児童福祉総務費	総務事務経費	役員費	130,000	130,000	130,000	0	0	130,000
					委託料	1,425,000	1,425,000	1,425,000	0	0	1,425,000
					負担金補助及び交付金	13,200,000	13,200,000	13,200,000	0	0	13,200,000
4	福祉費	3 児童福祉費	1 児童福祉総務費	認証保育所運営助成等経費	扶助費	2,948,000	2,948,000	2,948,000	0	0	2,948,000
4	福祉費	3 児童福祉費	2 児童措置費	私立児童福祉施設措置等経費	負担金補助及び交付金	3,083,000	3,083,000	3,083,000	0	0	3,083,000
					扶助費	33,341,000	33,341,000	33,341,000	0	0	33,341,000
4	福祉費	3 児童福祉費	5 児童福祉施設費	児童館管理運営経費	工事請負費	61,500,000	59,609,000	61,500,000	0	1,891,000	59,609,000
6	産業経済費	1 産業振興費	1 産業振興推進費	総務事務経費	役員費	874,000	874,000	874,000	0	0	874,000
					委託料	23,994,000	23,994,000	23,994,000	0	0	23,994,000
					負担金補助及び交付金	396,000,000	396,000,000	396,000,000	0	0	396,000,000
6	産業経済費	1 産業振興費	1 産業振興推進費	亀有・柴又地域観光拠点施設管理運営経費	委託料	11,152,000	11,152,000	11,152,000	0	0	11,152,000

令和7年度葛飾区一般会計繰越明許費繰越計算書説明資料

(単位：円)

款	項	目	事業名	区分	繰越明許費 議決額	翌年度繰越額	翌年度繰越額の内訳			
							予算額 A	支出済額 B	不用額 C	差引残高 A-(B+C)
6 産業経済費	1 産業振興費	4 産業振興施設建設費	観光施設建設経費	需用費	22,625,000	22,499,000	22,625,000	126,000	0	22,499,000
				委託料	2,520,000	2,520,000	2,520,000	0	0	2,520,000
				備品購入費	64,847,000	55,661,000	64,847,000	9,186,000	0	55,661,000
7 都市整備費	3 道路橋梁費	2 道路橋梁新設改良費	道路橋梁新設改良経費	負担金補助及び交付金	93,527,000	85,164,000	93,527,000	8,363,000	0	85,164,000
8 教育費	2 小学校費	6 学校施設建設費	校舎建設経費	工事請負費	116,400,000	116,387,000	116,400,000	0	13,000	116,387,000
8 教育費	6 社会教育費	1 社会教育振興費	放課後支援事業経費	負担金補助及び交付金	3,329,000	3,329,000	3,329,000	0	0	3,329,000
8 教育費	6 社会教育費	1 社会教育振興費	文化財保護事業経費	委託料	25,603,000	10,231,000	25,603,000	15,017,000	355,000	10,231,000
合 計					1,356,454,000	1,321,375,000	1,356,454,000	32,765,000	2,314,000	1,321,375,000

庶務報告 No. 7

政策経営部

令和8年6月11日

8 葛政財第56号

令和8年5月28日

葛飾区議会議長

梅沢 とよかず 殿

葛飾区長 青木 克徳

令和7年度葛飾区事故繰越しの報告について

このことについて、地方自治法施行令第150条第3項の規定により準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和7年度葛飾区一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
2	総務費										
	1	総務管理費									
		情報システム 運営経費	79,371,600	0	79,371,600	0	79,371,600	0	0	79,371,600	児童システム、福祉総合システム、生活保護システムの標準化対応における改修委託において、受注者の進行管理の不備により、作業工程に遅延が生じ、年度内に履行を完了することが困難となったため。
		合計	79,371,600	0	79,371,600	0	79,371,600	0	0	79,371,600	

令和8年5月28日提出

葛飾区長

青木 克徳

令和7年度葛飾区一般会計事故繰越し繰越計算書説明資料

(単位：円)

款	項	目	事業名	区分 (節)	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
						支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
2	総務費												
	1	総務管理費											
		9	デジタル推進費										
			情報システム 運営経費	委託料	79,371,600	0	79,371,600	0	79,371,600	0	0	79,371,600	児童システム、福祉総合システム、生活保護システムの標準化対応における改修委託において、受注者の進行管理の不備により、作業工程に遅延が生じ、年度内に履行を完了することが困難となったため。
合 計					79,371,600	0	79,371,600	0	79,371,600	0	0	79,371,600	

令和7年度葛飾区一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
4	福祉費										
	3	児童福祉費									
		保育園改築経費	1,155,000	0	1,155,000	0	1,155,000	0	0	1,155,000	葛飾区二上保育園地歴調査・土壌汚染調査業務委託において、受注者が東京都への土地利用の履歴等調査の届出が遅れたことにより、令和7年度の業務範囲である地歴調査について、年度内の完了が困難となったため。
合計			1,155,000	0	1,155,000	0	1,155,000	0	0	1,155,000	

令和8年5月28日提出

葛飾区長

青木 克徳

令和7年度葛飾区一般会計事故繰越し繰越計算書説明資料

(単位:円)

款	項	目	事業名	区分 (節)	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
						支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
4	福祉費												
	3	児童福祉費											
		6	児童福祉施設建設費										
			保育園改築経費	委託料	1,155,000	0	1,155,000	0	1,155,000	0	0	1,155,000	葛飾区二上保育園地歴調査・土壌汚染調査業務委託において、受注者が東京都への土地利用の履歴等調査の届出が遅れたことにより、令和7年度の業務範囲である地歴調査について、年度内の完了が困難となったため。
合 計					1,155,000	0	1,155,000	0	1,155,000	0	0	1,155,000	

令和7年度葛飾区一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
7	都市整備費										
	5	公園費									
		地域の身近な 公園整備経費	8,503,000	0	8,503,000	0	8,503,000	0	0	8,503,000	「高砂南児童遊園改修基本設計委託」において、本田消防団第11分団本部の設置位置の調整に時間を要したため、「地元説明会」を延期したことから、年度内の完了が困難となったため。
合計			8,503,000	0	8,503,000	0	8,503,000	0	0	8,503,000	

令和8年5月28日提出

葛飾区長 青木 克徳

令和7年度葛飾区一般会計事故繰越し繰越計算書説明資料

(単位:円)

款	項	目	事業名	区分 (節)	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
						支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
7	都市整備費												
	5	公園費											
		3	公園新設改良費										
			地域の身近な 公園整備経費	委託料	8,503,000	0	8,503,000	0	8,503,000	0	0	8,503,000	「高砂南児童遊園改修基本設計委託」において、本田消防団第11分団本部の設置位置の調整に時間を要したため、「地元説明会」を延期したことから、年度内の完了が困難となったため。
合 計					8,503,000	0	8,503,000	0	8,503,000	0	0	8,503,000	

庶務報告 No. 1
総務部
令和8年6月11日

葛飾区個人情報保護制度の運用状況について

総務課

葛飾区個人情報の保護に関する法律施行条例第7条の規定に基づき、令和7年度の運用状況について、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|-------------|---------|
| 1 開示請求の状況 | 資料1のとおり |
| 2 訂正請求の状況 | 資料2のとおり |
| 3 利用停止請求の状況 | 資料3のとおり |
| 4 不服申立ての状況 | 資料4のとおり |

開示請求の状況

(人、件)

区の機関	請求 人数	請求 件数	決 定 状 況 (件)				備 考
			閲覧又は写しの交付		不開示	計	
			全部開示	部分開示			
区 長	205 (144)	247 (164)	164 (116)	47 (28)	26 (16)	237 (160)	令和8年 度に決定 予定8件
教育委員会	14 (5)	15 (6)	2 (1)	11 (5)	1 (0)	14 (6)	令和8年 度に決定 予定1件
選挙管理 委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
監査委員	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
農業委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
合 計	219 (149)	262 (170)	166 (117)	58 (33)	27 (16)	251 (166)	令和8年 度に決定 予定9件

※カッコ書きの数字は昨年度の実績

(注釈)

開示請求・・・区が保有する自分自身の個人情報について閲覧や写しの交付を求めること。

閲覧・・・区が保有する個人情報を各課の窓口などで閲覧すること。

写しの交付・・・区が保有する個人情報を複写し、請求者に渡すこと。

全部開示・・・請求に対して全ての開示を認めること。

部分開示・・・開示できない部分が1箇所以上あったものを開示すること。

不開示・・・請求に対して全て開示できない場合や、開示請求された情報を区が保有していない場合のこと。

《参考》(資料1関係)

保有個人情報開示請求の状況 (課別)

(人、件)

主管課	請求内容	請求人数	請求件数	決定状況(件)					未決定 (令和8年度決定予定)
				閲覧又は写しの交付		不開示	計	うち、令和6 年度請求分	
				全部開示	部分開示				
総務課	訴訟資料	1	1	0	1	0	1	1	0
人権推進課	相談カード及び相談記録票 他	5	5	0	4	1	5	0	0
収納対策課	特別区民税・都民税・森林環境税の納付額・納付日 他	27	29	22	0	0	22	0	5
税務課	給与支払報告書、特別区民税・都民税申告書 他	34	34	29	4	1	34	0	0
戸籍住民課	住民票の写しの申請書 他	27	31	5	7	19	31	0	0
くらしのまるごと相談課	くらしのまるごと相談窓口の相談内容	1	1	0	1	0	1	0	0
障害福祉課	身体障害者診断書・意見書 他	12	12	11	0	0	11	0	1
介護保険課	介護認定審査会資料・主治医意見書・調査票 他	77	82	82	0	0	82	0	0
西生活課	ケース記録	6	6	2	2	1	5	0	1
東生活課	ケース記録 他	2	6	1	3	1	5	1	1
健康推進課	歯科健康診査票 他	1	1	0	1	0	1	0	0
保健予防課	精神障害者保健福祉手帳申請に係る診断書 他	4	8	2	4	2	8	1	0
青戸保健センター	個人相談記録 他	6	8	4	4	0	8	0	0
子育て応援課	児童手当認定請求書 他	3	5	4	0	1	5	0	0
児童相談課	経過記録表	5	11	0	11	0	11	1	0
子ども家庭支援課	相談記録票 他	5	6	1	5	0	6	1	0
建築課	木造住宅耐震助成金交付決定通知書の写し 他	1	1	1	0	0	1	0	0
教育総務課	申請人に関する記録	1	1	0	1	0	1	0	0
学務課	区域外就学に係る書類 他	1	1	0	0	1	1	0	0
教育指導課	いじめ発生報告書 他	10	10	2	7	0	9	0	1
総合教育センター教育支援課	スクールカウンセラー相談記録 他	3	3	0	3	0	3	0	0
合	計	232	262	166	58	27	251	5	9

*本表請求人数の合計が、資料1の請求人数の合計より13人多いのは、9人の請求人が2～5課に請求したため。

訂正請求の状況

(人、件)

区の機関	請求 人数	請求 件数	請 求 内 容 (件)			決 定 状 況		備 考
			訂正	追加	削除	可	否	
区 長	1 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	
教育委員会	1 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	

※カッコ書きの数字は昨年度の実績

※その他の機関は請求がありませんでした。

(注釈)

- 訂正請求・・・ 区が保有する自分自身の個人情報の内容が事実でないと思われるとき、訂正を求めること。
- 訂正・・・・・・ 区が保有する個人情報の内容が事実と異なる場合、請求人が訂正を求めること。
- 追加・・・・・・ 区が保有する個人情報の内容が不足している場合、請求人が情報の追加を求めること。
- 削除・・・・・・ 区が保有する個人情報の内容に誤った情報がある場合、請求人が削除を求めること。
- 否・・・・・・ 請求に理由がないと判断し、訂正をしないと区が決定したもの

利用停止請求の状況

(人、件)

区の機関	請求 人数	請求 件数	請 求 内 容 (件)			決 定 状 況		備 考
			停止	消去	提供の停止	可	否	
区 長	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	

※カッコ書きの数字は昨年度の実績

※その他の機関は請求がありませんでした。

(注釈)

利用停止請求・・・区が事務を行うために必要な利用目的を超えて個人情報を保有していると思われるときや、違法に個人情報を取り扱っていると思われる
とき、請求人がその個人情報の利用を停止するよう求めること。

停止・・・・・・・・・・請求のあった個人情報について利用の停止を請求すること。

消去・・・・・・・・・・請求のあった個人情報について消去を請求すること。

提供の停止・・・・・・・・請求のあった個人情報を他の機関や外部に提供することをやめるよう請求すること。

否・・・・・・・・・・請求に理由がないと判断し、利用停止しないと区が決定したもの

不服申立ての状況

(人、件)

区の機関	申立 人数	申立 件数	裁 決 状 況 (件)					計	備 考
			認容	一部 認容	却下	棄却	一部却下 一部棄却		
区 長	4 (1)	11 (6)	0 (0)	0 (0)	5 (3)	0 (1)	0 (2)	5 (6)	取下げ 1件 審査中 等5件

※カッコ書きの数字は昨年度の実績

※その他の機関は請求がありませんでした。

(注釈)

不服申立て・・・各種請求に対する区の決定について、違法又は不当であるなどとして、審査請求すること。

認容及び一部認容・・・審査請求に理由があると認められ、該当する処分の全部若しくは一部を取り消し、又は変更すること。

却下・・・審査請求の対象となる処分を区が取り消したため、対象となる処分がないときや、審査請求できる期間を超えて請求があったときなど、審査請求できる要件を欠いている場合のこと。

棄却・・・処分が違法又は不当のいずれでもなく、審査請求する理由がないこと。

一部却下・一部棄却・・・審査請求の一部を却下し、一部を棄却すること。

審査中等・・・葛飾区行政不服審査会や審査庁において審査中等であること。

庶務報告 No. 2
総務部
令和8年6月11日

葛飾区情報公開制度の実施状況について

総務課

葛飾区情報公開条例第19条の規定に基づき、令和7年度の葛飾区情報公開制度の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|-------------------|---------|
| 1 情報公開の処理状況 | 資料1のとおり |
| 2 年度別内訳 | 資料2のとおり |
| 3 実施機関別請求件数及び決定状況 | 資料3のとおり |
| 4 請求情報内訳 | 資料4のとおり |

1 情報公開の処理状況

	請求 件数	内訳電 子申請	決 定 件 数 計	決 定 内 容						公 開 方 法			請 求 者 区 分				審 査 請 求
				公 開		非公開	不存在	拒否	取下げ	閲覧	視聴	写しの交付	区 内		区 外		
				全部	一部								個人	法人	個人	法人	
4月	22	19	32	6	9	3	9	0	5	0	0	15	8	5	7	2	0
5月	21	16	32	14	14	1	0	0	3	0	0	28	5	2	2	12	0
6月	31	26	35	10	22	0	1	0	2	0	0	32	1	16	1	13	1
7月	29	18	36	12	16	0	6	0	2	0	0	28	8	7	2	12	0
8月	26	19	34	19	9	0	4	0	2	0	0	28	2	11	0	12	0
9月	41	33	52	18	16	1	9	2	6	0	0	34	19	9	1	13	0
10月	31	23	34	8	11	0	10	0	5	0	0	19	12	10	1	8	0
11月	33	24	50	15	19	0	14	0	2	0	0	34	19	7	0	8	2
12月	32	25	35	8	13	0	11	0	3	0	0	21	17	5	0	9	6
1月	43	34	52	16	16	0	19	1	0	0	0	32	22	6	0	14	0
2月	40	30	51	20	19	0	11	0	1	0	0	39	17	11	1	12	0
3月	47	41	63	25	18	0	14	1	5	0	0	43	23	15	1	8	0
累計	396	308	506	171	182	5	108	4	36	0	0	353	153	104	16	123	9

*1件の請求の中で、内容によって全部公開と一部公開に分かれて決定するような場合があると、請求件数と決定件数は一致しない。

2 年度別内訳

年度	請求件数 (電子申請件数)		処 理 状 況						審査請求 (平成27年 度までは 異議申立)	実 施 機 関						備 考
			公 開		非公開	不存在	拒否	取下げ		区長	教育 委員会	選挙管理 委員会	監査 委員	農業 委員会	議会	
			全部	一部												
18	352	(5)	181	64	11	108	1	11	81	332	11	0	0	1	9	
19	367	(7)	172	79	12	162	0	5	91	340	16	1	2	7	2	
20	192	(3)	139	44	3	22	0	6	0	190	16	0	0	0	0	
21	256	(18)	166	69	4	26	0	10	0	251	11	1	1	0	5	
22	262	(12)	209	57	3	24	0	5	1	265	23	0	0	0	0	
23	276	(20)	215	88	1	105	1	8	1	249	18	3	1	1	9	
24	135	(9)	70	89	0	24	0	8	1	106	32	1	0	0	2	
25	115	(14)	88	55	5	50	1	10	0	90	24	2	0	0	4	
26	155	(20)	77	104	11	19	2	12	1	122	35	0	0	0	4	
27	146	(19)	65	79	6	20	1	16	0	137	30	1	0	0	2	
28	187	(29)	82	95	3	29	0	23	1	188	18	1	0	0	3	
29	157	(21)	56	83	13	14	3	15	0	148	14	2	0	0	3	
30	201	(24)	70	104	13	23	3	11	3	183	17	0	0	0	3	
1	209	(48)	111	87	4	29	0	17	1	182	30	1	0	0	2	
2	253	(83)	90	147	8	28	2	17	1	247	11	0	0	0	0	
3	224	(85)	117	148	5	28	1	20	0	209	15	1	2	0	0	
4	247	(125)	143	132	6	24	1	16	2	223	25	2	2	0	1	
5	263	(159)	124	152	5	31	5	30	1	232	34	1	1	0	1	
6	310	(197)	152	186	13	51	5	30	1	258	53	4	0	0	3	
7	396	(308)	171	182	5	108	4	36	9	409	42	1	2	0	0	
累計 (平成18 ～令和7 年度)	4,703	1,206	2,498	2,044	131	925	30	306	195	4,361	475	22	11	9	53	

* 請求件数のうち、電子申請による件数をカッコ内に表記する。

* 1件の請求で処理内容が複数にまたがるものがあるため、請求件数と処理状況の数値は一致しない。

* 審査請求は、審査請求のあった年度に件数を計上する。なお、平成28年4月の行政不服審査法改正により、名称が「異議申立」から「審査請求」に変更されている。

3 実施機関別請求件数及び決定状況

実施機関別請求件数		決 定 状 況							審査請求
実施機関	請求件数	公開	一部公開	非公開	不存在	拒否	取下げ	合計	
区 長	407	153	159	5	88	4	30	439	9
教 育 委 員 会	44	18	22	0	20	0	4	64	0
選挙管理委員会	1	0	0	0	0	0	1	1	0
監 査 委 員	2	0	1	0	0	0	1	2	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区 議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	454	171	182	5	108	4	36	506	9

* 1件の請求で複数の決定があるため、請求件数と決定状況の合計は一致しない。

* 1件の請求で複数の実施機関が請求先となったため、請求件数は、1 情報公開の処理状況の請求件数と合計は一致しない。

4 請求情報内訳

情 報 名	合 計
契約関係文書	160
マイナンバーカード関係文書	63
個人情報保護関係文書	22
公害関係文書	20
小中学校関係文書	19
営業許可台帳関係文書	14
住居表示台帳	8
プロポーザル契約関係文書	6
指定管理者関係文書	5
公文書管理関係文書	4
保育園関係	4
民泊関係文書	3
土地境界確認書関係文書	3
診療所関係文書	3
建築リサイクル法関係	2
公園占用関係文書	2
区職員等関係文書	2
生産緑地関係	1
補助金誤支給等関係	1
特定の個人に関する文書	1
建築線図	1
選挙関係	1
保険関係	1
予防接種関係	1
防犯灯補助金	1
その他	48
合計	396

庶務報告 No. 3
総務部
令和8年6月11日

専決処分（損害賠償額の決定）の報告について

総務課

1 専決処分事項

損害賠償額の決定

2 損害賠償の相手方、契約件名、遅延日数及び損害賠償額

相手方	契約件名	遅延日数	損害賠償額
東京都港区海岸一丁目5番20号 東京ガス株式会社	GHPガス料金 令和8年1月分	38日	511円
	一般ガス料金 令和8年1月分	38日	117円

3 事案の概要

四ツ木中学校の令和8年1月分のガス料金について、相手方の発行する請求書に基づき令和8年2月9日までに支払うべきところ、請求書の到着の確認を怠り、支払いを滞らせたことにより延滞利息が発生したため、その延滞利息の額を損害賠償として支払うもの

4 専決処分年月日

令和8年4月27日

庶務報告 No. 4
総務部
令和8年6月11日

義務付け等請求控訴事件の上告受理申立てについて

総務課

令和7年10月2日に東京高等裁判所に控訴の提起があり、令和8年2月19日に判決の言渡しが行われた事件について、次のとおり、同年3月4日に最高裁判所に上告受理の申立てがあったため、報告するもの

1 第一審における控訴人の主張

葛飾区長の職にあった青木克徳がした次の各行為は、地方自治法第242条の2第1項第4号にいう「財産の処分」又は「財産の管理を怠る事実」に該当することから、被告はこれらの損害を回復するために青木克徳に対し損害賠償請求を行わなければならない。

- ①組合に対し権利変換計画について同意したこと。
- ②組合の総会において権利変換計画の議案につき賛成したこと。
- ③当該総会へ出席して反対しなかったこと。
- ④事業の権利変換に関する処分の日までに①の同意を撤回しなかったこと。
- ⑤事業の権利変換に関する処分の日までに②の賛成を撤回しなかったこと。

2 第一審の内容

- (1) 事件名 XXXXXXXXXX 義務付け等請求事件
- (2) 裁判所 東京地方裁判所
- (3) 原告
別紙1原告目録のとおり
- (4) 被告
葛飾区長
- (5) 請求の趣旨

ア 被告葛飾区長青木克徳は、青木克徳に対して、金7億1,610万2,775円及びこ

れに対する令和5年7月1日から支払済みまで年3分の割合による金員を請求せよ

イ 訴訟費用は被告の負担とする
との判決を求める。

(6) 第一審の判決の趣旨

ア 本件訴えのうち、1①から④までの部分を却下する。

イ 原告らのその余の請求を棄却する。

ウ 訴訟費用は原告らの負担とする。

(7) 第一審の判決の理由

ア 1①は、法令上の規定に基づいてされたものではなく、何らの法的効果も有しない事実上の行為に過ぎないから「財産の処分」には当たらず、そうである以上、1④が「財産の管理を怠る事実」に当たるということもできないことから、住民訴訟の対象とならないため不適法である。

イ 1②は「財産の管理」に当たり、1③は「財産の管理を怠る事実」に当たりますが、本件監査請求は令和6年2月29日にされたものであり、1②については令和4年12月24日にあったものといえ、1③は同日に終わったものであるといえるため、1年の監査請求期間を徒過した後にされたものであることから、適法な監査請求の前置を欠くものである。

ウ 1⑤は「財産の管理を怠る事実」に当たるが、青木克徳は議決権を行使しておらず、原告らの主張は前提を欠くため理由がない。

3 控訴審における控訴人の主張

(1) 都市再開発法においては、総会の総会決議のみでは権利変換計画は確定しないし、権利変換計画が確定する権利変換期日までは、権利変換は生じず、施行区域内の土地建物の権利は消滅しないから、本件監査請求に係る監査請求期間の起算日は権利変換期日である令和5年6月30日である。

(2) 葛飾区の住民が、区長が権利変換計画案に意見書を提出したか否かは知るすべはなく、最終的にどのような権利変換計画が確定したかを知るのは、権利変換計画の公告がなされた令和5年6月19日又は実際に権利変換処分がなされた同月30日であるため、正当な理由があることから、監査請求期間である1年を徒過して

5年6月30日を監査請求の起算日と解することはできない。当該監査請求が対象とする青木克徳がした1②及び1③の行為については、第一審判決のとおり(2(7)イ)であり、控訴人らの主張は採用できない。

イ 控訴人らのした監査請求は、権利変換計画そのものを対象とするものではないから、権利変換計画の確定時期は正当な理由を裏付ける事情となるものではない。そして、権利変換計画の縦覧については組合のホームページに掲載されており、これにより、それに先立つ組合の総会決議の存在を知ることができたと認められるから、地方自治法第242条第2項ただし書にいう正当な理由があるとは認められないため、控訴人らの主張は採用できない。

ウ 控訴人らは、第一審の第3回口頭弁論期日における発言から、監査請求期間の徒過について正当な理由があるか否かが争点となることを認識していたのであるから、釈明権の不行使が問題となる余地はないため、控訴人らの主張は採用できない。

エ 組合に対し権利変換計画について同意したことは、都市再開発法等の法令上の規定に基づくものではなく、何らの法的効果も有しない事実上のものにすぎないから、第一審判決のとおり(2(7)ア)であり、控訴人らの主張は採用できない。

オ 控訴人らの訴えのうち、1①から④までについては不適法であるから却下すべきであり、1⑤についてはその前提を欠くのであるから棄却すべきであることは明らかであって、その余の点については判断する必要はないため、控訴人らの主張は採用できない。

5 上告受理申立ての内容

- (1) 事件名 XXXXXXXXXX 行政上告受理申立て事件
- (2) 裁判所 最高裁判所
- (3) 申立人 別紙3上告受理申立人目録のとおり
- (4) 相手方 葛飾区長
- (5) 上告受理申立ての趣旨
 - ア 本件上告を受理する。
 - イ 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

(6) 上告受理申立ての理由

控訴審の判決は、法令の解釈に関する重要な事項について誤りがある。

6 事件の経過

- (1) 令和6年4月11日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、令和6年5月24日）
- (2) 令和6年7月19日 第1回口頭弁論期日
- (3) 令和6年10月30日 第2回口頭弁論期日
- (4) 令和7年1月28日 第3回口頭弁論期日
- (5) 令和7年5月13日 第4回口頭弁論期日
- (6) 令和7年7月22日 第5回口頭弁論期日
- (7) 令和7年9月19日 判決言渡期日
- (8) 令和7年10月2日 控訴の提起（葛飾区へ控訴状が送達されたのは、同月30日）
- (9) 令和8年1月20日 控訴審口頭弁論期日
- (10) 令和8年2月19日 控訴審判決言渡期日
- (11) 令和8年3月4日 上告受理の申立て（葛飾区に上告受理申立通知書が送達された後、上告受理申立理由書が裁判所に提出されたのは同年4月27日）

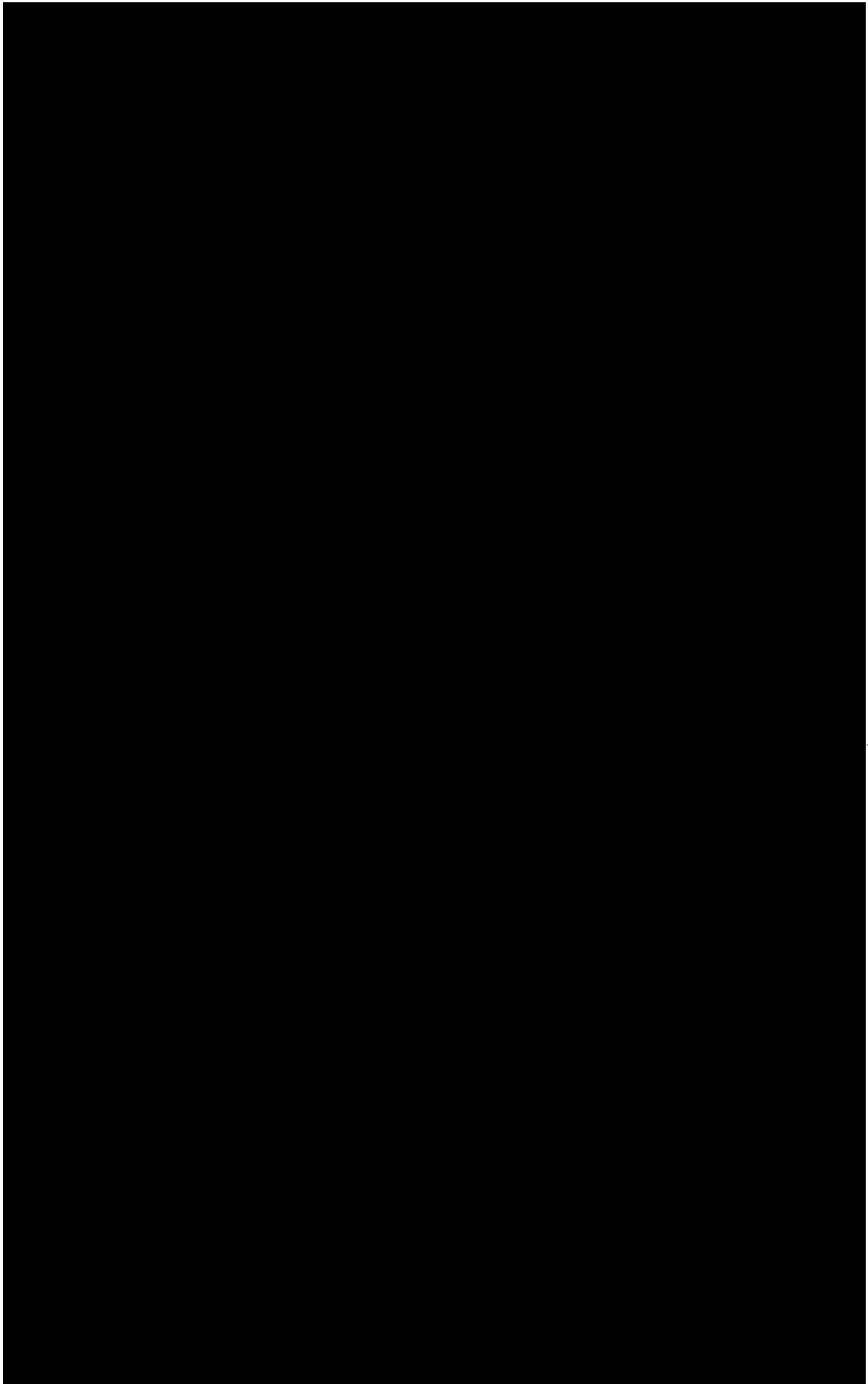
7 区の方針

特別区人事・厚生事務組合法務部と協力する等して対応する。

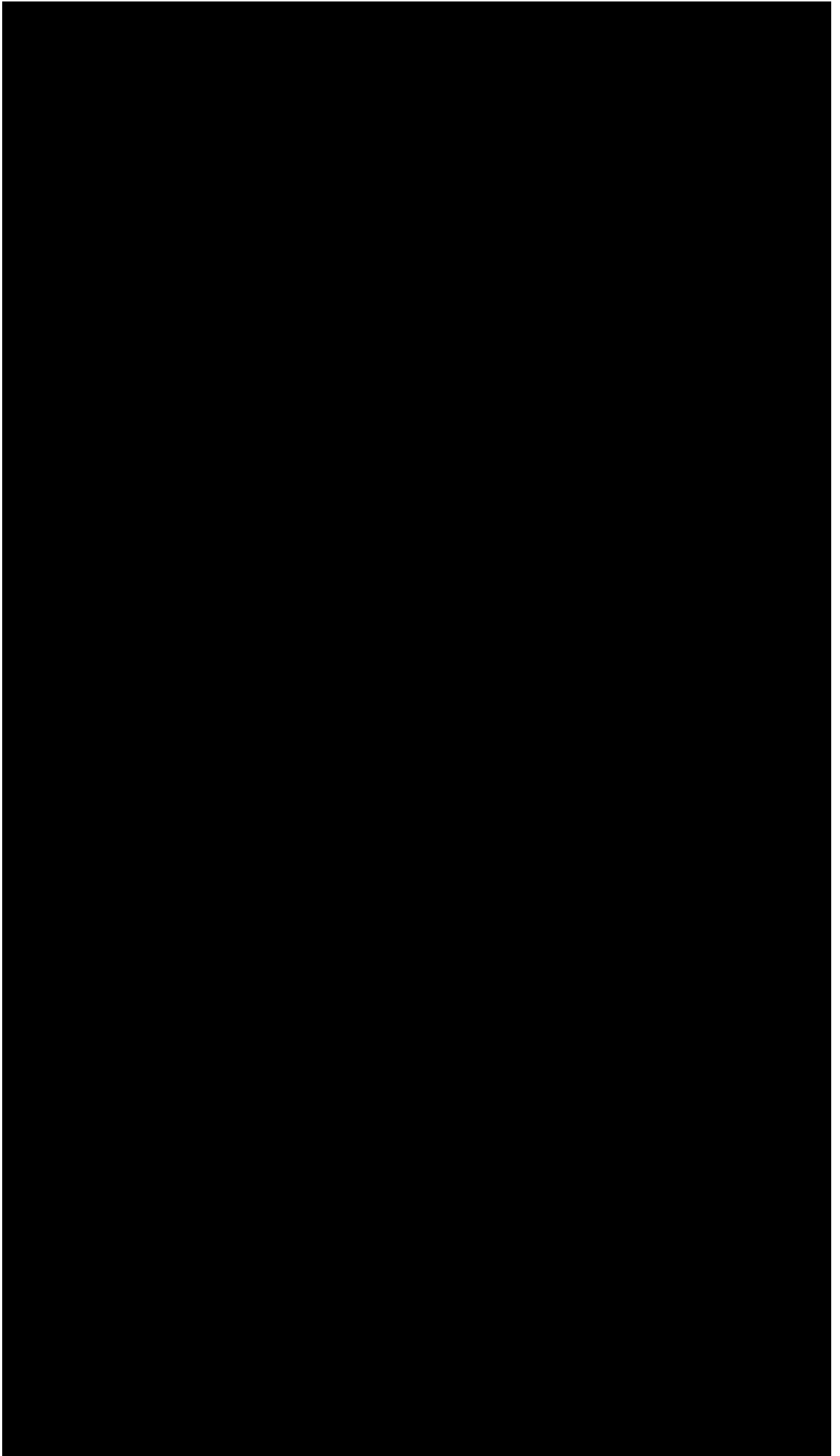
原告 目 録

原告番号

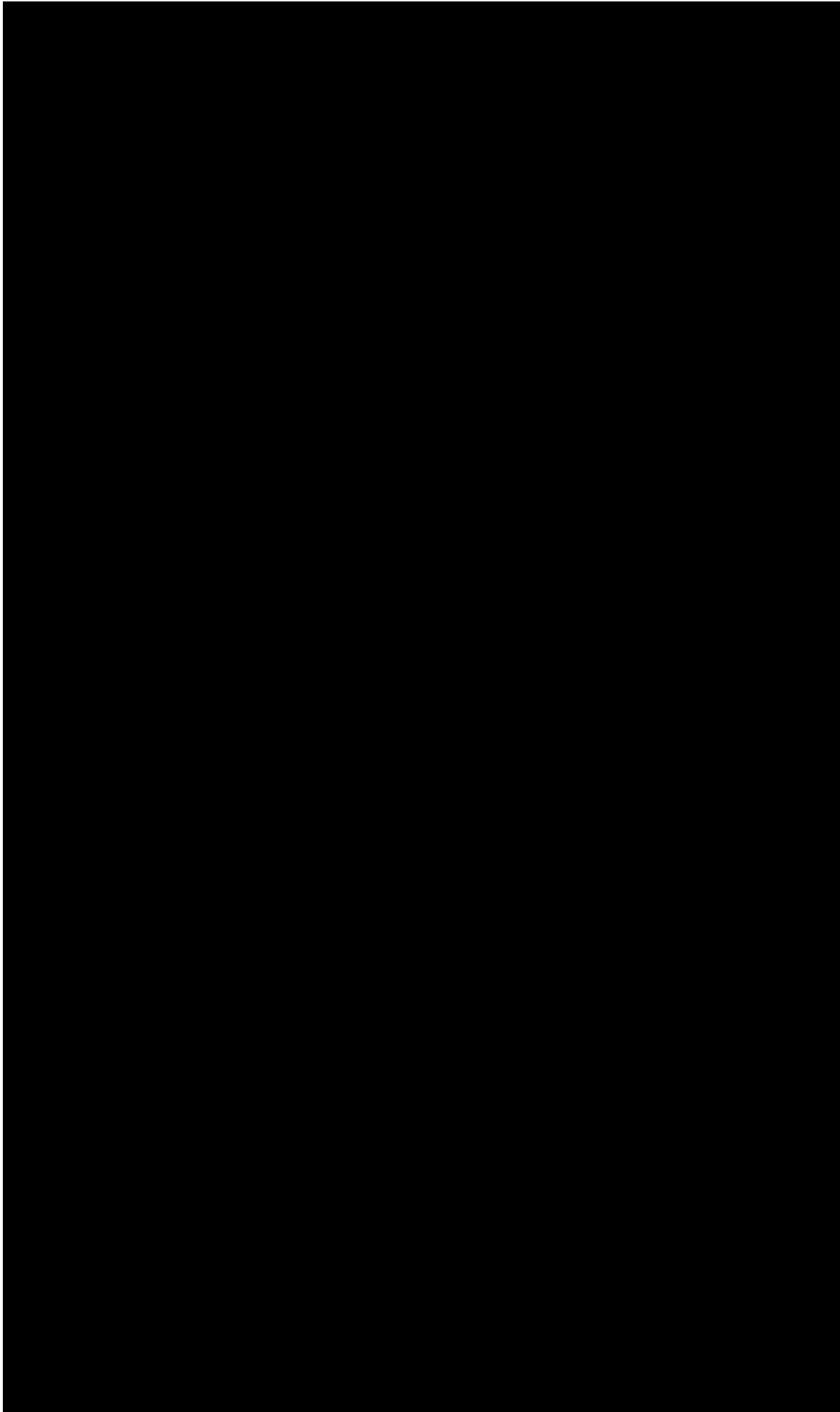
- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24
- 25
- 26
- 27
- 28
- 29
- 30
- 31
- 32
- 33
- 34
- 35
- 36
- 37
- 38



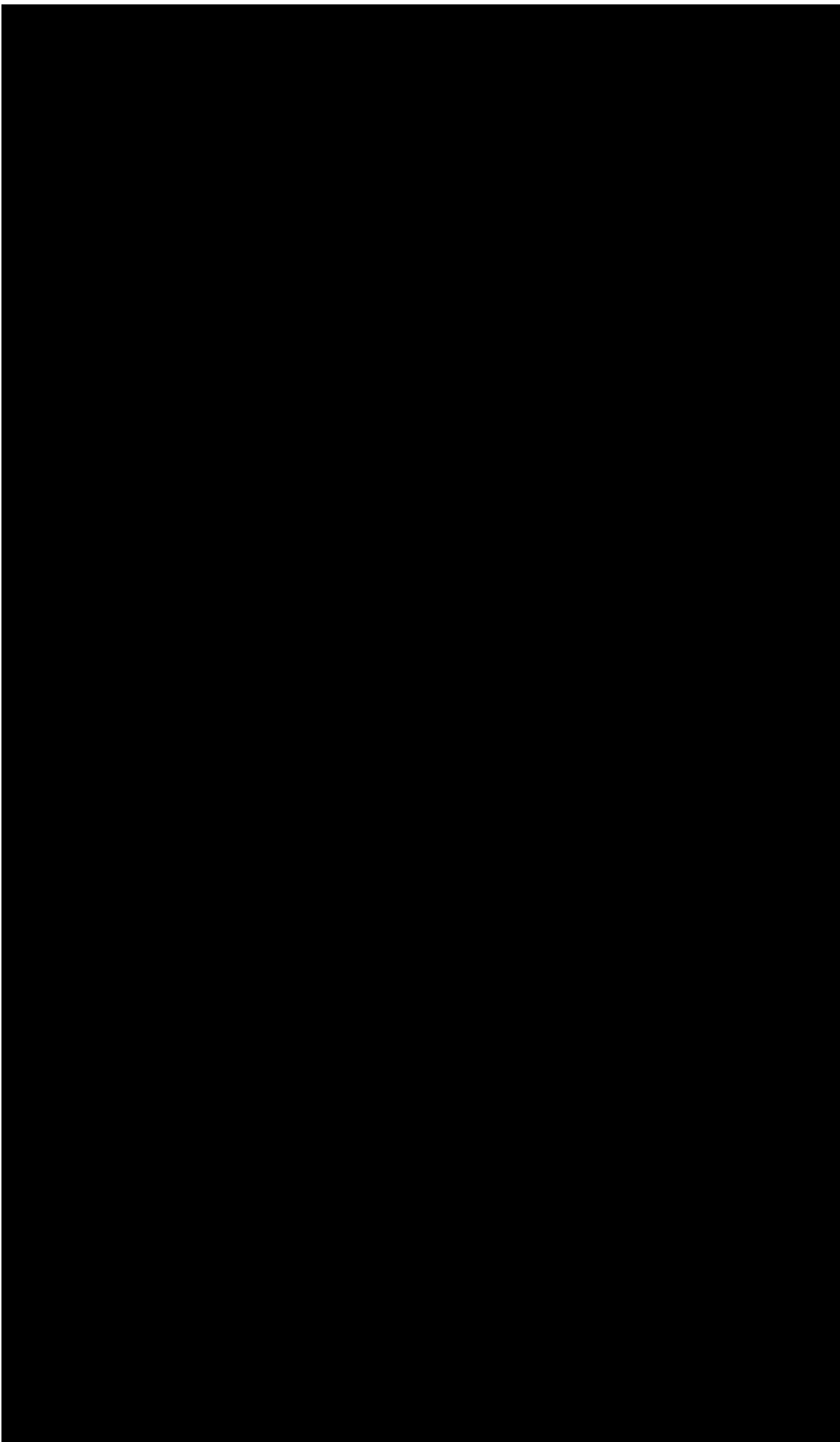
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79



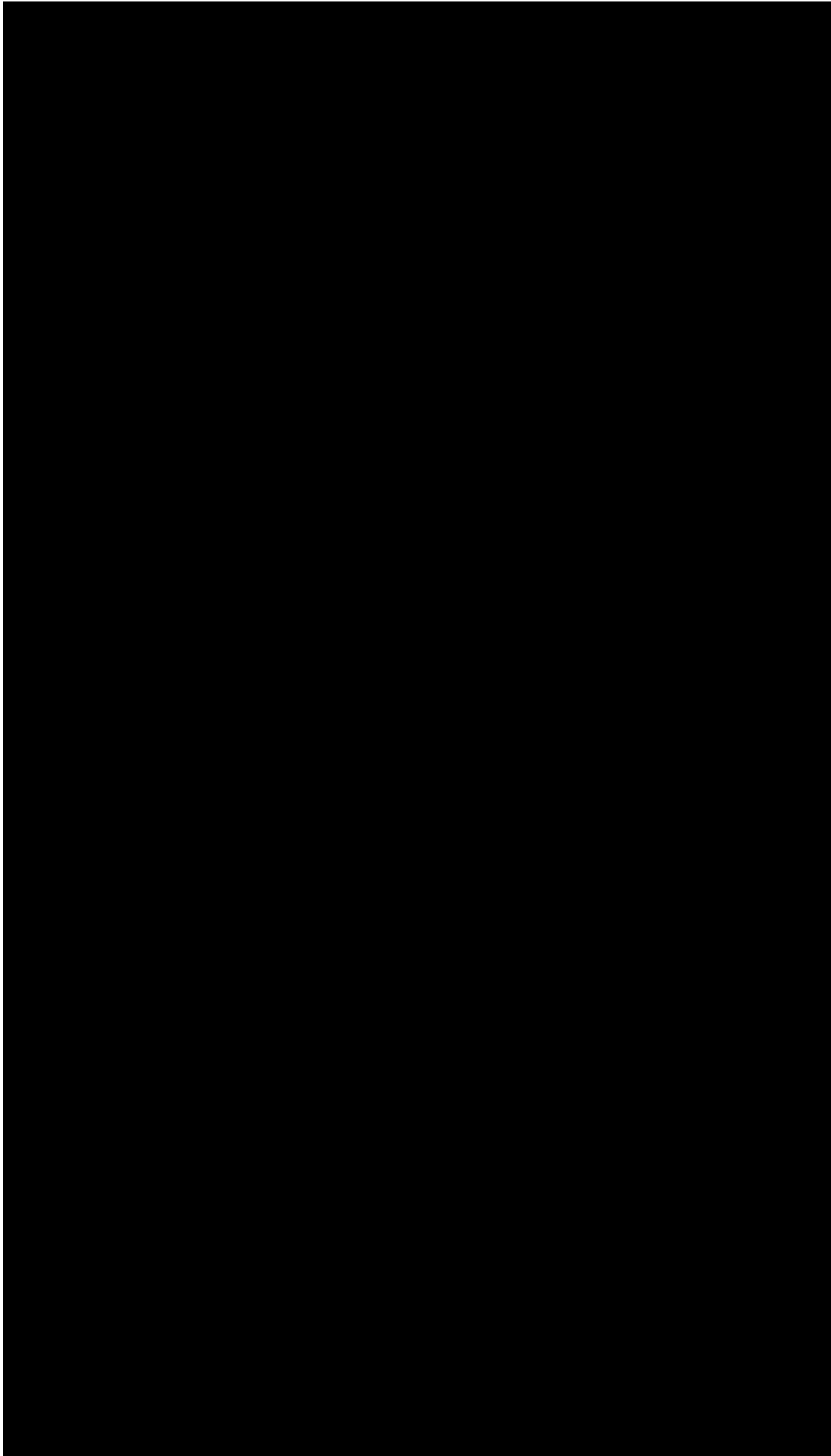
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120



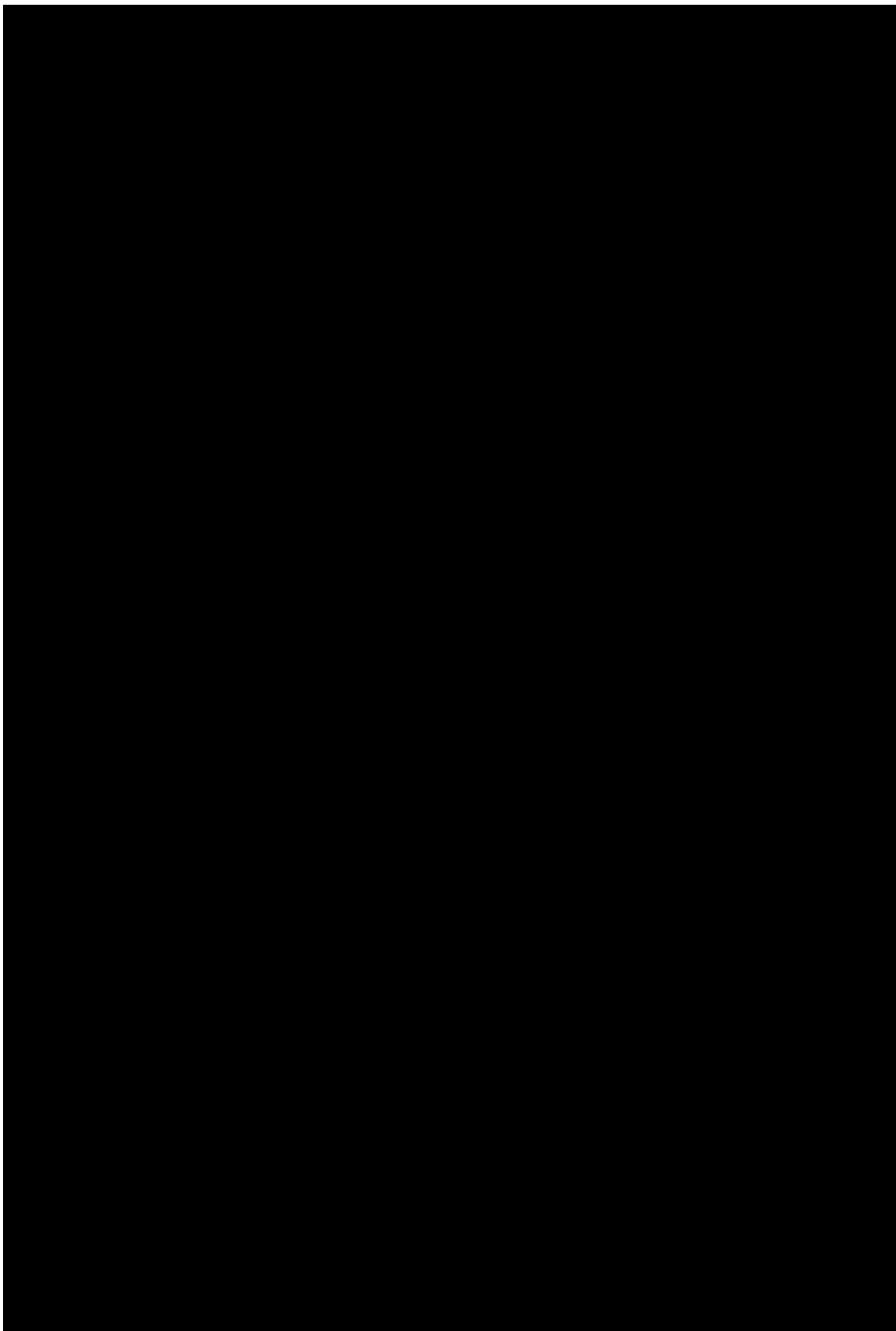
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161



162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202



203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237



控 訴 人 目 録

[Redacted Table-Of-Contents]

上告受理申立人目録

[Redacted Table-Of-Contents]

庶務報告 No. 5
総務部
令和8年6月11日

代理受診に係る移送費支給却下処分取消請求事件について

総務課

次のとおり、代理受診に係る移送費支給却下処分取消請求の訴えの提起があったため、報告するもの

1 原告の主張

- (1) 原告は、多様な疾患を有しているところ、当該疾患の悪化により体動困難・外出困難となり通院が物理的に不可能となった。
- (2) 原告及び原告の母が、令和5年7月14日に、原告の母が原告の代理で診察に赴くために用いるタクシー費用を医療移送費として支払うことを求める保護申請書（変更）を処分行政庁である葛飾区福祉事務所長（以下「処分行政庁」という。）に提出したところ、処分行政庁は、患者本人が受診しない場合には医療移送費の要件を満たさないとして、同月27日に同申請を却下した。
- (3) 原告及び原告の母が、令和5年8月1日及び2日に、(2)と同趣旨の保護申請書（変更）を処分行政庁に提出したところ、処分行政庁は、いずれも医療移送費の要件を満たさないとして、(2)と同一の理由により、同月7日に同申請を却下した（以下「本件処分」という。）。
- (4) 処分行政庁がした本件処分は、次の理由により違法な処分であるから、取消しを求める。
 - ア 原告の母が代理で診察に赴くこと（以下「代理受診」という。）は、原告の疾病の性質に照らして医学的に必要かつ合理的な方法であり、主治医の医学的判断に基づくものであることから、代理受診は実質的に原告の通院そのものであるため
 - イ 仮に代理受診が原告本人の通院と直接同視し得ないとしても、真にやむを得ない事情により付添人を必要とするときの当該付添人に係る医療移送費は給付

対象としていることとの均衡からすれば、支給しないこととする判断は、著しく不合理であり、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用しているため

ウ 原告が通院できない具体的事情（多様な疾患による体動困難・外出困難）があること、代理受診が主治医の指示に基づく医学的に必要な措置であること、代理受診を除いて原告の治療を継続する方法がないこと等の個別事情を処分行政庁は考慮しておらず、考慮不尽の違法があり、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用しているため

エ 原告及び原告の母が、一連の申請を通じて一貫して医療移送費の支給を求め続けていたにもかかわらず、医療移送費の要件該当性のみを形式的に検討し、他の扶助方法等を一切検討しなかったことは、生活保護法第9条が定める必要即応の原則に違反し、保護の実施機関としての職責を怠ったものであり、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用しているため

オ 本件処分は、令和5年7月27日付け処分と「同一の理由による」との却下理由を付したものであるが、なぜ本件において要件に該当しないのか具体的な記載がないことから、理由付記不備の違法があるため

カ 原告の母は、多様な疾患を有していることを理由に、自らのために通院する際にはタクシーの利用が認められ、医療移送費が支給されているのであるから、代理受診する際の医療移送費も認められるべきであるため

2 訴訟の内容

(1) 事件名 [REDACTED] 代理受診に係る移送費支給却下処分取消請求事件

(2) 裁判所 東京地方裁判所

(3) 原告

[REDACTED]
[REDACTED]

(4) 被告

葛飾区

(5) 請求の趣旨

ア 処分行政庁がした、令和5年8月7日付け保護却下処分を取り消す。

イ 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決を求める。

3 事件の経過

(1) 令和8年3月6日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同月30日）

(2) 令和8年6月23日 弁論準備手続期日

4 区の方針

特別区人事・厚生事務組合法務部と協力して応訴する。

庶務報告 No. 6
総務部
令和8年6月11日

葛飾区障害年金にかかる63条返還処分取消請求事件について

総務課

次のとおり、葛飾区障害年金にかかる63条返還処分取消請求の訴えの提起があったため、報告するもの

1 原告の主張

原告に係る障害基礎年金の障害等級が2級から1級に変更されたことにより、令和3年12月から令和5年5月までの間において未払いとなっていた額等として315,311円が支払われることとなったことを受け、令和6年4月8日、葛飾区福祉事務所長（以下「処分行政庁」という。）は、原告世帯の世帯主である母に対し、生活保護法第63条に基づき、当該障害基礎年金等収入額について、返還対象額を194,691円、返還免除額を187,730円、返還決定額を6,961円とする処分を行ったが、当該処分は、次の理由により違法な処分であるから、取消しを求める。

- (1) どのような根拠に基づいて通信制大学での教科書代を自立更生免除の対象外としたのか、考慮すべき要素を十分に考慮したものであるか否か等が全く不明であり、恣意的な判断をした疑いが残ることから、理由付記不備があるため
- (2) 通信制大学は夜間大学と同様に昼間の稼働と両立しうる就学形態であるから、その就学に不可欠な教科書代を自立更生免除の対象外としたことは自立更生免除の趣旨に反しているため
- (3) 多様な疾患を有し、当該疾患の悪化により体動困難・外出困難となった原告においては、通信制大学こそが唯一可能な大学就学の手段であるから、教科書代を一律に自立更生免除の対象外としたことは、原告の個別具体的な事情を考慮せず、自立更生免除の趣旨に反する硬直的な解釈に基づくものであることから、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものであるため
- (4) 障害基礎年金が支給される場合、原則としてその等級に応じて障害者加算が算

定されるところ、障害基礎年金1級の受給権の発生が令和3年12月となる一方、その期間の障害者加算（1級に対応する加算）を算定せずに返還のみを求めることは、信義則に反し、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものであるため

2 訴訟の内容

(1) 事件名 [REDACTED] 葛飾区障害年金にかかる63条返還処分取消請求事件

(2) 裁判所 東京地方裁判所

(3) 原告

[REDACTED]

[REDACTED]

(4) 被告

葛飾区

(5) 請求の趣旨

ア 処分行政庁が原告世帯に対してした、令和6年4月8日付け生活保護法第63条の規定に基づく返還額決定処分（6葛福決第1123058号）を取り消す。

イ 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決を求める。

3 事件の経過

(1) 令和8年3月26日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同年4月14日）

(2) 民事訴訟法第175条に基づく書面による準備手続に付される予定

4 区の方針

外部弁護士に訴訟委任して応訴する。

庶務報告 No. 7
総務部
令和8年6月11日

家族介護料却下処分取消請求事件について

総務課

次のとおり、家族介護料却下処分取消請求の訴えの提起があったため、報告するもの

1 原告の主張

東京都が作成した「生活保護運用事例集」では、家族介護料の認定方法に関して「食事、入浴及び排便の3つの基本動作全て（「日常生活の全て」とみなしうる。）に介護を必要とする者」を示しているところ、葛飾区福祉事務所長（以下「処分行政庁」という。）が原告世帯に対してした、令和5年10月26日付け保護却下処分（5葛福東第371号）及び令和5年11月8日付け保護却下処分（5葛福東第392号）は、次の理由により違法な処分であるから、取消しを求める。

- (1) 診断書の記載をいかに評価したかを具体的に示しておらず、理由付記不備があるため
- (2) 「生活保護運用事例集」の基準に機械的に依拠し、「日常生活の全て」の解釈を誤り、原告の障害の全体像を総合的に評価することなく判断したことは、生活保護法第9条に規定する必要即応の原則に反するため
- (3) 診断書を総合的に評価すれば、原告は食事・入浴・排便のいずれについても介護を必要としていると評価でき、診断書の一部の項目のみを取り上げて判断したことは、考慮すべき事項を考慮せず、社会通念に照らし著しく妥当性を欠く判断をした裁量権の逸脱・濫用があるとともに、必要即応の原則に反するため
- (4) 原告の介護の実態について自ら調査を行うことなく、もっぱら診断書の記載の一部のみによって形式的に判断したことは職権探知義務に違反するため
- (5) 「排尿・排便障害」と「排せつの後始末」の概念を混同しており、この区別を看過して判断したことは事実認知の基礎に重大な誤りがあるため

- (6) 原告は、体幹機能障害と精神障害を重複して有しており、これらの障害は相互に影響し合い、原告の日常生活における介護需要を増大させているにもかかわらず、もっぱら身体障害に係る診断書における評価のみに着目し、身体障害と精神障害の複合的評価を欠いているため

2 訴訟の内容

- (1) 事件名 [REDACTED] 家族介護料却下処分取消請求事件

- (2) 裁判所 東京地方裁判所

- (3) 原告

[REDACTED]
[REDACTED]

- (4) 被告

葛飾区

- (5) 請求の趣旨

ア 処分行政庁が原告世帯に対してした、令和5年10月26日付け保護却下処分（5葛福東第371号）を取り消す。

イ 処分行政庁が原告世帯に対してした、令和5年11月8日付け保護却下処分（5葛福東第392号）を取り消す。

ウ 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決を求める。

3 事件の経過

- (1) 令和8年4月8日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同年5月13日）

- (2) 第1回期日は、現時点で設定されていない。

4 区の方針

外部弁護士に訴訟委任して応訴する。

ア 東京都

イ 葛飾区

ウ 国

(5) 請求の趣旨（葛飾区に関連する部分に限る。）

被告葛飾区は、原告に対し、700,000円支払え、との判決を求める。

3 事件の経過

(1) 令和8年4月27日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同年5月15日）

(2) 令和8年7月6日 口頭弁論期日

4 区の方針

特別区人事・厚生事務組合法務部と協力して応訴する。

イ 訴訟費用は原告の負担とする。

(7) 判決の理由

住民監査請求権の侵害が国家賠償法上違法となる場合とは、監査結果が直接の根拠法令に違背するというだけでは足りず、監査委員において、違法又は不当な目的をもって監査したなど、監査委員がその付与された権限の趣旨を明らかに背いてこれを行行使したものと認められるような特別の事情がある場合に限り解するのが相当であるところ、本件監査請求においてそのような特別な事情があるとは認められず、原告の請求は理由がない。

3 事件の経過

- (1) 令和7年7月13日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同年9月16日）
- (2) 令和7年11月21日 第1回弁論準備手続期日
- (3) 令和8年1月8日 第2回弁論準備手続期日
- (4) 令和8年3月17日 第3回弁論準備手続期日
- (5) 令和8年4月14日 第4回弁論準備手続期日及び口頭弁論期日
- (6) 令和8年5月28日 判決言渡期日

庶務報告 No. 10
総務部
令和8年6月11日

政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関するアンケートの実施結果について

人事課

1 概要

令和8年第一回区議会定例会において、「新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める請願」が採択された。そのことを受け、「政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関するアンケート」を実施したため、その結果を報告するもの

2 対象者

管理職職員（部長級、課長級）

3 実施期間

令和8年5月14日（木）から5月22日（金）まで

4 集計結果

(1) 回答者数

対象者115人中103人（回答率89.6%）※アンケートは任意かつ匿名で実施

(2) 回答内容

設問	選択肢	回答
1 現在、政党機関紙を購読していますか	購読している	78件 (75.7%)
	購読していない	21件 (20.4%)
	以前購読していた	4件 (3.9%)
2 政党機関紙の購読を始めた際に、区議会議員から勧誘を受けたことはありますか	ある	72件 (92.3%)
	ない	4件 (5.1%)
	覚えていない	2件 (2.6%)

設問	選択肢	回答
3 政党機関紙を購読している理由は何ですか	勧誘されたため	67件 (85.9%)
	個人の嗜好	0件 (0%)
	その他 (自由記述あり※1)	11件 (14.1%)
4 区議会議員から政党機関紙購読の勧誘を受けた際、心理的圧力を感じましたか	感じた	44件 (56.4%)
	感じなかった	16件 (20.5%)
	覚えていない	18件 (23.1%)
5 取りまとめて解約を行うとしたら、今後の政党機関紙の購読をどのように考えますか	購読を続けたい	11件 (14.1%)
	購読をやめたい	58件 (74.4%)
	その他 (自由記述あり※2)	9件 (11.5%)

※1…設問3における自由記述の主な趣旨

「先輩管理職が購読していたため」「情報収集のため」「議員と良好な関係性を維持するため」

※2…設問5における自由記述の主な趣旨

解約によって「関係性の悪化が心配」「議会对応の支障となるのが不安」

5 今後の対応

アンケートの結果、区議会議員からの政党機関紙の購読勧誘に対し、購読継続を希望しない者が相当数存在することが明確になったことから、解約希望者の取りまとめを行う。

※上記の状況を踏まえ、葛飾区役所庁内管理規則の見直しを検討する。

庶務報告 No. 11
総務部
令和8年6月11日

職員に対する麻疹抗体検査の実施について

人事課

1 概要

都内で麻疹が流行していることから、その予防を図り、業務の継続性を担保するため、ワクチン接種が完了しておらず感染の可能性が高い未就学児と接する業務に従事する区職員を対象に、麻疹の抗体検査を実施するもの

2 対象者及び対象者数

(1) 対象者

公立保育園や児童館、児童相談所など、未就学児と接する業務に従事している、又は接する機会の多い正規職員及び会計年度任用職員

(2) 対象者数

約1,900人

3 実施方法

令和8年7月中に実施予定の職員定期健康診断における採血を利用して抗体検査を行う。

4 所要額（見込み）

5,400千円

5 その他

抗体検査の結果、抗体価の基準に満たず、かつ接種を希望する者については、無料でのワクチン接種を行う予定。ただし、麻疹含有ワクチンの接種が2回以上の者及び過去に感染した者を除く。

庶務報告 No. 12
総務部
令和8年6月11日

専決処分（契約変更）の報告について

契約管財課

報告 番号	専決処分事項	契約の相手	変更内容
1	葛飾区立常盤中学校建築工事 請負契約の変更	トヨー富士工・ 小松建設共同企業 体	変更前契約金額 42億7,900万円 変更後契約金額 43億8,450万1,000円
2	葛飾区立道上小学校屋内運動 場等解体工事請負契約の変更	株式会社前田産業 東京支店	変更前契約金額 1億6,958万7,000円 変更後契約金額 1億7,790万3,000円
3	柴又公園拡張部（広場等）整 備工事請負契約の変更	東香園株式会社	変更前契約金額 2億4,689万5,000円 変更後契約金額 2億5,118万6,100円

専決処分（契約変更）の報告について

1 専決処分事項

葛飾区立常盤中学校建築工事請負契約の変更

2 契約の相手

東京都葛飾区柴又七丁目1番11号

トーヨー富士工・小松建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都葛飾区柴又七丁目1番11号

株式会社トーヨー富士工

代表取締役 角 田 隆 二

構成員 東京都葛飾区東新小岩七丁目31番5号

小松建設株式会社

代表取締役 浜 本 義 信

3 変更内容

(1) 変更前契約金額

42億7,900万円

(2) 変更後契約金額

43億8,450万1,000円

4 変更理由

- (1) 躯体の鉄筋工事において、施工性と品質をより確実に確保するため、鉄筋の施工間隔を調整し、これに伴い鉄筋の本数を増やした。
- (2) 既存杭の撤去により杭の新設箇所の地盤に支障が生じたため、施工方法を変更した。
- (3) 工事の支障となる地下水を汲み上げるための集水箇所を確保出来るように山留の範囲を広げたほか、外部からの地下水の流入を抑制するための簡易井戸を設置した。

5 専決処分年月日

令和8年5月1日

案内図



葛飾区立常盤中学校建築工事

専決処分（契約変更）の報告について

1 専決処分事項

葛飾区立道上小学校屋内運動場等解体工事請負契約の変更

2 契約の相手

熊本県熊本市南区野田三丁目13番1号

株式会社前田産業

代表取締役 前 田 一 美

代理人 東京都港区海岸二丁目6番30号 MSビル3階

株式会社前田産業 東京支店

東京支店長 前 田 進

3 変更内容

(1) 変更前契約金額

1億6,958万7,000円

(2) 変更後契約金額

1億7,790万3,000円

4 変更理由

外構整備工事の支障となるコンクリートガラが確認されたため、撤去及び処分を行った。

5 専決処分年月日

令和8年5月1日

案内図



葛飾区立道上小学校屋内運動場等解体工事

専決処分（契約変更）の報告について

1 専決処分事項

柴又公園拡張部（広場等）整備工事請負契約の変更

2 契約の相手

東京都葛飾区小菅三丁目 5 番 23 号

東香園株式会社

代表取締役 池 田 重 信

3 変更内容

(1) 変更前契約金額

2 億 4,689 万 5,000 円

(2) 変更後契約金額

2 億 5,118 万 6,100 円

4 変更理由

(1) アスファルト舗装の撤去に伴う発生土に処分場の基準値を超えるヒ素が含まれることが確認されたため、産業廃棄物として処分を行った。

(2) 柴又川甚まちなみ館入口前の舗装について、什器の搬入出作業等の延期に伴い、別工事で施工することとした。

(3) 公園利用者の安全性の向上を図るため、車止柱を横断抑止柵に変更した。

5 専決処分年月日

令和 8 年 5 月 15 日

案内図



柴又公園拡張部（広場等）整備工事

庶務報告 No. 13
総務部
令和8年6月11日

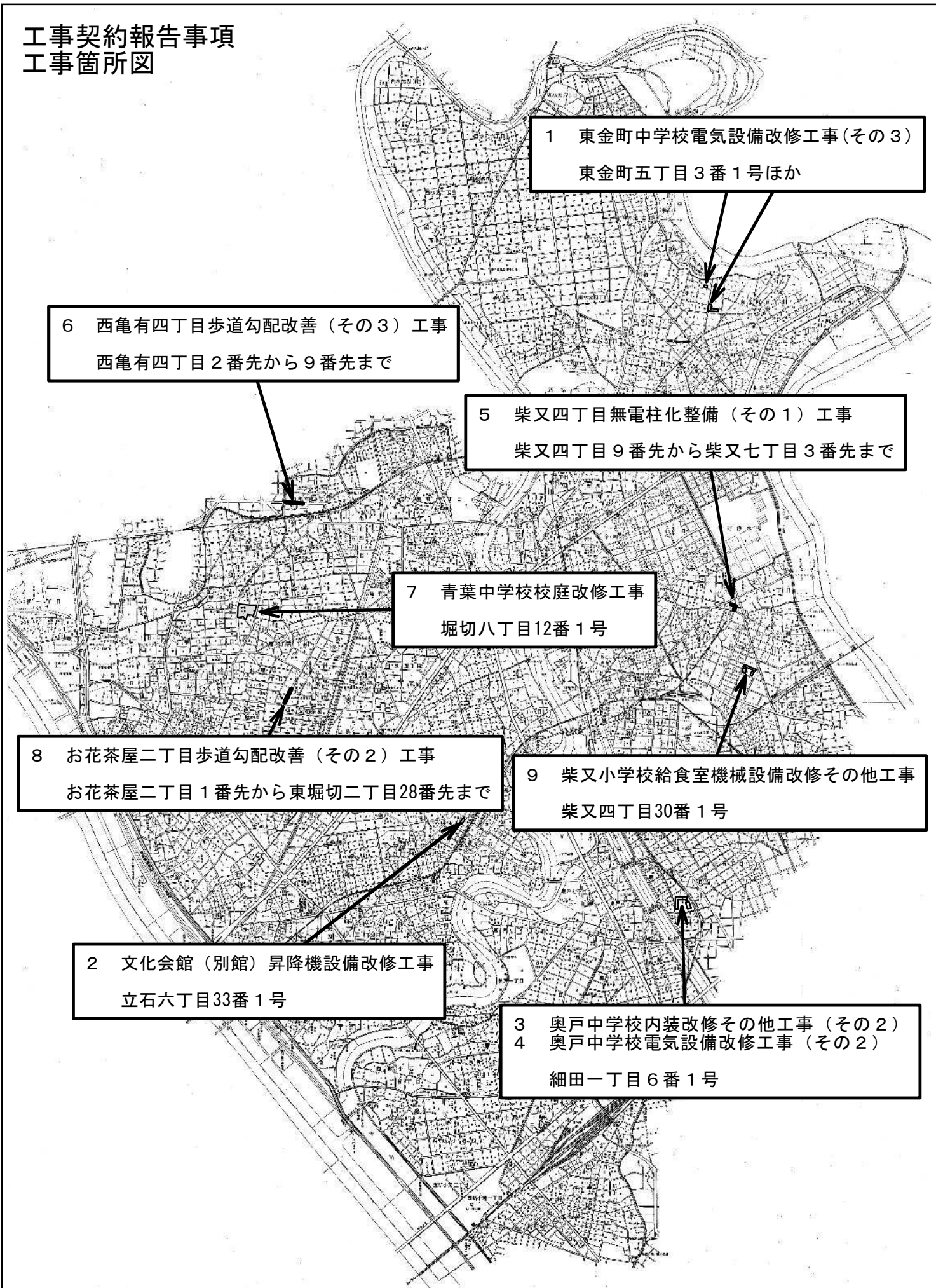
工事契約について

契約管財課

報告 番号	工 事 件 名 (工 事 箇 所)	工 事 概 要	契約の方法 契約金額 (円)	契 約 の 相 手	契 約 年 月 日 期 工 期
1	東金町中学校電気設備改修 工事(その3) (東金町五丁目3番1号ほか)	受変電設備工事 幹線設備工事 自家用発電設備工事 電灯コンセント設備工 事 自動火災報知設備工事	公募型指名競 争入札 113,245,000	葛飾区東新小岩 五丁目21番5号 安食電設工業株式会社 代表取締役 安食 邦雄	令和8年3月31日 令和9年3月12日
2	文化会館(別館)昇降機設 備改修工事 (立石六丁目33番1号)	昇降機の制御リニュー アル工事 既存不適格解消工事	随意契約 61,382,200	千代田区丸の内 二丁目5番1号 三菱電機ビルソリュー ションズ株式会社 東 日本支社 取締役常務執行役員支 社長 宇和川 慎一	令和8年5月15日 令和8年12月15日
3	奥戸中学校内装改修その 他 工事(その2) (細田一丁目6番1号)	内装改修工事	公募型指名競 争入札 133,500,000	葛飾区堀切 四丁目53番3号 株式会社大徳工務店 代表取締役 齊藤 徳行	令和8年5月21日 令和9年1月15日
4	奥戸中学校電気設備改修工 事(その2) (細田一丁目6番1号)	電灯設備工事 放送設備工事 弱電設備工事 自動火災報知設備工事 太陽光発電設備工事	公募型指名競 争入札 40,645,000	葛飾区西水元 二丁目12番22号 大光電気工業株式会社 代表取締役 荒牧 和夫	令和8年5月22日 令和9年1月15日

報告 番号	工 事 件 名 (工 事 箇 所)	工 事 概 要	契約の方法 契約金額 (円)	契 約 の 相 手	契 約 年 月 日 工 期
5	柴又四丁目無電柱化整備 (その1) 工事 (柴又四丁目9番先から柴 又七丁目3番先まで)	車道舗装工事 面積：221.00㎡ 管路材設置工事 延長：394.20m	公募型指名競 争入札 75,900,000	葛飾区小菅 二丁目21番13号 株式会社岡田建興ジェ イシー 代表取締役 岡田 保	令和8年5月25日 令和9年1月28日
6	西亀有四丁目歩道勾配改善 (その3) 工事 (西亀有四丁目2番先から 9番先まで)	車道舗装工事 面積：963.00㎡ 歩道舗装工事 面積：584.00㎡ 歩車道境界ブロック工 事 延長：225.60m	公募型指名競 争入札 82,280,000	葛飾区柴又 一丁目17番21号 有限会社小針土木 代表取締役 小針 孝之	令和8年5月26日 令和9年1月29日
7	青葉中学校校庭改修工事 (堀切八丁目12番1号)	整備面積：3,750.60㎡ ダスト舗装工事 コンクリート舗装工事	公募型指名競 争入札 73,920,000	葛飾区堀切 八丁目22番7号 株式会社相川造園 代表取締役 相川 正吾	令和8年5月26日 令和8年10月30日
8	お花茶屋二丁目歩道勾配改 善(その2) 工事 (お花茶屋二丁目1番先か ら東堀切二丁目28番先まで)	車道舗装工事 面積：965.00㎡ 歩道舗装工事 面積：547.00㎡ 歩車道境界ブロック工 事 延長：238.70m	公募型指名競 争入札 67,903,000	葛飾区南水元 一丁目6番1号 株式会社英組 代表取締役 高橋 英樹	令和8年5月27日 令和8年12月28日
9	柴又小学校給食室機械設備 改修その他工事 (柴又四丁目30番1号)	給排水衛生設備工事 空調換気設備工事 建築工事 電気設備工事	公募型指名競 争入札 120,175,000	葛飾区南水元 一丁目5番6号 有限会社木村工業所 代表取締役 木村 孝治	令和8年5月27日 令和9年3月12日

工事契約報告事項
工事箇所図



1 東金町中学校電気設備改修工事(その3)
東金町五丁目3番1号ほか

6 西亀有四丁目歩道勾配改善(その3)工事
西亀有四丁目2番先から9番先まで

5 柴又四丁目無電柱化整備(その1)工事
柴又四丁目9番先から柴又七丁目3番先まで

7 青葉中学校校庭改修工事
堀切八丁目12番1号

8 お花茶屋二丁目歩道勾配改善(その2)工事
お花茶屋二丁目1番先から東堀切二丁目28番先まで

9 柴又小学校給食室機械設備改修その他工事
柴又四丁目30番1号

2 文化会館(別館)昇降機設備改修工事
立石六丁目33番1号

3 奥戸中学校内装改修その他工事(その2)
4 奥戸中学校電気設備改修工事(その2)
細田一丁目6番1号

令和 7 年度

入札経過調書

案件番号	0000002922
件名	東金町中学校電気設備改修工事(その3)
履行場所	東京都葛飾区東金町五丁目3番1号ほか
工期	令和8年4月1日から令和9年3月12日まで
入札方法	公募型指名競争入札
資料配付日	令和8年3月12日
開札日時	令和8年3月30日 13時30分 電子入札
落札者名	安食電設工業株式会社 代表取締役 安食 邦雄 東京都葛飾区東新小岩五丁目21番5号
落札金額	113,245,000 円

項番	企業名	第1回目 入札価格 (円)	第2回目 入札価格 (円)	第3回目 入札価格 (円)	第4回目 入札価格 (円)	備考
1	安食電設工業株式会社	113,245,000				落札
2	共栄電設工業株式会社					辞退
3	工藤電業株式会社	115,500,000				
4	有限会社KHYTEK					入札不参
5	大豊電設株式会社					辞退
6	高野電気工業株式会社					辞退
7	有限会社中村電気					辞退
8	株式会社良電社 東京営業所					辞退
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	116,149,000 円
------	---------------

令和 8 年度

見積経過調書

案件番号	0000003422
件名	文化会館（別館）昇降機設備改修工事
履行場所	東京都葛飾区立石六丁目33番1号
工期	令和8年5月18日から令和8年12月15日まで
契約方法	随意契約
資料配付日	令和8年5月12日
見積書提出期限・提出先	令和8年5月14日 16時00分 葛飾区役所7階契約管財課
決定者名	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 東日本支社 取締役常務執行役員支社長 宇和川 慎一 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号
決定金額	61,382,200 円

項番	企業名	第1回目 見積価格（円）	第2回目 見積価格（円）	第3回目 見積価格（円）	第4回目 見積価格（円）	備考
1	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 東日本支社	61,382,200				決定
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	61,382,200 円
------	--------------

令和 8 年度

入札経過調書

案件番号	0000001969
件名	奥戸中学校内装改修その他工事（その2）
履行場所	東京都葛飾区細田一丁目6番1号
工期	令和8年5月22日から令和9年1月15日まで
入札方法	公募型指名競争入札
資料配付日	令和8年4月21日
開札日時	令和8年5月20日 13時30分 電子入札
落札者名	株式会社大徳工務店 代表取締役 齊藤 德行 東京都葛飾区堀切四丁目53番3号
落札金額	133,500,000 円

項番	企業名	第1回目 入札価格（円）	第2回目 入札価格（円）	第3回目 入札価格（円）	第4回目 入札価格（円）	備考
1	小松建設株式会社					最低制限価格割れ
2	JBS株式会社					辞退
3	株式会社大徳工務店	133,500,000				落札
4	株式会社トーヨー富士工					最低制限価格割れ
5	株式会社トクエイ					辞退
6	永井建設株式会社					最低制限価格割れ
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	137,423,000 円
------	---------------

令和 8 年度

入札経過調書

案件番号	0000002508
件名	奥戸中学校電気設備改修工事（その2）
履行場所	東京都葛飾区細田一丁目6番1号
工期	令和8年5月25日から令和9年1月15日まで
入札方法	公募型指名競争入札
資料配付日	令和8年5月8日
開札日時	令和8年5月21日 13時30分 電子入札
落札者名	大光電気工業株式会社 代表取締役 荒牧 和夫 東京都葛飾区西水元二丁目12番22号
落札金額	40,645,000 円

項番	企業名	第1回目 入札価格（円）	第2回目 入札価格（円）	第3回目 入札価格（円）	第4回目 入札価格（円）	備考
1	株式会社OCEAN SYSTEM TEC					辞退
2	共栄電設工業株式会社					辞退
3	国弘電設株式会社					辞退
4	有限会社KHYテクノ					辞退
5	大豊電設株式会社					辞退
6	株式会社大洋電設					辞退
7	高野電気工業株式会社					辞退
8	大光電気工業株式会社	40,645,000				落札
9	有限会社中村電気					辞退
10	株式会社山中電機					辞退
11	株式会社良電社 東京営業所					辞退
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	40,731,900 円
------	--------------

令和 8 年度

入札経過調書

案件番号	0000002743
件名	柴又四丁目無電柱化整備（その1）工事
履行場所	東京都葛飾区柴又四丁目9番先から柴又七丁目3番先まで
工期	令和8年5月26日から令和9年1月28日まで
入札方法	公募型指名競争入札
資料配付日	令和8年4月24日
開札日時	令和8年5月22日 13時30分 電子入札
落札者名	株式会社岡田建興ジェイシー 代表取締役 岡田 保 東京都葛飾区小菅二丁目21番13号
落札金額	75,900,000 円

項番	企業名	第1回目 入札価格（円）	第2回目 入札価格（円）	第3回目 入札価格（円）	第4回目 入札価格（円）	備考
1	株式会社岡田建興ジェイシー	75,900,000				落札
2	株式会社ワイオリ	76,450,000				
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	76,942,800 円
------	--------------

令和 8 年度

入札経過調書

案件番号	0000002588
件名	西亀有四丁目歩道勾配改善(その3)工事
履行場所	東京都葛飾区西亀有四丁目2番先から9番先まで
工期	令和8年5月27日から令和9年1月29日まで 160日間
入札方法	公募型指名競争入札
資料配付日	令和8年5月7日
開札日時	令和8年5月25日 13時30分 電子入札
落札者名	有限会社小針土木 代表取締役 小針 孝之 東京都葛飾区柴又一丁目17番21号
落札金額	82,280,000 円

項番	企業名	第1回目 入札価格 (円)	第2回目 入札価格 (円)	第3回目 入札価格 (円)	第4回目 入札価格 (円)	備考
1	有限会社小針土木	82,280,000				落札
2	株式会社英組					最低制限価格割れ
3	株式会社マルトシンケン	83,500,000				
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	90,520,100 円
------	--------------

令和 8 年度

入札経過調書

案件番号	0000002345
件名	青葉中学校校庭改修工事
履行場所	東京都葛飾区堀切八丁目12番1号
工期	令和8年5月27日から令和8年10月30日まで
入札方法	公募型指名競争入札
資料配付日	令和8年5月7日
開札日時	令和8年5月25日 13時30分 電子入札
落札者名	株式会社相川造園 代表取締役 相川 正吾 東京都葛飾区堀切八丁目22番7号
落札金額	73,920,000 円

項番	企業名	第1回目 入札価格 (円)	第2回目 入札価格 (円)	第3回目 入札価格 (円)	第4回目 入札価格 (円)	備考
1	株式会社相川造園	73,920,000				落札
2	葛飾エクステリア株式会社	74,030,000				
3	東香園株式会社	74,118,000				
4	東洋グリーン産業株式会社	74,085,000				
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	74,142,200 円
------	--------------

令和 8 年度

入札経過調書

案件番号	0000002594
件名	お花茶屋二丁目歩道勾配改善(その2)工事
履行場所	東京都葛飾区お花茶屋二丁目1番先から東堀切二丁目28番先まで
工期	令和8年5月28日から令和8年12月28日まで
入札方法	公募型指名競争入札
資料配付日	令和8年5月8日
開札日時	令和8年5月26日 13時30分 電子入札
落札者名	株式会社英組 代表取締役 高橋 英樹 東京都葛飾区南水元一丁目6番1号
落札金額	67,903,000 円

項番	企業名	第1回目 入札価格 (円)	第2回目 入札価格 (円)	第3回目 入札価格 (円)	第4回目 入札価格 (円)	備考
1	株式会社英組	67,903,000				落札
2	株式会社マルトシンケン	68,970,000				
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	75,048,600 円
------	--------------

令和 8 年度

入札経過調書

案件番号	0000002746
件名	柴又小学校給食室機械設備改修その他工事
履行場所	東京都葛飾区柴又四丁目30番1号
工期	令和8年5月28日から令和9年3月12日まで
入札方法	公募型指名競争入札
資料配付日	令和8年5月7日
開札日時	令和8年5月26日 13時30分 電子入札
落札者名	有限会社木村工業所 代表取締役 木村 孝治 東京都葛飾区南水元一丁目5番6号
落札金額	120,175,000 円

項番	企業名	第1回目 入札価格 (円)	第2回目 入札価格 (円)	第3回目 入札価格 (円)	第4回目 入札価格 (円)	備考
1	有限会社木村工業所	120,175,000				落札
2	株式会社栗原設備 葛飾営業所					辞退
3	株式会社城東空調	120,304,800				
4	株式会社東和エンジニアリング	120,659,000				
5	株式会社水元設備	120,520,400				
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	121,275,000 円
------	---------------

庶務報告 No. 14
総務部
令和8年6月11日

令和7年度特別区税、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の不納欠損について

収納対策課

1 概要

令和7年度調定の特別区税、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料について、納税者又は納付義務者の無財産などにより徴収できなかったもの及び時効により徴収権が消滅したものの不納欠損処理を行ったため報告するもの

2 不納欠損の事由

(1) 執行停止（3年）・・・地方税法第15条の7第4項

以下の理由により、滞納処分の執行を停止した場合で、その期間が3年間継続したとき。

- ア 滞納処分できる財産がないとき。
- イ 滞納処分により生活が著しく困窮する恐れがあるとき。
- ウ 所在・財産が不明なとき。

(2) 執行停止（即時）・・・地方税法第15条の7第5項

無財産で、生活保護受給、相続人皆無など徴収金を徴収できないことが明らかなきとき。

(3) 消滅時効

- ア 特別区税・・・地方税法第18条
法定納期限の翌日から起算して、5年を経過したとき。
- イ 国民健康保険料・・・国民健康保険法第110条
法定納期限の翌日から起算して、2年を経過したとき。
- ウ 後期高齢者医療保険料・・・高齢者の医療の確保に関する法律第160条
法定納期限の翌日から起算して、2年を経過したとき。

3 不納欠損額

(1) 特別区税	138,986千円 (7,433件)
ア 特別区民税	135,781千円 (6,499件)
イ 軽自動車税	3,205千円 (934件)
ウ 特別区たばこ税	0千円 (0件)
エ 入湯税	0千円 (0件)
(2) 国民健康保険料	650,658千円 (45,418件)
(3) 後期高齢者医療保険料	28,669千円 (2,638件)

内訳は別紙のとおり

4 処理方法

葛飾区会計事務規則第46条により処理した。

1 不納欠損事由別内訳

区分		執行停止						消滅時効		合計	
		第4項(3年)		第5項(即時)		計					
		金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数
(1) 特別区税	無財産	817	65	102,511	4,730	103,328	4,795	33,489	2,496	138,986	7,433
	生活困窮	1,935	124			1,935	124				
	所在・財産不明	234	18			234	18				
	合計	2,986	207	102,511	4,730	105,497	4,937				
(2) 国民健康保険料	無財産	0	0	123,853	7,249	123,853	7,249	526,805	38,169	650,658	45,418
	生活困窮	0	0			0	0				
	所在・財産不明	0	0			0	0				
	合計	0	0	123,853	7,249	123,853	7,249				
(3) 後期高齢者医療保険料	無財産	0	0	11,914	935	11,914	935	16,755	1,703	28,669	2,638
	生活困窮	0	0			0	0				
	所在・財産不明	0	0			0	0				
	合計	0	0	11,914	935	11,914	935				

3

2 前年度との比較

区分		執行停止						消滅時効		合計	
		第4項(3年)		第5項(即時)		計					
		金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数
(1) 特別区税	令和7年度	2,986	207	102,511	4,730	105,497	4,937	33,489	2,496	138,986	7,433
	令和6年度	2,966	142	48,602	1,727	51,568	1,869	30,015	2,200	81,583	4,069
	増減	20	65	53,909	3,003	53,929	3,068	3,474	296	57,403	3,364
	増減率(%)	0.7	45.8	110.9	173.9	104.6	164.2	11.6	13.5	70.4	82.7
(2) 国民健康保険料	令和7年度	0	0	123,853	7,249	123,853	7,249	526,805	38,169	650,658	45,418
	令和6年度	0	0	25,535	1,765	25,535	1,765	878,690	66,904	904,225	68,669
	増減	0	0	98,318	5,484	98,318	5,484	△ 351,885	△ 28,735	△ 253,567	△ 23,251
	増減率(%)	-	-	385.0	310.7	385.0	310.7	△ 40.0	△ 42.9	△ 28.0	△ 33.9
(3) 後期高齢者医療保険料	令和7年度	0	0	11,914	935	11,914	935	16,755	1,703	28,669	2,638
	令和6年度	0	0	1,101	42	1,101	42	15,117	1,753	16,218	1,795
	増減	0	0	10,813	893	10,813	893	1,638	△ 50	12,451	843
	増減率(%)	-	-	982.1	2,126.2	982.1	2,126.2	10.8	△ 2.9	76.8	47.0

庶務報告 No. 1
施設部
令和8年6月11日

SHIBAMATA FU-TEN Bed And Localの運営に係る協議状況について

施設管理課

1 趣旨

SHIBAMATA FU-TEN Bed And Local (以下「本事業」という。)の運営について、運営事業者である株式会社R. project (以下「事業者」という。)から契約解除に係る協議依頼があり、区として協議に応じていくことを令和8年3月の総務委員会で報告したところである。

この度、事業者から現在の本事業に係る運営状況、運営上の課題について聴取し、事業者の最終的な意向を確認したうえで、区として契約解除に係る協議への対応方針を決定したため報告するもの

2 事業者の意向等

(1) 本事業の運営状況

本事業は、現在、団体利用を中心とした運営を行っているが、採算が取れない状況が続いている。事業者は令和8年1月末から一般観光客向けに5部屋を開放したが、利用実績は極めて低い状況にあり、一般観光客のみを対象とした本来の運営形態に戻した場合、採算を確保することは困難であると考えている。

(2) 本事業の運営上の課題

昨今のインバウンド需要においては、円安等を背景として、高付加価値・体験型の旅行ニーズが高まっており、宿泊施設には個室の快適性が求められる傾向にある。しかし、当該施設は「浴室なし」、「共同トイレのみ」の仕様であり、建物の老朽化も進んでいることから、事業者は、現在の旅行ニーズに合致しておらず、現在の施設仕様のままでは、安定した運営を継続するための十分な利用者の確保は難しいと考えている。

(3) 事業者の経営判断

本事業については採算が取れない状況が続いており、現在の運営状況や利用者ニーズの傾向を勘案すると、今後、本事業の収支が好転する可能性は極めて低いと認識しており、これ以上の事業継続は企業として困難との判断に至った。

については、団体利用者の受け入れを支障なく終了することができる令和8年9月30日をもって、本事業を終了し、葛飾区と締結している定期建物賃貸借契約を解除したい。

3 区の対応方針

本事業の継続を困難にしている要因は、平成30年6月に施行された住宅宿泊事業法（民泊新法）の影響により、民泊から旅館業法に基づく簡易宿所への移行が増加し、都内に本事業と競合する簡易宿所が急増したこと、及び当該施設の老朽化が進んでいることの2点であると考えられる。

実際に令和8年1月から一般観光客向け解放した5部屋の利用実績が著しく低調であることから、本事業は、より機能性や快適性に優れかつ同等以下の料金で利用できる後発の簡易宿所との競合に耐えうるだけの魅力を失っている状況にある。

これらの状況を勘案すると、本来の目的であるバックパッカーを中心とした一般観光客を対象とする宿泊形態へ転換したうえで採算性を確保し、当該施設において本事業を継続していくことは極めて困難であると考えている。

以上を踏まえ、本事業の当初目的を達成できる見込みはないと判断し、事業者から申し出のあった令和8年9月30日を目途に契約を解除することとする。

4 今後の施設活用

現状の施設のままでは、本事業の継続は困難であると判断しており、当該施設の解体の可否も含め、庁内で今後の活用の方向性について検討を行うこととする。

位置図



庶務報告 No. 2
施設部
令和8年6月11日

工事における検査未了事態の再発防止について

施設整備担当課

1 趣旨

柴又川甚まちなみ館改修工事で発生した検査未了事態に対して、本年3月の総務委員会において報告した、今後同様の事態を発生させないための再発防止策について、講じた対応の状況を報告するもの

2 事態の発生に見られた主な問題点

今回の事態の発生に見られた主な問題点は、次のとおりである。

- (1) 工事監理等業務委託契約の締結に際し、構造の工事監理業務技術者の配置について、双方認識に齟齬があるまま、特記事項を一部書き換え、契約を締結した。
- (2) 設計図書の相違に起因する現場の施工方法の認識の不一致について、関係者全員が気づく機会を逸した。

3 具体的な再発防止策

前項の問題点及びこれまでの原因分析を踏まえ、区、工事受注者及び工事監理受託者の認識を一致させるとともに、業務執行におけるチェック機能の強化を図るため、次のとおり具体的な再発防止策を講じ、その運用を徹底した。

(1) 特記事項の取扱いの厳格化及び契約内容の認識共有の徹底

認識の齟齬の発生を防止するため、工事監理等業務委託特記事項の標準書式は、原則として書換えを禁止とした。書換えが必要な場合には、文書決裁を受けることを義務付けた。

なお、工事監理等業務委託契約の締結に当たっては、締結前に工事監理業務の範囲及び構造の工事監理業務技術者の配置等について、十分な協議を行い、

文書化することで契約内容に関する認識の一致を図ることを徹底した。

(2) 自主検査の制度化

建築基準法に基づく中間検査の対象となっていない工事について、計画通知提出設計図書と現場の施工方法とを複数の視点で確認するため、自主的な検査を行うこととした。

検査は、鉄骨組立完了時や外壁設置の初期段階など、主要な工程の節目に実施し、計画通知提出設計図書との整合性を確認することとした。

検査者は、施設部内において係長級職以上の者、審査業務の経験を有する者、十分な経験があるとして課長が任命した者の中から複数名で構成する。

当該検査において不整合又は疑義が認められた場合は、課内で情報共有を行い、速やかに、区、工事受注者及び工事監理受託者の三者で対応方針を決定する。

庶務報告 No. 1
地域振興部
令和8年6月11日

マイナンバーカード交付体制の方向性について

戸籍住民課

1 概要

令和8年4月7日開催の総務委員会において報告したとおり、マイナンバーカード（以下「カード」という。）の交付については、令和8年6月から区民事務所の予約枠を拡大し、今年度想定される必要交付予約枠数の確保を行ったところである。

しかし、今後、更に交付需要が高まる時期が想定されることや、緊急性があり予約なしで当日中にカード交付を希望する区民ニーズに対応できていない等の課題があることから、こうした課題を踏まえ、今後のカード交付体制について、その方向性を報告するもの

2 主な課題

(1) 今後想定される交付需要への対応

マイナポイント事業でカードを取得した区民がカード更新を行う令和12年度及び14年度に、交付需要のピークを迎えることが想定される。

また、国からは、申請者に交付通知書が届いてから2週間以内に予約が取れるよう、適切な予約枠の確保が求められている。

これらのことを踏まえた場合、現在の区役所及び区民事務所の窓口数では、必要となる予約枠数の確保ができないため、更なる窓口数の確保が必要である。

※今後の交付需要の予想等については、別紙「マイナンバーカード交付申請件数・交付予約枠数（令和7年度～14年度）」のとおり。

(2) 予約なし交付ニーズへの対応

現在、カードはスペースの確保が困難なため、区役所内で一括保管することができず、区役所及び各区民事務所で分散保管している状況である。そのため、急な引越等により予約なしの当日交付を求められた場合、当該施設にカードが保管されているとは限らないことから、対応できていない状況である。

3 今後の取組

先の課題に対応するため、必要となる窓口数やカードを一括保管できる十分なスペースを備えた「マイナンバーカードセンター」（以下「センター」という。）を設置し、恒常的なカード交付体制を整え、区民の利便性の向上を図る。

4 センターの要件

(1) 面積

必要窓口数やカードの一括保管スペースの確保はもとより、区民の待機場所等、十分な面積を有していること。

<想定面積>

① 窓口スペース	: 約160㎡
② 保管・作業スペース	: 約 90㎡
③ 区民待合スペース	: 約 50㎡
④ 職員執務スペース	: 約 85㎡
合計 (①~④)	: 約385㎡

(2) アクセス

鉄道やバスなどの公共交通機関が多く接続しており、また、十分な駐車・駐輪スペースを備えていること。

(3) バリアフリー

子どもから高齢者まで様々な来所者が想定される中、物理的な障害がなく来所できるバリアフリー環境が整っていること。

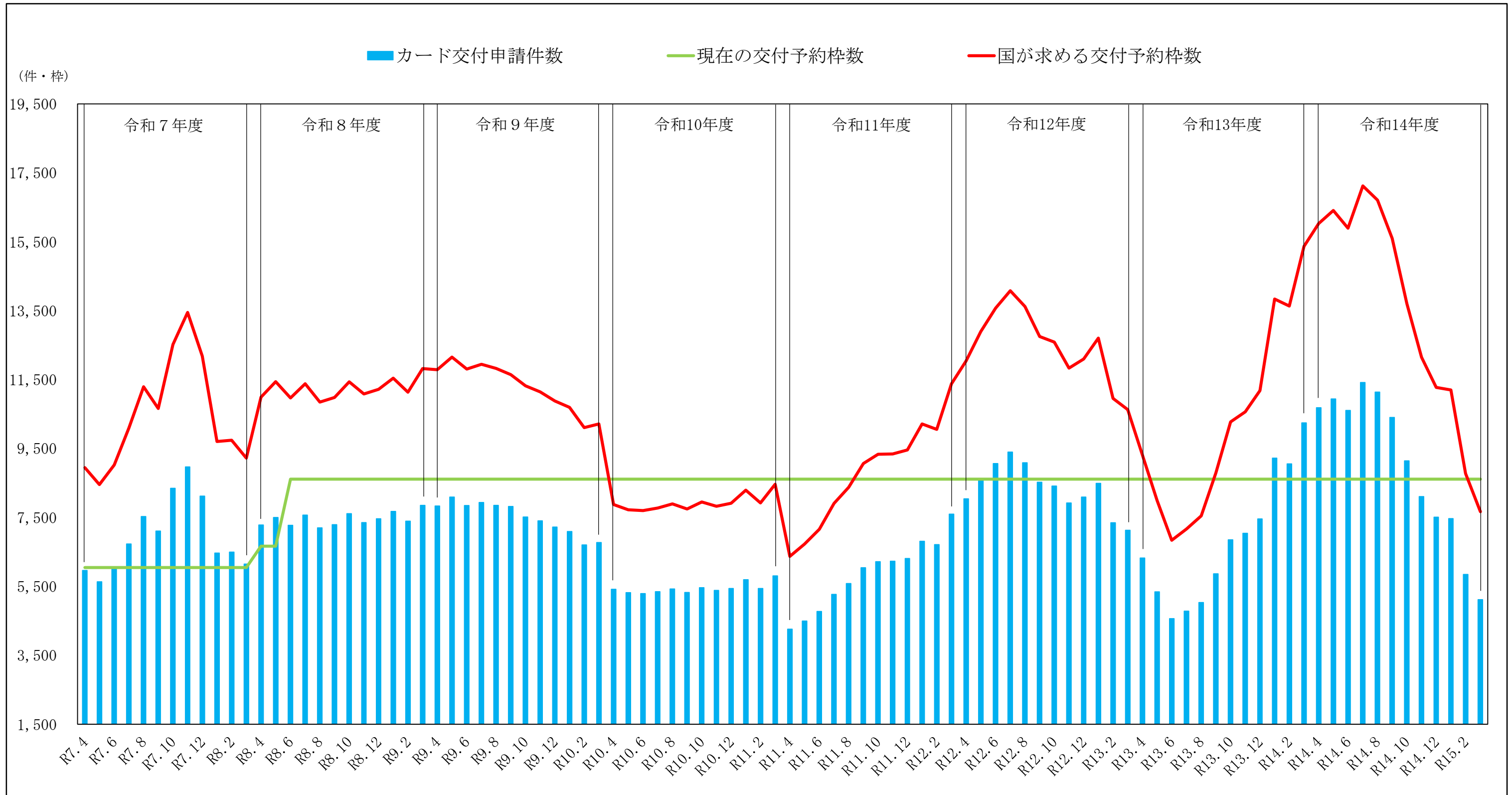
(4) セキュリティ

カードには特定個人情報が含まれていることを踏まえ、十分なセキュリティ環境が整っていること。

5 センターの開設時期

今後、「4 センターの要件」を可能な限り満たす適地の選定を行い、令和8年度中の開設を目指す。

マイナンバーカード交付申請件数・交付予約枠数（令和7年度～14年度）



※カード交付申請件数については、令和7年度は実績値、令和8年度以降は令和8年5月8日時点の推計値としている。
 ※国が求める交付予約枠数については、国がカード交付に係る予約可能時期を2週間以内としており、それを実現している自治体を参考に算出している。
 (カード交付申請件数に対して1.5倍した数値)

地域経済活性化対策について

商工振興課
産業経済課

1 概要

物価高騰の長期化や社会情勢の影響により、区民の生活負担は依然として大きく、さらに、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の高騰は、製造業や運輸業をはじめ多くの区内中小事業者に大きな影響を及ぼしている。

こうした状況の中、区民生活を支える区内商店街の下支えとなる「かつしかプレミアム付商品券」の追加発行の支援を行うとともに、区内事業者の資金繰りを支援する中小企業融資事業を充実させることで、地域経済の活性化を図る。

2 「かつしかプレミアム付商品券」（紙の商品券）の追加発行

区が経費を助成し、葛飾区商店街連合会が実施するプレミアム付商品券事業は、区民・事業者双方から高い評価を得ている。そのため、より多くの区民が利用できるよう「かつしかプレミアム付商品券」の追加発行に対する支援を行う。

今年度は、発行規模を過去最大とし、区内消費を大きく喚起することで、地域経済への波及効果を一層高める。

(1) 事業内容

	当初予算	第一次補正予算(案)	計
発行部数	160,000セット	100,000セット	260,000セット
販売総額	18億4千万円	11億5千万円	29億9千万円
購入限度	一人5セットまで		
使用期間	令和8年8月28日(金)～令和9年1月31日(日)(予定)		
商品券内訳	1セット 23枚綴 (一般商店専用券:13枚、大型店・一般商店併用券:10枚)		
プレミアム率	15% (1セット「1万1千5百円分」を1万円で購入可能)		

(2) 実施主体

葛飾区商店街連合会

(3) 周知方法

広報かつしか、区公式ホームページ、葛飾区商店街連合会公式サイト（かつしかプレミアム付商品券特設サイト）等により周知する。

(4) 予算措置

プレミアム付商品券発行事業費助成 187,563千円

※ 令和8年度第一次補正予算案に計上

《参考： かつしかデジタルプレミアム付商品券（かつしかPAY）》

	当初予算
発行部数	80,000セット
販売総額	9億6千万円
購入限度	一人3セットまで
使用期間	令和8年8月5日（水）～令和9年1月31日（日）
商品券内訳	なし（取扱店であればどこでも利用可能）
プレミアム率	20%（1セット「1万2千円分」を1万円で購入可能）

3 中小企業融資事業の充実

区では、区内中小企業を対象として、様々な用途に応じた融資を金融機関へあつせんし、融資が実行された場合の信用保証料及び利子の補助を行っている。

このたび、「収益構造改善資金融資」のあつせん要件を緩和し、原油価格高騰等の影響を受けている事業者の資金調達を支援する。

(1) 申込受付期間

令和8年7月1日（水）～令和9年3月31日（水）

(2) 融資内容

資金使途	融資限度額	返済期間	据置期間	利率 (年利)			信用保証料補助額
				本人負担	区負担		
運転 設備 併用	3,000万円 (小規模企業融資 2,000万円)	6年	6か月 以内	1.6% 以内	0.5% 以内	1.1%	30万円まで (小規模企業融資は 全額補助)

(3) 融資要件

<変更前> 葛飾区融資あっせん制度の特別融資の対象要件を満たし、次のいずれかに該当すること

(a) 最近3か月ないし6か月または12か月の合計売上高が、前年同期と比べて5%以上減少していること

(b) 最近3か月の平均売上総利益率または平均営業利益率が、前年同期と比べて5%以上減少していること

<変更後> 葛飾区融資あっせん制度の特別融資の対象要件を満たし、次のいずれかに該当すること

(a) 最近1か月の売上高が、前年の同月と比べて減少していること

(b) 令和8年2月以降のいずれか1か月の売上総利益率または営業利益率が、前年の同月と比べて減少していること

(4) 周知方法

広報かつしか、区公式ホームページ等のほか、本融資のチラシを作成し、金融機関や東京商工会議所葛飾支部など関係団体を通じて周知する。

(5) 予算措置

中小企業融資事業経費 95,280千円

※ 令和8年度第一次補正予算案に計上

庶務報告 No. 2
産業観光部
令和8年6月11日

柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園拡張部の指定管理者との基本協定について

観光課

本基本協定は、区の指導・監督のもと、指定管理者に事業運営及び施設管理を行わせる上で必要な基本的事項を定めるもの

1 経過

- 令和7年3月14日 建設環境委員会へ庶務報告（公募要項案等の報告）
- 3月18日 総務委員会へ庶務報告（公募要項案等の報告）
- 10月7日 令和7年第3回区議会定例会において、指定管理者の指定議案可決
- 令和8年2月27日 令和8年第1回区議会定例会において、指定管理者の指定期間の変更について議案可決
- 2月～6月 指定管理者と基本協定及び年度協定の締結に向けた詳細な協議

2 柴又川甚まちなみ館の概要

(1) 開館時間

午前9時から午後6時まで

多目的ホールの貸室利用は午前9時から午後9時まで

(2) 休館日

毎月第3火曜日

(3) 施設

1階 喫茶コーナー、物販コーナー、観光情報コーナー、喫煙所

2階 体験コーナー、展示・イベントコーナー

3階 多目的ホール

(4) 開館に向けたスケジュール (案)

令和8年7月8日～10日 内覧会

18日 午前 開館式典

午後 一般開館

3 基本協定の概要

(1) 協定締結者

葛飾区

柴又おもてなしパートナーズ

構成員 ① 株式会社協栄 (代表団体)

② 株式会社ブランドウ・ジャパン

③ ヤオキン商事株式会社

(2) 対象施設

柴又川甚まちなみ館、葛飾区立柴又公園拡張部

(3) 基本協定内容の骨子

別添1のとおり

(4) 指定期間 (基本協定第4条)

令和8年7月1日から令和11年3月31日 (2年9か月間)

(5) 業務の内容 (基本協定第5条)

- ① 観光に関する情報の収集及び提供に関すること。
- ② 地域産品等の展示及び販売並びに飲食物の提供に関すること。
- ③ 「葛飾柴又の文化的景観」に関する資料等を展示すること。
- ④ 葛飾区民と来訪者との相互交流に関すること。
- ⑤ 柴又川甚まちなみ館の利用に関すること。
- ⑥ 観光施設の維持管理に関すること。
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

4 基本協定に基づく年度協定について

基本協定に基づき、毎年度、管理・運営の具体的内容（モニタリング、委託料、区への還元、事業計画、維持管理業務仕様等）を年度協定により定めることとする。

令和8年度協定の概要（別添2のとおり）

5 今後の予定

令和8年6月下旬 基本協定締結

7月1日 令和8年度協定を締結し指定管理業務開始

毎年7月 総務委員会へ庶務報告（前年度管理運営状況、決算の報告）

(案)

柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園拡張部
の管理に関する基本協定書

令和8年6月 日

葛飾区（以下「区」という。）と柴又おもてなしパートナーズ（以下「指定管理者」という。）とは、次のとおり、柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園拡張部（以下「観光施設」という。）の管理に係る基本協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、観光施設を適正かつ円滑に管理するために必要な基本的な事項を定めることを目的とする。

（指定の目的等）

第2条 区と指定管理者は、観光施設の管理に関して区が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき指定することの目的が、民間事業者たる指定管理者の柔軟な発想を活かした経営手法や運営ノウハウを活用することにより、サービスの向上、利用者ニーズへのより迅速な対応、施設の有効活用及び管理経費の縮減を図り、もって住民の福祉の一層の増進に資することにあることを確認する。

2 指定管理者は、観光施設の設置目的、指定の目的及び指定管理者の業務実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、かつ、尊重するとともに、第4条第1項の指定期間中、誠実に観光施設の管理を行うものとする。

（管理に関する規程）

第3条 観光施設の管理に関する規程は、次のとおりとする。

（1）地方自治法

（2）柴又川甚まちなみ館条例（令和6年葛飾区条例第38号）及び柴又川甚まちなみ館条例施行規則（令和8年葛飾区規則第●●号）、葛飾区立公園条例（昭和33年葛飾区条例第1号）及び葛飾区立公園条例施行規則（平成9年葛飾区規則第65号）、葛飾区公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年葛飾区条例第34号）、葛飾区暴力団排除条例（平成24年葛飾区条例第19号）、葛飾区公契約条例（令和3年葛飾区条例第4号）

（3）本協定書

（4）別途締結する葛飾区観光施設の管理に関する年度協定書（以下「年度協定書」という。）及びその付属書類としての事業計画書、仕様書等

（5）柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園拡張部指定管理者公募要項（以下「公募要項」という。）、柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園拡張部業務水準書（以下「業務水準書」という。）及び提出書類様式記載例

（6）公募の際に指定管理者が区に提出した提案書等

2 前項の各規程の効力の優先順位は、同項各号に掲げる順序どおりとする。

(指定期間等)

第4条 指定管理者が観光施設を管理する期間（以下「指定期間」という。）は令和8年7月1日から令和11年3月31日までとする。

2 指定管理者が行う観光施設の管理に係る業務（以下「管理業務」という。）の事業年度及び会計年度は、令和8年度は令和8年7月1日から令和9年3月31日まで、令和9年度及び令和10年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 管理業務等

(管理業務の内容)

第5条 管理業務は、次のとおりとする。

- (1) 観光に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 地域産品等の展示及び販売並びに飲食物の提供に関すること。
- (3) 「葛飾柴又の文化的景観」に関する資料等を展示すること。
- (4) 葛飾区民(以下「区民」という。)と来訪者との相互交流に関すること。
- (5) 柴又川甚まちなみ館の利用に関すること。
- (6) 観光施設の維持管理に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、葛飾区長（以下「区長」という。）が必要と認める業務

2 前項各号の業務の内容は、公募要項及び業務水準書の定めるところによるものとし、その実施の細目は、年度協定書の付属書類の事業計画書、仕様書等で定める。

(第三者への委託)

第6条 指定管理者は、管理運営業務の全てを一括して第三者に委託（請負を含む。以下同じ。）することはできない。

2 指定管理者は、前項の規定に反しない範囲内において第三者に管理業務の一部を委託する場合は、あらかじめ当該第三者の名称等及び委託事項について書面で提出し、区の承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定により業務を委託する場合は、委託先の事業者及びその従業員に対して、接遇、守秘義務、個人情報保護等必要な事項の徹底を図るものとする。

4 指定管理者が管理業務の一部を第三者に委託する場合は、すべて指定管理者の責任及び費用において行うものとし、管理業務に関して当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、指定管理者が負担するものとする。

(自主事業)

第7条 指定管理者は、民間事業者のノウハウを活用し、より効果的かつ効率的に行うことが適当な事業について、区と協議の上、第5条第1項第7号の区長が必要と認める業務として、自主事業を行うことができる。

2 前項の自主事業の内容は、年度協定書において定める。

(モニタリング及び事業報告等)

第8条 管理業務のモニタリング及び事業報告等については、年度協定書において定める。

(報告の聴取、指示等)

第9条 区は、観光施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

2 指定管理者（解散後にあつては、その構成団体）は、地方自治法第199条第7項の規定による監査委員の監査がある場合は、同条第8項に規定する出頭、帳簿、書類その他の記録の提出等の必要な協力をしなければならない。

(緊急時の対応)

第10条 指定管理者は、管理業務の実施に関連して事故、災害等の緊急事態（以下「事故等」という。）が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、区を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

2 指定管理者は、災害時における区が定める葛飾区地域防災計画に基づき、対応しなければならない。

3 指定管理者は、事故等が発生した場合は、区と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(文書の管理)

第11条 指定管理者は、管理業務の実施に当たり作成、又は取得した文書等については、適切に管理を行うものとする。

第3章 施設の使用等

(使用の申請及び承認等)

第12条 観光施設の使用の申請及び承認等については、別紙1のとおりとする。

2 指定管理者は、観光施設の使用の申請、承認、その他第3条第1項第2号に規定する条例及び規則上の行為の名宛人又は発信者として「葛飾区観光施設指定管理者 柴又おもてなしパートナーズ総括責任者 氏名」と表示することができる。

3 指定管理者は、契約その他の法律上の行為の名宛人又は発信者については、「葛飾区観光施設指定管理者 柴又おもてなしパートナーズ」及び権限を有する者の肩書及び氏名を表示するものとする。

4 指定管理者は、管理業務の区民への周知その他の事実上の行為については、柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園拡張部の施設名を用いることができる。

(利用料金)

第 13 条 観光施設の利用料金は、別紙 2 のとおりとする。

- 2 利用料金の減額、免除及び還付の事由は、柴又川基まちなみ館条例施行規則に規定するところによる。この場合において、区は、当該規定を改めるときは、あらかじめ指定管理者と協議する。
- 3 指定管理者は、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、課税事業者の求めに応じて施設の利用料金等に関する適格請求書（以下「インボイス」という。）の交付や交付したインボイスの保存等、適切に対応しなければならない。

(建物及び敷地の占用)

第 14 条 指定管理者は、管理業務に必要な範囲内において、観光施設の建物及び敷地を占有する場合は、あらかじめ区の承認を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、区及び区から行政財産目的外使用許可を受けた者が使用する場合には、建物及び敷地の一部を占有させるものとする。

第 4 章 経理

(経理に関する事項)

第 15 条 管理業務の経理に関する事項は、別紙 3 の定めるところによる。

(委託料)

第 16 条 区が指定管理者に支払う施設管理委託料及び事業委託料（以下「委託料」という。）の額（消費税及び地方消費税を含む。）及び支払時期並びに管理業務の一部を遂行しなかった場合等の委託料の減額等については、年度協定書において定める。

(減額免除分の補填)

- 第 17 条 区は、指定管理者が第 3 条第 1 項に規定する条例及び規則の規定に基づき利用料金の減額及び免除をした額（第 34 条第 3 項に規定する場合にあっては、その減じた額及び免除した額を除く。）について、指定管理者に支払うものとする。この場合において、指定管理者は、減額及び免除の内訳を付して請求するとともに、減額及び免除の申請書その他の記録を保存しなければならない。
- 2 観光施設の維持管理や修繕に伴い、観光施設を閉館（1～3 週間程度）した場合及び展示・イベントコーナーの展示内容リニューアルに伴い、展示・イベントコーナーの貸出しを休止した場合（1～3 週間程度）の利用料金収入の減収分については補填の対象としない。

(区への還元)

第 18 条 収入見積総額を超える収入があった場合の区への還元については、公募の際の指定管理者の提案に基づき、年度協定書において定める。

(光熱水費及び修繕料預託金)

第 19 条 光熱水費及び修繕料預託金の額、支払方法及び精算方法については、区と指定管理者が協議して定める。

(光熱水費立替分の徴収)

第 20 条 指定管理者は、区から行政財産目的外使用許可を受けた者の使用に係る光熱水費について、当該許可を受けた者から指定管理者が立て替えた光熱水費相当額を徴収することができる。

第 5 章 備品等の取扱い

(管理委託物品の取扱い)

第 21 条 管理業務に係る区が所有権又は使用権限を有する物品（以下「管理委託物品」という。）の取扱いについては、別紙 4 のとおりとする。

(指定管理者による備品等の購入等)

第 22 条 指定管理者は、自己の費用により、管理委託物品以外で管理業務に必要な物品を購入し、又は調達し、当該業務実施のために供することができる。この場合において、当該物品（以下「自己備品等」という。）の修繕については、指定管理者の負担とする。

2 指定管理者は、自己備品等の品目及び数量を書面（電磁的記録を含む。）により記録するとともに、管理委託物品と区分できるように管理しなければならない。

第 6 章 情報の取扱い

(秘密保持義務)

第 23 条 指定管理者又は管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の定めるところにより個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、管理業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第 24 条 管理業務により指定管理者が保有する個人情報の取扱いについては、別紙 5 のとおりとする。

(情報公開の取扱い及び情報提供)

第 25 条 指定管理者の管理する施設の管理業務に関する情報公開の取扱いについては、葛飾区情報公開条例（平成 4 年葛飾区条例第 30 号）の定めるところによる。

2 前項の運用については、別紙 6 のとおりとする。

- 3 指定管理者は、管理業務に関し、利用者等に対して適時適切に情報を提供するものとする。

第7章 損害賠償等

(損害賠償義務)

第26条 指定管理者は、故意又は過失により観光施設の施設若しくは設備を毀損し、又は滅失させたときは、これにより生じた損害を区に賠償しなければならない。

ただし、区長は、特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

- 2 指定管理者は、第37条の規定により指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合において、区に損害が発生したときは、その損害を賠償しなければならない。

(第三者への賠償)

第27条 指定管理者は、管理業務の実施に当たり、指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。

- 2 区は、指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合は、指定管理者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第28条 管理業務の実施に関し、区が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。

- (1) 特別区有物件火災共済
- (2) 特別区自治体総合賠償責任保険

- 2 管理業務の実施に当たり、指定管理者が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。

(1) 身体賠償	1名につき	1億円以上
	1事故につき	10億円以上
(2) 財物賠償	1事故につき	2,000万円以上
(3) 個人情報漏えい	1事故につき	1億円以上

(不可抗力の定義)

第29条 次条及び第31条において「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）その他区及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由をいい、当該事由によらない観光施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。

- 2 前項の事由には、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置又は同条第4号に

規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置が講じられている期間並びに区民及び区内に事業所を有する事業者に感染拡大を防止する措置の実施を求める東京都又は区が定める期間における同条第1号に規定する新型インフルエンザ等を含めるものとする。

(不可抗力発生時の対応)

第30条 指定管理者は、不可抗力が発生した場合は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第31条 指定管理者は、不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害、損失及び増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって区に通知するものとする。

2 区は、前項の通知を受け取った場合、当該損害、損失及び増加費用については合理性を認める範囲で区が負担するものとする。なお、指定管理者が付保した保険により補填された金額相当分については、区の負担に含まないものとする。

第8章 指定期間の満了に伴う引継等

(適用除外)

第32条 この章の規定は、指定期間後も指定管理者が引き続き管理業務を行う場合は、適用しない。

(業務の引継ぎ等)

第33条 指定管理者は、指定期間終了前に、指定期間後に新たに観光施設の管理を行うもの(以下「後任管理者」という。)に対し、管理業務の引継ぎ(管理業務に係る個人情報を含む。)を行わなければならない。

2 区及び後任管理者は、観光施設の視察を指定管理者に申し出ることができるものとする。この場合において、指定管理者は、合理的な理由のある場合を除いてその申し出に応じなければならない。

3 指定管理者は、後任管理者が指定期間直後から円滑に管理業務を行うことができるように協力するとともに、指定期間内に発生する後任管理者に係る必要な業務について、代行しなければならない。

(既に徴収した利用料金の支払)

第34条 指定管理者は、指定期間後の使用に係る利用料金を使用者から徴収している場合は、その相当額を後任管理者に対して支払わなければならない。

2 指定期間内の使用に係る利用料金を使用者から徴収している場合は、指定管理者は、後任管理者と当該利用料金に関する取扱いについて協議し、その結果を区に報告するも

のとする。

- 3 指定管理者が指定期間後の使用に係る利用料金の減額及び免除をした場合は、当該減額及び免除の申請書その他の記録を後任管理者に引き継がなければならない。

(原状回復義務)

第 35 条 指定管理者は、指定期間終了までに、観光施設及びその設備を管理業務開始時の状態に回復しなければならない。ただし、区の承認を得たとき並びに施設及びその設備の経年劣化については、この限りでない。

(備品等の取扱い)

第 36 条 指定管理者は、本協定の終了に際し、管理委託物品については後任管理者に引き継ぎ、自己備品等については自己の責任と費用で撤去しなければならない。ただし、指定管理者と後任管理者との間で協議が成立した場合は、自己備品等を引き継ぐことができる。

第 9 章 指定の取消し

(指定管理者の指定の取消し等)

第 37 条 区は、指定管理者が第 9 条の指示に従わない場合その他当該指定管理者による管理業務を継続することが適当でないとする場合は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の定めるところにより、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じたことにより当該指定管理者に生じた損害については、区は、その賠償の責めを負わないものとする。

(指定取消しの場合の違約金)

第 38 条 区が指定を取り消した場合は、指定管理者は、当該取消しをした年度の委託料の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として区に納付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、正当な理由により指定管理者が指定取消しの申し出をしたときは、同項の規定は適用しない。

(準用)

第 39 条 第 33 条から第 36 条までの規定は、指定管理者の指定が取り消された場合について準用する。

第10章 その他

(リスク分担)

第40条 管理業務のリスク分担は、別紙7に定めるところによる。

(権利義務の譲渡の禁止等)

第41条 指定管理者は、本協定によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承（合併等による場合を含む。）させてはならない。ただし、事前に区の承認を受けた場合は、この限りではない。

2 指定管理者は、社名、本社所在地及び代表者に変更があった場合は、速やかに区に届け出なければならない。

(協定の変更)

第42条 区及び指定管理者は、特別な事情が生じたときは、双方協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義についての協議)

第43条 本協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に定めのない事項については、区及び指定管理者の協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、区及び指定管理者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年6月 日

東京都葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区

葛飾区長 青木 克徳

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番9号

柴又おもてなしパートナーズ

代表者 株式会社協栄

代表取締役 山田 賢治

使用申請及び承認等

1 使用申請

柴又川甚まちなみ館

(1) 施設使用申請の期間

ア 区内の観光振興団体及び地域産業振興団体

施設を使用しようとする日の属する月の6箇月前の初日から使用日の当日までとする。
ただし、特に必要があると認めるときは、当該期間外においても申請を受け付ける。

イ 区内一般使用

施設を使用しようとする日の属する月の4箇月前の初日から使用日の当日までとする。

ウ 区外使用

施設を使用しようとする日の属する月の3箇月前の初日から使用日の当日までとする。

(2) 使用申請の方法

ア 使用申請は、原則として窓口での利用申請により行う。

イ 使用承認においては、申請の順序により行う。同時に申請があった場合は、抽選により申請の順序を決定する。また、毎月第2火曜日に抽選会を実施し、抽選により申請の順序を決定する。

ウ 随時受付は、施設ホームページ・電話・電子メールによる申請も受け付けるが、この場合は仮受付とし、2週間以内に窓口での申請を行わないときは無効とする。

2 使用の承認

施設の使用申請があった場合は、その適否を審査し、承認することが適当と認めるときは、使用承認書を当該申請者に交付する。

3 利用料金の減額・免除の申請

施設利用料金の減額又は免除の申請を受けるときは、使用申請を受ける際に減額・免除申請書により行い、審査のうえ承認する。

4 利用料金の還付等

(1) 使用者の責任によらない理由で使用することができなくなったときは、利用料金の全額を還付する。

(2) 施設使用日の7日前までに使用取消申請を行った場合は、利用料金の100分の50に相当する額を還付する。

(3) 施設使用日の7日前までに使用承認変更申請を行った場合において、すでに納付された施設等利用料金に変更後の施設等利用料金を上回るときは、当該上回る額の100分の50に相当する額を還付する。

5 葛飾区暴力団排除条例に基づく処理

指定管理者は、葛飾区暴力団排除条例（平成24年条例第19号）第9条の規定により、施設の利用の不承認又は取消しを行うときは、区と協議しなければならない。

6 書類の様式について

各書類の様式については、区と協議の上、指定管理者が別に定める。

利用料金表

1 施設利用料金

	午前		午後		夜間		全日			
	午前 9時から 正午まで		午後 1時から 午後 5時まで		午後 6時から 午後 9時まで		午前 9時から 午後 5時まで		午前 9時から 午後 9時まで	
	区民	区民 以外	区民	区民 以外	区民	区民 以外	区民	区民 以外	区民	区民 以外
展示・ イベント コーナー	2,700 円	5,400 円	3,600 円	7,200 円			7,200 円	14,400 円		
多目的 ホール (全 面)	3,600 円	7,200 円	4,800 円	9,600 円	5,400 円	10,800 円			14,400 円	28,800 円
多目的 ホール (西 面)	900円	1,800 円	1,200 円	2,400 円	1,400 円	2,700 円			3,600 円	7,200 円

備 考

- 1 この表において「区民」とは、葛飾区内に在住し、在勤し、又は在学している者及び規則で定めるところにより区長の登録を受けた団体をいう。
- 2 展示・イベントコーナーを開館時間外（午前 8時から午前 9時まで及び午後 5時から午後 6時までの間をいう。）に使用する場合は、当該施設の使用時間 1時間につき、3,200 円とする。この場合において、使用時間に 1時間未満の端数があるときは、これを 1時間とする。
- 3 多目的ホールを開館時間外（午前 8時から午前 9時まで及び午後 9時から午後 10時までの間をいう。）に使用する場合は、当該施設の使用時間 1時間につき、多目的ホール（全面）にあつては 4,200 円、多目的ホール（西面）にあつては 1,100 円とする。この場合において、使用時間に 1時間未満の端数があるときは、これを 1時間とする。
- 4 使用者が使用区分の時間を超えて使用する場合の当該超過時間の限度額は、超過時間 30 分につき、当該施設の当該使用欄の 100 分の 20 相当額とする。ただし、午前と午後、午後と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。
- 5 物品等の販売を行う場合又は入館料その他これに類する料金を徴収する場合は、当該施設の利用料金（前項の規定の適用があるときは、その適用後の利用料金）の 100 分の 200 相当額とする。

2 付帯設備の利用料金

	種 別	区 分	利用料	概 要
1	移動式スピーカー	1台1回	1,000円	
2	移動式モニター	1台1回	1,000円	
3	プロジェクター	1台1回	1,000円	備付品は無料
4	プロジェクタースクリーン	1台1回	1,000円	備付品は無料
5	マイク	1本1回	300円	備付品は無料
6	ワイヤレスマイク	1本1回	700円	備付品は無料

備 考

- 1 この表において「1回」とは、午前、午後又は夜間の使用区分のそれぞれをいい、全日の使用区分は、展示・イベントコーナーは2回、多目的ホールは3回と計算する。
- 2 使用承認時間を超えて使用した場合は、超過時間30分につき、当該使用単位の利用料の100分の20相当額を徴収する。ただし、午前と午後、午後と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

3 コインロッカー利用料

利用料(1件1回につき)	100円
--------------	------

備考：この表において1回とは、施錠から解錠までの間をいう。

経理に関する事項

本事業では利用料金制度を採用します。指定管理者は区が支払う本事業に要する経費のほか、利用者が支払う利用料金や自らが企画・実施する観光振興事業の収入及び協賛金等を自らの収入とします。

(1) 指定管理者の収入として見込まれるもの

① 利用料金収入

利用料金は、柴又川甚まちなみ館条例別表に定める範囲内（消費税含む）で、区の承認を得て定めることができます。区の規定で定める利用料金の減額・免除額については、区より補填しますので、利用料金収入として計上してください。ただし、実績額が見積総額を上回った場合、以下の方法で算定した金額を区へ還元するものとします。

- ・ 柴又川甚まちなみ館

$$\text{区への還元額} = A \times (\text{利用料金収入実績額} - \text{利用料金収入見積総額})$$

② 事業費収入

指定管理者は、「業務水準」で示した観光振興事業を行うことにより収入を得ることができます。ただし、実績額が見積総額を上回った場合、以下の方法で算定した金額を区へ還元するものとします。

- ・ 柴又川甚まちなみ館

$$\text{区への還元額} = a \times (\text{観光振興事業費収入実績額} - \text{観光振興事業費収入見積総額})$$

※上記①、②の係数A、aは0～1.0の範囲内で公募時の提案によることとなります。ただし、それぞれの実績額が見積総額を下回った場合（式のカッコ内がマイナスの場合）、係数は0と考えることとします。

③ 施設管理委託料

指定管理者には、以下の方法で算定した施設管理の委託料を支払うものとします。

- ・ 柴又川甚まちなみ館

$$\text{施設管理委託料} = \text{施設管理運営経費見積総額} - \text{利用料金収入見積総額}$$

- ・ 柴又公園拡張部

$$\text{施設管理委託料} = \text{施設管理運営経費見積総額}$$

④ 事業委託料

指定管理者には、以下の方法で算定した事業実施の委託料を支払うものとします。

- ・ 柴又川甚まちなみ館

$$\text{事業委託料} = \text{観光振興事業実施経費見積総額} - \text{観光振興事業費収入見積総額}$$

⑤ 支払い限度額

区が支払う指定管理委託料の限度額について、柴又川甚まちなみ館においては令和8年度が93,000千円、令和9年度が95,500千円、令和10年度が98,000千円となります。柴又公園拡張部（和風庭園は令和9年開園予定）においては令和8年度が21,600千円、令和9年度が39,332千円、令和10年度が40,485千円としま

す。

なお、この限度額には、光熱水費及び修繕料は含まれておりません。しかし観光振興事業に関する支払い等は限度額の計算に含まれています。

また、指定管理者が観光施設の管理運営のために施設の一部分を使用する場合（事務室等）は、あらかじめ区の承認を得る必要がありますが、行政財産目的外使用料を区に支払う必要はありません。ただし、観光施設の管理運営と関連のない使用や、指定管理者以外の者が使用する場合は行政財産目的外使用料を、また、公園占用許可を受けた場合は公園占用料をそれぞれ区に支払う必要が生じます。

※ 人件費の高騰分を見込んで限度額を計算しています。

※ 限度額について、公募時に予期できなかった事由が生じた場合は、協議の上、限度額を超える指定管理委託料を設定することもあります。

⑥ 修繕料及び光熱水費

指定管理者は、区から受領した委託料のうち「修繕料」「光熱水費」を別途出納管理し、年度末毎に精算を行ってください。なお、公園の維持管理及び指定管理者が携わるイベントに伴う光熱水費も支払いの中に含まれます。

⑦ 喫茶・物販事業費収入

指定管理者は、「業務水準」で示した喫茶提供・物販等の運営を行うことにより収入を得ることができます。なお、喫茶提供・物販等の運営は独立採算で行っていただきます。

（２）管理経費

区は、施設管理委託料、事業委託料、指定管理者による修繕料及び光熱水費の見積総額相当を指定管理者に支払います。

指定管理者は、施設管理委託料、事業委託料のうち翌月分以降のものがある場合は仮受金又は前受金として貸借対照表上で管理し、施設管理委託料、事業委託料のうち当月分と利用料金収入を売上とし、当月の①人件費（退職給与引当金を含む）、②事務費、③施設管理運営経費、④観光振興事業経費等を年度管理経費として損益計算書上で管理してください。

また、指定管理者は、区からの修繕料及び光熱水費が概算払い（年度末精算）となるため、預り金として貸借対照表に記帳し、当該目的での利用について管理の上、月次報告書で当該管理状況を報告してください。

（３）経費の支払い

会計年度（４月１日（令和８年度は７月１日）から翌年３月３１日まで）を基準として、分割で支払うものとします。なお、支払い時期や方法等は提案に基づいて区と協議し、年度協定で定めます。

（４）会計区分の独立

指定管理者は、管理運営及び事業実施に係る経理事務を行うにあたり、自身の団体と分離独立した会計帳簿書類及び経理規定を設けるとともに指定管理事業と自主事業についても分け

て管理してください。

また、当該事業についての監査業務が受けられるような体制を整えるため、月末締めで、月次・四半期・年次で財務報告書（貸借対照表、損益計算書、資金繰表及び経理に関連する事業内容がわかる資料（経営指標等で運営状況を報告することが望ましい））を作成し、区に報告してください。（下記【参考】参照。）

会計処理に当たっては、個別業務及び施設別の収支状況が明確に把握できるよう経理事務を行ってください。また、契約書・領収書等の収支に関する基礎資料についても分類整理のうえ、保管してください。

独立採算事業を含む指定管理事業と指定管理者の自主的な提案にて行われる事業（以下、「自主事業」という。）の間での経費の付替えや精算等が必要な場合には、事業提案時に指定管理者が設定し区が承認した会計上のルールと継続性の原則に基づいて経理処理を行ってください。指定管理事業と自主事業間での経費の付替えや精算方法等の会計処理上のルールを変更する必要がある場合には、変更の理由を明らかにし、変更内容について指定管理者の責任者が確認した書面を区に届け、承認を得た上で変更してください。

【参考】

・ 地方自治法第 244 条の 2（公の施設の設置、管理及び廃止）

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

・ 葛飾区公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例

（事業報告書の提出）

第 6 条 指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を区長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第 8 条第 1 項の規定により指定を取り消されたときは、当該取り消された日から 30 日以内に、同日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

（1）管理に係る業務の実施の状況

（2）利用の状況

（3）使用料又は利用に係る料金の収入の実績

（4）管理に係る経費の収支の状況

（5）前各号に掲げるもののほか、管理の状況を把握するために区長が必要と認める事項

（報告の徴収等）

第 7 条 区長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理に係る業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定管理者の指定の取消し等)

第8条 区長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、又は指定管理者の責めに帰すべき事由により公の施設の管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じたことにより当該指定管理者に生じた損害については、葛飾区(第10条において「区」という。)は、その賠償の責めを負わないものとする。

(5) 管理口座

指定管理事業に関連する出入金の管理は、原則として団体自体の銀行口座とは別の口座で管理してください。また、指定管理事業と自主事業についても別々の口座で管理してください。

さらに、指定管理事業の貸借対照表、損益計算書及び資金繰表等を作成して会計管理を行うとともに、月ごとに現金預金残高と関係帳票との照合を行ってください。

なお、これらの作成を現場の事業所ではなく、本社や経理センター等で行う場合は、貸借対照表及び損益計算書については、区の監査が出来るように、指定管理対象事業と自主事業を区別して作成してください。資金繰表については、資金の管理方法を区に説明し、本社や当該事業を管理している組織の資金繰表を添付した上で、書面による「資金繰表作成免除申請(区の承認を求める任意の様式)」を行うことも可能です。

そして、区から監査を要求された場合には、指定管理事業の取引に係る全ての証憑書類を、監査担当者に提示できるように、協定書を締結する段階で、監査の手続や手順について区と合意してください。

(6) 留意事項

- ① 1件につき10万円未満の施設内の修繕、工事などは、区が貸付ける修繕料により指定管理者の判断で実施してください。小破修繕に関する状況は、貸借対照表上で修繕料預かり金、修繕料支出金、修繕料預かり金残高にて毎月管理した上で、月次財務報告書提出時に報告してください。預かり金残高は、当該年度終了後に精算いたします。1件10万円を上回るものについては、双方協議を経てから実施してください。
- ② 備品については、区の備品を使用しても結構です。事業の開始に先立って、備品等の内訳(名称、購入日等を含む)、数量、状態等の確認を行います。当該備品の修理や故障による取替の必要がある場合は双方協議により対応を決定します。なお、指定管理者が新しい備品を購入・配備することも可能ですが、区の備品と区別がつくように登録管理してください。また、会計上も減価償却等の必要な処理を行ってください。指定期間終了後は指定管理者が処分してください。指定期間終了に伴い、新しい指定管理者と交代する場合には、指定管理者が独自に購入した備品については、後任の指定管理者に対して売却しても結構です。区の備品は、老朽化や消耗に関する場合を除き、原状復帰での返却をお願いします。
- ③ 柴又川甚まちなみ館における体験コーナーについて予約販売を行う場合は、指定管理者が旅行

会社などと販売委託契約を締結しても結構です。

- ④ 柴又川甚まちなみ館における体験コーナーに関して、指定管理者が旅行会社などとの間で観光クーポンなどによる体験料の後払い契約を締結しても結構です。
- ⑤ 柴又公園拡張部における指定管理者以外のイベント、集会、ロケーション等による公園占用手続きについては、区公園課が行います。それに伴う占用料は、区公園課の収入となります。
- ⑥ 指定管理者が、新しい備品の購入・配備、設備機器の更新その他施設の整備を行うに当たり、リース契約等によることは可能ですが、リース契約等の期間の満了日は指定期間の終了日を超えないものとします。また、指定管理者が、契約当事者となるリース契約等による新しい備品の購入・配備、設備機器の更新その他施設の整備等を提案する場合には、指定期間終了後の、当該リース契約等の対象物の処分等の取り扱いと、区有備品及び区が設置した設備機器その他施設に加えた改修等に関わる部分に関する原状回復の方法を必ず記載してください。

管理委託物品の取扱い

(管理委託物品の貸与)

- 1 区は、管理委託物品を無償で指定管理者に貸与し、指定管理者は、指定期間中これを善良な管理者の注意をもって管理する。

(書面の取交わり)

- 2 区及び指定管理者は、管理委託物品の品目及び数量を記載した書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）を取り交わす。

(購入指示物品)

- 3 指定管理者は、第 16 条の委託料により購入した物品（区から書面により購入が指示された場合に限る。）について、管理委託物品として管理する。

(使用不適品)

- 4 区及び指定管理者は、管理委託物品が経年劣化等により管理業務実施の用に供することができなくなった場合は、双方協議により対応を決定するものとする。

(管理委託物品の変動)

- 5 指定期間中に管理委託物品の品目及び数量の変更が生じたときは、変更部分について書面を取り交わり、又は書面により通知するものとする。

(毀損滅失等)

- 6 指定管理者は、故意又は過失により管理委託物品を毀損し、又は滅失したときは、区との協議により、区に対してこれを弁償し、又は自己の費用で当該物品と同等の機能及び価値を有するものを購入し、又は調達しなければならない。

(禁止規定)

- 7 指定管理者は、管理委託物品について、区の書面による承諾がない限り、次に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 管理業務以外の目的に使用すること。
 - (2) 加工、改良等を加えること。
 - (3) 第三者に貸与又は譲渡すること。

(検査)

- 8 区は、あらかじめ日時を定めて、管理委託物品の管理事務及び使用状況について、検査することができる。この場合において、指定管理者は、物品管理の責任を有する者にその立会いをさせるものとする。

指定管理者が保有する個人情報の取扱い

1 個人情報の定義

個人情報とは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第2条第1号に定める個人情報をいう。

2 個人情報の原則的な取扱い

- (1) 指定管理者は、保有する個人情報の漏えいや紛失等により、区民等のプライバシーや権利利益を侵害することがないように努めなければならない。
- (2) 指定管理者は、個人情報保護法、葛飾区情報セキュリティポリシーその他の関連法令等に従い、個人情報を適切に扱わなければならない。なお、協定締結後、関連法令等が改正された場合には、改正内容に従わなければならない。
- (3) 指定管理者は、個人情報の適正な取扱いについて、組織として取り扱うため、個人情報の安全管理に関する基本的な方針を定め、管理業務に着手する前に区に提出しなければならない。

3 委託を行う場合の措置等

- (1) 指定管理者は、管理業務のうち個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ区の許諾を得たときは、この限りではない。
- (2) 指定管理者は、個人情報を取り扱う業務の委託に関し区の許諾を得ようとするときは、第6条第2項の規定に基づき、委託先の名称、委託する理由、委託して処理する内容、委託先において取り扱う情報、委託先における個人情報の安全管理及び信頼性を確保する対策並びに委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした書面を、委託契約締結前に、区に提出しなければならない。
- (3) 前(2)の場合においては、指定管理者は、委託先に個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるとともに、区に対して、委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (4) 指定管理者は、委託先との契約において、委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- (5) 指定管理者は、委託先と契約をした場合には、その履行状況を管理・監督するとともに、区の求めに応じて、管理・監督の状況を区に対して適宜報告しなければならない。
- (6) 区の承諾を得ないで個人情報を取り扱う業務の委託を行った場合は、区は指定管理者の指定を取り消すことができる。

4 個人情報の適正な管理

- (1) 指定管理者は、管理業務に係る個人情報に関する管理責任者を定め、業務に着手する前に区に提出しなければならない。

- (2) 指定管理者は、管理業務に係る個人情報の管理台帳を設け、管理業務従事者、個人情報の取扱い及び管理状況を記録しなければならない。なお、指定管理者は、区の求めがあった場合には、管理台帳を区に提出しなければならない。

5 管理業務に係る個人情報を取り扱う作業場所の特定

- (1) 指定管理者は、管理業務に係る個人情報を取り扱う作業場所（以下「作業場所」という。）を定め、管理業務に着手する前に作業場所を明示した平面図等を区に提出しなければならない。ただし、区の施設内で業務を行う場合は、この限りではない。
- (2) 指定管理者は、作業場所を変更する場合には、事前に書面により区に申請し、その承認を得なければならない。
- (3) 指定管理者は、管理業務従事者に対して、指定管理者が発行する身分証明書を常時携帯させ、区の求めがあった場合には提示させなければならない。
- (4) 指定管理者は、個人情報の盗用、漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他適正な管理及び安全の確保のために、次の措置を講じなければならない。
- ア 個人情報を他の情報と混在しないよう区別し、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に保管するものとし、区から個人情報を受領する前に、その保管場所の平面図（施錠箇所を明示したもの）を提出すること。なお、区が、別途保管方法を指定するときは、区の指定した保管方法によること。
- イ 区が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- ウ 個人情報を電子データで持ち出す場合には、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- エ 個人情報を電子データで保管する場合には、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検し、その点検記録を保管すること。なお、区の求めがあった場合には、点検記録を区に提出すること。
- オ 作業場所に、私物モバイル端末、私物パソコン、私物外部記録媒体その他の私物を持ち込ませないこと。
- カ 個人情報を取り扱うパソコンに、ID・パスワード設定、不正プログラム対策ソフトウェア導入等のセキュリティ対策を講じること。また、当該業務に関係のないソフトウェアをインストールしないこと。
- キ 個人情報を取り扱う機器、電子媒体又は書類等は、施錠できるキャビネット、書庫又は必要に応じて耐火金庫等に保管・施錠すること。
- ク 指定管理者は、管理業務で使用するソフトウェア及び電子計算機等において、脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、不正アクセス対策及び情報漏えい対策を講じること。

6 秘密保持の義務

- (1) 指定管理者は、管理業務により知り得た個人情報を他人に知らせ、又は違法不当な目的に利用してはならない。管理業務終了後もまた同様とする。
- (2) 指定管理者は、管理業務従事者に対し、秘密保持に関する誓約書を提出させ、前(1)の義務を遵守させなければならない。また、区の求めがあった場合には、誓約書等の写しを区に提出し報告しなければならない。

7 第三者への提供の禁止

- (1) 指定管理者は、本契約により受注した業務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。
- (2) 指定管理者は、管理業務に係る個人情報を管理業務従事者のうち必要最低限の者のみに扱わせるものとする。

8 管理業務の範囲を超えた情報の利用禁止

- (1) 指定管理者は、管理業務の範囲及び用途を超えて、管理業務に係る個人情報及びその調査分析過程で得られた付随的な情報を利用、加工及び再生してはならない。
- (2) 指定管理者は、管理業務に係る個人情報を区の許可なく複写又は複製してはならない。
- (3) 指定管理者は、管理業務従事者に対し、前(1)及び(2)の義務を遵守させなければならない。

9 個人情報の返還及び廃棄の義務

- (1) 指定管理者は、管理業務が終了したとき、本協定が解除されたとき及び区より求めがあったときは、管理業務に係る個人情報（複写及び複製したものを含む）を速やかに施設の管理者に引き継がなければならない。
- (2) 前(1)の規定にかかわらず、区と指定管理者との協議の上、指定管理者が廃棄する場合には、指定管理者は、第三者の利用に供されることのないよう善良な管理者の注意をもって、書類等については焼却、溶解により処分しなければならない。また、個人情報が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- (3) 指定管理者は、前(2)において、個人情報の廃棄及び消去を行ったときには、その結果について、廃棄又は消去した帳票名又はファイル名、個人情報の項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、処理日、担当者名等を明示した文書を、廃棄及び消去を行った後速やかに、区に提出しなければならない。
- (4) 指定管理者は、個人情報の廃棄又は消去に際し区から立会いを求められた場合には、これに応じなければならない。

10 事故発生時における報告の義務

- (1) 指定管理者は、個人情報に関して盗用、漏えい、改ざん、滅失、毀損等の事故が発生したときは、直ちに区に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、事故に含まれる個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なくその状況を区に報告し、区の指示に従わなければならない。
- (2) 指定管理者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、区その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定め、管理業務に着手する前に区に提出しなければならない。
- (3) 区は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

11 立会い及び監督に関すること

区は、必要があるときは、区の指定する職員を立ち合わせ、個人情報の管理・取扱い状況を調査又は監督し、かつ、必要な指示を行うことができるものとし、指定管理者（管理業務の委託先を含む。）はこれに従わなければならない。

12 個人情報管理の監査

- (1) 区又は区が指定した監査人は、管理業務に係る個人情報の管理に対して、定期的又は随時に監査を行うことができるものとし、指定管理者（管理業務の委託先を含む。）はこれに協力し必要な情報を提供しなければならない。なお、監査の対象事項及び方法の詳細については区と指定管理者の間で別途協議の上定めるものとする。
- (2) 区は、前(1)以外の事項に対しても、本事業の稼働状況等を調査するため区が必要とする事項を監査できることとし、指定管理者（管理業務の委託先を含む。）はこれに協力し必要な情報を提供しなければならない。

13 教育

指定管理者は、管理業務従事者に対し、管理業務に係る個人情報の保護に関する教育又は研修を実施しなければならない。また、教育又は研修の実施状況について、区の求めがあった場合には、報告書を提出しなければならない。

14 個人情報の授受及び搬送

- (1) 指定管理者は、管理業務に係る個人情報の授受及び搬送に関して、安全管理上必要な措置を講じ、紛失、毀損等の事故を防止しなければならない。
- (2) 指定管理者は、区と指定管理者間の個人情報の授受に関して、区が指定した手段、日時及び場所で行った上で、区に個人情報の預り証を提出しなければならない。
- (3) 指定管理者は、管理業務に係る個人情報を搬送する場合には、専用ケースに施錠した上で、指定管理者の責任において、指定管理者の専用車で搬送するものとし、その費用は指定管理者の負担とする。ただし、緊急時又はその他の事情で指定管理者の専

用車が使用できない場合には、指定管理者は、速やかに区に報告し、搬送方法を区と協議しなければならない。

15 公表措置及び損害賠償義務

- (1) 区は、指定管理者が本規定に掲げる事項に違反し、又は怠った場合には、その事実を公表することができる。また、区は指定管理者に指定取消しの措置を取ることができる。
- (2) 前(1)の場合においては、区が損害を受けたときは、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。指定管理者が委託を行ったことにより、区に損害を与えたときも同様とする。

16 罰則

個人情報保護法第 176 条及び第 180 条の規定を適用する。

17 協議事項

本規定にない事項又は本規定の解釈について疑義が生じた場合には、指定管理者及び区は、その都度誠意をもって協議の上、解決するものとする。

指定管理者が行う施設の管理に関する情報公開の取扱い

1 情報公開の対象となる情報

情報公開の対象となる情報とは、指定管理者が公の施設の管理業務を行うために、当該管理業務に従事している者が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム又は電磁的記録により、指定管理者が管理しているものをいう。(葛飾区情報公開条例(以下「条例」という。)第 20 条)

2 利用者等への対応

指定管理者は、公の施設の管理業務を行うために管理している情報(以下「施設の管理情報」という。)について、施設の利用者等から指定管理者に直接情報の公開請求があった場合は、当該請求情報が既に公表されている情報である場合を除き、当該情報の公開請求を区へ請求するよう請求者に指示するものとする。

なお、当該情報が既に公表されている情報である場合は、指定管理者はその情報を請求者に提供するものとする。

3 情報の提供手続

(1) 区は、施設の管理情報についての公開請求を受けた場合、請求された情報を区が管理していないときは、「施設の管理に関する情報の提供依頼書」により指定管理者に対して当該情報の提供を求めるものとする。

(2) 指定管理者は、区から当該情報の提供依頼を受けたときは、「施設の管理に関する情報の提供書」によりその情報を区に提供するものとする。その際、当該情報が条例第 9 条に規定する非公開情報に該当すると判断した場合は、その旨を当該提供書に明記した上で提出するものとする。

4 非公開とした情報の取扱い

区は、前項で指定管理者が非公開情報に該当するとした情報について、公開することが妥当であると判断した場合は、指定管理者にその旨を通知した上で、公開するものとする。

5 情報の提供拒否

(1) 指定管理者は、提供依頼を受けた情報が条例第 9 条に規定する非公開情報に該当し、かつ、区へ提供することができない正当な理由がある場合には、「施設の管理に関する情報の提供拒否理由書」にその理由を明記し、区に申し出なければならない。

(2) 前号の申し出があった場合において、区は、当該申し出に正当な理由がないと認めるときは、当該理由を付して、再度、当該情報の提供を求めるものとする。

(3) 前号の求めがあったときは、指定管理者は区に当該情報を提供しなければならない。

6 区の決定への追従

施設の管理情報の公開請求に対する区の決定に対し、請求者から不服申立があった場合、指定管理者は、葛飾区行政不服審査会条例（令和5年条例第1号）第1条に規定する葛飾区行政不服審査会における答申を受けて行った決定に、従わなければならない。

7 指定取消し

区は指定管理者が第3項から第6項までの規定に従わない場合、指定管理者の指定取消しの措置を取ることができる。

8 情報の整備

指定管理者は、公の施設の管理業務を行うために管理している情報を分類、整理し、区からの情報提供依頼に速やかに対応できるよう努めるものとする。

リスク分担

凡例

◎：原則すべてを負担 ○：急激な変動の場合は協議により負担 △：負担方法を協議

指定管理全般に関する事

内 容	想定されるリスク	リスク分担	
		区	指定 管理者
公募要項リスク	公募要項の誤りに関するもの、内容の変更に関するコスト変動	◎	
制度関連リスク	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法制度・許認可の新設・変更に関するコスト変動（区レベルの変更）	◎	
	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法制度・許認可の新設・変更に関するコスト変動（上記以外）		◎
	特定の施設の管理運営に影響を及ぼす税制度の変更によるコスト変動 （例）NPO 税、観光税等の新税が導入された場合	◎	
	広く団体全般に影響を与える税制度の変更によるコスト変動 （例）事業所税、法人税等		◎
	区と団体の双方に影響を及ぼす税制度の変更によるキャッシュフローの変動 （例）消費税等	△	△
社会リスク	観光施設への指定管理者制度導入に関する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの	◎	
	管理・運営業務に関する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの		◎
	管理・運営業務における騒音・振動・光・臭気に関するもの		◎
	管理・運営業務における環境保全に関するもの		◎

事業の中止・延期に関するリスク	指定管理者の事業放棄、破綻によるもの		◎
	指定管理者の提供するサービスの品質が一定のレベルを下回った場合		◎
	区の債務不履行、当該サービスが不要となった場合	◎	
	やむを得ない事由により事業を中止・延期した場合	△	△
指定管理者の責めによる指定取消しに伴うリスク	事業中止に伴う違約金等の支払い		◎
	事業中止に伴う訴訟等トラブルの対応		◎
不可抗力リスク	地震・風水害・戦争等（施設が「葛飾区地域防災計画」及び「葛飾区拠点施設応急対策行動計画」で定める役割に基づく防災拠点として利用されている間の履行不能も含む）による施設・設備の復旧費用	◎	
	地震・風水害・戦争等（施設が「葛区地域防災計画」及び「葛飾区拠点施設応急対策行動計画」で定める役割に基づく防災拠点として利用されている間の履行不能も含む）による管理運営の中断に伴う損失	△	△
	指定管理者の不備による被害の発生及び拡大		◎
物価リスク	指定期間中の物価のインフレ・デフレ	○	◎
	指定期間中の人件費のインフレ・デフレ	○	◎
金利リスク	指定期間中の金利変動	○	◎

施設・設備維持に関する事

内 容	想定されるリスク	リスク分担	
		区	指 定 管理 者
保守・点検	区の事由による業務内容、用途変更等に起因する保守・点検費用の増大	◎	
	指定管理者の責めによる保守・点検費用の増大		◎
	保守・点検の不備による機器の不調		◎

	上記以外の事由による機器の不調	△	△
施設・設備維持管理業務	指定管理者の責めによる施設維持管理上の事故、怪我の発生及び拡大		◎
	上記以外による事故、怪我の発生及び拡大	◎	
	維持管理の不行き届きなどによる区民や来館者からの苦情及びその対応		◎
	地盤沈下による施設設備等の損傷	◎	
	セキュリティの不備による事故・火災の発生及び拡大		◎

外構・保守管理に関する事

内 容	想定されるリスク	リスク分担	
		区	指 定 管理 者
外構施設（駐車スペースを含む）の 保守・点検	区の事由による点検・保守費用の増加	◎	
	上記以外の事由による点検・保守費用の増加		◎
外構施設（駐車スペースを含む）の 維持管理業務	指定管理者の責めによる事故、怪我の発生及び拡大		◎
	上記以外による事故、怪我の発生及び拡大	◎	
	指定管理者の責めによる駐車場設備の故障による車の入庫・出庫の不能		◎
	上記以外の事由による駐車場設備の故障による車の入庫・出庫の不能	◎	
	セキュリティの不備による事故発生及び拡大		◎

清掃に関する事

内 容	想定されるリスク	リスク分担	
		区	指 定 管理者
敷地内（施設内含む）の清掃（日常・定期）	区民や来館者からの苦情		◎
	清掃の不手際による事故・怪我（乾燥不十分・除雪の不備による転倒等）		◎

公園の維持管理に関する事

内 容	想定されるリスク	リスク分担	
		区	指 定 管理者
管理運營業務	維持管理の不行き届きなどによる区民や来園者からの苦情及びその対応		◎
維持管理業務	指定管理者の責めによる保守・点検費用の増大		◎
	保守・点検の不備による施設・機器の損傷		◎
	上記以外の事由による施設・機器の損傷	△	△
	指定管理者の責めによる事故、怪我の発生及び拡大		◎
	上記以外による事故、怪我の発生及び拡大	◎	
樹木の剪定、病害虫駆除等	区の事由による除草費用及び剪定費用の増加	◎	
	指定管理者の責めによる除草費用及び剪定費用の増加		◎
	除草作業による屋内害虫の増加		◎
災害時対応	自然災害時の事前予防対策、被害状況の確認及び応急措置		◎

	地震・風水害・戦争等（施設が「葛飾区地域防災計画」及び「葛飾区拠点施設応急対策行動計画」で定める役割に基づき防災拠点として利用されている間の履行不能も含む）に伴う施設・設備・備品の修繕による経費の増加	△	△
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	---

機材の維持管理に関する事

内 容	想定されるリスク	リスク分担	
		区	指 定 管理者
機材の維持管理業務	区の事由による業務内容、用途の変更に起因する保守費などの増加	◎	
	指定管理者の責めによる業務内容、用途の変更に起因する保守費などの増加		◎
	保守・点検の不備による器具・備品の破損		◎
	上記以外の事由による器具・備品の破損	△	△

サービス運営業務

内 容	想定されるリスク	リスク分担	
		区	指 定 管理者
広報誌の発行	広報誌などの印刷・発送の不備による損害		◎
来館者の受付・案内	未受付来館者の侵入による事故などの発生		◎
	徴収した利用料金の盗難・紛失		◎
	来館者の誘導の不手際による事故、怪我		◎

事業運営業務

内 容	想定されるリスク	リスク分担	
		区	指 定 管理者
事業運営	事業実施時の事故や怪我		◎
	公演、講座などの業務不履行による損害		◎
	徴収した利用料金の盗難・紛失		◎
サービスの質	区民や来館者からの苦情		◎
清掃 (日常・定期)	区民や来館者からの清掃に関する苦情		◎
喫茶の管理及び厨 房の害虫駆除	衛生管理の不行き届きなどによる食中毒 の発生		◎
	害虫の発生		◎
	火災やボヤの発生		◎

傷病人への対応業務

内 容	想定されるリスク	リスク分担	
		区	指 定 管理者
病院への連絡など	対応の不手際による症状の悪化		◎
応急処置	応急処置の不手際による症状の悪化		◎

ヘルプデスク業務

内 容	想定されるリスク	リスク分担	
		区	指 定 管理者
施設及びサービス への苦情受付	ヘルプデスクの不手際による苦情		◎
修理の手配	ヘルプデスクの不手際による修理の未手 配		◎
モニタリング	ヘルプデスクの不手際によるモニタリン グの機能不全		◎

報告書の作成	ヘルプデスクの不手際によるモニタリング報告書期限の不遵守		◎
--------	------------------------------	--	---

需要リスク

内 容	想定されるリスク	リスク分担	
		区	指 定 管理者
入館者数の変動	施設機能の一部廃止など、区の事由による利用者数の減少に伴う、利用料金収入の減少	◎	
	指定管理者のサービス水準低下や競合施設のオープンなど上記以外の事由による利用者数の減少及び利用料金収入の減少		◎

事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合、区は指定の取消しをすることができるものとします。なお、指定を取り消される指定管理者は次期指定管理者が円滑かつ支障なく、観光施設の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。指定を取り消される指定管理者が次期指定管理者に対する引継ぎを適切に行わない事由により、区に負担が生じる場合には、その負担分は取消しを受ける指定管理者に対して求償します。

(2) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

不可抗力等、区及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難となった場合は、事業継続の可否について両方で協議するものとします。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、観光施設の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

(3) 指定管理者の指定取消し後の対応

指定管理者の指定取消し後、第2順位、第3順位の交渉権者と協定締結について協議を行うことがあります。

柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園拡張部
令和8年度協定の概要

1 年度協定の期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

2 管理業務の内容

(1) 事業

① 観光振興事業

オープニングイベント、伝統産業を始めとする区内産業や子どもを対象とした体験教室、寅さんサミットなどの観光振興事業と連携した特別企画、柴又公園拡張部を活用したマルシェ、フリーマーケットなど

② 喫茶・物販事業

軽食や飲み物などを提供する喫茶事業、伝統産品を始めとする区内産品などの販売事業

(2) 施設の利用・維持管理

施設維持管理業務、受付業務、設備管理業務、警備業務、清掃業務ほか

3 委託料等

(1) 令和8年度予算額

142,781千円

① 柴又川甚まちなみ館 120,488千円

② 葛飾区立柴又公園拡張部 22,293千円

(2) 委託料の減額

管理業務の一部を遂行しなかった場合や業務水準を下回った場合は減額する。

(3) 支払方法

四半期（年3回）毎に支払う。

(4) 区への還元

利用料金収入総額や観光振興事業収入総額が収入見積総額を上回った場合は、規定の割合を区に還元する。

4 モニタリング等

(1) 区は定期的なチェックを行うために、指定管理者に対し、定期的に業務報告書を区に提出させる。区は、提出された業務報告書を点検し、必要に応じて実地調査を行うとともに必要な指示を行い、業務水準を下回った場合は委託料を減額する。

なお、指定管理者は、利用者等にアンケートを実施し、利用者等からの要望を受け、かつ自己改善を促す仕組みとしてセルフモニタリングを実施する。

(2) 毎年度終了後、予め定められた期限までに管理運営状況報告及び決算報告を義務付ける。